



**KAWASAKI
SDGs**

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



かわさき産業振興プラン 第3期実行プログラム



Kawasaki Industry Promotion Plan
The 3rd Phase of Implementation Program



令和4(2022)年3月
川崎市

はじめに



川崎市は、日本を代表する大企業や研究開発機関の立地に加え、優れた技術を持つ中堅・中小企業も数多く集積し、ものづくりをはじめ、商業、サービス業など多様で幅広い産業を有する都市として発展してまいりまして、令和3(2021)年に実施した調査では、市内には550以上もの研究開発機関が集積しています。

そのような中で、殿町地区のキングスカイフロントは、環境・ライフサイエンス分野における国際戦略拠点として発展しており、令和4(2022)年3月にはキングスカイフロントと羽田エリアを繋ぐ「多摩川スカイブリッジ」が開通するなど、成長戦略拠点としての同地区の価値・魅力が一層高まることが期待できます。また、新川崎地区は、産学官連携による新産業創出拠点として、オープンイノベーションの推進に取り組んでおり、中心となる「新川崎・創造のもり」では、かわさき新産業創造センター(KBIC)に、民間企業による日本初の「ゲート型商用量子コンピューティングシステム」が設置され、稼働を開始するなど、新産業の創出の取組が一層加速化しています。

また、市内経済の状況に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症の拡大や、世界の脱炭素化への動きに対応した取組の進展など、市内事業者を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。

「かわさき産業振興プラン第3期実行プログラム」は、こうした産業の動向等を踏まえ、市内産業の一層の振興を図るために、「川崎市総合計画第3期実施計画」の策定に合わせて、総合計画における産業振興に関する分野別計画として策定するものです。

「本実行プログラム」は、平成28(2016)年2月に策定した「かわさき産業振興プラン」が掲げる「多様な人材と産業が創り出す、活力と魅力にあふれるオープンイノベーション都市かわさき」の理念に基づき、今後4年間の計画期間における、具体的な産業振興施策を定めるものです。その中では、産業構造の変化に対応し、事業者が抱える様々な経営課題の解決を図るため、デジタル化への対応や脱炭素社会の実現に向けた取組の推進、生産性の向上、成長産業の育成、事業の継続力の強化等に取り組むこととしています。

計画期間内の令和6(2024)年には、市制100周年という歴史的な節目を迎えます。市内事業者、大学・研究機関、金融機関、関係団体等の皆様と連携を強化しながら、次の100年に向けて「力強い産業都市づくり」に取り組んでまいります。

令和4(2022)年3月

川崎市長 福田 紀彦

目次

第1章 第3期実行プログラムの策定にあたって.....	1
第2章 本市の産業を取り巻く現状.....	3
1 我が国の経済状況の変化.....	3
(1)近年の我が国の景気動向.....	3
(2)産業構造の変化.....	4
(3)国の成長戦略等の動向.....	5
2 本市の経済・産業の状況.....	7
(1)景気・財政状況の動向.....	7
(2)人口動向.....	11
(3)産業構造.....	12
(4)市内産業の状況と特色.....	27
3 社会経済環境の変化.....	34
(1)新型コロナウイルス感染症の影響.....	34
(2)脱炭素社会の実現に向けた取組の進展.....	37
(3)大規模自然災害の発生.....	39
(4)SDGsの取組の推進.....	41
(5)Society5.0の進展.....	42
(6)生産性向上の推進.....	43
第3章 第3期実行プログラムの基本的な考え方.....	44
1 第3期実行プログラムの推進に向けた検証と総括について.....	44
(1)中小企業活性化条例に基づく、川崎市産業振興協議会での第2期実行プログラム期間に おける施策の実施状況の検証意見.....	44
(2)新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急経済対策の実施.....	46
(3)第3期実行プログラムの推進に向けた取組の総括.....	48
(4)第3期実行プログラムの推進に向けた取組の考え方.....	48
2 第3期実行プログラムの5つの視点.....	50
【視点1】価値創造と競争力の源泉となるイノベーションの創出と成長の促進.....	50
【視点2】デジタル化やICT活用等による高付加価値化・業務効率化の促進を通じた 生産性の向上.....	50
【視点3】多様性を尊重して誰もが活躍する魅力あるワークスタイルの実現.....	50
【視点4】地域の強みや特性を活かした地域経済の安定と好循環の創出.....	50
【視点5】変化に強くしなやかな企業づくりの推進.....	50
3 産業振興の理念・方針に基づく第3期実行プログラムの全体像.....	51
4 SDGsの考え方の活用.....	52
第4章 第3期実行プログラム.....	53
1 第3期実行プログラムの7つの政策・基本戦略・取組項目一覧.....	53
2 第3期実行プログラムにおける中小企業に向けた脱炭素、デジタル化の取組.....	54
3 第3期実行プログラム.....	55
政策1 起業・創業の支援.....	55
(1)市内産業を活性化するベンチャー企業の創出・育成・定着.....	55
(2)様々な主体、手法による創業の促進.....	61
政策2 成長産業の育成振興.....	63
(1)成長産業分野でのイノベーションの創出.....	63
(2)成長産業の拠点における連携の促進とブランドの向上.....	72
(3)臨海部の活性化.....	75
政策3 中小企業の活性化.....	79
(1)中小企業の競争力の強化・生産性の向上.....	79
(2)中小企業の安定化・強靱化.....	87
(3)中小企業の成長促進.....	93

政策4 市民生活を支える産業の振興	96
(1)魅力と活力のある商業地域の形成.....	96
(2)都市農業の活性化と都市農地の活用.....	101
(3)市民への安定的な食料品等の供給.....	109
(4)市民の安全安心な消費生活の確保.....	112
政策5 産業人材の確保と雇用への対応	116
(1)産業構造の変化や多様な就業形態に応じた就業の支援.....	116
(2)多様な人材の育成・確保・活用.....	119
(3)誰もが働きやすい環境づくりの推進.....	123
政策6 経済の国際化への対応	127
(1)市内企業の国際化支援.....	127
(2)環境ビジネスの海外展開の支援.....	131
政策7 都市拠点・観光資源を活かした交流人口の拡大	134
(1)川崎の特性を活かした観光の振興.....	134
(2)川崎の特性を活かしたビジネス交流の促進.....	140
第5章 第3期実行プログラムの進行管理の考え方	143
1 総合計画における進行管理.....	143
2 中小企業活性化条例の実施計画としての進行管理.....	143
3 「かわさき産業振興プラン」と他の産業振興施策に関連する分野別計画等.....	144
参考資料	146
1 第3期実行プログラム(令和4(2022)～令和7(2025)年度)施策体系.....	146
2 川崎市中心小企業活性化のための成長戦略に関する条例.....	148
3 第3期実行プログラム策定にあたっての「研究開発に関する調査」の概要.....	150
4 「令和2年度 市内事業所経営実態把握調査」の概要.....	152

第1章 第3期実行プログラムの策定にあたって

「かわさき産業振興プラン」は、「川崎市総合計画」を上位計画とする、産業振興に関わる分野別計画であり、産業施策における他の分野別計画との整合・連携を図りつつ、「川崎市総合計画」で掲げる川崎市のまちづくりの基本目標のひとつである「力強い産業都市づくり」の実現に向けた産業振興の方向性を定めたものです。

現在の「かわさき産業振興プラン」は、「川崎市総合計画」と連動して、計画期間を10年間(平成28(2016)年度から令和7(2025)年度)として策定しており、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例(以下、「中小企業活性化条例」という。P148参照。)」の実施計画としての位置付けも有しています。

「川崎市総合計画」と「かわさき産業振興プラン」との関係



また、具体的施策の方向性を定めた「かわさき産業振興プラン 第2期実行プログラム」については、「総合計画 第2期実施計画」と連動して、計画期間を4年間(平成30(2018)年度から令和3(2021)年度)として策定しました。

今回、「第2期実行プログラム」の計画期間終了に伴い、「総合計画 第3期実施計画」の策定に合わせ、計画期間を4年間(令和4(2022)年度から令和7(2025)年度)として「第3期実行プログラム」の策定を行います。

「川崎市総合計画」と「かわさき産業振興プラン」の計画期間

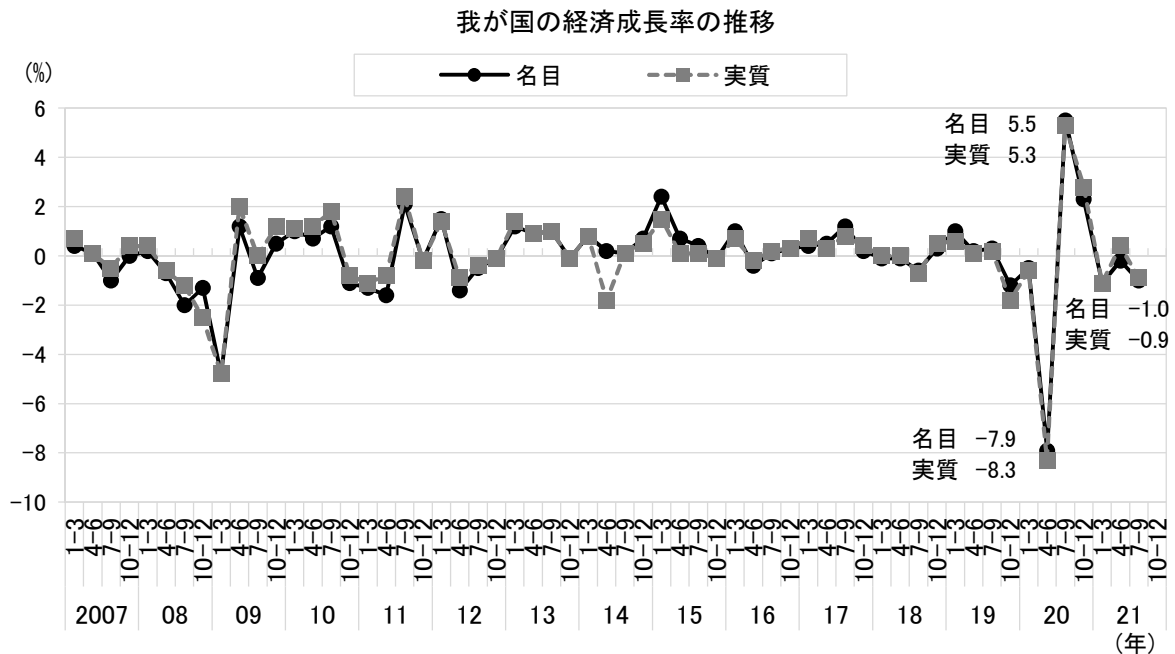
総合計画	基本構想：概ね30年間程度を展望		
	基本計画：平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間		
	第1期実施計画	第2期実施計画	第3期実施計画
	平成28(2016)年度～平成29(2017)年度	平成30(2018)年度～令和3(2021)年度	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度
かわさき 産業振興プラン	計画期間：平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間		
	第1期実行プログラム	第2期実行プログラム	第3期実行プログラム
	平成28(2016)年度～平成29(2017)年度	平成30(2018)年度～令和3(2021)年度	令和4(2022)年度～令和7(2025)年度

第2章 本市の産業を取り巻く現状

1 我が国の経済状況の変化

(1) 近年の我が国の景気動向

我が国の経済成長率をみると、世界金融危機の影響で平成20(2008)年10-12月期から平成21(2009)年1-3期にかけて急激に悪化し、一旦、回復したものの、平成23(2011)年の東日本大震災の影響で再び悪化しました。その後、平成26(2014)年と令和元(2019)年の消費税率引上げなどに伴う上下動はありましたが、概ね、横ばいで推移するという状態が続いていました。令和2(2020)年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済成長率が大きく上下し、令和2(2020)年4-6月期は、名目が-7.9%、実質が-8.3%と大きく減少しましたが、7-9月期には、名目が5.5%、実質が5.3%と大きく増加しました。その後、令和3(2021)年7-9月期は、名目が-1.0%、実質が-0.9%となっています。



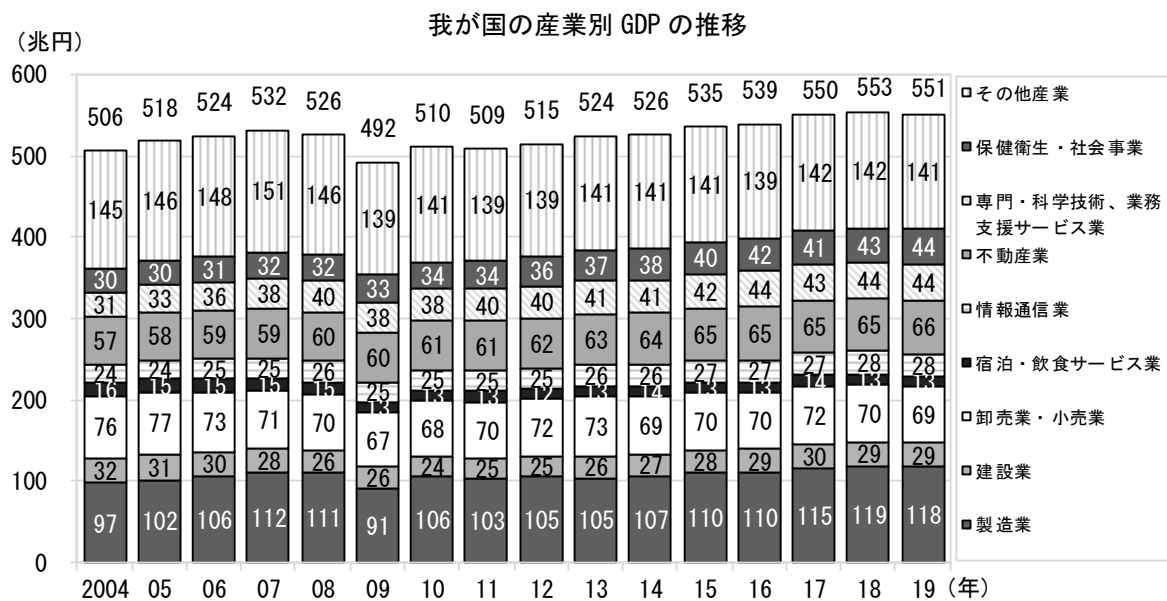
(資料)内閣府「四半期別 GDP 速報」

(2) 産業構造の変化

我が国の GDP (国内総生産) の産業別構成は、製造業が最も大きく、卸売業・小売業、不動産業が続く、これらの上位3業種で産業活動による総生産額のおよそ5割弱を占めています。

製造業は、世界金融危機後の平成21(2009)年に大きく減少しましたが、緩やかな回復傾向にあります。

産業別 GDP の業種別シェアの経年推移をみると、製造業、保健衛生・社会事業などが伸びている一方、卸売業・小売業、宿泊・飲食サービス業などはシェアを落としています。また、専門・科学技術、業務支援サービス業は、平成21(2009)年までは伸びを続けていましたが、それ以降は横ばいの状態となっています。



※各経済活動には市場生産者のほか、一般政府、対家計民間非営利団体からなる非市場生産者を含みます。
(資料)内閣府「国民経済計算」

我が国の産業別 GDP のシェアの推移

(年)

	2004	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
製造業	19.2%	19.7%	20.2%	21.0%	21.1%	18.6%	20.8%	20.3%	20.4%	20.0%	20.3%	20.6%	20.5%	20.9%	21.5%	21.4%
建設業	6.3%	5.9%	5.8%	5.3%	5.0%	5.2%	4.8%	4.8%	4.8%	5.0%	5.1%	5.2%	5.4%	5.4%	5.3%	5.2%
卸売業・小売業	15.0%	14.9%	14.0%	13.4%	13.3%	13.6%	13.4%	13.7%	13.9%	13.8%	13.1%	13.1%	12.9%	13.1%	12.7%	12.5%
宿泊・飲食サービス業	3.1%	2.9%	2.9%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%	2.5%	2.4%	2.5%	2.6%	2.4%	2.5%	2.5%	2.4%	2.3%
情報通信業	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%	4.9%	5.1%	4.9%	4.8%	4.8%	4.9%	4.9%	5.0%	5.0%	4.9%	5.0%	5.1%
不動産業	11.3%	11.2%	11.3%	11.2%	11.4%	12.2%	11.9%	12.1%	12.0%	12.0%	12.2%	12.1%	12.0%	11.9%	11.8%	12.0%
専門・科学技術、業務支援サービス業	6.1%	6.4%	6.8%	7.2%	7.7%	7.8%	7.5%	7.8%	7.8%	7.8%	7.8%	7.9%	8.1%	7.9%	7.9%	7.9%
保健衛生・社会事業	5.8%	5.9%	5.9%	6.0%	6.1%	6.7%	6.6%	6.7%	7.0%	7.1%	7.1%	7.5%	7.7%	7.5%	7.7%	8.0%
その他産業	28.6%	28.2%	28.3%	28.4%	27.8%	28.2%	27.6%	27.3%	26.9%	26.8%	26.8%	26.3%	25.9%	25.9%	25.6%	25.6%
全産業	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※全産業は公務も含めた全ての産業の付加価値額の合計となっています。

(資料)内閣府「国民経済計算」

(3) 国の成長戦略等の動向

① 国が進める成長戦略について

国が成長戦略の一つとして掲げる Society5.0 とは、狩猟社会(1.0)、農耕社会(2.0)、工業社会(3.0)、情報社会(4.0)に続く新たな社会の姿として、「第5期科学技術基本計画」(平成28(2016)年1月閣議決定)において提唱されたもので、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」のことを指しています。この我が国が目指すべき未来の社会を実現するため、平成29(2017)年6月に「未来投資戦略2017」(令和元(2019)年からは「成長戦略実行計画」)を策定し、以後毎年これを改訂してきました。

令和2(2020)年版では、新しい働き方の定着、決済インフラの見直し及びキャッシュレスの環境整備、デジタル市場への対応、オープンイノベーションの推進、モビリティ等の分野について、未来に向けた課題と今後取り組んでいくべき施策の方針を掲げています。加えて、各地域において、未来の生活を先行的に体現する「スーパーシティ構想」の早期実現も、Society5.0の実現に向けた戦略課題のひとつと位置づけられています。

「スーパーシティ構想」は、車の自動走行などの移動・交通、ドローン配送などの物流、キャッシュレス決済などの支払、遠隔診療やAIホスピタルなどの医療・福祉をはじめ、行政手続、教育、観光、エネルギー、環境、防災、防犯等の複数分野(概ね5分野以上)を組み合わせ、データやAI、ICTなどの先端技術を活用した新たなサービスをまち全体で提供することを目指すものです。

また、令和3(2021)年3月に閣議決定された、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」において、「Society5.0の実現に向け、サイバー空間とフィジカル空間を融合し、新たな価値を創出することが可能となるよう、質の高い多種多様なデータによるデジタルツインをサイバー空間に構築し、それを基にAIを積極的に用いながらフィジカル空間を変化させ、その結果をサイバー空間へ再現するという、常に変化し続けるダイナミックな好循環を生み出す社会へと変革することを目指す。」としています。

その他の成長戦略としては、令和3(2021)年6月に閣議決定した「成長戦略実行計画」において、今後、AIや半導体などの先端技術の経済安全保障の観点から技術優越性の確保を図るなど、経済安全保障の施策を総合的・包括的に推進していくとしています。

② 働き方改革について

国は、働き方改革が日本経済再生に向けた極めて重要なチャレンジのひとつとして位置付け、平成29(2017)年3月に「働き方改革実行計画」を取りまとめました。

「働き方改革実行計画」では、働く人の視点に立った働き方改革の実現をその基本に据え、①非正規雇用の処遇改善、②賃金引上げと労働生産性向上、③長時間労働の是正、④柔軟な働き方がしやすい環境整備、⑤病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の促進、⑥外国人材の受入れ、⑦女性・若者が活躍しやすい環境整備、⑧雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実、⑨高齢者の就労促進を重点テーマに掲げるとともに、これら諸課題の改善を図る対応策として、同一労働同一賃金の実現、非正規雇用労働者の正社員化等のキャリアアップの推進、法による時間

外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正等の具体的に取り組むべき指針が示されました。

「成長戦略実行計画(令和3(2021)年6月版)の項目」

- 第1章 新たな日常に向けた成長戦略の考え方
- 第2章 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備
- 第3章 グリーン分野の成長
- 第4章 グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現
- 第5章 「人」への投資の強化
- 第6章 経済安全保障の確保と集中投資
- 第7章 ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活
～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備
- 第8章 事業再構築・事業再生の環境整備
- 第9章 新たな成長に向けた競争政策等の在り方
- 第10章 足腰の強い中小企業の構築
- 第11章 イノベーションへの投資の強化
- 第12章 コーポレートガバナンス改革
- 第13章 重要分野における取組
- 第14章 地方創生
- 第15章 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現
- 第16章 フォローアップ

(資料)内閣府「成長戦略実行計画(令和3(2021)年6月版)」

2 本市の経済・産業の状況

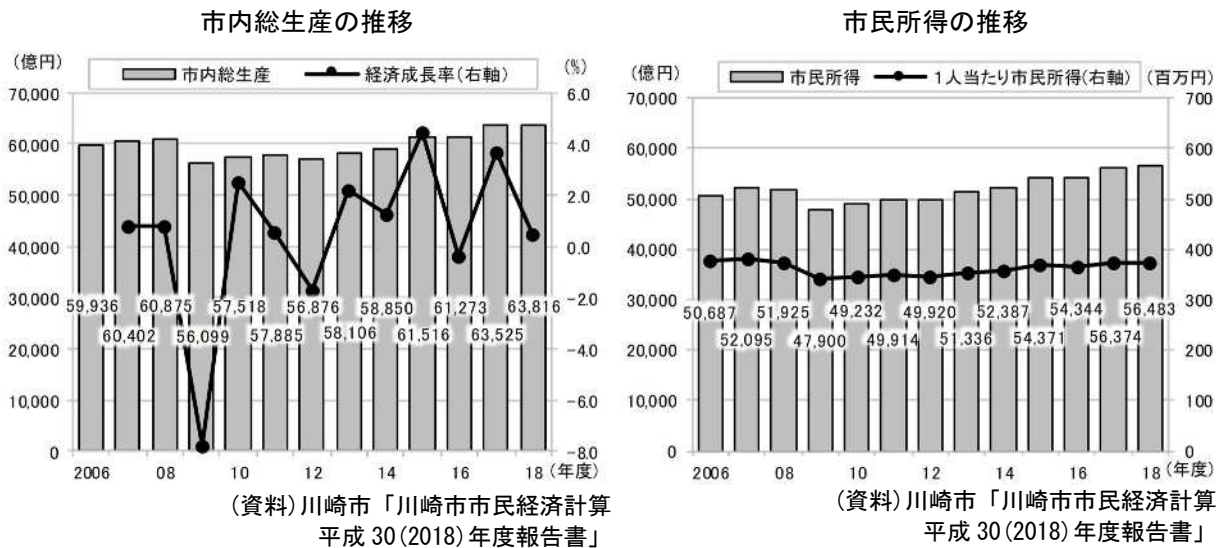
(1) 景気・財政状況の動向

① 市民生産・市民所得

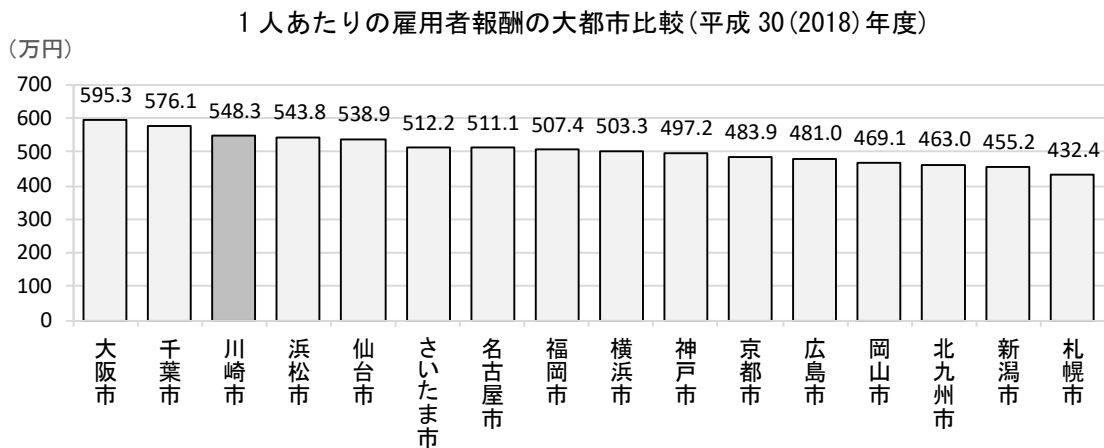
「平成30年度 川崎市市民経済計算」によると、本市の平成30(2018)年度の市内総生産(生産側、名目)は約6.4兆円、経済成長率(市内総生産の対前年度増加率)は、0.5%のプラスとなり、2年連続の増加となりました。市内総生産の推移をみると、平成21(2009)年度に減少しましたが、その後は平成30(2018)年度にかけて穏やかな増加傾向にあります。

また、市民所得をみると、平成21(2009)年度以降、緩やかに増加している動きがみられます。

1人あたりの雇用者報酬は、平成30(2018)年度は548.3万円となっており、他の大都市と比較すると、大阪市、千葉市に次いで3位となっています。



※川崎市「川崎市市民経済計算 平成30(2018)年度報告書」は、国の国民経済計算の推計方法が2008SNAに移行したことに伴い、新基準の概念や推計方法の変更等を反映し、平成28(2016)年度まで遡って推計しています。このため、最新年度以前の統計書の数値と異なります。

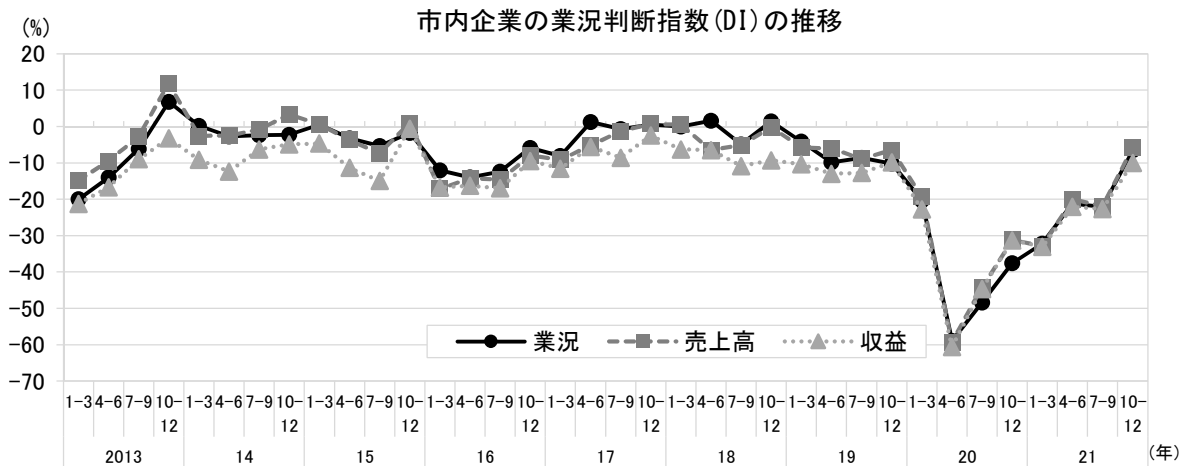


(資料) 内閣府「県民経済計算」

②本市の景気動向

市内金融機関が実施している「中小企業動向調査」によると、業況、売上高及び収益の各DI (Diffusion Index：業況判断指数)は、平成 25(2013)年の改善傾向から、平成 26(2014)年に消費税率引上げの影響等により低下に転じ、以後一時的な改善局面はあったものの、低下傾向が続きました。

平成 28(2016)年後半以降、緩やかな改善の動きがみられましたが、令和 2(2020)年には新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく下落し、その後は改善傾向であるものの、依然厳しい状態が続いています。

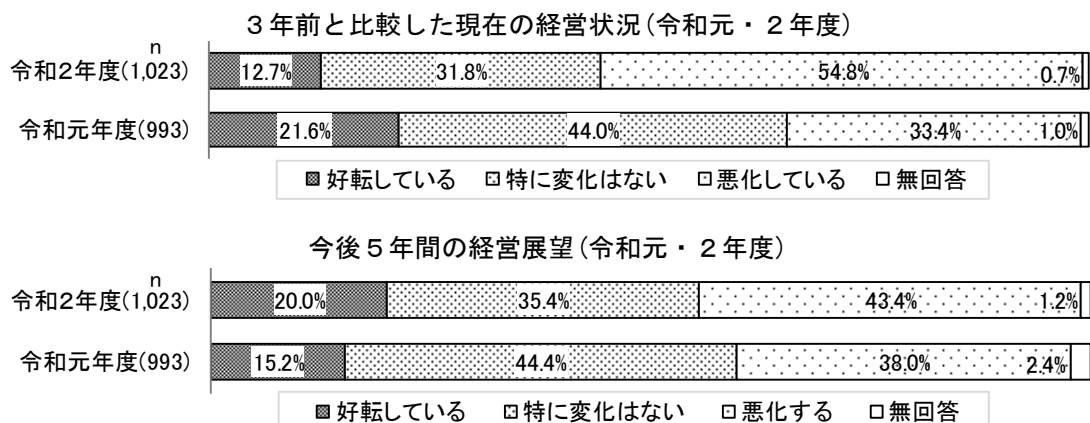


※業況DIとは、前期と比べた業況について、「良い」、「やや良い」、「変わらず」、「やや悪い」、「悪い」の選択肢のうち、「良い」、「やや良い」と回答した企業の割合から、「やや悪い」、「悪い」と回答した企業の割合を差し引いた値を示しています。

(資料)川崎信用金庫「中小企業動向調査」

本市で市内企業を対象に令和 2(2020)年 11 月～12 月にかけて実施した「市内事業所経営実態把握調査」(P152 参照)において、「3年前と比較した現在の経営状況」の令和元・2年度比較では、「好転している」の割合が 8.9 ポイント、「特に変化はない」の割合が 12.2 ポイント減少しているのに対し、「悪化している」の割合が 21.4 ポイント増加しています。

一方、「今後 5 年間の経営展望」の令和元・2年度比較では、「特に変化はない」の割合が 9.0 ポイント減少しているのに対し、「好転している」の割合が 4.8 ポイント、「悪化する」の割合が 5.4 ポイント増加しています。



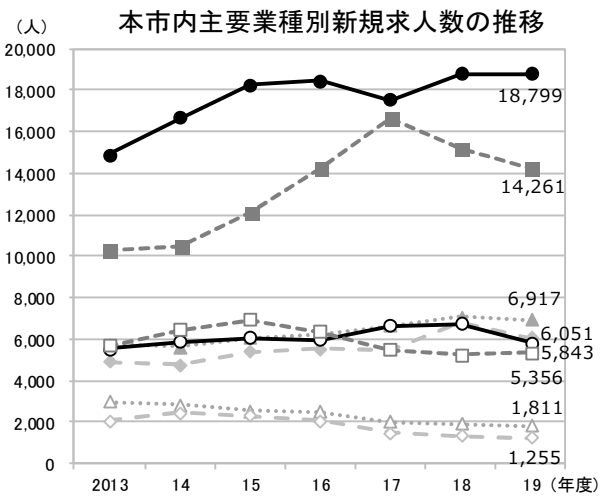
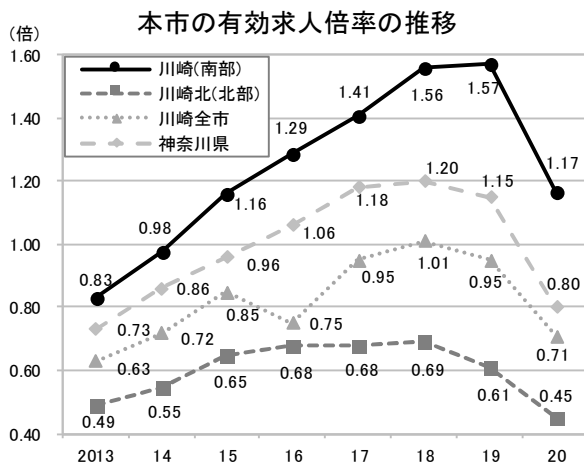
(資料)川崎市「令和 2 年度市内事業所経営実態把握調査」

③雇用の状況

本市の有効求人倍率の推移をみると、平成28(2016)年度に一旦低下が見られたものの、概ね上昇の傾向が続き、雇用環境の改善が進んできました。しかし、令和元(2019)年度には再び低下し、0.95倍と1.0倍を割り込んだのち、令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく低下しています。

また、令和2(2020)年度の川崎(南部)の有効求人倍率は1.17倍で、神奈川県の水準(0.80倍)を大きく超えています。川崎北(北部)は0.45倍と低く、市内でも地域によって雇用環境に差がみられます。

令和元(2019)年度の新規求人数を業種別にみると、「医療、福祉」の18,799人が最も多く、「サービス業」の14,261人がこれに続き、以下「建設業」の6,917人、「運輸業、郵便業」の6,051人、「製造業」の5,843人の順となっています。



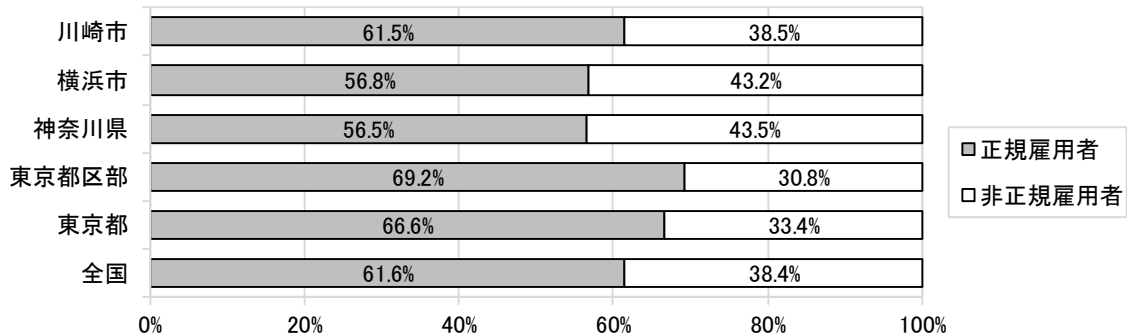
※川崎(南部)：川崎公共職業安定所の管轄エリア
(川崎区、幸区、鶴見区)
川崎(北部)：川崎北公共職業安定所の管轄エリア
(中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区)

(資料) 神奈川県労働局「神奈川県労働市場月報」

(資料) 川崎市「令和2年度 労働白書」

平成28(2016)年の本市の常用雇用者に占める正規・非正規雇用の割合をみると、正規雇用が61.5%であり、全国(61.6%)とほぼ同水準になっており、横浜市、神奈川県と比較すると正規雇用の割合が高く、東京都区部、東京都と比較すると低い状況にあります。

雇用者(民営)に占める正規・非正規雇用の割合の比較(平成28(2016)年)



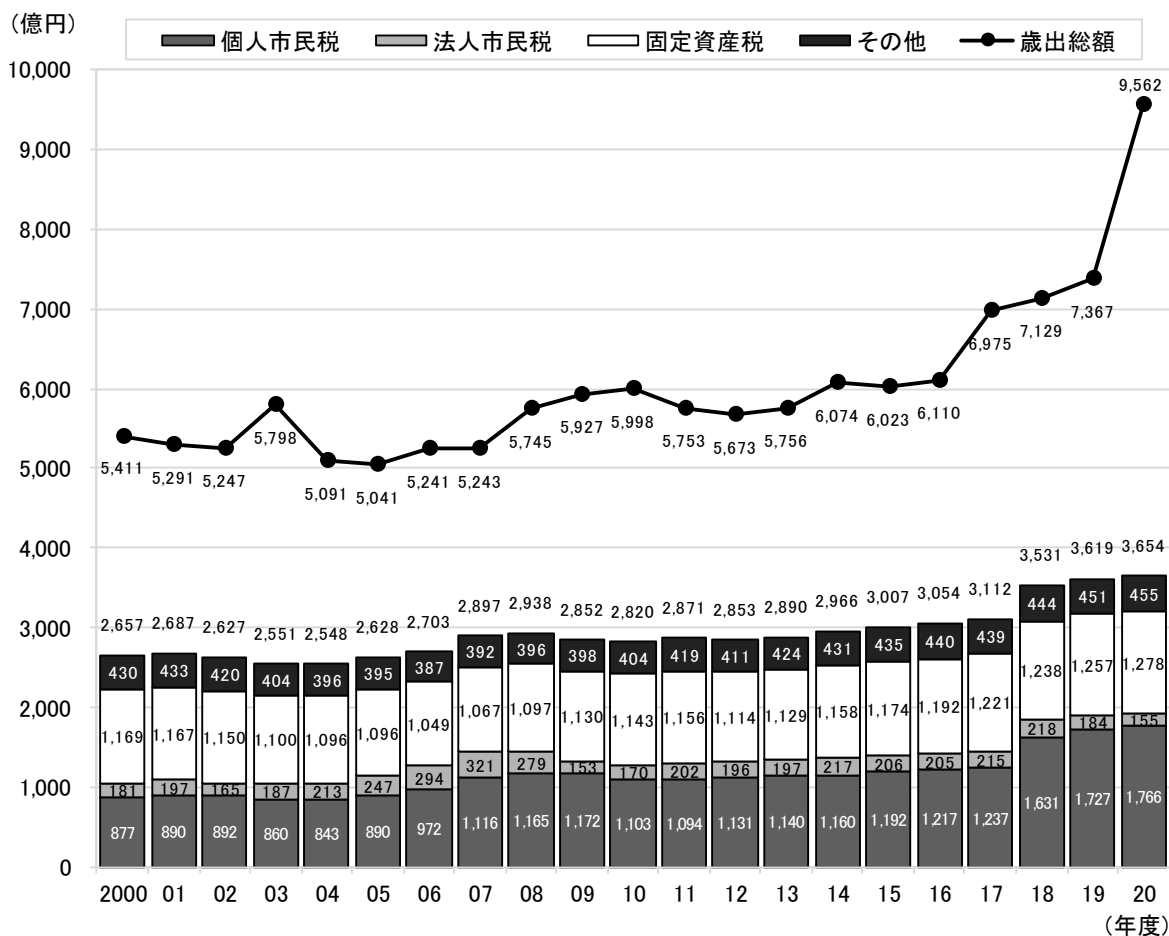
(資料) 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

④市財政

本市の一般会計の歳出総額は平成 24(2012)年度以降、増加傾向にあり、令和 2(2020)年度の歳出総額は 9,562 億円と、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度から大きく増加し、過去最大となりました。

また、市税総額は平成 19(2007)年度以降、2,800～2,900 億円台で推移していましたが、平成 27(2015)年度には 3,000 億円を超え、令和 2(2020)年度には 3,654 億円と 7 年連続の過去最高となりました。令和 2(2020)年度の市税総額の内訳をみると、法人市民税が税率引下げにより減少となった一方、個人市民税が納税者数の増加により、また固定資産税が家屋の新増築などにより増加となっています。

本市の財政状況の推移



(資料) 川崎市「一般会計・特別会計決算見込の概要」

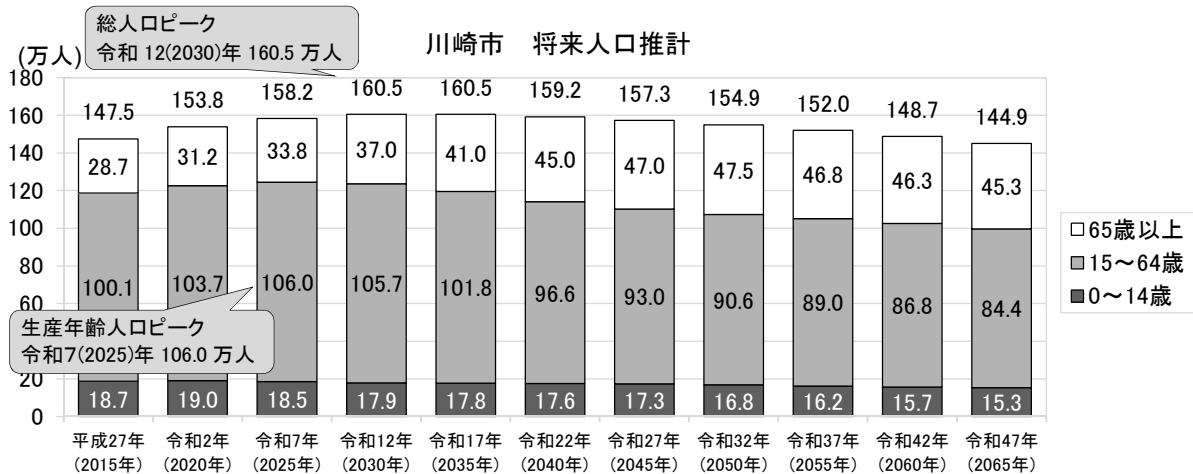
(2)人口動向

本市の将来人口推計によると、駅周辺を中心とした拠点開発の進捗と周辺地域への波及効果により、本市の人口は、引き続き、当面増加傾向を示すことが想定され、令和12(2030)年頃に約160.5万人となりピークを迎え、以降、自然減が社会増を上回るかたちで人口減少への転換が想定されます。

また、生産年齢人口は、令和7(2025)年頃まで増加を続け、約106万人をピークとしてその後減少過程に移行すると想定されます。

老年人口は、当面増加を続け、令和7(2025)年頃までの間に65歳以上の人口割合が21%を超え、超高齢社会が到来すると想定されるとともに、ピークは令和32(2050)年頃の約47.5万人と想定されます。

令和2(2020)年国勢調査での本市の人口指標を他の大都市と比較すると、平均年齢が第1位、生産年齢人口割合が第2位となっています。一方、高齢化率は最も低くなっており、本市の特徴としては、若い市民が多いことを挙げるができます。



(資料)川崎市「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(更新版)」

平均年齢・生産年齢人口割合・高齢化率の大都市比較(令和2(2020)年)

	平均年齢(歳)	生産年齢人口割合(%)	高齢化率(%)
1 川崎市	43.7	特別区部 67.6	北九州市 31.7
2 福岡市	43.8	川崎市 67.4	静岡市 30.5
3 特別区部	44.8	福岡市 65.4	新潟市 29.7
4 さいたま市	45.2	仙台市 64.2	神戸市 29.2
5 仙台市	45.3	大阪市 63.7	堺市 29.1
6 岡山市	45.8	さいたま市 63.6	京都市 28.2
7 広島市	45.9	横浜市 63.2	浜松市 28.2
8 熊本市	46.0	名古屋市 62.8	札幌市 27.8
9 名古屋市	46.1	相模原市 62.5	千葉市 26.8
10 横浜市	46.4	千葉市 61.8	熊本市 26.4
11 大阪市	46.5	京都市 61.3	相模原市 26.1
12 相模原市	46.6	札幌市 61.3	岡山市 26.1
13 千葉市	47.0	岡山市 61.1	大阪市 25.7
14 京都市	47.3	広島市 61.1	広島市 25.7
15 浜松市	47.4	熊本市 60.1	名古屋市 25.3
16 堺市	47.5	神戸市 59.4	横浜市 25.1
17 札幌市	47.7	浜松市 58.9	仙台市 24.1
18 神戸市	48.1	新潟市 58.7	さいたま市 23.6
19 新潟市	48.2	堺市 58.6	福岡市 21.9
20 静岡市	48.8	静岡市 58.2	特別区部 21.5
21 北九州市	48.9	北九州市 56.4	川崎市 20.3

(資料)総務省「令和2年国勢調査」

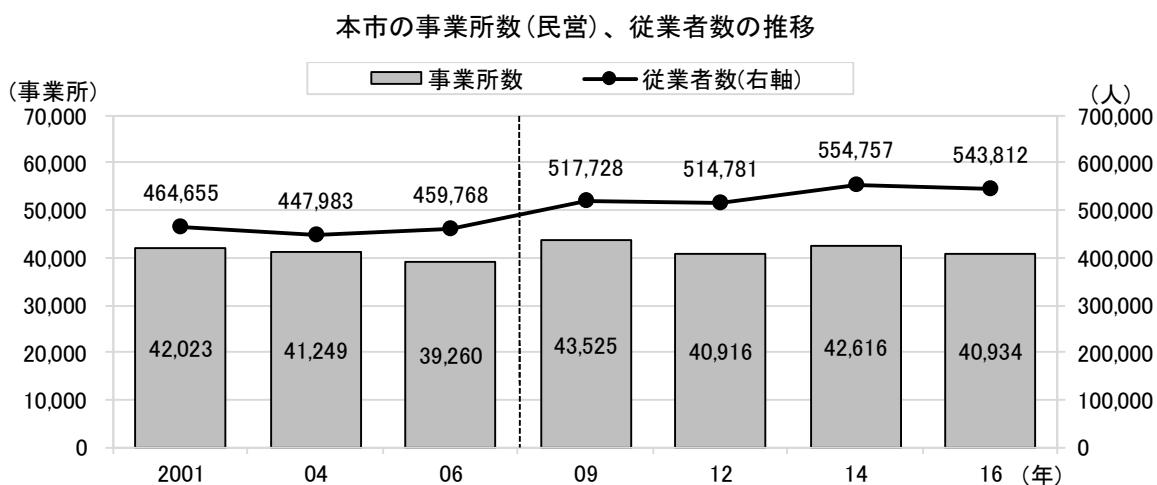
(3) 産業構造

① 事業所数・従業者数の推移

本市の平成 28(2016)年の民営事業所数は 40,934 事業所、従業者数は 543,812 人となっており、平成 26(2014)年との比較では 1,682 事業所(3.9%)減少、10,945 人(2.0%)減少となっています。

本市の事業所数は、比較可能な平成 21(2009)年以降、一時的に増減する局面がみられるものの、ほぼ横ばいの傾向で推移しています。

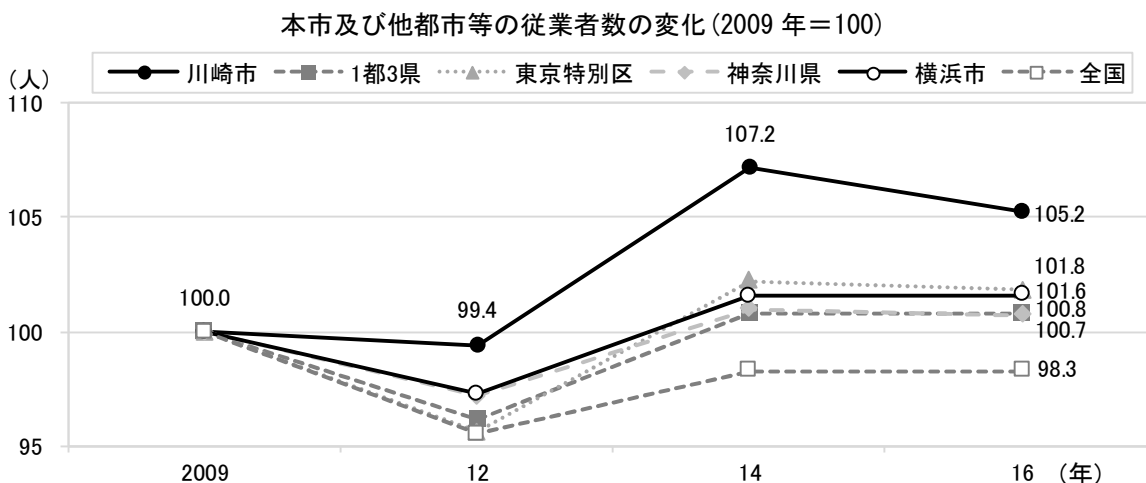
また、平成 28(2016)年の従業者数は、平成 26(2014)年と比べると減少しているものの、平成 21(2009)年、平成 24(2012)年と比べると増加しており、平成 21(2009)年以降においては、総じて増加の傾向にあるといえます。



※2006年までの「事業所・企業統計調査」と2009年からの「経済センサス」は、調査方法の変更により調査母数が拡大したため、比較はできません。

(資料)総務省「事業所・企業統計調査」、総務省統計局「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

平成 21(2009)年の従業者数を 100 とした場合、全国では平成 28(2016)年は 98.3 と 1.7 ポイント減少していますが、1都3県では、100.8 と微増となっており、従業者数が全国的に減少する中で、東京圏では従業者数を維持している状況にあります。本市は 105.2 となっており、東京特別区の 101.8、横浜市の 101.6 を上回っており、東京圏や神奈川県の中でも、本市は特に従業者数の増加率が高くなっています。



(資料)総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査」

事業所数について、平成28(2016)年の従業者規模別構成比をみると、「1～4人」が52.3%と全体の過半を占め、次いで「5～9人」が20.9%、となっており、50人未満の事業所の割合は96.0%で、市内事業所の大部分を中小・小規模の事業所が占めています。

平成26(2014)年から平成28(2016)年の増減をみると、「1～4人」、「5～9人」、「20～29人」、「50～99人」は減少となっています。また、「1～4人」は、1,632事業所(7.1%)減少しており、規模の小さな事業所の減少が進んでいます。

従業者数について、平成28(2016)年の従業者規模別構成比をみると、「100人以上」が36.2%で最も多く、次いで「10～19人」の13.9%となっています。100人以上の事業所は事業所数の構成比では1.5%ですが、雇用の受け皿として大きな比重を占めています。

平成26(2014)年から平成28(2016)年にかけての増減率をみると、「1～4人」、「5～9人」、「20～29人」、「100人以上」は減少となっています。最も減少しているのは「1～4人」であり、3,495人(6.8%)減少となっています。

本市の事業所数・従業者数(民営)の推移(実数、増減比、従業者規模別構成比)

従業者規模	事業所数		増減比	構成比		従業者数		増減比	構成比	
	2014年	2016年		2014年	2016年	2014年	2016年		2014年	2016年
1～4人	23,035	21,403	-7.1%	54.1%	52.3%	51,198	47,703	-6.8%	9.2%	8.8%
5～9人	8,774	8,575	-2.3%	20.6%	20.9%	57,350	56,365	-1.7%	10.3%	10.4%
10～19人	5,410	5,524	2.1%	12.7%	13.5%	73,736	75,410	2.3%	13.3%	13.9%
20～29人	2,275	2,219	-2.5%	5.3%	5.4%	54,096	52,578	-2.8%	9.8%	9.7%
30～49人	1,542	1,580	2.5%	3.6%	3.9%	58,104	59,520	2.4%	10.5%	10.9%
50～99人	815	813	-0.2%	1.9%	2.0%	55,117	55,366	0.5%	9.9%	10.2%
100人以上	588	596	1.4%	1.4%	1.5%	205,156	196,870	-4.0%	37.0%	36.2%
出向・派遣従業者のみ	177	224	26.6%	0.4%	0.5%					
全産業	42,616	40,934	-3.9%	100.0%	100.0%	554,757	543,812	-2.0%	100.0%	100.0%

(資料)総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

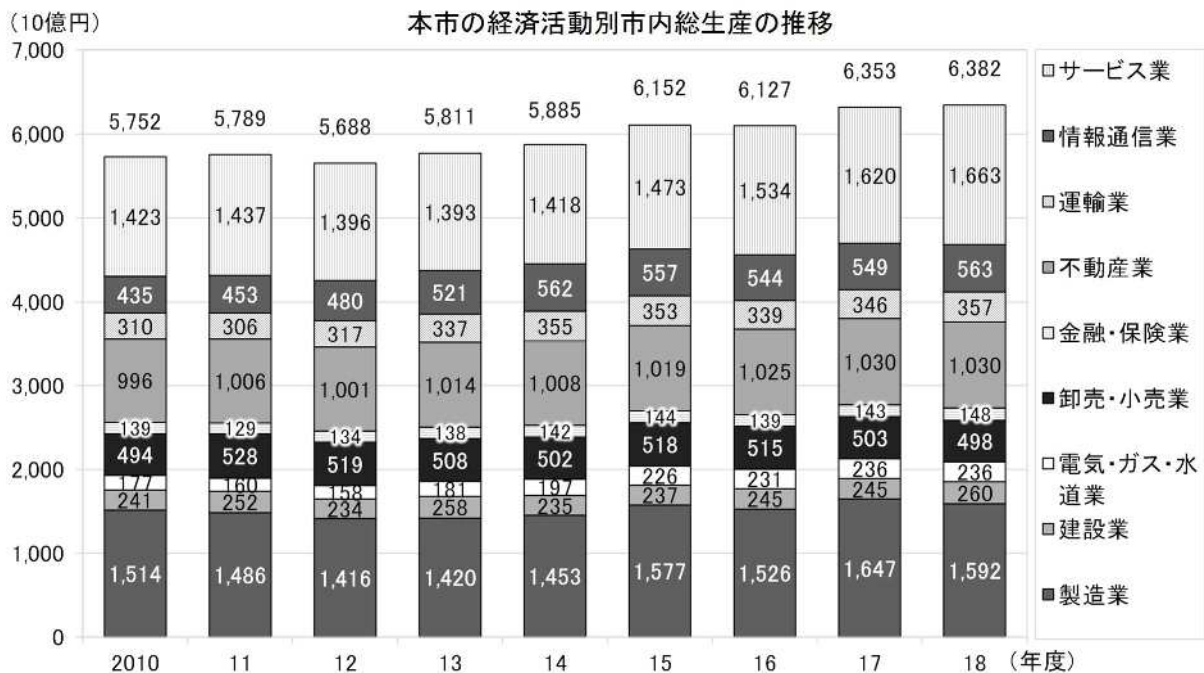
②産業構造の変化

■市内総生産

産業別に平成30(2018)年度の市内総生産の構成をみると、サービス業が最も大きく、次いで製造業、不動産業の順となっており、これら3業種で産業活動による生産額の7割弱を占めています。

製造業の推移をみると、平成22(2010)年度以降、減少傾向となり、平成26(2014)年度以降、回復傾向が見られるものの、平成30(2018)年度に再度、減少に転じています。

平成22(2010)年度から平成30(2018)年度の経済活動別市内総生産のシェアの推移をみると、サービス業の伸びがみられる一方、製造業、不動産業等はシェアを落としています。



※合計値は「農林水産業」、「鉱業」、「輸入品に課される税・関税」を含み、「総資本形成に係る消費税」が控除された値のため、各産業の合計と一致しません。

※サービス業は、「宿泊・飲食サービス業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」の合計となっています。

(資料)川崎市「川崎市市民経済計算 平成30(2018)年度報告書」

本市の経済活動別市内総生産のシェアの推移

	(年度)									
	2010	11	12	13	14	15	16	17	18	
サービス業	24.7%	24.8%	24.5%	24.0%	24.1%	23.9%	25.0%	25.5%	26.1%	
情報通信業	7.6%	7.8%	8.4%	9.0%	9.5%	9.1%	8.9%	8.6%	8.8%	
運輸業	5.4%	5.3%	5.6%	5.8%	6.0%	5.7%	5.5%	5.4%	5.6%	
不動産業	17.3%	17.4%	17.6%	17.5%	17.1%	16.6%	16.7%	16.2%	16.1%	
金融・保険業	2.4%	2.2%	2.4%	2.4%	2.4%	2.3%	2.3%	2.2%	2.3%	
卸売・小売業	8.6%	9.1%	9.1%	8.7%	8.5%	8.4%	8.4%	7.9%	7.8%	
電気・ガス・水道業	3.1%	2.8%	2.8%	3.1%	3.3%	3.7%	3.8%	3.7%	3.7%	
建設業	4.2%	4.3%	4.1%	4.4%	4.0%	3.8%	4.0%	3.9%	4.1%	
製造業	26.3%	25.7%	24.9%	24.4%	24.7%	25.6%	24.9%	25.9%	25.0%	
産業	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

※合計値は「農林水産業」、「鉱業」を含む値のため各産業の合計と一致しません。

(資料)川崎市「川崎市市民経済計算 平成30(2018)年度報告書」

※川崎市「川崎市市民経済計算 平成30(2018)年度報告書」は、国の国民経済計算の推計方法が2008SNAに移行したことに伴い、新基準の概念や推計方法の変更等を反映し、平成28(2016)年度まで遡って推計しています。このため、最新年度以前の統計書の数値と異なります。

■事業所数

事業所数について、平成 28(2016)年の産業別構成比をみると、「卸売業，小売業」が 21.6%で最も多く、次いで「宿泊業，飲食サービス業」の 14.2%、「医療，福祉」の 10.2%となっています。

平成 21(2009)年から平成 28(2016)年の産業別の事業所数の増減をみると、「医療，福祉」が 2,923 事業所から 4,178 事業所へと 1,255 事業所(42.9%)増加する一方、「製造業」は 3,900 事業所から 3,034 事業所の 866 事業所(22.2%)減少、「建設業」は 4,637 事業所から 3,829 事業所の 808 事業所(17.4%)減少となっています。

また、平成 21(2009)年から平成 28(2016)年の産業別の構成比をみると、「医療，福祉」が 6.7%から 10.2%に上昇している一方で、「製造業」が 9.0%から 7.4%に、「建設業」が 10.7%から 9.4%に低下しています。

本市の産業別事業所数(民営)と構成比の推移

産業大分類	2009 年		2012 年		2014 年		2016 年		2009-2016 の増減比 (%)
	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	
全産業	43,525	100.0	40,916	100.0	42,616	100.0	40,934	100.0	-6.0
農林漁業	66	0.2	57	0.1	74	0.2	64	0.2	-3.0
鉱業，採石業，砂利採取業	1	0.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0	-100.0
建設業	4,637	10.7	4,143	10.1	4,078	9.6	3,829	9.4	-17.4
製造業	3,900	9.0	3,386	8.3	3,299	7.7	3,034	7.4	-22.2
電気・ガス・熱供給・水道業	21	0.0	19	0.0	25	0.1	23	0.1	9.5
情報通信業	816	1.9	691	1.7	713	1.7	678	1.7	-16.9
運輸業，郵便業	1,448	3.3	1,316	3.2	1,347	3.2	1,330	3.2	-8.1
卸売業，小売業	9,536	21.9	8,948	21.9	9,114	21.4	8,844	21.6	-7.3
金融，保険業	508	1.2	494	1.2	494	1.2	469	1.1	-7.7
不動産業，物品賃貸業	4,238	9.7	4,110	10.0	4,360	10.2	3,853	9.4	-9.1
学術研究，専門・技術サービス業	1,820	4.2	1,634	4.0	1,762	4.1	1,716	4.2	-5.7
宿泊業，飲食サービス業	6,366	14.6	5,851	14.3	6,057	14.2	5,827	14.2	-8.5
生活関連サービス業，娯楽業	3,629	8.3	3,503	8.6	3,581	8.4	3,476	8.5	-4.2
教育，学習支援業	1,277	2.9	1,274	3.1	1,417	3.3	1,407	3.4	10.2
医療，福祉	2,923	6.7	3,209	7.8	3,943	9.3	4,178	10.2	42.9
複合サービス事業	160	0.4	147	0.4	149	0.3	143	0.3	-10.6
サービス業(他に分類されないもの)	2,179	5.0	2,134	5.2	2,202	5.2	2,063	5.0	-5.3

(資料)総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査」

■従業者数

従業者数について、平成 28(2016)年の産業別構成比をみると、「卸売業、小売業」が 18.5%で最も多く、次いで「医療、福祉」の 13.2%、「製造業」の 12.6%となっています。

平成 21(2009)年と平成 28(2016)年の産業別の従業者数の増減をみると、全産業では、増加しており、特に「医療、福祉」が 43,281 人から 71,516 人の 28,235 人(65.2%)増加、「学術研究、専門・技術サービス業」が 18,949 人から 32,983 人の 14,034 人(74.1%)増加、「複合サービス事業」が 2,050 人から 3,524 人の 1,474 人(71.9%)増加と大きな伸びを見せています。

一方、従業者数が大きく減少した産業としては、「建設業」、「製造業」、「生活関連サービス業、娯楽業」などが挙げられ、特に「製造業」は、98,494 人から 68,482 人の 30,012 人(30.5%)減少しています。

また、平成 21(2009)年から平成 28(2016)年の産業別の構成比をみると、「医療、福祉」が 8.4%から 13.2%に上昇している一方で、「製造業」が 19.0%から 12.6%に低下しています。

本市の産業別従業者数(民間)と構成比の推移

産業大分類	2009 年		2012 年		2014 年		2016 年		2009-2016 の増減比 (%)
	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	
全産業	517,728	100.0	514,781	100.0	554,757	100.0	543,812	100.0	5.0
農林漁業	783	0.2	749	0.1	782	0.1	650	0.1	-17.0
鉱業、採石業、砂利採取業	46	0.0	0	0.0	43	0.0	0	0.0	-100.0
建設業	35,342	6.8	33,686	6.5	31,488	5.7	30,420	5.6	-13.9
製造業	98,494	19.0	82,234	16.0	83,541	15.1	68,482	12.6	-30.5
電気・ガス・熱供給・水道業	1,130	0.2	1,007	0.2	835	0.2	1,626	0.3	43.9
情報通信業	31,994	6.2	32,983	6.4	41,078	7.4	38,364	7.1	19.9
運輸業、郵便業	34,707	6.7	33,208	6.5	36,336	6.5	36,745	6.8	5.9
卸売業、小売業	87,954	17.0	87,407	17.0	97,891	17.6	100,393	18.5	14.1
金融、保険業	9,479	1.8	8,492	1.6	8,733	1.6	8,893	1.6	-6.2
不動産業、物品賃貸業	16,798	3.2	15,909	3.1	16,697	3.0	15,772	2.9	-6.1
学術研究、専門・技術サービス業	18,949	3.7	29,577	5.7	29,375	5.3	32,983	6.1	74.1
宿泊業、飲食サービス業	54,424	10.5	50,268	9.8	54,426	9.8	53,534	9.8	-1.6
生活関連サービス業、娯楽業	22,566	4.4	24,093	4.7	20,696	3.7	20,298	3.7	-10.1
教育、学習支援業	20,774	4.0	17,464	3.4	21,112	3.8	21,819	4.0	5.0
医療、福祉	43,281	8.4	52,835	10.3	67,807	12.2	71,516	13.2	65.2
複合サービス事業	2,050	0.4	2,101	0.4	4,328	0.8	3,524	0.6	71.9
サービス業(他に分類されないもの)	38,957	7.5	42,768	8.3	39,589	7.1	38,793	7.1	-0.4

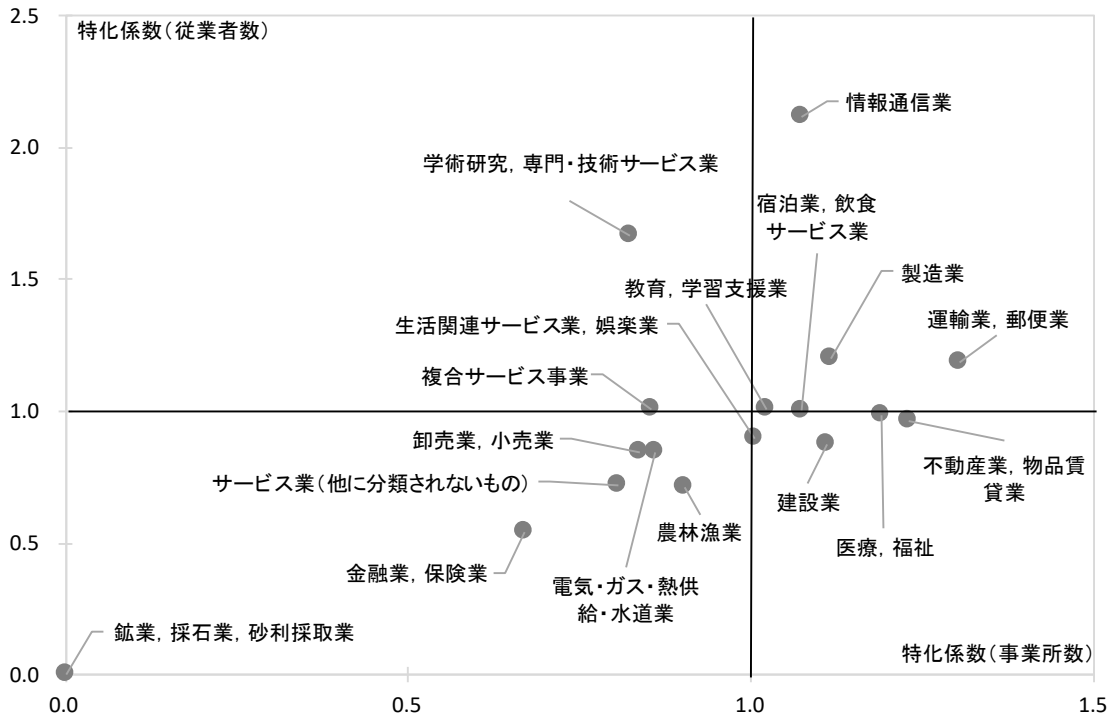
(資料)総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査」

平成 28(2016)年の事業所数と従業者数の全国と比較した川崎の産業の特徴を表す特化係数をみると、特化係数が標準を上回る業種は、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「製造業」となっています。

事業所数をみると、「運輸業、郵便業」、「不動産業、物品賃貸業」等の比重が大きく、従業者数をみると、「情報通信業」、「学術、専門・技術サービス業」等の比重が大きくなっています。

※特化係数：地域のある産業がどれだけ特化しているかを見る係数。1であれば全国の比率と同様、1以上であれば、全国よりその産業が特化していることを示しています。

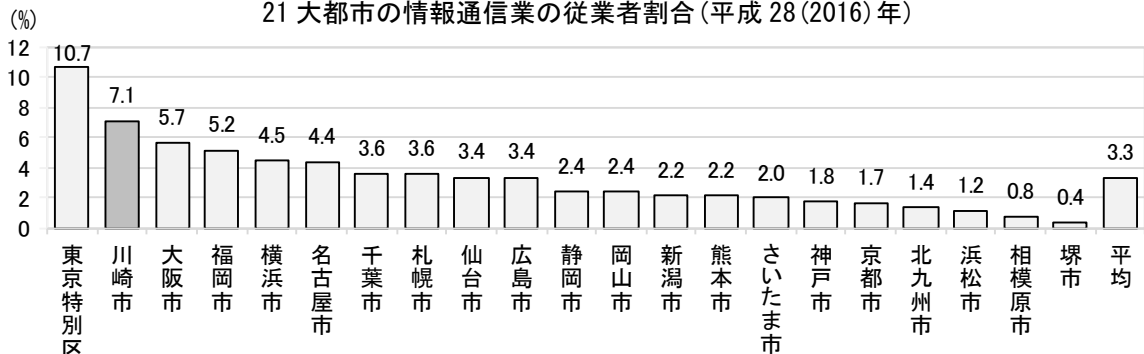
本市の事業所数と従業者数の特化係数(平成 28(2016)年)



(資料)総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査」

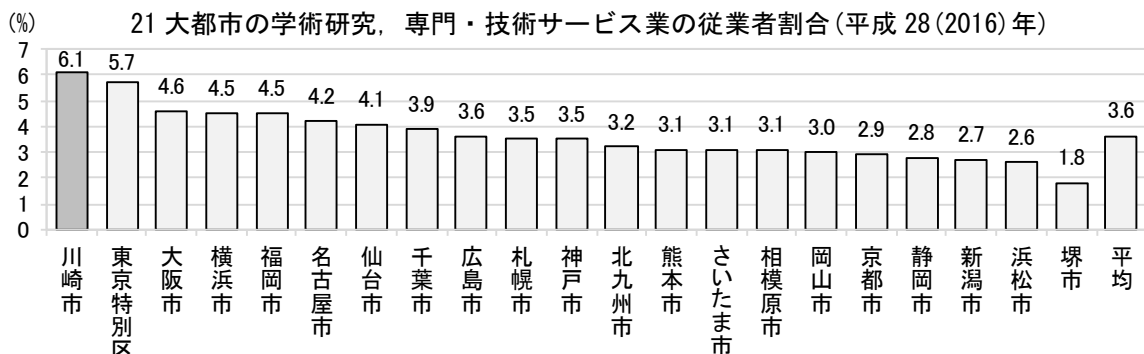
平成 28(2016)年の 21 大都市の従業者割合をみると、「情報通信業」、「学術研究，専門・技術サービス業」は、他の大都市に比べ引き続き高い状況にあり、本市産業の特徴・強みと考えられます。

21 大都市の情報通信業の従業者割合(平成 28(2016)年)



(資料)総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査」

21 大都市の学術研究，専門・技術サービス業の従業者割合(平成 28(2016)年)



(資料)総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査」

③産業別の状況

■工業

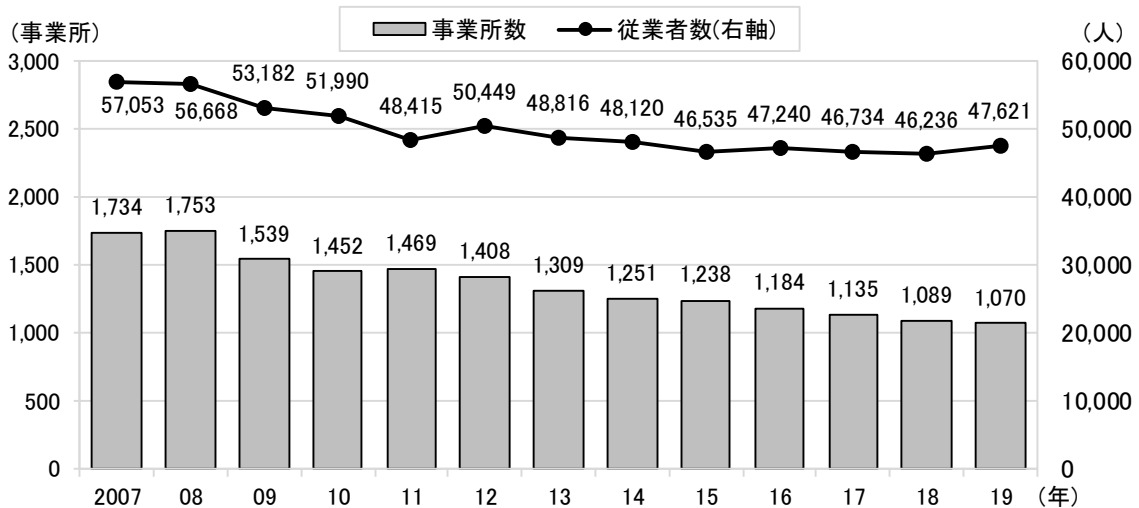
本市の工業の事業所数及び従業者数は、平成 19(2007)年以降、減少傾向にあり、特に事業所数については従業者規模「4～9人」の事業所の減少が大きくなっています。

製造品出荷額等については、平成 21(2009)年から増加傾向にあり、平成 28(2016)年に減少に転じましたが、平成 29(2017)年に増加し、以降、横ばいで推移しています。

業種別構成比をみると、事業所数では金属製品、生産用機械等の加工組立型が6割強を占めており、従業者数でも加工組立型が半数程度を占めています。一方、製造品出荷額等では化学工業、石油・石炭製品、鉄鋼業等の素材型が約7割を占めています。

令和元(2019)年の製造品出荷額等を大都市間で比較すると、本市の約4.1兆円は21大都市中1位であり、全国でも屈指の工業都市であることがわかります。また、1人あたりの製造品出荷額等も21大都市中1位の8,570万円と他都市と比較して非常に高い水準にあります。

市内製造業事業所数・従業者数の推移(4人以上の事業所)

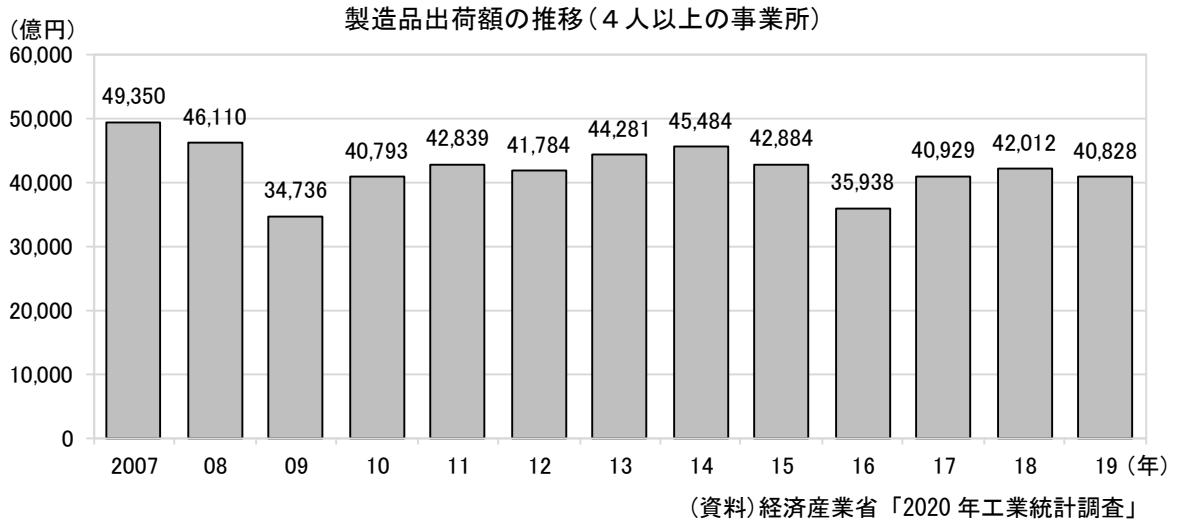


(資料)経済産業省「2020年工業統計調査」

市内製造業事業所の従業者規模別の増減数、増減率

従業者区分	2015年	2019年	増減数	増減率
合計	1,238	1,070	-168	-13.6%
4～9人	607	459	-148	-24.4%
10～19人	283	277	-6	-2.1%
20～29人	131	110	-21	-16.0%
30～49人	85	79	-6	-7.1%
50～99人	54	56	2	3.7%
100～199人	33	41	8	24.2%
200～299人	21	20	-1	-4.8%
300～499人	7	14	7	100.0%
500～999人	12	10	-2	-16.7%
1,000人以上	5	4	-1	-20.0%

(資料)経済産業省「2020年工業統計調査」



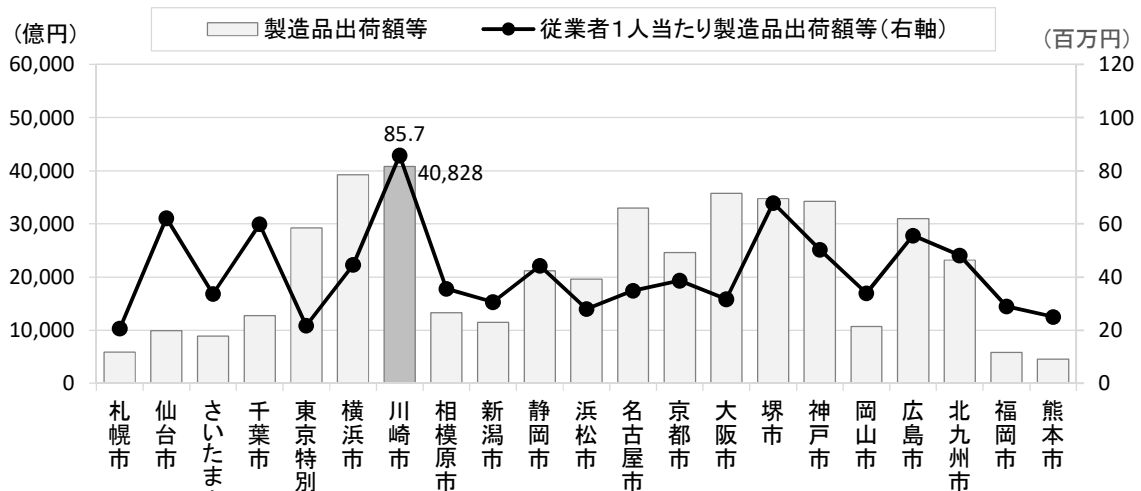
市内製造業の業種別構成比(令和元(2019)年)(従業者が4人以上)

産業分類	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
製造業総数	100.0%	100.0%	100.0%
素材型	13.6%	30.4%	64.3%
化学工業	4.0%	13.7%	22.8%
石油製品・石炭製品	1.2%	3.5%	29.1%
鉄鋼	2.7%	10.2%	11.1%
その他素材	5.6%	3.0%	1.2%
加工組立型	65.7%	49.1%	25.7%
金属製品	19.1%	6.5%	1.6%
生産用機械	13.4%	8.9%	2.5%
電気機械	11.0%	8.1%	2.4%
情報通信機械	3.6%	5.9%	2.8%
輸送用機械	2.9%	8.4%	13.4%
その他加工組立型	15.8%	11.4%	3.1%
消費関連その他型	20.7%	20.5%	10.0%
食料品	6.7%	14.1%	8.1%
その他消費関連等	14.0%	6.4%	1.6%

※秘匿値が内包されているため、各型の累計は100%となりません。

(資料)経済産業省「2020年工業統計調査」

製造品出荷額等の大都市比較(令和元(2019)年)



※従業者4人以上

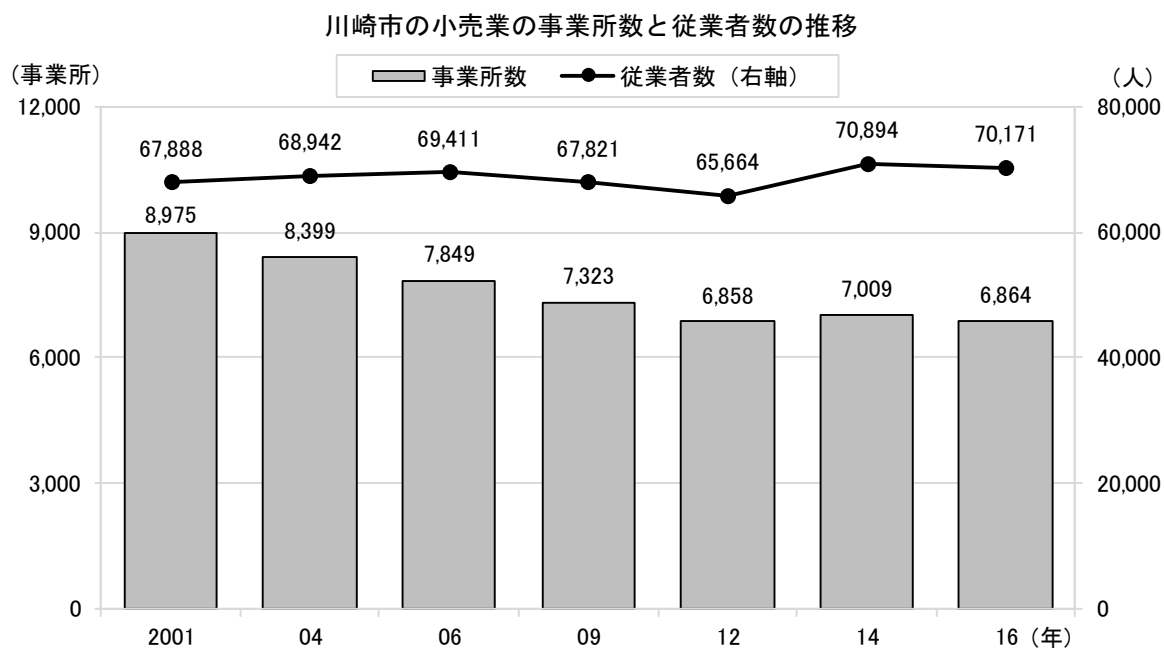
(資料)経済産業省「2020年工業統計調査」

■商業

本市の小売業の事業所数と従業者数の推移を、比較可能な平成 21 (2009) 年以降についてみると、事業所数は平成 24 (2012) 年には若干減少しましたが、以降は 7,000 事業所前後で推移しています。従業者数は、平成 24 (2012) 年までは 70,000 人弱でしたが、平成 26 (2014) 年には 70,000 人を超え、平成 28 (2016) 年は 70,171 人となっています。

従業者規模別に事業所数の増減をみると、「1～4人」の減少が大きい一方、「5～9人」や「10～19人」などで増加しています。

また、従業者規模別に従業者数の増減をみると、「200～299人」が大きく増加しています。



※2006年までの「事業所・企業統計」と2009年からの「経済センサス」は、調査方法の変更により調査母数が拡大したため、比較できません。

(資料)総務省「事業所・企業統計調査」、総務省統計局「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

川崎市の小売業の事業所数(民営)の推移(実数及び産業別構成比)

従業者区分	2014年	2016年	増減数	増減率
合計	7,009	6,864	-145	-2.1%
1～4人	3,635	3,389	-246	-6.8%
5～9人	1,421	1,518	97	6.8%
10～19人	1,027	1,071	44	4.3%
20～29人	516	462	-54	-10.5%
30～49人	222	213	-9	-4.1%
50～99人	92	94	2	2.2%
100～199人	50	49	-1	-2.0%
200～299人	11	16	5	45.5%
300人以上	7	4	-3	-42.9%
出向・派遣従業者のみ	28	48	20	71.4%

(資料)総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

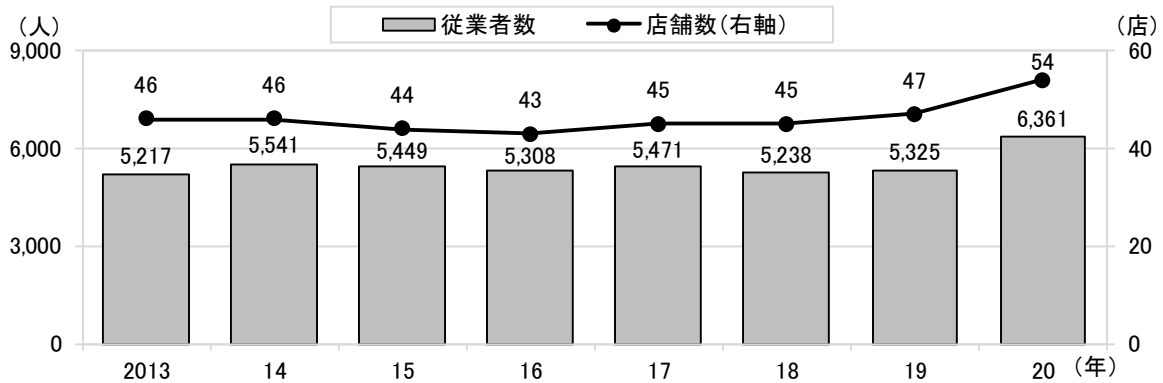
川崎市の小売業の従業者数(民営)の推移(実数及び産業別構成比)

従業者区分	2014年	2016年	増減数	増減率
合計	70,894	70,171	-723	-1.0%
1～4人	8,616	7,974	-642	-7.5%
5～9人	9,303	9,957	654	7.0%
10～19人	14,201	14,835	634	4.5%
20～29人	12,217	10,747	-1,470	-12.0%
30～49人	8,176	7,898	-278	-3.4%
50～99人	6,084	6,252	168	2.8%
100～199人	6,788	6,493	-295	-4.3%
200～299人	2,649	3,798	1,149	43.4%
300人以上	2,860	2,217	-643	-22.5%

(資料)総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

本市の百貨店、スーパーの店舗数、従業者数は、平成25(2013)年以降、ほぼ横ばいで推移しています。

川崎市の百貨店、スーパーの従業者数と店舗数の推移

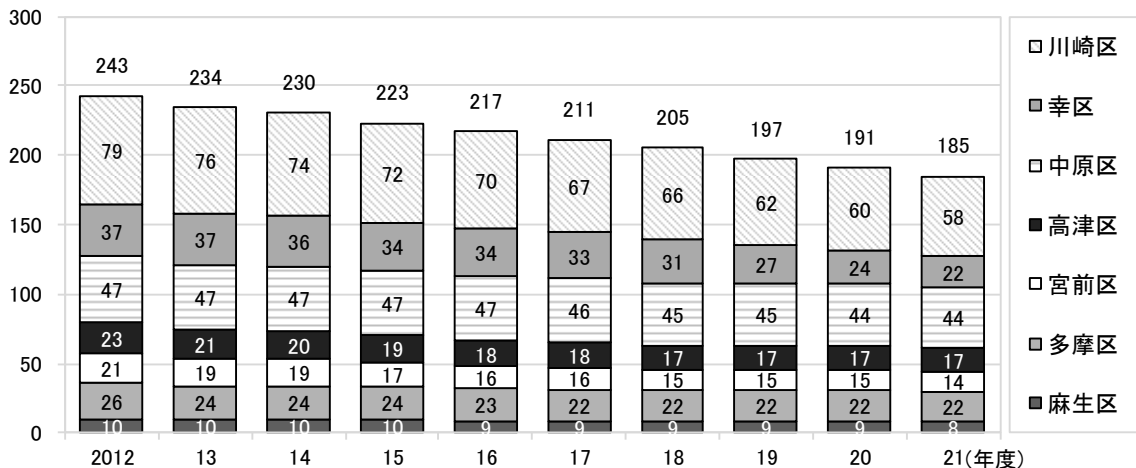


(資料)経済産業省「商業動態統計調査」

市内の商店街数は令和3(2021)年12月末時点で185あり、区別にみると川崎区が58と最も多く、次いで中原区が44、幸区、多摩区が22の順となっており、これら3区で市内の商店街の約8割を占めています。

平成24(2012)年12月末時点から令和3(2021)年12月末時点の推移をみると、10年間で、58減少しています。

(商店街) 市内の商店街数の推移

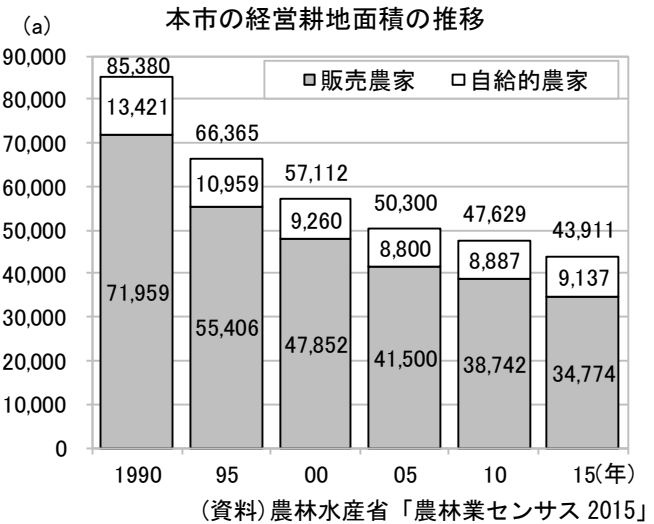
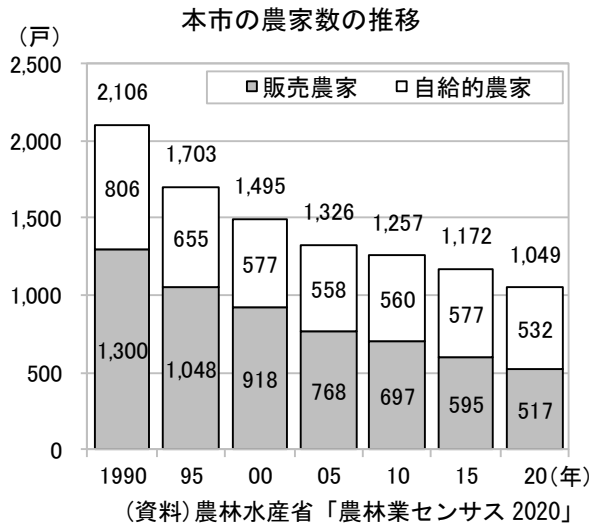


(資料)川崎市経済労働局調べ

■農業

本市の令和2(2020)年の農家数は1,049戸で、内訳は販売農家が517戸(49.3%)、自給的農家が532戸(50.7%)とほぼ半々の構成となっていますが、経年的な推移をみると、販売農家が大きく減少しているのに対し、自給的農家は、平成12(2000)年以降横ばいの傾向にあります。

経営耕地面積をみると、減少傾向にあり、平成2(1990)年からの25年間で半減していますが、自給的農家経営耕地面積は、平成17(2005)年で下げ止まっており、平成22(2010)年以降は微増が続いています。

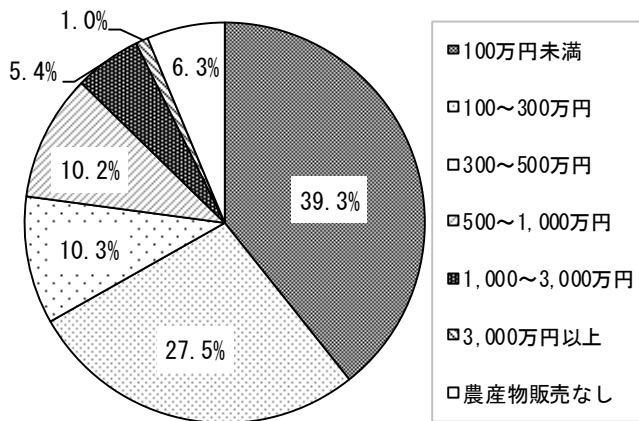


本市の令和2(2020)年の販売農家の農産物販売額は、「100万円未満」が39.3%、「100～300万円」が27.5%で、「300万円未満」がおよそ7割を占めています。また、「1,000～3,000万円」が5.4%、「3,000万円以上」が1.0%と販売額が1,000万円を超えている農家もあります。

平成29(2017)年度において、本市で最も延作付面積の大きい品目は、ナシの2,263.7aで、以下、カキ(1,765.2a)、ジャガイモ(1,322.3a)、ミカン(1,309.9a)の順となっています。

収穫量は、ナシが247.5トンで最も多く、次いでトマト173.1トン、ダイコン112.9トン、キャベツ101.1トンとなっています。

農産物販売金額規模別農家数(販売農家)
(令和2(2020)年度)



(資料) 農林水産省「農林業センサス2020」

品目別作付面積・収穫量等(平成29(2017)年度)

品目	延作付面積 (a)	収穫量 (kg)	単収 (kg/10a)
ナシ	2,263.7	247,453	1,093
カキ	1,765.2	51,496	292
ジャガイモ	1,322.3	61,169	463
ミカン	1,309.9	50,460	385
トマト	1,229.8	173,145	1,408
ダイコン	1,209.9	112,919	933
ブロッコリー	1,147.0	49,150	429
エダマメ	1,019.9	20,261	199
ネギ	963.2	41,697	433
ウメ	893.7	20,793	233
キュウリ	815.9	82,811	1,015
水稲	795.1	21,028	264
サトイモ	776.9	28,331	365
ナス	772.1	63,654	824
キャベツ	768.6	101,118	1,316
クリ	760.3	2,318	30
ハクサイ	742.0	59,245	798
サツマイモ	736.2	35,977	489
ホウレンソウ	725.6	28,946	399
ハナモモ	646.1	44,995	696

(資料) 川崎市「平成29年度農業実態調査」

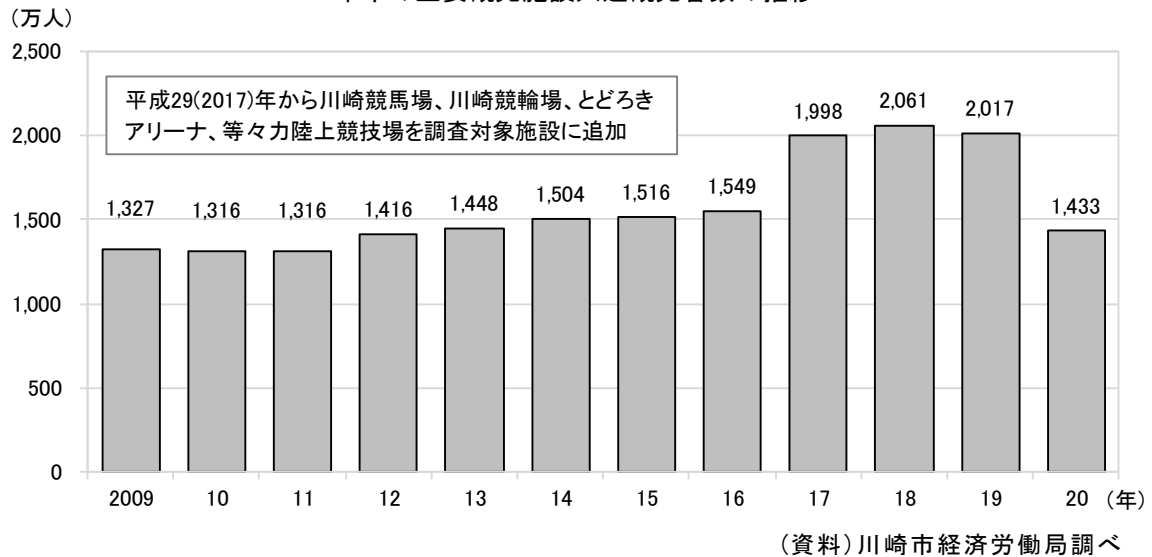
■観光

本市の平成 21(2009)年から令和 2(2020)年の主要観光施設入込観光客数の推移をみると、平成 21(2009)年から平成 23(2011)年までは年間 1,300 万人台で推移していましたが、平成 24(2012)年以降は増加傾向にあり、平成 30(2018)年には 2,061 万人となっています。

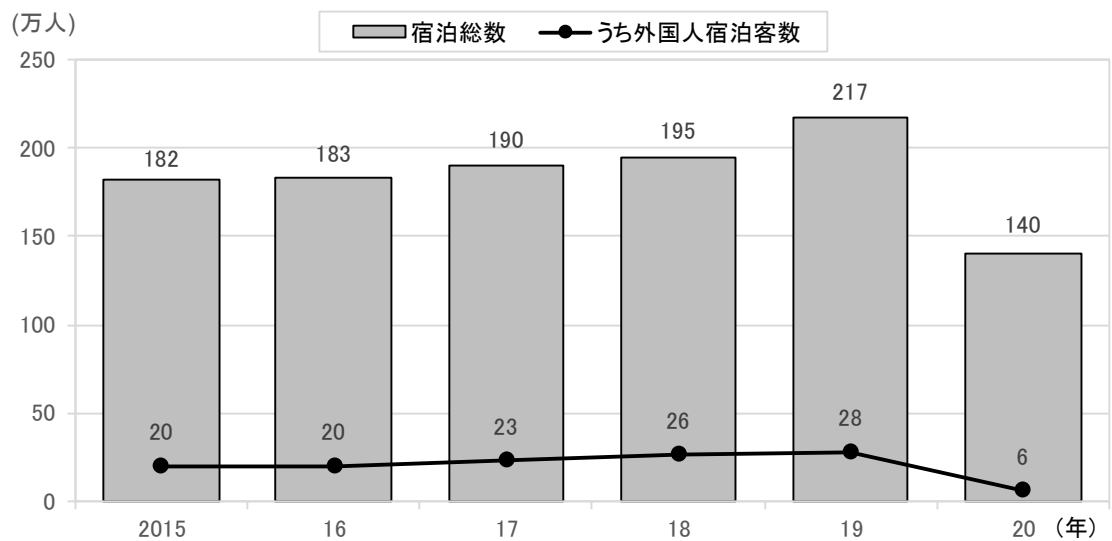
令和 2(2020)年は、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響による人流の抑制等により、平成 30(2018)年より約 630 万人の減少がみられます。

本市の平成 27(2015)年から令和 2(2020)年の宿泊者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和元(2019)年には 217 万人となりましたが、令和 2(2020)年は、主要観光施設入込観光客数と同様、令和元(2019)年より約 77 万人の減少がみられます。また、外国人宿泊客数についても、同様に令和元(2019)年より約 22 万人の減少がみられます。

本市の主要観光施設入込観光客数の推移



本市の宿泊者数の推移



■サービス業

本市の平成28(2016)年の「サービス業」の事業所数及び従業者数は19,488事業所、280,831人となっており、平成21(2009)年から平成28(2016)年の推移をみると、事業所数は113事業所(0.6%)減少し、従業者数は29,245人(11.6%)増加しています。

平成28(2016)年の事業所数は、全産業の47.6%を占めています。業種別の割合は、「宿泊業、飲食サービス業」が最も多く14.2%(5,827事業所)にのぼり、次いで「医療、福祉」の10.2%(4,178事業所)、「生活関連サービス業、娯楽業」の8.5%(3,476事業所)の順となっています。

また、サービス業の従業者数は全産業の51.6%を占め、業種別には、「医療、福祉」が最も多く13.2%(71,516人)にのぼり、次いで「宿泊業、飲食サービス業」の9.8%(53,534人)、「サービス業(他に分類されないもの)」の7.1%(38,793人)、「情報通信業」の7.1%(38,364人)の順に多くなっています。

市内サービス業の事業所数・従業者数(民営)の推移(実数、増減数、増減比)

項目	事業所数(事業所)		増減数	増減比	従業者数(人)		増減数	増減比
	2009年	2016年			2009年	2016年		
サービス業	19,601	19,488	-113	-0.6%	251,586	280,831	29,245	11.6%
情報通信業	816	678	-138	-16.9%	31,994	38,364	6,370	19.9%
学術研究、専門・技術サービス業	1,843	1,716	-127	-6.9%	19,747	32,983	13,236	67.0%
宿泊業、飲食サービス業	6,367	5,827	-540	-8.5%	54,425	53,534	-891	-1.6%
生活関連サービス業、娯楽業	3,641	3,476	-165	-4.5%	22,942	20,298	-2,644	-11.5%
教育、学習支援業	1,503	1,407	-96	-6.4%	30,646	21,819	-8,827	-28.8%
医療、福祉	3,057	4,178	1,121	36.7%	49,319	71,516	22,197	45.0%
複合サービス事業	160	143	-17	-10.6%	2,050	3,524	1,474	71.9%
サービス業(他に分類されないもの)	2,214	2,063	-151	-6.8%	40,463	38,793	-1,670	-4.1%

(資料)総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

市内サービス業の業種別事業所数と従業者数および全産業に占める割合(民営)

項目	事業所数		従業者数	
	実数(事業所)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
情報通信業	678	1.7	38,364	7.1
学術研究、専門・技術サービス業	1,716	4.2	32,983	6.1
宿泊業、飲食サービス業	5,827	14.2	53,534	9.8
生活関連サービス業、娯楽業	3,476	8.5	20,298	3.7
教育、学習支援業	1,407	3.4	21,819	4.0
医療、福祉	4,178	10.2	71,516	13.2
複合サービス事業	143	0.3	3,524	0.6
サービス業(他に分類されないもの)	2,063	5.0	38,793	7.1
サービス業総計	19,488	47.6	280,831	51.6
全産業総計	40,934	100.0	543,812	100.0

(資料)総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

■情報通信業

本市の平成 28 (2016) 年の「情報通信業」の事業所数をみると、678 事業所となっており、事業所数及び全産業に占める事業所割合を他の大都市と比較すると、中位に位置しています。

また、従業者数をみると、38,364 人となっており、全産業に占める従業者割合を他の大都市と比較すると、7.1%で第2位に位置しています。

情報通信業の大都市比較(民営、平成 28 (2016) 年)

	事業所数				従業者数			
	実数(事業所)		割合(%)		実数(人)		割合(%)	
第1位	東京特別区	19,922	東京特別区	4.0	東京特別区	810,679	東京特別区	10.7
第2位	大阪市	4,688	福岡市	2.7	大阪市	126,711	川崎市	7.1
第3位	名古屋市	2,357	大阪市	2.6	横浜市	65,952	大阪市	5.7
第4位	横浜市	1,979	名古屋市	2.0	名古屋市	61,778	福岡市	5.2
第5位	福岡市	1,918	札幌市	1.9	福岡市	44,690	横浜市	4.5
第6位	札幌市	1,396	仙台市	1.8	川崎市	38,364	名古屋市	4.4
第7位	仙台市	879	横浜市	1.7	札幌市	29,973	千葉市	3.6
第8位	広島市	825	川崎市	1.7	広島市	19,517	札幌市	3.6
第9位	神戸市	766	広島市	1.5	仙台市	18,733	仙台市	3.4
第10位	京都市	739	岡山市	1.4	千葉市	14,725	広島市	3.4
第11位	川崎市	678	熊本市	1.2	神戸市	12,846	静岡市	2.4
第12位	さいたま市	503	さいたま市	1.2	京都市	12,518	岡山市	2.4
第13位	岡山市	435	千葉市	1.2	さいたま市	10,214	新潟市	2.2
第14位	新潟市	412	新潟市	1.2	静岡市	8,337	熊本市	2.2
第15位	浜松市	357	神戸市	1.1	岡山市	8,234	さいたま市	2.0
第16位	熊本市	352	京都市	1.0	新潟市	8,156	神戸市	1.8
第17位	千葉市	351	浜松市	1.0	熊本市	6,659	京都市	1.7
第18位	静岡市	344	静岡市	1.0	北九州市	5,928	北九州市	1.4
第19位	北九州市	317	相模原市	0.9	浜松市	4,402	浜松市	1.2
第20位	相模原市	205	北九州市	0.8	相模原市	1,909	相模原市	0.8
第21位	堺市	138	堺市	0.5	堺市	1,250	堺市	0.4

(資料)総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査」

■医療、福祉

本市の平成 28(2016)年の「医療、福祉」の事業所数をみると、4,178 事業所となっており、全産業に占める事業所割合を他の大都市と比較すると、10.2%と第3位に位置しています。

また、従業者数をみると、71,516 人となっており、従業者数及び全産業に占める従業者割合を他の大都市と比較すると、中位に位置しています。

医療、福祉の大都市比較(民営、平成 28(2016)年)

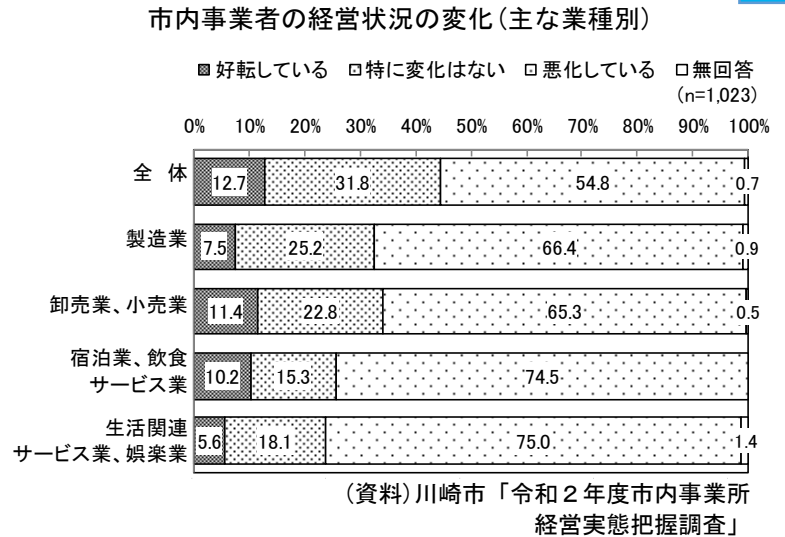
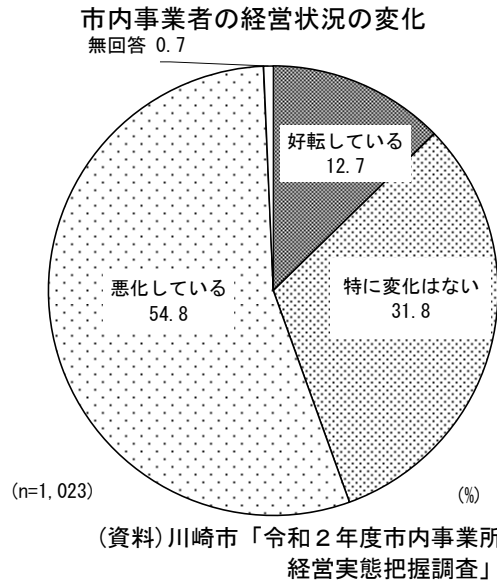
	事業所数				従業者数			
	実数(事業所)		割合(%)		実数(人)		割合(%)	
第1位	東京特別区	35,165	堺市	10.6	東京特別区	557,266	熊本市	18.9
第2位	大阪市	12,805	横浜市	10.6	横浜市	220,968	堺市	18.4
第3位	横浜市	12,151	川崎市	10.2	大阪市	201,828	北九州市	17.1
第4位	名古屋市	8,960	千葉市	9.7	名古屋市	140,467	相模原市	16.2
第5位	札幌市	6,680	相模原市	9.6	札幌市	127,350	札幌市	15.2
第6位	神戸市	6,093	さいたま市	9.4	神戸市	102,517	横浜市	15.0
第7位	福岡市	5,604	北九州市	9.2	京都市	101,582	岡山市	14.3
第8位	京都市	5,332	札幌市	9.2	福岡市	99,880	神戸市	14.1
第9位	広島市	4,330	神戸市	9.1	北九州市	74,514	京都市	13.7
第10位	川崎市	4,178	熊本市	8.8	広島市	74,145	新潟市	13.6
第11位	仙台市	3,983	新潟市	8.3	川崎市	71,516	川崎市	13.2
第12位	さいたま市	3,865	仙台市	8.2	仙台市	64,890	千葉市	13.0
第13位	北九州市	3,860	岡山市	8.2	さいたま市	61,888	浜松市	12.9
第14位	堺市	3,060	広島市	8.1	堺市	57,841	広島市	12.8
第15位	新潟市	2,951	福岡市	7.8	熊本市	57,771	さいたま市	12.1
第16位	千葉市	2,840	京都市	7.5	千葉市	53,020	仙台市	11.7
第17位	岡山市	2,607	名古屋市	7.5	新潟市	49,604	福岡市	11.5
第18位	浜松市	2,535	大阪市	7.1	岡山市	48,743	静岡市	11.3
第19位	熊本市	2,493	浜松市	7.1	浜松市	47,290	名古屋市	9.9
第20位	静岡市	2,386	東京特別区	7.1	相模原市	40,313	大阪市	9.1
第21位	相模原市	2,152	静岡市	6.8	静岡市	38,497	東京特別区	7.4

(資料)総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査」

(4) 市内産業の状況と特色

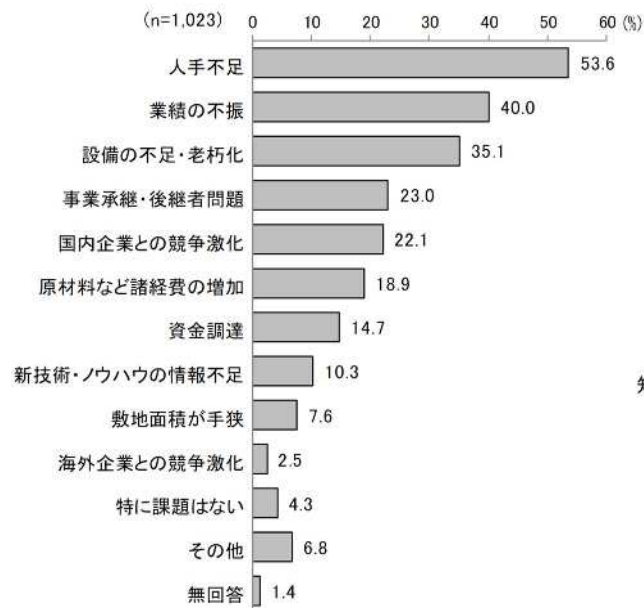
① 市内事業者の近況

本市が実施した「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」(P152 参照)によると、市内事業者の経営状況の変化として、3年前と比較し、「悪化している」が54.8%を占め、「特に変化はない」が31.8%、「好転している」が12.7%となっています。

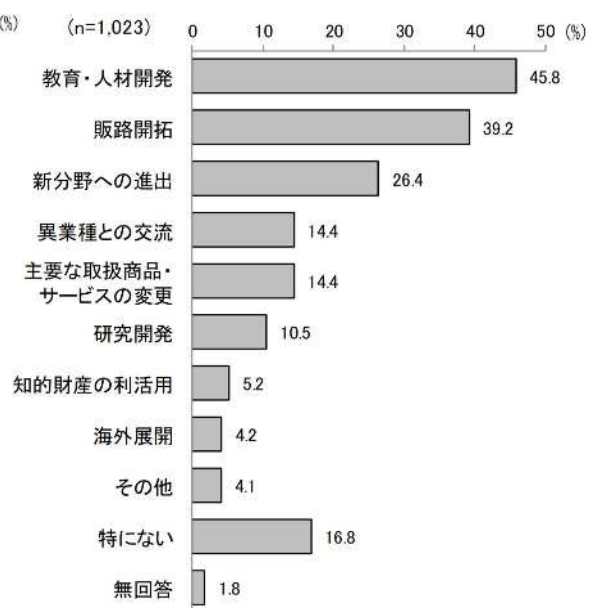


また、今後事業を行う上での課題は、「人手不足」が53.6%と最も高く、次いで、「業績の不振」が40.0%、「設備の不足・老朽化」が35.1%、「事業承継・後継者問題」が23.0%となっています。今後重点的に取り組みたいことは、「教育・人材開発」が45.8%と最も高く、次いで、「販路開拓」が39.2%、「新分野への進出」が26.4%となっています。

今後事業を行う上での課題 (複数回答)

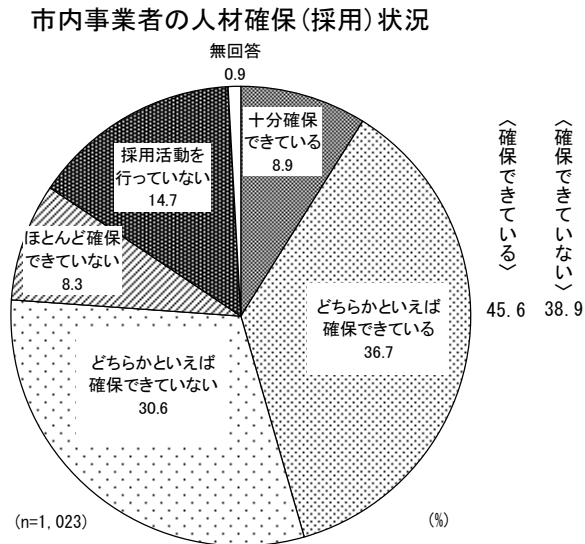


今後重点的に取り組みたいこと (複数回答)

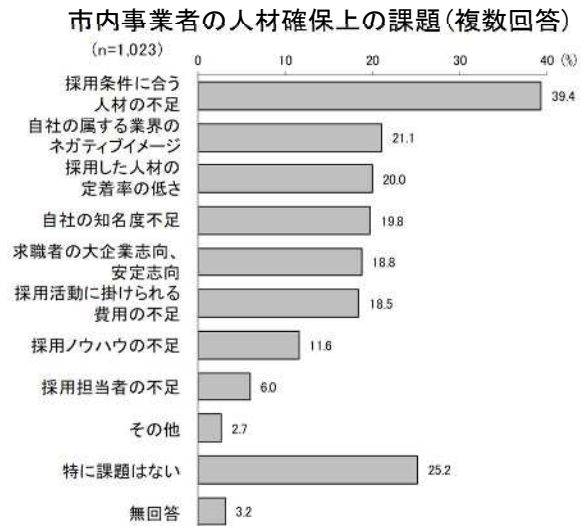


市内事業者の人材確保(採用)の状況として、「十分確保できている」が8.9%、「どちらかといえば確保できている」が36.7%で、これらを合わせた〈確保できている〉は45.6%となっています。一方、「どちらかといえば確保できていない」が30.6%、「ほとんど確保できていない」が8.3%で、これらを合わせた〈確保できていない〉は38.9%となり、〈確保できている〉が〈確保できていない〉を上回っています。

また、市内事業者の人材確保上の課題として、「採用条件に合う人材の不足」が39.4%と最も高くなっています。



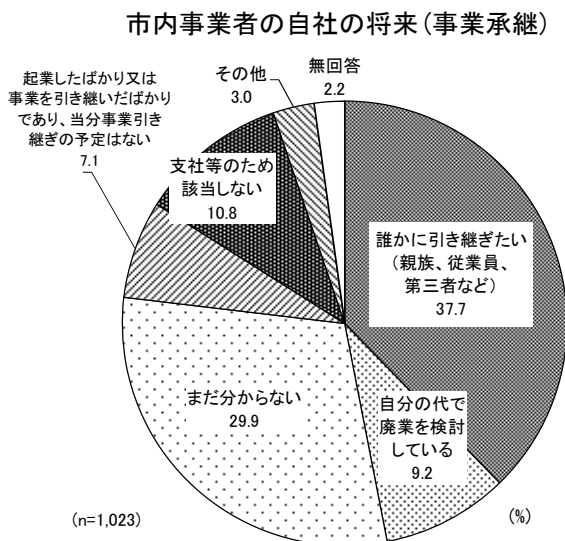
(資料)川崎市「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」



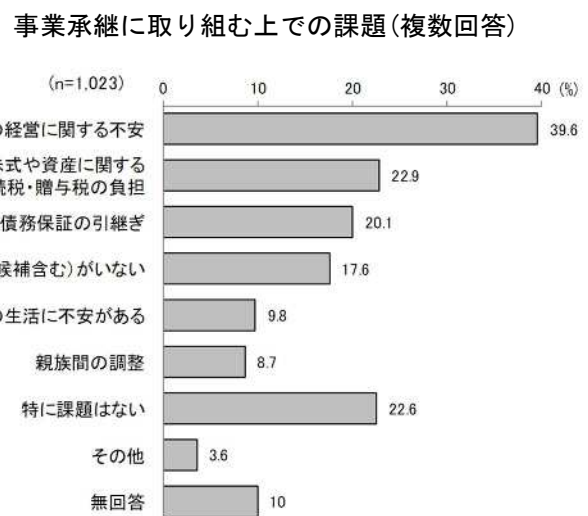
(資料)川崎市「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」

市内事業者の自社の将来(事業承継)として、「誰かに引き継ぎたい(親族、従業員、第三者など)」が37.7%と最も高く、次いで「まだ分からない」が29.9%となっています。

また、事業承継に取り組む上での課題として、「将来の経営に関する不安」が39.6%と最も高く、「株式や資産に関する相続税・贈与税の負担」が22.9%、「借入金、債務保証の引継ぎ」が20.1%、「後継者(候補含む)がない」が17.6%となっています。



(資料)川崎市「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」

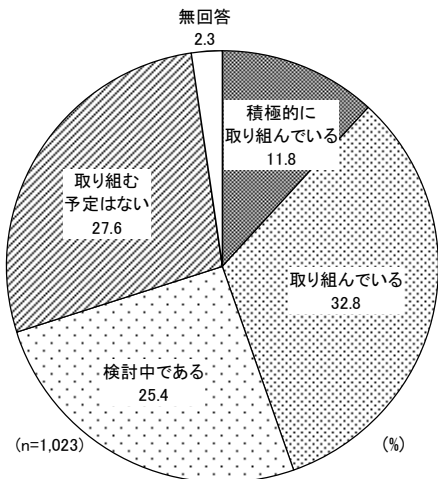


(資料)川崎市「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」

市内事業者の生産性向上への取組状況として、「積極的に取り組んでいる」が11.8%、「取り組んでいる」が32.8%で、これらを合わせると〈取り組んでいる〉が44.6%となっています。一方、「取り組む予定はない」が27.6%となっています。

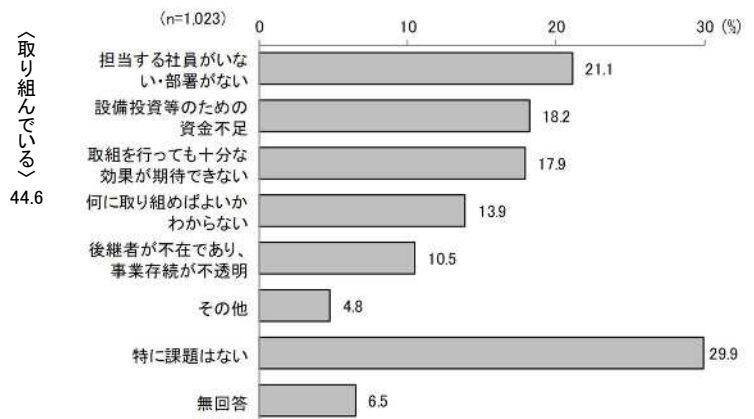
また、生産性向上に取り組む上での課題として、「担当する社員がいない・部署がない」が21.1%と最も高く、次いで、「設備投資等のための資金不足」が18.2%、「取組を行っても十分な効果が期待できない」が17.9%となっています。

市内事業者の生産性向上への取組



(資料)川崎市「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」

生産性向上に取り組む上での課題(複数回答)

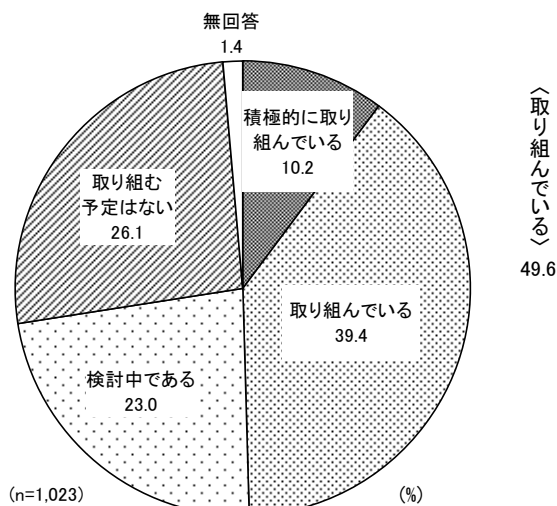


(資料)川崎市「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」

市内事業者の働き方改革への取組状況として、「積極的に取り組んでいる」が10.2%、「取り組んでいる」が39.4%で、これらを合わせると〈取り組んでいる〉が49.6%となっています。一方、「取り組む予定はない」が26.1%となっています。

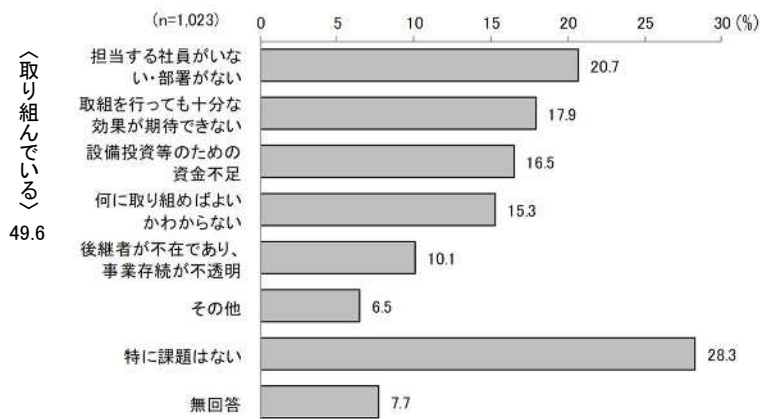
また、働き方改革に取り組む上での課題として、「担当する社員がいない・部署がない」が20.7%と最も高く、次いで、「取組を行っても十分な効果が期待できない」が17.9%、「設備投資等のための資金不足」が16.5%、「何に取り組めばよいかわからない」が15.3%となっています。

市内事業者の働き方改革への取組



(資料)川崎市「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」

働き方改革に取り組む上での課題(複数回答)



(資料)川崎市「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」

②拠点整備の進展

■臨海部

川崎臨海部では、首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性、川崎港を通じた海外とのつながりなどの優れたポテンシャルを活かし、既存産業の高度化・高付加価値化や、研究開発機能、環境・ライフサイエンス分野など先端産業の集積・創出、陸海空の交通結節機能を活かした物流拠点形成、これまで培った環境技術を活かした国際貢献などが進められています。

特に、殿町地区の「殿町国際戦略拠点キングスカイフロント」では、約40haのエリアの中に、70機関(就業者数約5,000人)が集積し、研究者の相互交流を促進する賑わい・交流機能も備えたオープンイノベーションの一大拠点が形成されています。

また、羽田空港を中心とした成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして、再開発が進む羽田空港跡地地区(「HANEDA GLOBAL WINGS」)と殿町地区を結ぶ「多摩川スカイブリッジ(羽田連絡道路)」の整備が進められ、令和3(2021)年度末に供用を開始し、企業や研究者の相互交流を促進する賑わい・交流機能も備えたエリアが形成されています。

「多摩川スカイブリッジ(羽田連絡道路)」以外でも「臨港道路東扇島水江町線」の整備が進められるとともに、「国道357号多摩川トンネル」の整備も予定されているなど、こうした周辺環境の変化により、殿町地区をはじめとする臨海部エリアにとどまらず、市内全域へヒト、モノ、投資を呼び込む重要な好機となっています。

その他、JFEスチール株式会社が、鉄鋼事業を取り巻く国内外の構造的な環境の変化へ対応し、高炉8基体制から7基体制とするため、東日本製鉄所京浜地区の上工程及び熱延設備について、令和5(2023)年に休止することを発表しています。

羽田空港周辺と連携した一体的な成長戦略拠点の形成



(資料)川崎市

「殿町国際戦略拠点キングスカイフロント」集積状況



(資料)川崎市

■川崎駅周辺

川崎駅周辺地区では、商業・文化・都市型住宅等の民間活力を生かしたまちづくりを推進しており、東口・西口駅前広場の再編を進めてきました。

西口の大宮町地区では、令和3(2021)年5月より民間開発の誘導によるホテルやオフィス棟などからなる大規模複合施設「KAWASAKI DELTA」が順次開業するなど、本市の玄関口としてふさわしい魅力的な都市機能の誘導や都市基盤の強化に向けた取組を進めています。

■新川崎地区

新川崎地区の「新川崎・創造のもり」では、産学官連携による新産業創出拠点として、最先端科学技術や産業を創造する新しい産業クラスターが形成されており、これまで慶應義塾大学の先導的研究施設「K²(ケイスクエア)タウンキャンパス」、ベンチャービジネス創出支援施設「かわさき新産業創造センター (KBIC : Kawasaki Business Incubation Center)」、「ナノ・マイクロ産学官共同研究施設 (NANO BIC : Global Nano Micro Technology Business Incubation Center)」が開設されてきました。

また、平成31(2019)年1月には、研究スペースや300人規模のレセプションに対応した多目的会議室、飲食スペース等を備えた大規模R&D施設「AIRBIC: Advanced Innovation Research and Business Incubation Center」がオープンしました。

さらに、令和3(2021)年7月に、「NANO BIC」において、日本初のゲート型商用量子コンピューティングシステムが設置され、稼働を開始しており、「新川崎・創造のもり」のさらなる機能強化が図られています。

「新川崎・創造のもり」集積状況



(資料)川崎市

■武蔵小杉駅周辺

武蔵小杉駅周辺では、「川崎市都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」に基づき、新たな開発計画等の適切な誘導を図るとともに、駅前広場、道路等の公共施設を整備改善し、機能を集積させた「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を推進しています。

小杉町3丁目東地区では、大規模複合施設等の整備を進め、令和2(2020)年12月に再開発事業が完了するとともに、令和3(2021)年10月には、駅前の立地特性や隣接する鉄道施設の公共性を相互に生かした日常的な賑わい・憩いの空間を創出した「こすぎコアパーク」がリニューアルオープンしました。

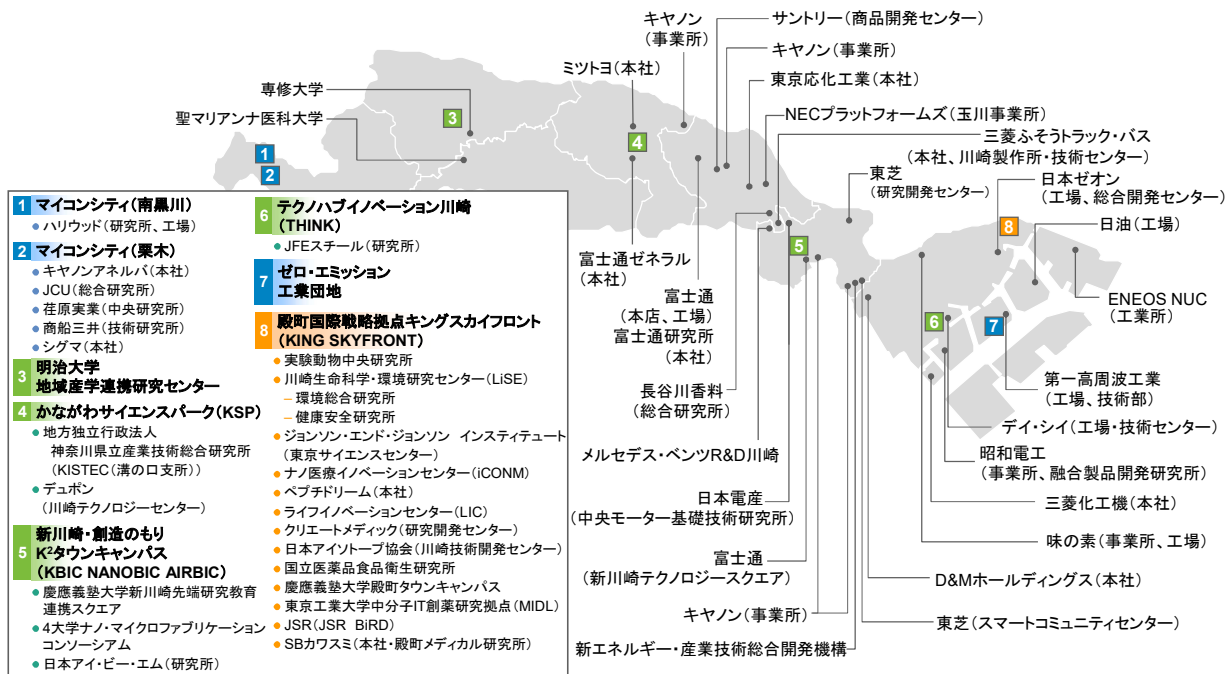
■ 研究開発機関の立地

本市の特徴として、「かながわサイエンスパーク」、「新川崎・創造のもり」、「テクノハブイノベーション川崎」などのインキュベーション施設をはじめ、「殿町国際戦略拠点キングスカイフロント」といった研究開発機関集積地区を有しており、本市が令和3(2021)年に実施した「研究開発に関する調査」(P150 参照)によると、市内には550以上の研究開発機関が集積し、産業振興・イノベーションを推進する基盤が整っていることを挙げるすることができます。

また、平成28(2016)年の本市の「学術・開発研究機関」の全産業に占める従業者割合は、1.1%で、他の大都市と比較すると第1位となっています。

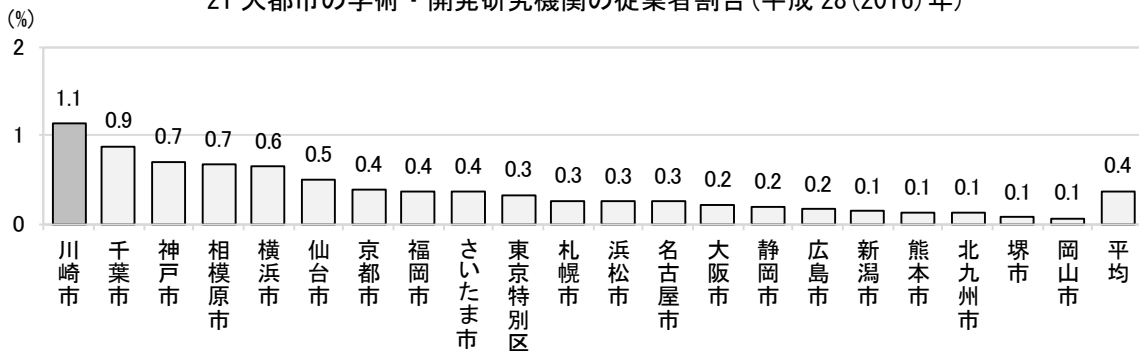
市内に立地する主な研究開発機関

研究開発機関等関連地図



(資料)川崎市

21 大都市の学術・開発研究機関の従業者割合(平成28(2016)年)



(資料)総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

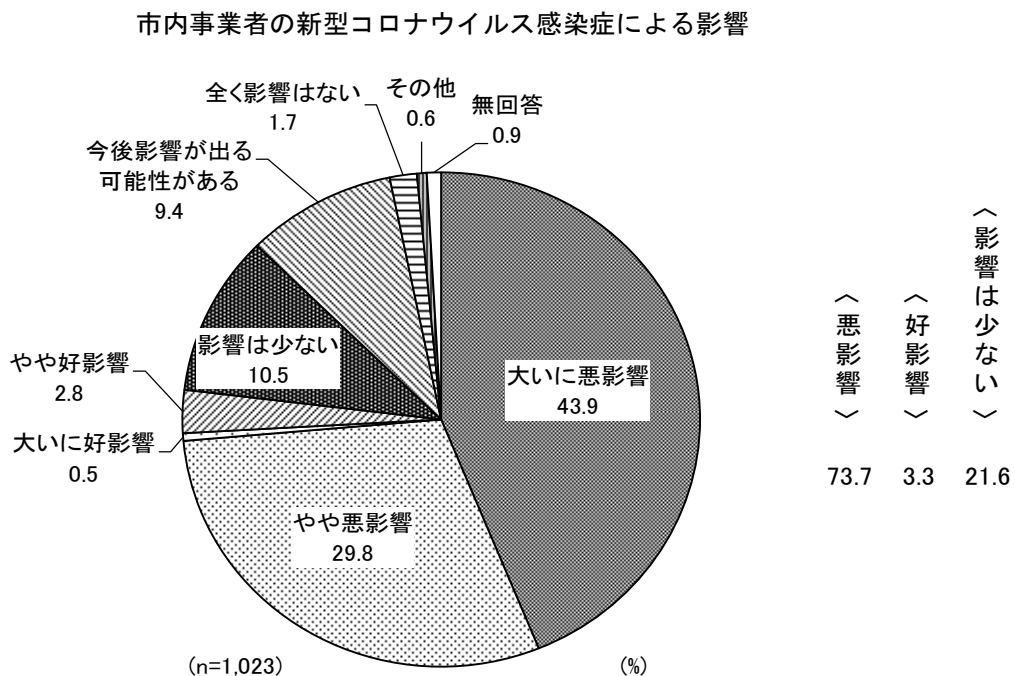
3 社会経済環境の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

① 市内事業者への影響

新型コロナウイルス感染症の影響は、本市の地域経済にも甚大な影響を与えており、市内中小企業の景況感を総合的に示す業況DI(P8参照)を見ると、特に、令和2(2020)年第2四半期の数値がリーマンショック時を上回るほどに大幅に後退しました。

令和2(2020)年に本市が実施した「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」(P152参照)において、「市内事業者の新型コロナウイルス感染症による影響」をみると、全体では、「大いに悪影響」が43.9%、「やや悪影響」が29.8%で、これらを合わせると〈悪影響〉が73.7%を占めています。

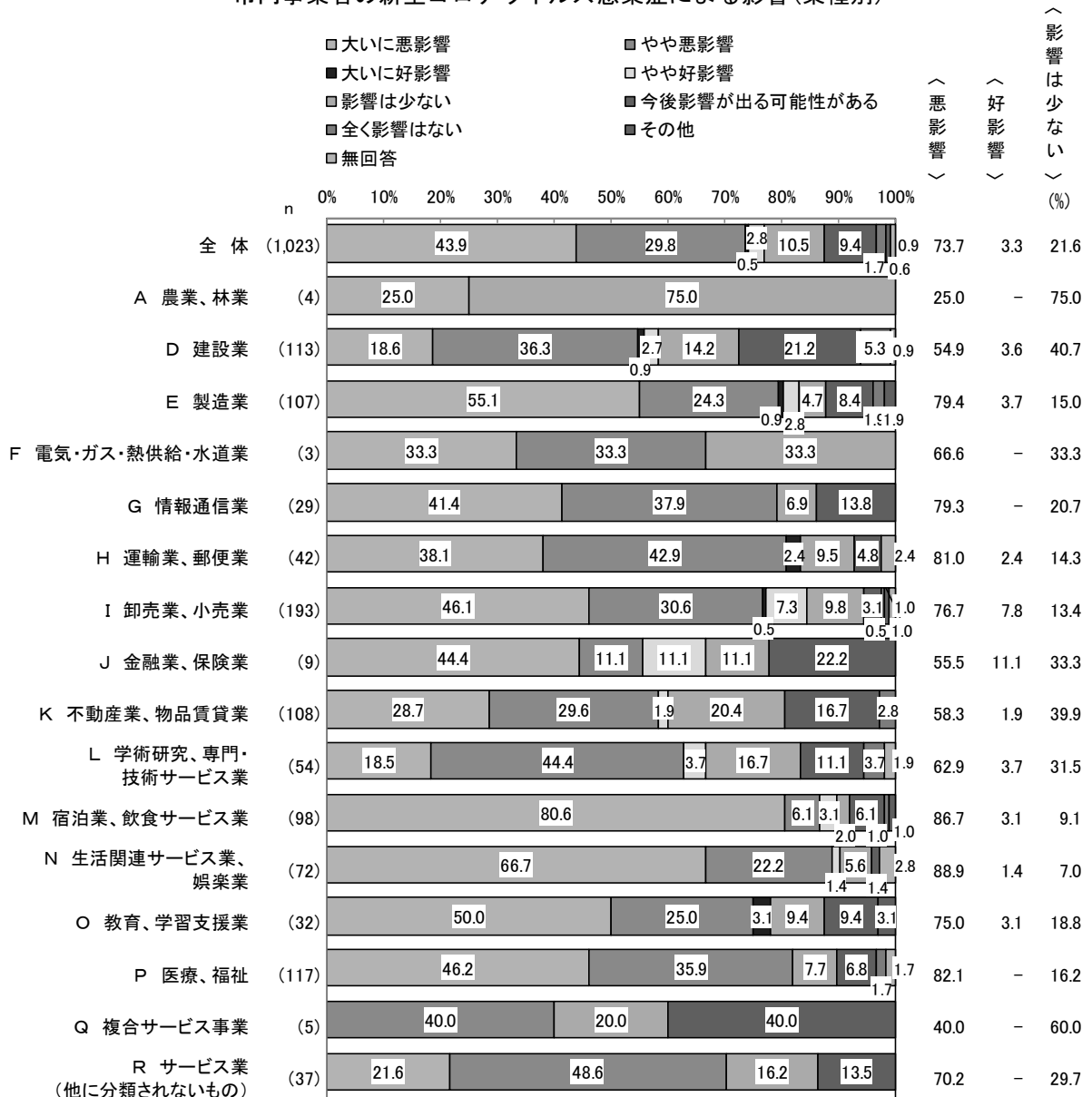


(資料)川崎市「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」

また、業種別にみると、〈悪影響〉は「生活関連サービス業, 娯楽業」が88.9%、次いで、「宿泊業, 飲食サービス業」が86.7%となっており、「医療, 福祉」が82.1%、「運輸業, 郵便業」が81.0%と続き、ほとんどの業種で5割を超え、幅広い業種の中小事業者が影響を受けています。

特に、緊急事態宣言の発出に伴う外出抑制等による、飲食等、サービス業への影響は大きかったといえます。

市内事業者の新型コロナウイルス感染症による影響(業種別)



(資料)川崎市「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」

②市内事業者の取組

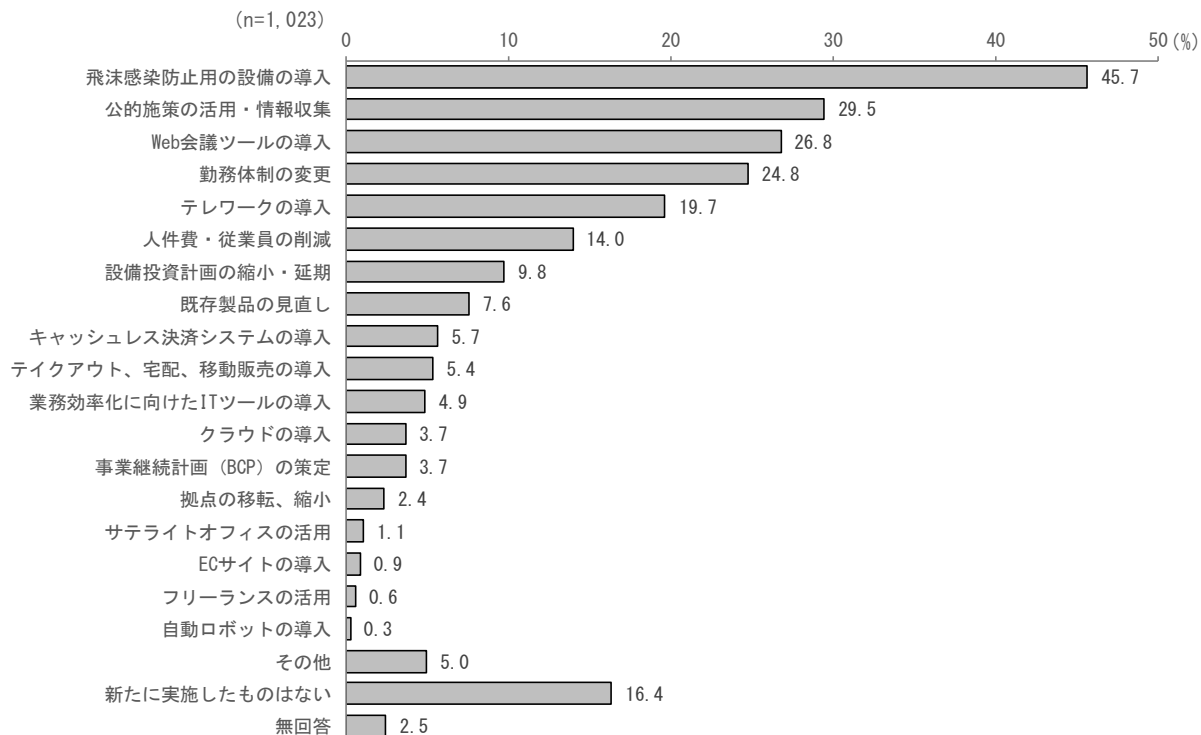
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出抑制等の影響に対応するため、市内事業者においては、テイクアウトやデリバリー等の多様な販売手法や飛沫感染防止用の設備等の導入、テレワークやWeb会議ツール等のICT化の推進など、新たな取組が行われています。

今後も、事業におけるデジタル化の推進に加え、新分野への進出や業態転換、多様な働き方の導入の取組等、事業者におけるウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた対応を進めることが重要になっています。

また、本市が実施した「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」(P152参照)において、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴って実施した対策」をみると、全体では「飛沫感染防止用の設備の導入(樹脂製ビニールカーテン、アクリル板等)」(45.7%)が最も多くなっています。次に、「公的施策の活用・情報収集」(29.5%)、「Web会議ツールの導入」(26.8%)、

「勤務体制の変更(時差出勤、シフト勤務、フレックスタイムの導入等)」(24.8%)の順となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴って実施した対策（複数回答）



(資料)川崎市「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」

(2) 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展

① 脱炭素に向けた動向

気候変動に関する科学的な視点に立った包括的評価を行うことを目的として設立された国際組織である IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル)は、令和 3 (2021)年 8 月に発表した「第 6 次評価報告書 第 1 作業部会報告書(自然科学的根拠)」において、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」「気候システム全般にわたる最近の変化の規模と、気候システムの側面の現在の状態は、何世紀も何千年の間、前例のなかったものである。」と述べています。

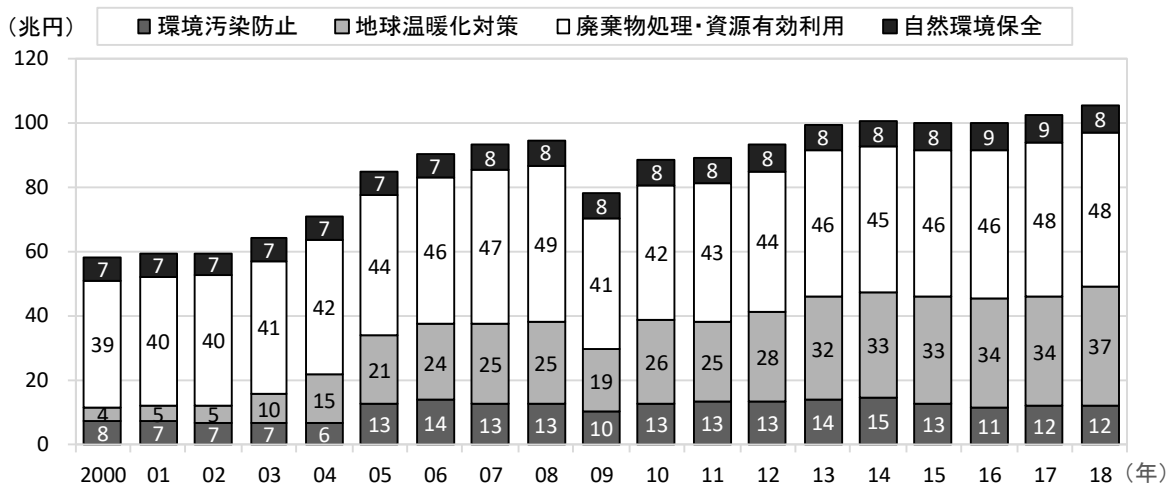
世界における脱炭素化への動きとしては、平成 27(2015)年にフランスのパリで開催された第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、令和 2 (2020)年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであるパリ協定が採択されました。また、欧州は 2050 年に関する野心的な CO₂排出削減目標を宣言するとともに、米国や中国などの CO₂排出量の主要国・地域において脱炭素社会の実現を目指す動きが加速しています。

② 環境産業市場の拡大

国における「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策として、経済産業省では「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しており、2050 年カーボンニュートラル目標に向けて、令和 2 (2020)年度補正予算において 2 兆円の「グリーンイノベーション基金」を造成し、グリーン電力やエネルギー構造転換等、環境産業分野において、10 年間、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援していくことを示しました。

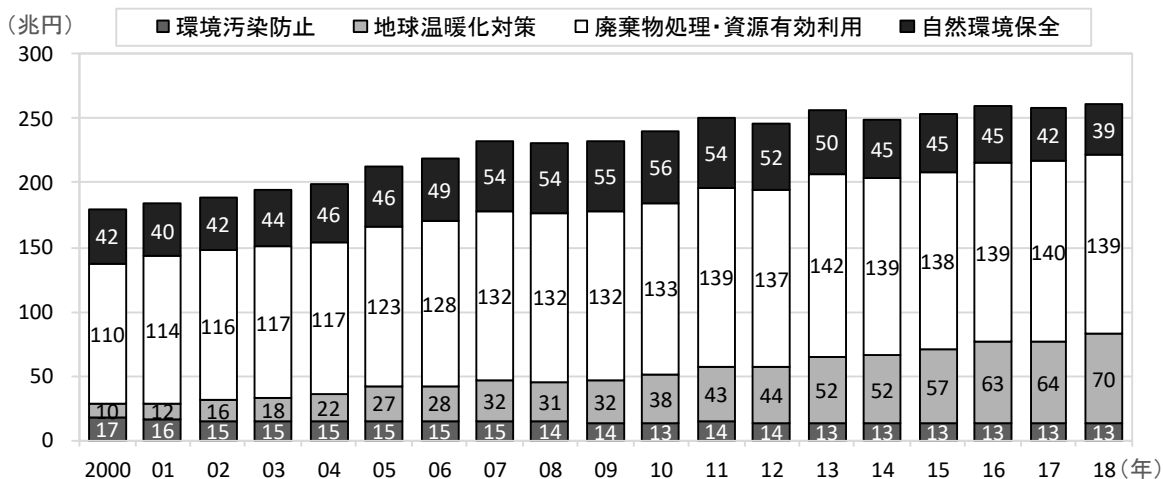
また、環境省が報告書に取りまとめた「環境産業の市場規模・雇用規模推計」によると、環境産業全体の市場規模及び雇用規模は、年により一時的な変動はあるものの、概ね順調な成長傾向を示しており、平成 30(2018)年には市場規模が 105.3 兆円、雇用規模が 260.9 万人と、ともに過去最大となっています。分野別にみると、自動車の低燃費化やクリーンエネルギー利用など、地球温暖化対策分野における増加が顕著となっています。

環境産業の市場規模推移



(資料)環境省「環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」

環境産業の雇用規模推移



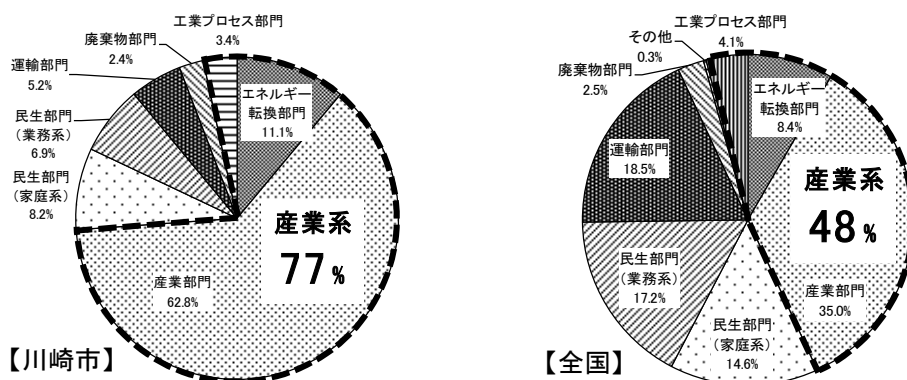
(資料)環境省「環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」

③本市の取組

本市では、令和2(2020)年11月、令和32(2050)年を目標にカーボンニュートラル社会の実現を目指す脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を策定しました。また、脱炭素化の取組を一層強化するため、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を令和3(2021)年度に改定しました。

本市のCO₂排出状況に着目すると、平成30(2018)年度(暫定値)のCO₂排出量の部門別構成比では産業系(産業部門、エネルギー転換部門、工業プロセス部門)が7割以上と、産業系の割合が全国平均と比べて非常に大きくなっており、京浜工業地帯の中核として日本の産業をけん引している本市においては、脱炭素社会の実現を目指すうえで、産業部門の果たす役割と重要性は非常に大きいものとなります。

CO₂排出量の部門別構成比(2018年度暫定値)



(資料)川崎市環境局調べ、環境省資料より作成

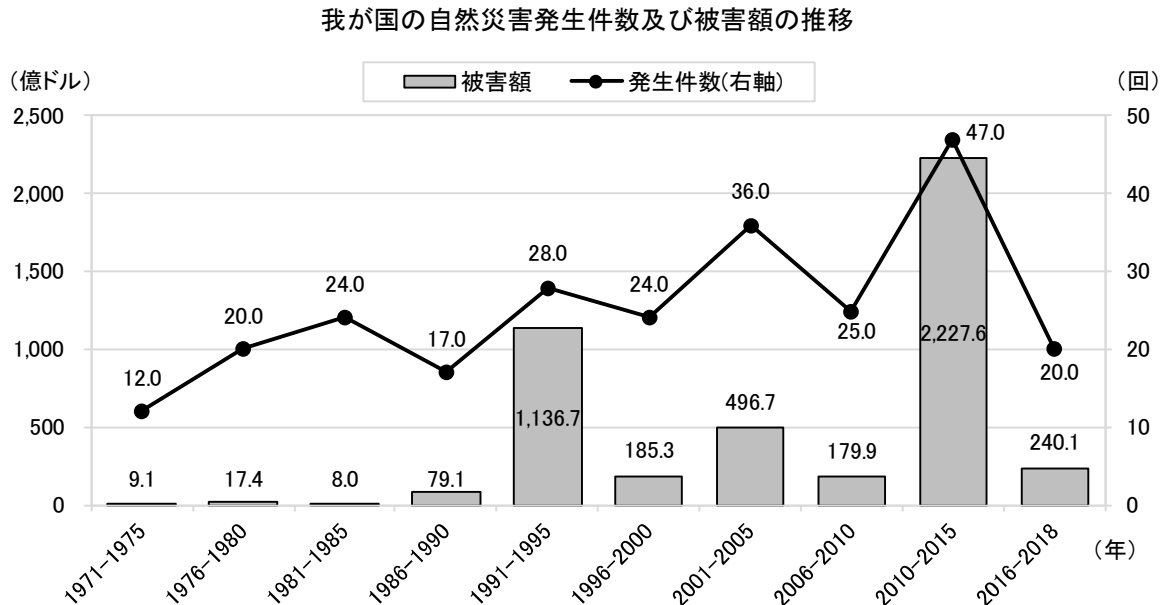
また、「川崎水素戦略」に基づき、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを創出・推進するとともに、脱炭素化の潮流が加速する中、川崎臨海部の産業競争力を強化していくことを目指し、カーボンニュートラルコンビナート構築に向けた取組を進めています。

(3) 大規模自然災害の発生

①最近の自然災害

平成 12(2000)年以降の自然災害の発生状況を見ると、平成 16(2004)年の日本各地における台風被害や、東日本大震災等の地震災害等による多くの被害が発生しています。

また、最近も、令和元年東日本台風等に伴う洪水・土砂災害等、毎年、多くの自然災害が発生しており、自然災害が激甚化・頻発化しています。



(資料) EM-DAT より中小企業庁が作成したデータを加工作成

本市においても、令和元年東日本台風では、河川や排水樋管周辺地域での浸水被害等が発生し、災害救助法及び激甚災害の適用を受ける大規模な被害を受けました。

近年、洪水や土砂災害を引き起こす大雨や短時間強雨の回数が増加していること、地震が多い国土であることなどを踏まえ、日頃から、今後、起こりうる自然災害等に向けた対策への取組が重要になっています。

②事業継続に向けた取組

平成 23(2011)年 3月に発生した東日本大震災によって、国内の企業は、巨大な津波や強い地震動による深刻な被害を受け、また、経済活動への影響は、サプライチェーンを介して、国内のみならず、海外の企業にまで及びました。

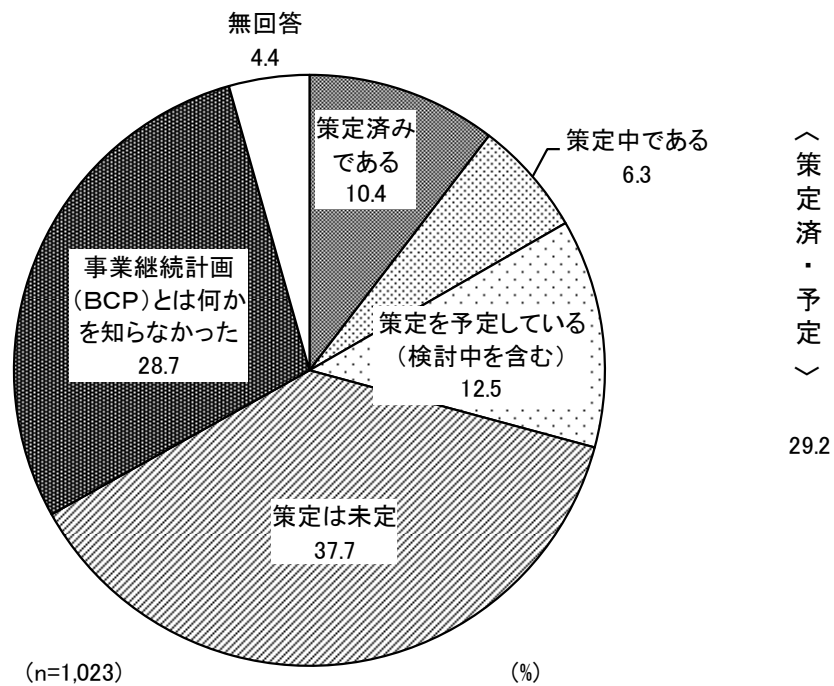
近年、自然災害が激甚化・頻発化している一方で、企業の事業構造や活動環境が極めて多様化・複雑化しており、企業にとっては災害の発生が生産活動や流通の停止に繋がるものが懸念されています。

そのため、企業においては、災害が発生した際、従来の防災活動としての身体・生命の安全確保、物的被害の軽減のみならず、優先的に継続・復旧すべき重要業務の継続または早期復旧に繋げることが重要であり、事業継続計画(BCP)の策定を含めた事業継続力の向上が求められています。

事業継続計画(BCP)は、従来、企業の事業の中断をもたらす自然災害への対応が中心とされてきましたが、大事故、感染症のまん延(パンデミック)、テロ等の事件、サプライチェーンの途絶など、事業継続に関するリスクは多様化しており、予め緊急事態の発生に備えておくことが、より強く求められるようになっていきます。

また市内事業者の事業継続計画(BCP)の策定状況をみると、「策定済みである」が10.4%、「策定中である」が6.3%、「策定を予定している(検討中を含む)」が12.5%で、合わせると〈策定済・予定〉は29.2%と、約3分の1にとどまっており、事業継続計画(BCP)策定企業のすそ野を広げていくことが重要になっています。

事業継続計画(BCP)の策定状況



(資料)川崎市「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」

(4) SDGs の取組の推進

①SDGs とは

SDGs とは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで加盟国が全会一致で採択した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール(P52「SDGs の考え方の活用」参照)・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを掲げています。

②我が国の取組

平成 27(2015)年に SDGs が採択された後、国際社会全体の課題に対し国として取り組む必要があるとの認識のもと、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、SDGs を総合的かつ効果的に推進するため、持続可能な開発目標(SDGs)推進本部が、平成 28(2016)年 5 月に内閣に設置されるとともに、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が、国家戦略として平成 28(2016)年 12 月に策定されました。

実施指針においては、SDGs 達成に向けた取組を全国的に実施するため、地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定や改定にあたり SDGs の要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じて、関係するステークホルダーとの連携の強化を図るなど、SDGs 達成に向けた取組を促進することを求めています。

③本市の取組

SDGs の課題は、本市を取り巻く課題と共通するものが多く、持続的な発展を図る上では、本市自らが積極的に SDGs 達成に寄与する取組を進めていく必要があることから、平成 31(2019)年 2 月に SDGs 推進に関する基本的な方針として「川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針」を策定しました。総合計画第 3 期実施計画の策定にあたっては、本市が進める各施策と SDGs との関係をより市民に分かりやすく伝えるため、当該方針と実施計画を統合しています。

また、SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、国が選定している「SDGs 未来都市」に本市は、令和元(2019)年 7 月に選定されました。

本市における SDGs の取組を促進するため、令和 3(2021)年 3 月には、市内事業者の SDGs への取組の「見える化」と、市内における SDGs の取組の活性化に繋げることを目的に、川崎市 SDGs 登録・認証制度「かわさき SDGs パートナー」を新たに構築し、「かわさき SDGs パートナー」に 205 者、「かわさき SDGs ゴールドパートナー」に 402 者(令和 4(2022)年 2 月 1 日現在)の企業が登録・認証されています。

(5) Society 5.0 の進展

① Society 5.0 の実現に向けた取組

国は、Society 5.0 の実現に必要なものとして、①サイバー空間とフィジカル空間の融合による持続可能で強靱な社会への変革、②新たな社会を設計し、価値創造の源泉となる「知」の創造、③新たな社会を支える人材の育成としており、Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策として、Beyond 5G、スパコン、宇宙システム、量子技術、半導体等の次世代インフラ・技術の整備・開発や研究データの管理・利活用、スマートラボ・AI 等を活用した研究の加速の取組を行っていきとしており、今後、5年間で約30兆円の政府の研究開発投資を確保するとともに、それを呼び水とし、民間投資を促進し、官民連携による約120兆円の研究開発投資を目指し、ビジネス拡大に向けて取り組んでいくとしています。

Society 5.0 で実現する社会



(資料)内閣府

② デジタル化の推進

新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済環境の変化や、多様なイノベーションによるデジタル技術の高度化がもたらされたことにより、改めてデジタル・トランスフォーメーション(DX)の取組が注目されています。

DXは、データとデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することであり、DXを本格的に展開していく上では、デジタル技術を活用してどのように変革するかについての経営戦略や、それを実行する上での企業組織内の仕組みや体制の構築等が不可欠となります。

事業活動におけるデジタル化は、ITの進化によってヒト、モノ、コトの情報がつながることで、作業工程の高度化を図り、競争優位性の高い新たなサービスやビジネスモデルを実現することを目指しています。こうしたデジタル化の取組は、生産性の向上、働き方改革、事業の承継・継続、イノベーションの創出等、様々な今日的課題の解決につながる最も有効な手段となり得る可能性を有しています。

(6) 生産性向上の推進

① 生産性向上を推進する背景

現在の日本では、他の国と比較しても急速に少子高齢化が進行しており、生産年齢人口は平成7(1995)年をピークに減少しています。今後も日本全体の就業者数が減少すると見込まれる中で、経済成長率を上昇させ、経済の好循環を実現していくためには、「労働参加率」の伸び率と「労働生産性」の伸び率を向上させることが必要となり、国においても付加価値の創出による労働生産性の上昇を実現することが重要な政策的課題としています。

② 本市における取組

本市においても、政府の「生産性革命・集中投資期間」に合わせ、平成30(2018)年度に市内の支援機関、金融機関等と本市を含めた8機関が連携する「川崎市働き方改革・生産性向上推進プラットフォーム」(P85)を新たに設置するとともに、市内中小企業の働き方改革・生産性向上との支援内容をパッケージ化し、令和2(2020)年度までを集中投資期間と位置付けて支援を実施してきましたが、国の期間の延長の動きを受けて、取組を継続して実施しています。

働き方改革・生産性向上の支援にあたっては、「意識醸成・掘り起こし」、「実践・導入促進」、「広報・普及促進」の3つの視点で支援を進めるとともに、プラットフォームと連携することで、あらゆる業種の企業への支援に繋がっていることから、集中投資期間終了後も継続して市内中小企業の働き方改革・生産性向上を一体的に支援することとしています。

働き方改革や生産性向上は、業種問わず共通の課題であり、取組を進めることで、企業の競争力向上や、誰もが働きやすく魅力ある職場づくりに繋がることが期待でき、地域経済の継続的な発展に向けて、地域全体で取組の輪を広げることが重要になります。

第3章 第3期実行プログラムの基本的な考え方

1 第3期実行プログラムの推進に向けた検証と総括について

「第3期実行プログラム」の推進に向けては、総合計画第2期実施計画での施策等に関する評価結果を踏まえるとともに、本市や市内事業者を取り巻く社会経済環境の変化やこれまでの取組の成果と課題、市内産業の動向、附属機関での検証意見等を踏まえて、これまでの取組を総括し、本実行プログラムの施策に着実に反映していくことで、より効率的・効果的な取組を推進します。

(1) 中小企業活性化条例に基づく、川崎市産業振興協議会での第2期実行プログラム期間における施策の実施状況の検証意見

「かわさき産業振興プラン」は、総合計画における産業振興分野の「分野別計画」という位置付けの他、平成28(2016)年4月に施行した「中小企業活性化条例」における中小企業活性化施策に関する「実施計画」としても位置づけられています。

このため、本市の産業振興に関して審議いただく附属機関である「川崎市産業振興協議会」の中に施策検証を専門に行う「中小企業活性化専門部会」を設置し、部会での施策検証内容を同協議会に報告するとともに、意見集約を行い、施策の検証等を行っています。

「第2期実行プログラム」の計画期間内においては、「総合計画」と同様の「成果指標」を活用して、進行管理を行うとともに、中小企業活性化条例に規定する中小企業活性化施策に対応する施策については、「中小企業活性化専門部会」等での毎年度の施策の実施状況の検証等を通じて進行管理を行っており、「第3期実行プログラム」において、効果的に取組を推進していくため、以下の検証意見が出されています。

川崎市産業振興協議会での意見 概略

中小企業活性化条例に基づく中小企業活性化施策	第2期実行プログラムでの取組項目	検証意見
第12条 創業、経営の革新等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○起業の促進 ○インキュベーション機能の充実 ○ソーシャルビジネスの振興 ○ライフイノベーションの推進 ○グリーンイノベーションの推進 ○ウェルフェアイノベーションの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・K-NICでは、クラウドファンディングなど支援メニューを工夫しながら、ソーシャルビジネスの支援も進めることができる。地元の事業者と起業・創業しようとする方々の繋がる機会があると様々な刺激に繋がる。 ・ウェルフェアイノベーションの推進にあたっては、困りごとの解決を形にしていくことが重要だ。KIS製品の紹介先を障害者雇用に取り組む企業とするなど、アプローチの目線を変えることも有効だ。 ・オンラインの活用やハイブリッドによるイベント開催等、工夫しながら事業を実施することが必要だ。コロナ禍で見えてきた新たな課題を見つけ出し、解決に取り組むことが望まれる。
第13条 連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○新分野への進出支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・「香辛子」などの派生した成果等が創出されていることから、派生した成果も含め効果的に発信していくことが必要ではないか。事業の成果として、それらのマッチング成立件数や派生製品の件数をアウトカムとして示していくのが良いのではないか。 ・知財交流のニーズは地方の企業の方が高い印象があることから、オンラインの活用により、市内企業と地方の企業が容易に繋がることができ、ネットワーク構築の点で有効だ。

中小企業活性化条例に基づく中小企業活性化施策	第2期実行プログラムでの取組項目	検証意見
第14条 研究及び開発の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○産業集積の促進・維持 ○中小企業の高度化 	<ul style="list-style-type: none"> ・KBICを広めるため、入居企業の取組をうまく発信するとともに、地元住民との交流機会ができると良い。また、KBIC退去後の市内転居推進に向け、入居者支援と退去後の市内立地誘導の一体的な取組を進めることが良い。 ・工業振興にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響によりIT活用のハードルが下がった印象があり、IT活用の一層の推進を期待する。 ・事業承継後の新社長は先輩経営者の取組が参考となることから、団体等の勉強会に積極的に参加することも重要だ。 ・BCPが整っていない事業者は多く、すそ野を広げた支援や、BCPのひな型を提供するなどの支援が有効ではないか。
第15条 経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業の育成 ○中小企業の経営安定 ○中小企業の操業環境の保全 ○持続的な農業経営の推進と創造 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上の取組について、プラットフォーム等を通じて取組や成果の発信が広がってきている。川崎市のブランディングにも繋がることから、情報提供方法の工夫などにより取組をより周知するとともに、引き続き生産性向上と働き方改革を連携しながら事業を進めていけると良い。DXへの関心が増しているが、身近なスマートフォンやグループチャットの活用を進めていくだけでも効果的である。 ・セミナー等はハイブリッド型で行うことで、移動時間の節約にも繋がり参加しやすい形になる。双方向性を備えたオンライン型やハイブリッド型の実施を継続していくのが良いのではないかと。
第16条 地域の活性化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○商業地域の形成 ○商業の振興 ○多面的な機能を有する農地の保全と活用 ○農業への理解促進 ○観光・集客型産業の振興 ○観光資源の魅力向上 ○MICE受入の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業振興にあたっては、ITの活用等、新たな視点や取組を通じて事業を発展させることが必要であり、まずは若手商業者向けの勉強会の開催等の取組が必要ではないかと。 ・農業振興にあたっては、イチゴ狩り等、観光と絡めることで新たな層とも連携できるのではないかと。都市型農業では地域住民の理解等が重要であり、福祉との連携などは社会貢献にも繋がる。 ・観光振興にあたっては、市民が行きたいと思える場所であるからこそ市外からも人が来るのであり、市内には素晴らしい見所が多くあることから、市内を周遊できるような取組があると良い。
第17条 人材の確保及び育成	<ul style="list-style-type: none"> ○求職者の特性に合わせた就業機会の提供 ○産業界との連携による人材の育成・確保 ○ものづくり都市を担う次世代人材の育成 ○働き方改革の推進 ○勤労者福祉の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・業況が厳しい中、雇用を守りながら、就業形態等を点検・改善し、働き方改革を進めるなど、できることから地道に取り組むことが必要だ。 ・就職氷河期世代の方の採用については、きめ細やかなマッチングが必要である。また、多様化した働き方を踏まえた支援がなされることで、求職者等のニーズや希望に対応できたのではないかと。 ・きめ細かく雇用状況を把握し、対応していくことが重要である。
第18条 海外市場の開拓等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○海外販路の開拓 ○外資系企業への本市関連情報の提供 ○環境技術の移転による環境産業の振興 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術展におけるオンラインでのマッチングをより活発にしていくなかには、「技術展自体の魅力向上」と「参加企業のデジタル化対応」が主な課題であり、他の施策と連携していくと良いのではないかと。販路開拓においては、デジタルマーケティングにシフトすることも良い。 ・コロナ禍では、相手が明確である段階であれば、逆にリモートの方が海外展開を進めやすいのではないかと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急経済対策の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、神奈川県では令和2(2020)年度に緊急事態宣言が発出されるなど、市内経済に大きな影響を与えたことから、事業者に対する緊急経済対策として、次の事業を実施し、事業者における雇用の維持と事業の継続を図りました。

新型コロナウイルス感染症に関する本市の緊急経済対策(経済労働局所管分)

○令和2年度に実施した項目

No.	事業名	概要
1	制度融資(保証料ゼロ・実質無利子)	実質無利子融資及び本市独自の融資メニューにより、資金繰り支援を実施(融資限度額を3,000万円から4,000万円に引上げ、その後6,000万円に引上げ)
2	テレワーク導入促進補助金	テレワーク環境の新規構築・拡張に要する経費への補助 【対象】設備導入費、コンサルティング費用 【補助額】補助率 1/2 ・設備導入費 上限20万円、コンサルティング費 上限5万円
3	中小事業者テイクアウト等参入支援事業補助金	テイクアウトやデリバリー、インターネットを活用した新たなサービス提供など、売上を確保する新たな取組に要する経費への補助 【対象】フード・デリバリーサービス利用料、広告宣伝費、設備装置費、ITを活用したサービス開始事業、消耗品費 【補助額】補助率 3/4 上限10万円
4	小規模事業者臨時給付金	市内の小規模事業者の事業継続のための給付金を交付 【対象】令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、1か月あたりの事業収入の減少が前年比で30%以上50%未満の期間が1か月以上認められるもの 【給付額】10万円
5	コンテンツグローバル化促進事業補助金	市内の中小企業等による、海外展開に向けて行う自社コンテンツのグローバル化に要する経費への補助 【対象】外国語の資料、HP等作成に要する経費、PR動画等の作成に要する経費、契約資料等の作成・翻訳に要する経費 【補助額】補助率 2/3 上限20万円
6	市内観光農園のPR等	観光農園のPR事業を実施 【実施内容】市内観光農園に加え、周辺観光農園施設等を案内したマップの作成、川崎市観光協会等と連携し、観光農園のホームページを作成、観光農園のPR動画の作成
7	産業支援施設のIT環境整備	市内中小企業がリモートによる会議や商談などを容易に実施できる環境を市の産業支援施設において整備を実施
8	ワンストップ型臨時経営相談窓口	市内事業者向け「ワンストップ型臨時経営相談会場」、「電話・オンライン相談窓口」を設置し、中小企業診断士等の専門家による国や市等の事業者向けの支援施策の案内、申請支援、経営相談を実施
9	雇用を守るための支援相談窓口	雇用についてお困りの事業主の方、勤労者の方など、あらゆる方の雇用に関するお悩みへの相談に対応するため、社会保険労務士が無料で相談に応じる特別相談窓口を開設
10	卸売市場内事業者への施設使用料等の猶予	市場機能の維持を図るため、売上が減少している場内事業者の市場使用料及び光熱水費の支払い猶予の措置を実施
11	キャリアサポートかわさきにおける求人開拓の強化	求職者のニーズに沿った求人案件の掘り起こしを行い、就業支援を強化 【増員数】6名→9名(3人増加)

○令和2年度・令和3年度に実施した項目

No.	事業名	概要
12	川崎じもと応援券事業(第1弾) 【R2-3にかけて実施】	売上が大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促し、域内循環を図ることで、早期の経済回復を目的として実施。利用期間を令和3年1月末としていたが、3月末へ延長後、5月末へ再延長。 【概要】1冊 10,000円(1,000円×13枚) 【発行冊数】87万冊 【プレミアム率】30%
	川崎じもと応援券事業(第2弾) 【R3に実施】	利用期間を令和3年12月末から令和4年3月末へ延長。 【概要】1冊 10,000円(1,000円×12枚) 【発行冊数】50万冊 【プレミアム率】20%
13	商店街等緊急支援事業補助金	売上が減少した事業者の応援や、安心して買い物できる環境づくりに取り組む市内商店街等を対象とした補助 【対象】商店街内の店舗やサービスのPRに要する経費、新しい生活様式に対応する取組に要する経費 【補助額】補助率 3/4 上限 20万円
	商店街等緊急支援事業補助金(第2弾)【R3に実施】	
14	職場環境改善支援補助金 【R2-3にかけて実施】	飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策として行う設備等の導入に係る経費への補助 【対象】設備導入費、ITサービス導入費、消耗品費、委託費等 【補助額】補助率 3/4 上限 30万円
15	グローバル展開支援事業補助金 【R2-3にかけて実施】	販路開拓の機会損失や需要の回復を図り、中小企業等のグローバル展開を促進するため、川崎市内の中小企業等の海外展開に係る取組に要する経費への補助 【対象・補助限度額】 ・国際的な電子商取引(越境EC)の取組(40万円) ・海外事業者とのオンライン商談等の取組(20万円) ・海外への販路開拓や拠点成立に向けた現地調査(10万円) ・海外で開催される展示会等への出展(20万円) ・海外展開に必要な国際認証等の取得(40万円) 【補助率】2/3
16	商店街魅力再起支援事業 【R2-3にかけて実施】	商店街団体等が自ら取り組む「新しい生活様式」に対応した事業への補助 【対象】活性化研究会・講習会事業、地域貢献事業、情報発信事業、イベント事業 【補助額】補助率 1/2 上限 200万円
17	「新しい生活様式」対応研究開発補助金 【R2-3にかけて実施】	「新しい生活様式」に対応する研究開発に要する経費への補助 【対象】感染症に関わる検査や治療に関する研究開発、感染予防製品等の研究開発、「新しい生活様式」に向けた事業活動の効率化に資する研究開発、「新しい生活様式」に向けたICTを活用した地域経済活性化に資する研究開発 【補助額】補助率 3/4 上限 200万円 ※大学等と共同で研究開発を行う場合は、500万円以内
18	ポストコロナ型新分野参入促進事業【R2-3にかけて実施】	市内中小企業のICT活用など「新しい生活様式」への対応に資する取組や、医療分野等への新規参入、販路開拓の支援を実施
19	市内宿泊施設テレワーク利用促進事業【R3に実施】	「新しい生活様式」のひとつであるテレワークの促進及びコロナ禍の影響を受ける市内宿泊施設の利用促進を目的に、市内宿泊施設でテレワークを行う者を対象とした補助
20	かわさき短期求人紹介支援 【R3に実施】	離職者の早期就労につなげるため、短期求人を紹介する「かわさき短期求人ナビ」を開設し、求人開拓のほか、求職者の相談等を支援
21	産業支援施設のテレワーク環境整備【R3に実施】	市内中小企業がリモートによる会議や商談などを容易に実施できるスペースを市産業振興会館に整備

(3) 第3期実行プログラムの推進に向けた取組の総括

「第2期実行プログラム」の計画期間内においては、市内中小企業の事業の継続と雇用の確保を図るため、事業継続力の強化や人材、経営資源の確保等、様々な支援を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や令和元年東日本台風による被害等は、市内事業者の人材確保や事業継続に大きな影響を与えており、社会経済環境の変化への対応が大きな課題となりました。

令和2(2020)年度から令和3(2021)年度に続く、緊急経済対策による「就業支援の強化」、「資金繰りの円滑化」、「地域における経済循環」、「ポストコロナを見据えた支援」の取組など、コロナ禍における施策の実施等においても、かわさき産業振興プランの「理念」、「方針」及び「産業振興施策の重点項目」に沿った取組を進めてきました。

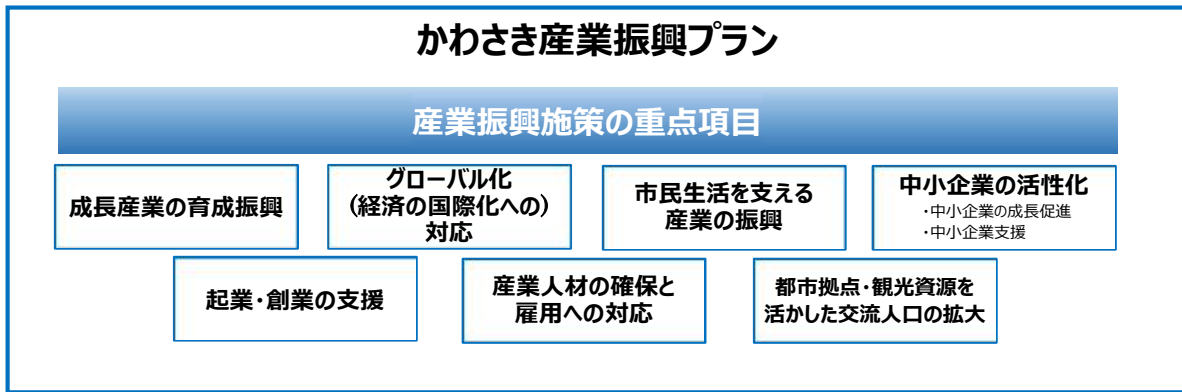
また、事業の実施にあたっては、中小企業活性化条例に基づく施策の検証など、市内経済団体や事業者等の参画によるPDCAサイクルに基づく支援施策の改善の取組が定着してきましたが、「第2期実行プログラム」で残された課題や、事業者における脱炭素やデジタル化への対応といった「第3期実行プログラム」に向けて新たに提起された課題等に対応するため、持続的な取組を推進することが必要となっています。

さらに、新川崎地区や殿町地区におけるイノベーション拠点の形成や、成長分野における産業の育成、市内事業者の生産性向上の取組など、「力強い産業都市づくり」に向けた施策を進めていますが、引き続き、市内の産業集積を進め、産学連携の成果を生み出すことなどにより、産業競争力の強化を図っていくことが求められています。

(4) 第3期実行プログラムの推進に向けた取組の考え方

「第3期実行プログラム」においては、本市を取り巻く社会経済環境の変化を的確に捉えるとともに、市内産業の現状や動向を踏まえ、「第2期実行プログラム」における成果を着実に繋げ、残された課題に対応するなど、計画的に取組を推進します。

そのため、「川崎市総合計画」に掲げる「力強い産業都市づくり」の実現に向けて、分野別計画である「かわさき産業振興プラン」の産業振興の方向性に基づいた事業を進めるとともに、「第2期実行プログラム」での取組で生まれたイノベーション創出の芽を育て、多くの成功事例を生み出していくため、「第3期実行プログラム」においては、「かわさき産業振興プラン」における「理念」、「4つの方針」及び「産業振興施策の7つの重点項目」(P1参照)を産業振興に向けて継続して取り組んでいくものとし、「第2期実行プログラム」同様、「産業振興施策の7つの重点項目」を「7つの政策」として展開し、効果的・効率的な取組を推進します。



一方、前述した、新型コロナウイルス感染症の影響や社会のデジタル化の進展、脱炭素社会の実現に向けた取組の進展などの本市を取り巻く社会経済環境の変化を的確に捉え、今後取り組むべき事業に適切に反映していくため、計画期間内の各施策、事業の実施において、具体的な取組を行う際に共通して念頭に置く、5つの視点を新たに設定することで、市内産業を取り巻く様々な変化に的確・柔軟に対応した施策を展開するとともに、各施策を貫く共通の視点に基づく取組の方向付けを行うことにより、各施策間での連携による相乗効果を発揮し、「第3期実行プログラム」の計画期間内の取組や、「かわさき産業振興プラン」の最終期間における取組の推進を図っていきます。

また、「第2期実行プログラム」での成果を着実に「第3期実行プログラム」の施策に繋げていくため、川崎市産業振興協議会等での意見聴取のほか、中小企業活性化条例の施策検証等の内容を再確認し、「第3期実行プログラム」の政策に反映していくとともに、かわさき産業振興プランの理念である「多様な人材と産業が創り出す、活力と魅力にあふれるオープンイノベーション都市かわさき」の着実な推進に向けて、市内産業の現状や動向、課題等を把握し、より効果的な取組の促進を図っていきます。

「第3期実行プログラム」の進行管理にあたっては、中小企業活性化条例に基づく毎年度の施策検証とあわせて、「第3期実行プログラム」の取組状況を確認し、施策の継続的な改善に取り組めます。

・ 公益財団法人川崎市産業振興財団との連携

川崎市産業振興財団は、長年にわたる中小企業等への支援により蓄積された知見や、これまで培ってきた市内外の産学官金とのネットワークなど、高い専門性を有する産業支援機関としての強みを有しています。また、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えて国や県など多様な主体が産業支援に取り組んでいる現状においては、事業者に応じて最適な支援を提案・提供する中間支援組織として、川崎市産業振興財団の役割はますます高まっています。

「第3期実行プログラム」の推進にあたっては、施策検討・制度設計を担う本市と、専門的・継続的な支援が提供できる産業振興財団とが引き続き連携し、市内中小企業の競争力の強化等に向けて、効果的・効率的に取り組んでいきます。

2 第3期実行プログラムの5つの視点

継続した課題や社会経済環境の変化による新たな課題等を改めて整理し、それらを反映した「5つの視点」を設定するとともに、「5つの視点」を通して施策を見直すことにより、様々な変化に的確に対応するため、取組内容等の充実を図ります。

【視点1】 価値創造と競争力の源泉となるイノベーションの創出と成長の促進

- 脱炭素社会の実現に向けた取組や、産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造する福祉分野での取組など、新たな価値を創造する、様々な成長分野における新事業の創出やイノベーションを推進
- 多様な業種・分野における競争力の源泉となるイノベーションの担い手となりうる者の起業・創業の支援を促進するとともに、起業家の成長段階に応じた育成支援を推進
- 本市の特色である、多様な企業・大学・研究機関の集積や、インキュベーション施設等の立地を活用し、さらなる産学連携や産産連携等によるオープンイノベーションを創出し、成長に向けた取組を促進

【視点2】 デジタル化や ICT 活用等による高付加価値化・業務効率化の促進を通じた生産性の向上

- ウィズコロナ・ポストコロナ時代における社会全体の行動変容を見据えた取組を促進するため、市内中小企業者の幅広い業種に向けたデジタル化の推進や ICT ツールの活用による設備投資など、製品の高付加価値化と業務の効率化を促進
- デジタル化の取組を通じて、市内中小企業者における経営資源の最適化や、幅広い業種における生産性の向上に向けた取組を推進

【視点3】 多様性を尊重して誰もが活躍する魅力あるワークスタイルの実現

- 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている雇用情勢や多様性のある働き方等を踏まえ、魅力あるワークスタイルの実現に向けて、誰もが活躍できるよう、幅広い業種における多様な働き方等を促進
- 女性や就職氷河期世代などを含め、市内中小企業者のニーズや様々な求職者の意見を尊重し、今後の市内産業の成長を支える多様な人材の確保や育成を推進

【視点4】 地域の強みや特性を活かした地域経済の安定と好循環の創出

- 社会経済環境の変化などを的確に把握し、機動的な経済対策の取組を進め、市内事業者に向けた継続的な経営相談や国内での販路拡大、資金繰りの取組等による経営資源の確保や経営の安定化を支援
- 地域の強みや特性、資源等を活かして、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した市内中小企業者等におけるイベント実施や情報発信、地域の魅力向上など、地域が主体となった市内中小企業者における活性化の取組を推進

【視点5】 変化に強くしなやかな企業づくりの推進

- 経営者の高齢化などの経営課題の対応に向けた取組や、自然災害の激甚化・頻発化、感染症の影響等のリスクによる経営への影響、産業構造の変化等を踏まえ、事業承継・事業継続に向けた取組等により、全業種における事業継続力の強化を推進
- 強靱な企業づくりを図るため、事業再編や第二創業、市内中小企業者における安定的なサプライチェーンの構築等による経営基盤の強化を推進

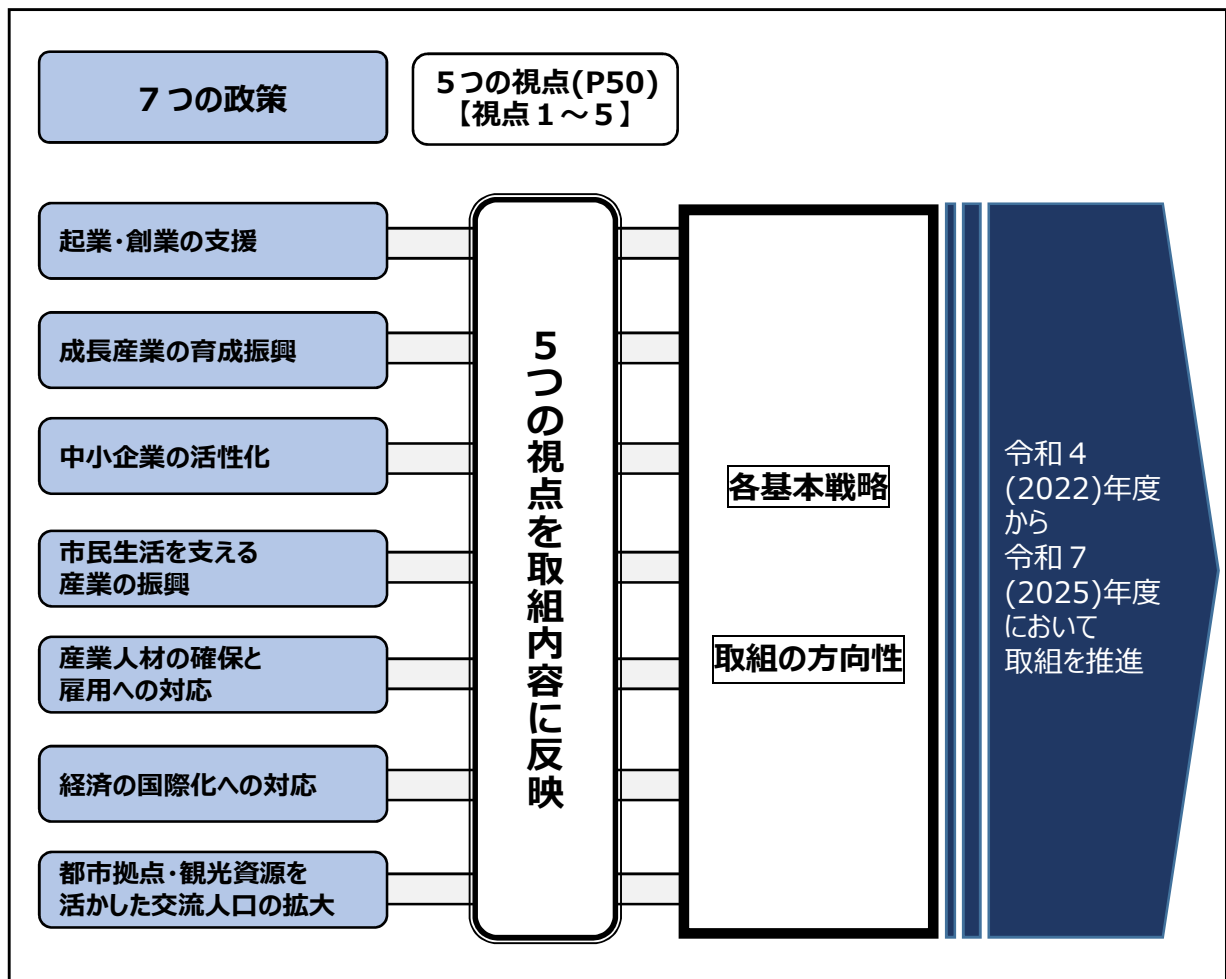
3 産業振興の理念・方針に基づく第3期実行プログラムの全体像

平成28(2016)年2月の「かわさき産業振興プラン」の策定にあたって定めた「産業振興の理念・方針」に基づき、7つの重点項目に沿った政策を推進する、「第3期実行プログラム」の全体構成を以下のように設計します。

また、各政策の実施にあたっては、全ての政策を貫く共通の5つの視点に基づいて、取組の充実を図り、本市の目指す「力強い産業都市づくり」の実現に向けた取組を推進します。

**【理念】 多様な人材と産業が創り出す、活力と魅力にあふれる
オープンイノベーション都市かわさき**

- 方針1 市内立地企業の国際競争力の強化
- 方針2 イノベーションの促進
- 方針3 市民生活や雇用を支える産業の振興
- 方針4 多様な人材が活躍できる人材交流都市の構築



4 SDGs の考え方の活用

「持続可能な開発目標 (SDGs)」の課題は、本市を取り巻く課題と共通するものが多く、本市の持続的な発展を図る上では、本市自らが積極的に SDGs 達成に寄与する取組を進めていく必要があります。

本実行プログラムにおいても、SDGs のゴールやそのターゲットの考え方を取り入れながら、地域課題の解決とともに、川崎の発展を支える産業の振興等にも貢献していく取組を推進します。



ゴール 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール 2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール 4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
ゴール 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
ゴール 6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール 7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール 8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
ゴール 9	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
ゴール 10	各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール 11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール 12	持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール 13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール 14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
ゴール 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
ゴール 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
ゴール 17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料：外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(仮訳)」

第4章 第3期実行プログラム

1 第3期実行プログラムの7つの政策・基本戦略・取組項目一覧

本実行プログラムは、本市を取り巻く社会経済環境の変化やこれまでの取組の成果、本市の特性や課題などを踏まえ、かわさき産業振興プランで定める理念や方針に基づき、4か年（令和4（2022）～令和7（2025）年度）を計画期間として、各施策の現状と課題を整理したうえで、施策の方針を示したものです。

7つの政策	基本戦略	取組項目	頁
政策1 起業・創業の支援	(1)市内産業を活性化するベンチャー企業の創出・育成・定着	①起業の促進	55
		②インキュベーション機能の充実	58
	(2)様々な主体、手法による創業の促進	①ソーシャルビジネスの振興	61
政策2 成長産業の育成振興	(1)成長産業分野でのイノベーションの創出	①ライフイノベーションの推進	63
		②グリーンイノベーションの推進	65
		③ウェルフェアイノベーションの推進	68
	(2)成長産業の拠点における連携の促進とブランド力の向上	①産業集積の促進・維持	72
(3)臨海部の活性化	①臨海部ビジョンに基づく臨海部の活性化の推進	75	
政策3 中小企業の活性化	(1)中小企業の競争力の強化・生産性の向上	①中小企業の育成・経営力強化	79
		②中小企業の高度化・技術力強化	82
		③中小企業が創出する付加価値の向上	85
	(2)中小企業の安定化・強靱化	①中小企業の経営安定	87
		②中小企業の操業環境の保全	89
		③中小企業の事業承継・事業継続力の強化	91
(3)中小企業の成長促進	①新分野への進出支援	93	
政策4 市民生活を支える産業の振興	(1)魅力と活力のある商業地域の形成	①商業力の強化	96
		②商店街の活性化・まちづくりとの連動	98
	(2)都市農業の活性化と都市農地の活用	①多面的な機能を有する農地の保全と活用	101
		②持続的な農業経営の推進と創造	104
		③農業への理解促進	107
	(3)市民への安定的な食料品等の供給	①安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給と市場の機能更新	109
		②適正な計量の確保	111
	(4)市民の安全安心な消費生活の確保	①消費者被害の救済	112
		②消費者教育の推進	114
	政策5 産業人材の確保と雇用への対応	(1)産業構造の変化や多様な就業形態に応じた就業の支援	①求職者の特性に合わせた就業機会の提供
②産業界との連携による人材の育成・確保			119
(2)多様な人材の育成・確保・活用		①ものづくり都市を担う次世代人材の育成	121
		②新しい働き方に対応した働き方改革の推進	123
(3)誰もが働きやすい環境づくりの推進	①新しい働き方に対応した働き方改革の推進	123	
	②勤労者福祉の向上	125	
政策6 経済の国際化への対応	(1)市内企業の国際化支援	①市内中小企業の海外展開支援	127
		②外資系企業への本市関連情報の提供	130
	(2)環境ビジネスの海外展開の支援	①環境技術の移転による環境産業の振興	131
政策7 都市拠点・観光資源を活かした交流人口の拡大	(1)川崎の特性を活かした観光の振興	①観光・集客型産業の振興	134
		②観光資源の魅力向上	137
	(2)川崎の特性を活かしたビジネス交流の促進	①MICE 受入の推進	140

2 第3期実行プログラムにおける中小企業に向けた脱炭素、デジタル化の取組

本実行プログラムにおいて、本市を取り巻く社会経済環境の変化の中でも、特に中小企業が的確に対応していくために重要である、脱炭素、デジタル化の取組について、計画期間内に次のような取組を進めます。

脱炭素社会の実現に向けた取組

本市のCO₂排出量の部門別構成比では産業系部門が7割以上となっており、産業都市である本市が、脱炭素社会の実現を目指すうえで、産業部門の果たす役割と重要性は非常に大きいものであるため、経済と環境の好循環につながる、次のような取組を進めます。

◆主な取組内容

- グリーンイノベーションにおける取組
 - ・川崎国際環境技術展やグリーンイノベーションクラスター等を通じた伴走支援、企業間連携、JCMの活用等により、環境分野におけるイノベーションを促進し、市内産業の脱炭素化と環境ビジネスを推進
 - ・脱炭素社会の実現に向けたESG投融資を促進
- 中小企業の経営改善に向けた支援
 - ・脱炭素に資する製品の開発等、環境分野における新技術・新製品等の創出を促進
 - ・脱炭素やSDGsなどに取り組む企業を包括的に支援する仕組みを構築・支援を実施
- 商店街等に向けた支援
 - ・街路灯のLED化や脱炭素を含む社会課題の改善等に向けた取組等への支援による、商店街における賑わいの創出
- 新たな融資制度
 - ・脱炭素に向けた企業等の取組を支援する融資制度の拡充等
- 環境分野等の起業、ベンチャー支援
 - ・K-NIC等を活用した、環境分野などの先進的な技術を有するベンチャー企業等への起業支援、環境分野等の冠を付けたピッチイベントの開催等による起業意欲の醸成
 - ・KBICをはじめとするインキュベーション施設を活用したベンチャー企業等への成長支援
- 卸売市場の取組
 - ・生ごみ処理機、廃発泡スチロール処理の導入や、機能更新時の省エネ施設の導入等による市場における脱炭素化を推進

デジタル社会の実現に向けた取組

新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済環境の変化や、多様なイノベーションによるデジタル技術の高度化がもたらされたことにより、社会のデジタル化に向けた取組が急速に進んでいます。中小企業においてもデジタル技術を活用した経営戦略が求められており、経営における様々なデジタル化に向けた、次のような取組を進めます。

◆主な取組内容

- 中小事業者に向けた海外展開支援
 - ・コロナ禍での販路拡大等の海外展開に向けた、海外企業等とのオンライン商談の実施、国際的な電子商取引(越境EC)等の取組への支援
- 製造業者等に向けた支援
 - ・デジタル技術の活用等による新技術・新製品等の創出を促進
 - ・デジタル化に向けた講習会や専門家による伴走支援や、オンラインでの販路開拓支援
- 商店街等に向けた支援
 - ・デジタルツールの使い方を伝える講習会や、デジタル化による事業展開支援による、商業者のデジタル化を推進
- 観光資源の情報発信
 - ・SNSや動画等を活用したオンラインでの情報発信による観光振興
- 農業者に向けた支援
 - ・農業経営の高度化に向けた、AI、ICT等を活用した農業用施設への支援
- DX等の推進に向けた企業の起業、ベンチャー支援
 - ・K-NIC等を活用した、DXなどの先進的な技術を有するベンチャー企業等への起業支援、デジタル等の冠を付けたピッチイベントの開催等による起業意欲の醸成
 - ・KBICをはじめとするインキュベーション施設を活用したベンチャー企業等への成長支援
- ウェルフェアイノベーションにおける取組
 - ・介護ロボット開発重点6分野を中心とした福祉製品サービスでの次世代技術を活用した製品等の創出・活用促進
- 生産性向上の取組
 - ・次世代技術を活用した生産性向上の取組
- 人材育成、働き方改革の取組
 - ・パソコンスキル等を取得するセミナー等の開催による人材育成や、ICTを活用した働きやすい環境づくり

3 第3期実行プログラム

政策1 起業・創業の支援



(1) 市内産業を活性化するベンチャー企業の創出・育成・定着

市内産業の活性化を図っていくためには、社会経済環境の変化に応じた新たな成長産業の芽を創出・育成することが必要です。

独自の技術や商品・サービス等を活かして起業しようとする個人や新たな事業分野へ進出しようとする中小企業を支援します。

① 起業の促進

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)、公益財団法人川崎市産業振興財団と連携して運営する起業家支援拠点「Kawasaki-NEDO Innovation Center (K-NIC)」を中心とした支援施策の推進により、起業や起業後の成長を促進し、持続的な経済発展により、力強い産業都市の実現を目指します。

様々な成長支援を通じて、市内から世界に向けて活躍できる研究開発型ベンチャー企業の創出を促進します。

【第2期の主な取組状況】

JR川崎駅直結のミュージアム川崎セントラルタワー5階に、研究開発型を中心とした、幅広い産業分野の起業家を支援する拠点「K-NIC(ケーニック)」を平成31(2019)年3月18日に開設しました。K-NICにおいて、常駐するコミュニケーターや起業経験者、専門家等による起業・経営相談、セミナーやピッチ、交流会等の起業・経営に役立つイベント、成長支援プログラムやビジネスマッチング等の様々な支援施策を実施しました。

川崎市産業振興財団と連携し、K-NICを会場として、創業予定の方や創業に関心を持っている方向けのイベント「創業フォーラム」、起業に必要な知識を習得し、ビジネスプランの作成を支援する「かわさき起業家塾」、ビジネスプランの発表の場である「かわさき起業家オーディション」を開催し、起業・創業の促進や、資金調達の良い機会やビジネスパートナーとの出会いの場の提供へとつなげました。

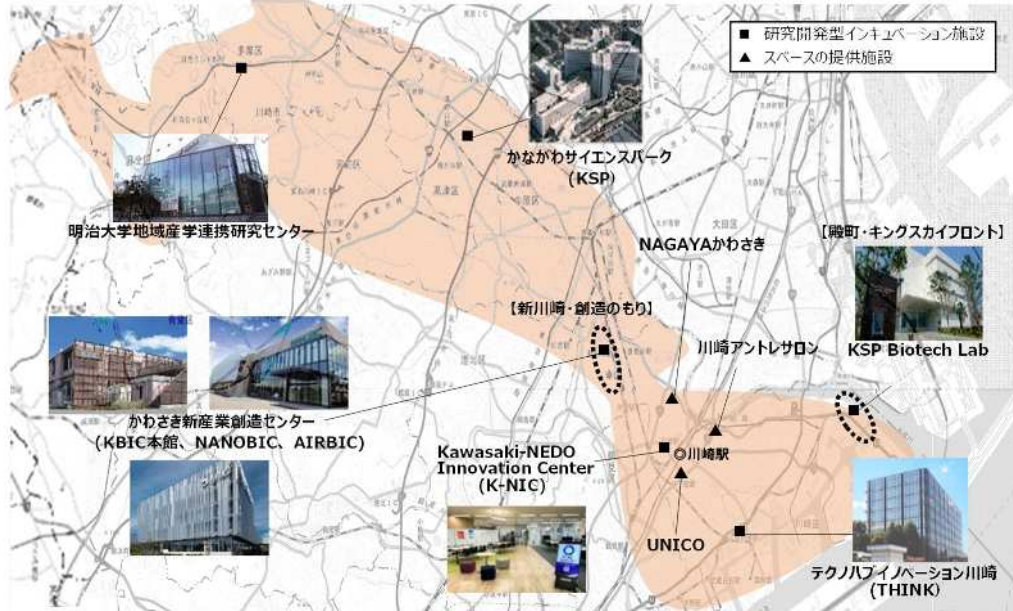
また、「川崎市創業支援事業計画」に基づき、金融機関や大学等の民間創業支援事業者等との連携を推進し、起業準備段階から発展段階までの各種段階に応じた支援を行うことにより、起業や新事業創出の支援に取り組みました。

さらに、大学や企業等の技術を活用して新規事業の立上げを目指す個人や、立上げ初期のベンチャー企業を対象として事業化の加速を支援するプログラム「研究開発型ベンチャー企業成長支援事業(Kawasaki Deep Tech Accelerator)」を平成30(2018)年度から新たに実施しました。支援対象者を毎年度10者選定し、様々な分野での事業経験や専門的知見を有するメンターによるハンズオン支援を行い、プログラムの最後にピッチイベントを開催し、投資家からの資金調達や公的機関からの競争的資金の獲得、事業会社との提携等を実現するためのマッチングを行いました。平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までに30者の支援を行い、法人設立、ベンチャーキャピタル等からの資金調達、競争的資金の獲得、事業会社との提携、M&Aなど支援の効果が生まれています。

研究開発型ベンチャー企業への主な支援事例(令和2(2020)年度)

アナウト(株)	エーターリンク(株)	(株)Physiologas Technologies
<p>外科医療においてリアルタイムで手術支援を行うための、人工知能を活用したソフトウェアを開発する。</p> <p>シード資金の調達に向けた体制構築や資本政策の立案を支援。</p> <p>令和3(2021)年度にKBICに入居。</p>	<p>独自の長距離ワイヤレス給電技術を活用し、FA 用途や医療用途での給電システムを開発する。</p> <p>事業化に向け、医療用途でのアプリケーション探索と開発計画立案、資金調達に向けた事業計画立案を支援。</p>	<p>NO(一酸化窒素)ガスを活用した、人工透析患者向けの在宅用血液浄化装置を開発する。</p> <p>大学とのライセンス契約締結や経営体制の確立、事業計画・資本政策を支援し、シードラウンドの資金調達を完了。</p>

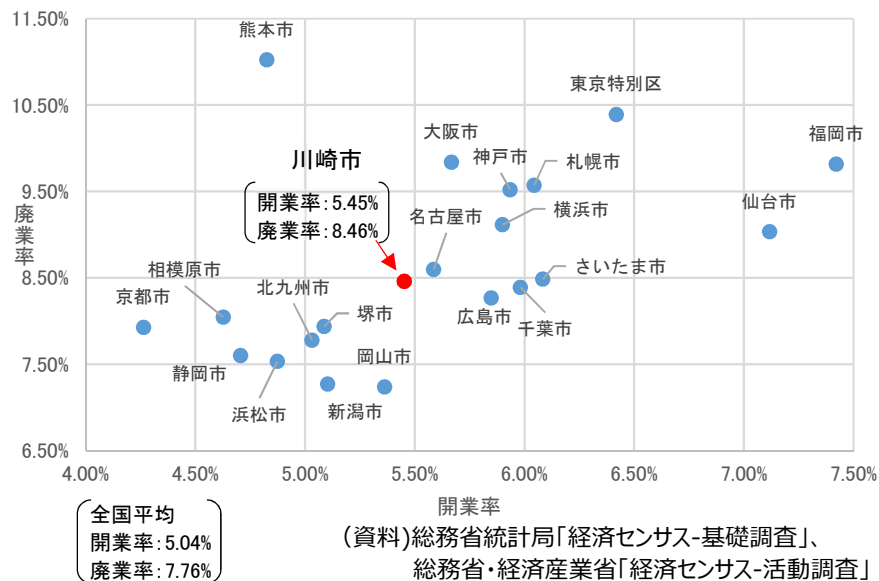
市内に立地する起業・創業の支援施設



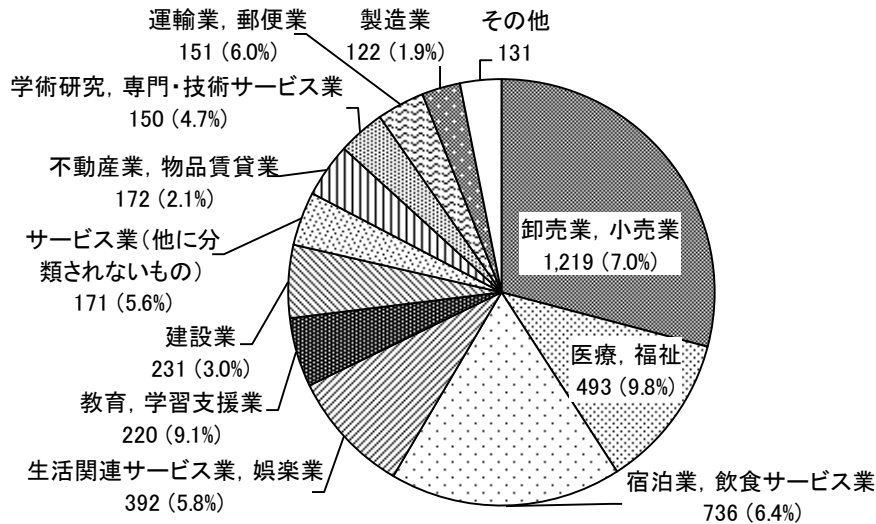
【取組の主な課題】

○本市の平成26(2014)年から平成28(2016)年にかけての開業率は全国平均を上回りますが、大都市の中では21都市中12位と中位に位置しています。また、同時期の廃業率も全国平均を上回り、大都市の中で12位に位置していることから、開業率の向上が求められています。

大都市の開業率・廃業率比較(平成26(2014)年-平成28(2016)年)



本市の業種別開業数・開業率割合(平成 26(2014)年-平成 28(2016)年)



(資料)総務省統計局「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベーションの向上 誰もが活躍 経済の安定・好循環 強靱な企業

- ◆起業家支援拠点(K-NIC)を中心とした起業家支援の取組による、起業希望者及びシード・アーリー期の研究開発型スタートアップの集積及び成長支援

【第3期での主な取組内容】

- 「川崎市創業支援事業計画」に基づく民間創業支援事業者等との連携により、創業支援の体制を整備することで、創業希望者に対し、創業段階とニーズに合わせた体系的かつ総合的な支援を行い、本市の開業率の向上に繋がります。
- 起業意欲の醸成から起業準備、事業化に至るまでの創業段階に応じた支援を目的に、公益財団法人川崎市産業振興財団と連携して、起業家塾、起業家オーディション等を開催することで、創業しやすい環境づくりを行います。
- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、公益財団法人川崎市産業振興財団と連携して運営する起業家支援拠点「Kawasaki-NEDO Innovation Center(K-NIC)」において、主に起業前後の起業家やベンチャー企業を対象として、相談対応やビジネスマッチング支援、起業に関するセミナー等を実施します。
- 研究開発型ベンチャー企業の支援について、VC(ベンチャーキャピタル)や事業会社などのベンチャー企業の成長に必要なステークホルダーとのネットワークを強化して、支援対象者の資金調達やM&A、協業等の成果創出に繋がるよう取組を進めます。

成果指標

指標	計画策定時	現状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
起業支援による年間市内起業件数*	62件 (平成 26(2014)年度)	201件 (令和 2(2020)年度)	100件以上 (令和 3(2021)年度)	150件以上 (令和 7(2025)年度)

* 令和 2(2020)年度の実績が第3期の当初の目標値を上回ったため、目標値の修正を行っています。

②インキュベーション機能の充実

新たな技術・産業の創出を目指すオープンイノベーション拠点である、「新川崎・創造のもり」地区内(P32 参照)のKBIC 本館、NANO BIC、AIRBIC の3施設から構成されるインキュベーション施設「かわさき新産業創造センター(KBIC)」において、指定管理者と連携し、成長性の高いベンチャー企業等の誘致に取り組むとともに、資金調達や販路開拓などの成長段階に応じた様々な支援、入居者と市内外の企業・大学研究室との連携の促進などの成果創出に取り組めます。

また、KBIC 本館ものづくり工房の工作機械等を活用し、市内ものづくり企業等を対象とした基盤技術の高度化支援を行います。さらに、4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアムと連携し、NANO BIC 内のクリーンルーム内に設置するオープンラボの利用を促進します。

【第2期の主な取組状況】

起業・創業を目指す個人や新分野進出を目指す企業に対し、「新川崎・創造のもり」地区内の「かわさき新産業創造センター(KBIC)」においてインキュベーションスペース(入居室数：約100室、床面積合計：約8,100㎡)を利用に供するとともに、入居者のニーズや成長段階に応じ、経営相談、販路開拓、資金調達などの支援を行いました。

「かわさき新産業創造センター(KBIC)」では、平成30(2018)年度のAIRBIC 運営開始に伴う床面積の拡張により入居率が一時的に61%に低下しましたが、指定管理者と連携して有望なベンチャー企業等の誘致を進めた結果、令和2(2020)年度の入居率は91%となっており、高い入居率で運営されています。

また、KBIC 本館において、CAD/CAM や3Dプリンタの活用など、市内中小企業等のものづくり基盤技術の高度化に向けた講習会・セミナー等を開催しました。

さらに、子どもたちの科学技術に対する関心を醸成するため、先端科学技術分野の企業が集積する新川崎地区の特性を活かし、「新川崎・創造のもり」において子ども向けの科学体験型イベント「科学とあそぶ幸せな1日」を大学やベンチャー企業等と連携して開催しており、平成30(2018)年度は約1,200名、令和元(2019)年度は1,400名が来場しました(令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)。

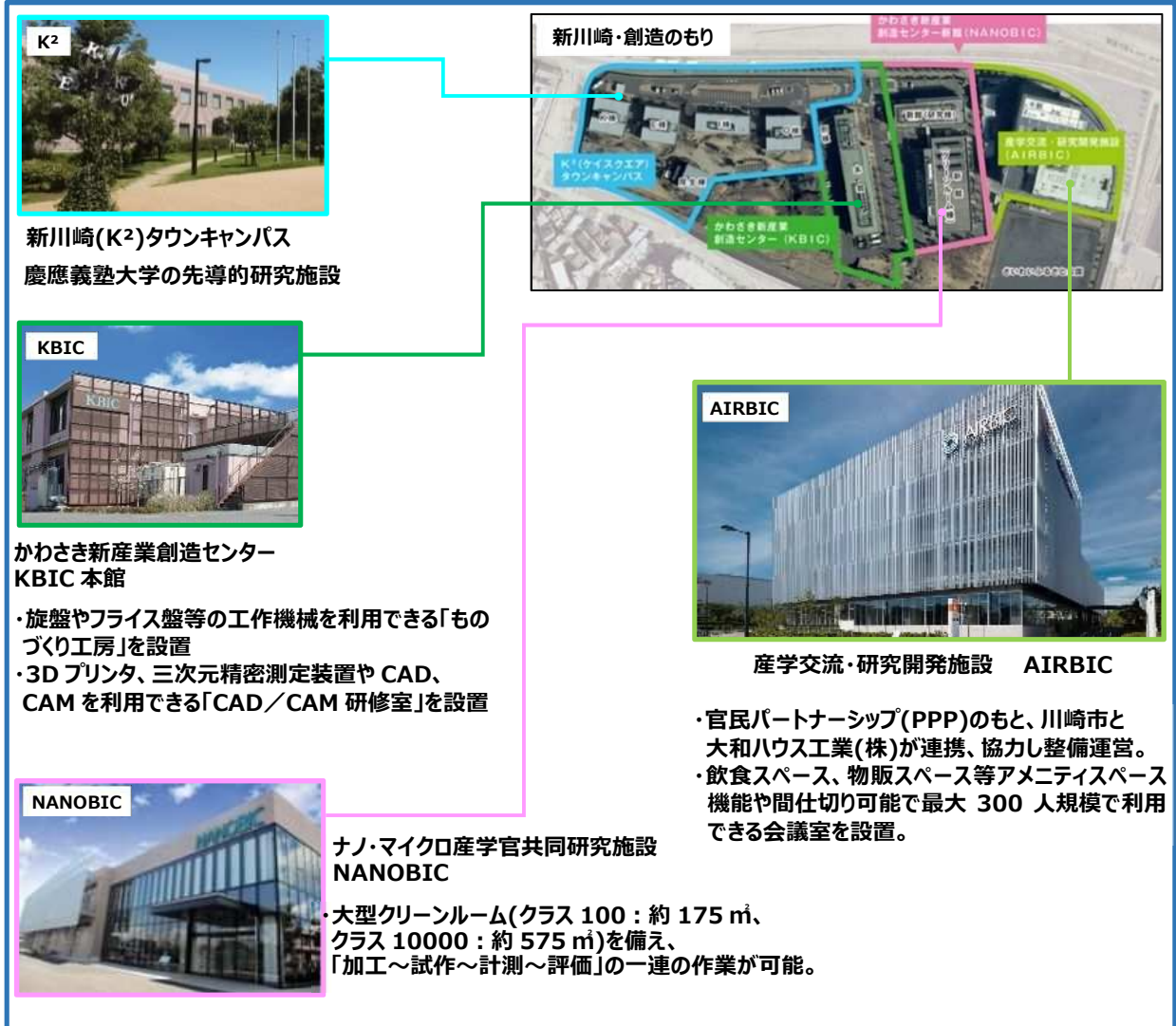


企業向けに利用開放する高精度の3Dプリンタ



科学体験型イベント「科学とあそぶ幸せな1日」

○「新川崎・創造のもり」配置図



【取組の主な課題】

- 「かわさき新産業創造センター(KBIC)」における9割を超える高入居率を前提に、今後はリーシングから成長支援に軸足を移し、入居するベンチャー企業等のさらなる成長に向けて、指定管理者による質の高いサービスの提供が必要です。
- 入居企業や市内製造業等においては、ものづくりの高度化や効率化等のニーズがあることから、KBIC 本館に設置している工作機械やCAD/CAM、3Dプリンタ等の活用を通じた支援を行っていく必要があります。
- KBIC 本館は建設から18年が経過することから、快適な操業環境の提供に向けた適切な施設修繕を実施する必要があります。
- 「かわさき新産業創造センター(KBIC)」の退室企業が川崎市内に定着するためには、指定管理者と連携して、市内へ立地誘導する取組が必要です。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

- ◆ ライフサイエンス、ナノテクノロジー、環境・エネルギー分野等、先進的な技術を有する研究開発型ベンチャー企業の起業・育成・集積の促進
- ◆ ポストコロナを見据えた対応など、市内に集積する最先端の企業・大学・研究機関のポテンシャルを活かした産学・産産連携等による新たな製品・サービスの創出や付加価値化
- ◇ KBIC 本館に設置している工作機械や CAD/CAM、3D プリンタ等の活用を通じた、KBIC 入居企業や市内製造業等に対するものづくり基盤技術の高度化支援

【第3期での主な取組内容】

- 起業・創業を目指す個人や新分野進出を目指す企業に対し、「かわさき新産業創造センター(KBIC)」においてインキュベーションラボを利用に供するとともに、資金調達や販路開拓など、入居者のニーズや成長過程を踏まえた様々な支援を行います。
- ベンチャー企業や新分野進出を目指す大手・中堅企業、大学の研究機関が立地する新川崎地区の特徴を活かし、産学連携、産産連携の推進による「かわさき新産業創造センター(KBIC)」入居企業の成長を支援します。
- 「かわさき新産業創造センター(KBIC)」において、工作機械等を活用した講習会の開催を通じ、市内企業の基盤技術の高度化を推進するとともに、先端技術を活用した新分野進出を促進します。
- 「かわさき新産業創造センター(KBIC)」の指定管理者等と連携し、有望なベンチャーの発掘、誘致を行うとともに、K-NIC 等と緊密に連携を図りながら、ベンチャー企業への支援体制を強化します。
- 指定管理者と連携し、退室企業に対して市内の不動産物件を紹介するなどして市内へ立地誘導を図ります。
- 新川崎地区において、ユニコーン候補を含む Deep Tech を先導する有望ベンチャー企業の集積とエコシステムの構築に向けて取り組みます。

成果指標

指標	計画策定時	現 状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
かわさき新産業創造センターの入居率 ^{*1}	90% (平成 26(2014)年度)	91% (令和 2(2020)年度)	90%以上 (令和 3(2021)年度)	90%以上 (令和 7(2025)年度)
かわさき新産業創造センター入居中小企業における、雇用増加につながった企業の割合 ^{*2}	—	27.3% (令和 2(2020)年度)	—	30%以上 (令和 7(2025)年度)

* 1 かわさき新産業創造センター(KBIC)では、平成 30(2018)年度に産学交流・研究開発施設「AIRBIC」の本格共用開始を踏まえて、目標値を設定しています。

* 2 第3期計画から新たに設定した成果指標です。

(2) 様々な主体、手法による創業の促進

価値観やライフスタイルの変化に伴う住民ニーズの多様化により、それぞれが向き合う課題も複雑化・多岐化しています。

地域課題の解決につながることを期待されることから、様々な主体、手法により創業を目指す事業者を支援します。

① ソーシャルビジネスの振興

子育て・高齢者・障害者支援やまちの活性化など地域に密着した多種多様な課題の解決に向けて、様々な主体の連携による取組が今後も重要となります。

地域資源や地域人材を活かして、地域住民自らがビジネスの手法を用いて課題解決に取り組むソーシャルビジネス(SB)等を、産業振興の視点から支援します。

【第2期の主な取組状況】

平成30(2018)年度までは市内中間支援団体等と連携し、相談窓口を設置し、コミュニティビジネス(CB)、ソーシャルビジネス(SB)の起業・就業の支援や、NPO法人等の収益力向上に向けた支援などを行うとともに、セミナーの開催やメールマガジン・ホームページ等の情報発信を通じ、CB/SBの起業の促進、地域での認知度向上に努めました。

平成31(2019)年度からは、起業家支援拠点 K-NIC が本格的に始動したことから、SB 支援の拠点を K-NIC に移転し、SB 関連の相談対応や、SB による起業を志す方に向けたセミナーや連続講座等を実施しました。



起業家支援拠点
「K-NIC」(幸区)

こうした支援等を通じ、令和2(2020)年度は、5件の創業者を輩出しました。

【取組の主な課題】

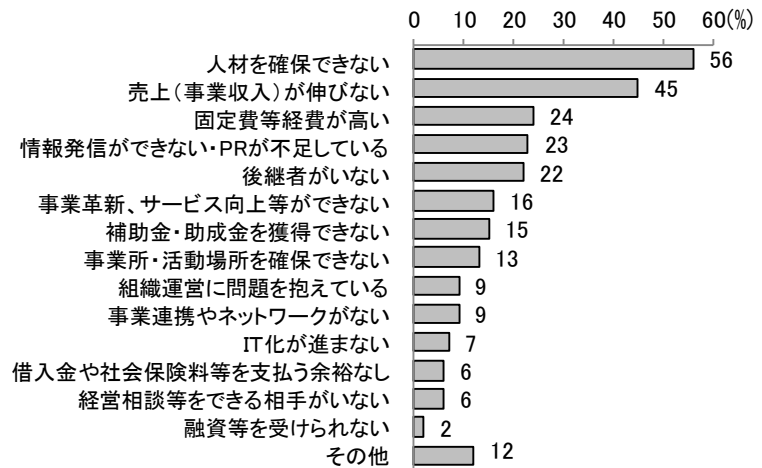
- 社会経済環境の変化に伴い地域課題が複雑化している中、健康・医療・福祉・環境・子育て・まちづくり・教育などの分野において、地域資源や地域人材を活かしてビジネスの手法により課題解決に取り組むSBを志す方に対する起業・創業支援が求められています。
- 平成28(2016)年度に実施した「地域課題解決ビジネス(コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス)実態調査」の結果から、市内に800事業所を超えるSBの事業所・団体が立地していると推測されますが、こうした団体を対象としたアンケート調査結果からは、「人材確保」、「売上確保」、「固定経費の支払」、「情報発信・PR」等が事業推進の上での課題となっています。

市内SBの事業所数・団体数(区別)
SB事業所の現状の課題

(n=190 5つまで複数回答)

川崎区	163
幸区	100
中原区	121
高津区	122
宮前区	98
多摩区	119
麻生区	89
その他	22
合計	834

SB事業者の現状の課題(複数回答)



(資料) 川崎市「地域課題解決ビジネス(コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス)実態調査(平成28年度)」

取組の方向性

イノベーションの向上 誰もが活躍 経済の安定・好循環 強靱な企業

◇まちの多様性や社会経済環境の変化、地域の課題や特性を踏まえた、新たな視点のソーシャルビジネス創出の支援

【第3期での主な取組内容】

- 協働・連携ポータルサイト「つなぐっと KAWASAKI」等を活用し、市内SB事業者の紹介やSBに関するイベント・セミナー、助成制度等に関する情報発信を行います。
- 人材確保が大きな課題であることから、起業家支援拠点K-NICを拠点とし、SBによる創業等を志す人材の発掘・育成を図るため、SBに関する相談窓口の設置や、担い手育成を目的としたセミナー等を実施します。

成果指標

指標	計画策定時	現状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの年間起業件数	4件 (平成26(2014)年度)	5件 (令和2(2020)年度)	6件以上 (令和3(2021)年度)	7件以上 (令和7(2025)年度)

政策2 成長産業の育成振興



(1) 成長産業分野でのイノベーションの創出

市内企業の持続的発展を実現するには、今後成長が期待される産業分野の育成に取り組むことが重要です。

本市が持つ特徴・強みを活かし、本市経済をけん引する成長産業分野としてライフサイエンス・グリーン・ウェルフェアの3つの分野のイノベーションを推進していきます。

① ライフイノベーションの推進

市内に立地が進むライフサイエンス分野の企業や研究開発機関等と市内ものづくり企業との連携を促進し、ライフサイエンス分野でのイノベーションを創出します。

【第2期の主な取組状況】

市内企業向けにセミナーやワークショップを行い、医療分野への参入事例や参入に向けた自社の技術や魅力を伝える手法を紹介するとともに、医療機器を開発・製造し、医療現場との販路を確保している医療機器製造販売企業・メーカー等との交流により受注関係の形成に向けた取組を支援しました。

また、医療機器製造販売企業の集積する東京都文京区や大田区等と連携し、医工連携に資する情報提供を実施しました。

「殿町国際戦略拠点キングスカイフロント」においては、国の支援も活用しながら、ライフサイエンス分野のイノベーションを創出するなど、京浜臨海部の持続的な発展と我が国の経済成長をけん引する国際戦略拠点の形成に向けた取組を進めています。



医工連携フォーラム in かわさき

【取組の主な課題】

- 本市には高い技術力を有するものづくり企業等が多数立地していますが、価格面などで厳しい国際競争にさらされていることから、これら企業のライフサイエンス分野への参入を支援することや、キングスカイフロントに立地する企業や研究機関等と市内のものづくり企業との連携を推進することにより、ライフサイエンス分野のイノベーションを創出することは、産業振興の観点から重要です。
- キングスカイフロントは、現在70機関が立地するなど拠点形成としては概成を迎えつつありますが、イノベーションの鍵となるスタートアップ企業等が進出しやすい機能導入や、域内外のプレイヤーの連携促進などにより、研究開発から事業が継続的に創出され新産業

が生まれる仕組み（エコシステム）の実現に向けた取組を強化・拡充、拠点価値の向上に向けた取組を進めていく必要があります。

- 世界的に高齢化が進み、さらに新たな感染症などへの対応が社会的課題となっている中、健康・医療分野の研究開発の成果を実用化することにより、高付加価値な医療の実現と患者の生活の質の向上を図るため、最先端医療関連産業の創出に向けた取組が求められています。

イノベ ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業
------------	------------	-----------	-------------------	-----------

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

- ◇市内企業の販路開拓の視点から、成長産業であるライフサイエンス分野における新事業創出やイノベーションの推進
- ◆キングスカイフロントのさらなる成長に向けた新たな機能導入などによる、拠点価値向上に向けた取組の推進
- ◆産学官連携によるオープンイノベーションの取組から、革新的課題の研究及び研究成果の実用化の推進

【第3期での主な取組内容】

- 市内ものづくり企業と医療現場や医療機器製造販売企業等との橋渡しを行うため、交流の機会を提供します。
- キングスカイフロントにおける、スタートアップ企業等が進出しやすい環境整備や、域内外のプレイヤーの連携促進など、エコシステム実現に向けた取組を強化・拡充します。
- 一つ屋根の下に産学官が集うオープンイノベーション拠点である「ナノ医療イノベーションセンター(iCONM)」の運営に対する支援を通じて、研究成果の実用化に向けた研究開発を推進します。

ナノ医療イノベーションセンター(iCONM)



- ◆有機合成・微細加工から前臨床試験まで一貫して実施できる実験設備を完備
- ◆オープンイノベーションによる発想の具現化と製品化のためのプラットフォーム

殿町国際戦略拠点 キングスカイフロント



成果指標

指標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
ナノ医療イノベーションセンターの入居率	44% (平成 27(2015)年 12月)	80% (令和 2(2020)年度)	90%以上 (令和 3(2021)年度)	90%以上 (令和 7(2025)年度)

②グリーンイノベーションの推進

本市では、脱炭素化の取組を一層強化するため、令和4(2022)年3月に令和12(2030)年の削減目標等を設定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定しました。令和32(2050)年の脱炭素社会実現を目指して、川崎に集積する環境技術・産業、研究開発機関や、臨海部を中心とするエネルギー供給拠点及び化学品製造拠点の形成等の特徴を活かして、グリーンイノベーションによる新たな産業の創出や最先端の研究開発等を促進します。

【第2期の主な取組状況】

かわさきグリーンイノベーションクラスター(令和3(2021)年3月現在、企業102社、7団体、2大学、12協力団体が参画)において、シーズ・ニーズ情報の共有や取組事例の情報発信、具体的な環境関連プロジェクト等の案件形成に向けた取組を行いました。

一例として、経済産業省の補助金を活用し、本市川崎区における太陽光発電設備による自律的な電源を活用した地域マイクログリッドの構築に向けたマスタープラン作成事業を支援しました。

また、川崎国際環境技術展等の場を活用し、環境産業の活性化に繋がるセミナーやリサイクル施設のバスツアー等の開催により、情報発信や情報交換を進めました。

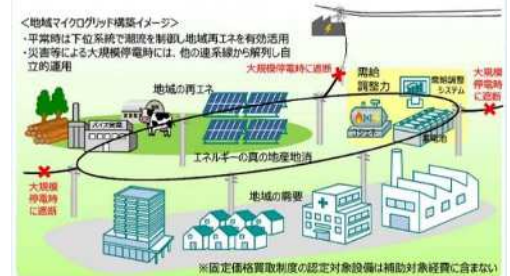
水素社会の実現に向けて、日本(川崎臨海部)とブルネイ国間の国際水素サプライチェーンの実証事業を実施しました。また、カーボンニュートラルに向けた世界的な潮流の加速を踏まえ、これまでの取組を加速・発展させる川崎カーボンニュートラルコンビナート構想を検討、策定しました。

川崎エコタウン地域において、資源循環の高度化と低炭素化の両方を進める先進的なモデル地域の形成を目指し、環境省の補助事業を活用し、市内事業者等と連携した実現可能性調査(フィジビリティ・スタディ(FS))を実施しました。

また、川崎エコタウン会館を情報交流拠点とし、先進的な環境技術を有する市内企業を視察する国内外からの視察者の受入や、小学生を対象としたエコ学習を開催し、情報発信と相互交流を推進しました。

さらに、新エネルギーに係る情報提供や事業者ネットワークの形成を進めるため、「川崎市新エネルギー振興協会」の活動を支援し、展示会への出展等、新エネルギー導入促進に向けた市民向け啓発や販路開拓等に取り組みました。令和2(2020)年度には、コロナ禍においても当協会のPRと新エネルギーの普及促進を継続的に行うため、オンライン見本市「テクニカルショウよこはま2021」(令和3(2021)年2月15日～2月26日)に出展しました。

地域の系統線を活用したエネルギー面的
利用事業補助金
マスタープラン作成事業のイメージ



(資料)経済産業省資源エネルギー庁資料

かわさきグリーンイノベーションクラスターの概要

産学官民の連携によって環境改善に取り組み、「産業振興」と「国際貢献」を推進して新たな社会の形成を目指すネットワーク

特徴1

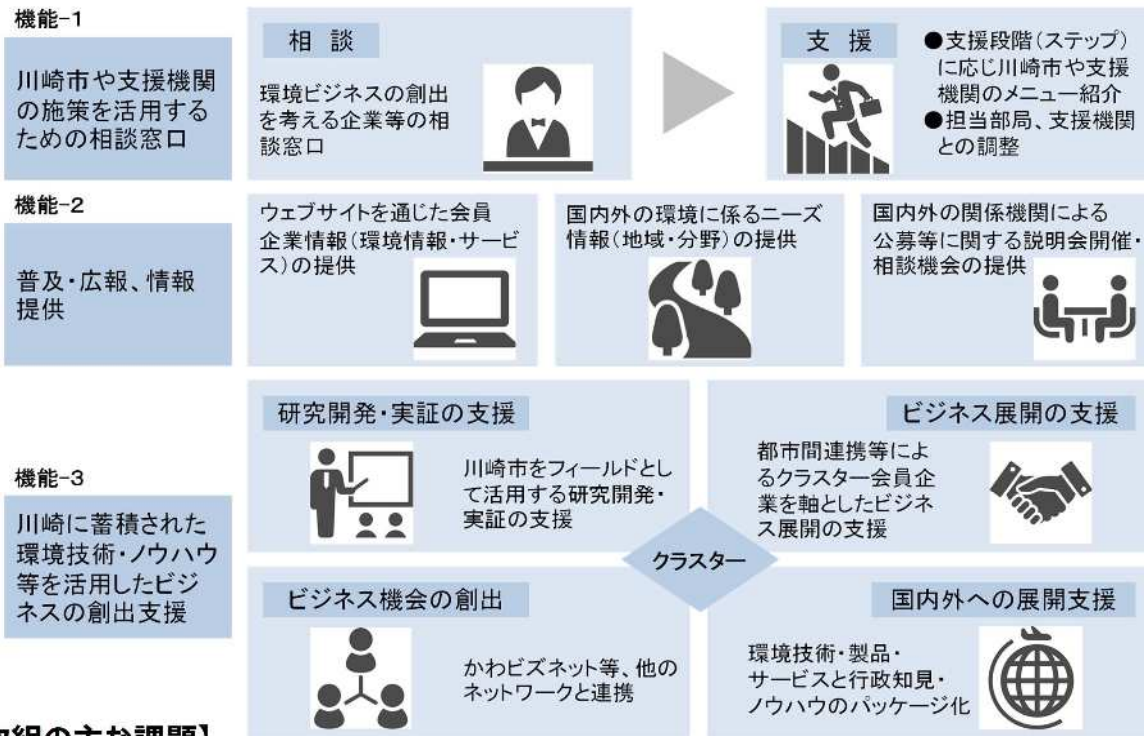
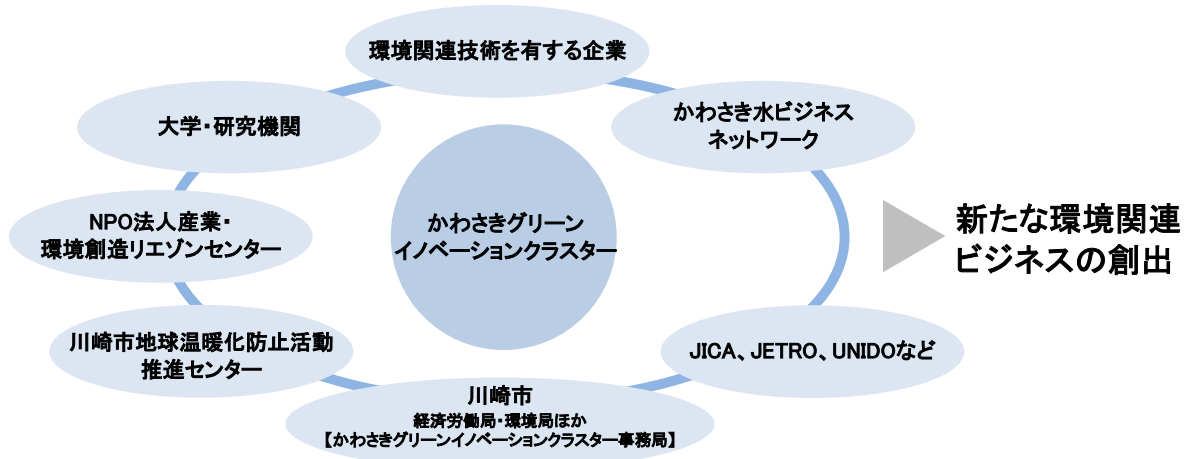
川崎市とともに環境面で優れた取組を行う市域内外の企業、NPO、大学、学識者、支援機関、行政など多様な主体で構成

特徴2

公害の克服過程等で企業と行政等が蓄積してきた環境に関する知見・ノウハウの活用

特徴3

単なる技術移転だけでなく、優れた技術・サービスを活かす環境配慮の仕組みづくりを支援



【取組の主な課題】

- 市内産業におけるサプライチェーン全体を意識し、市内事業者全体での脱炭素やSDGsの取組を進めるとともに、かわさきグリーンイノベーションクラスターでのオープンイノベーションの推進による新たな環境ビジネスの創出や事業拡大により、市内産業の活性化を推進することが重要です。
- カーボンニュートラルを先導する水素社会の実現に向けて、水素需要拡大や水素供給体制の構築に向けた取組等をさらに進める必要があります。また、カーボンニュートラルに寄与する産業の成長を推進するなど、川崎臨海部のカーボンニュートラル化を実現しながら、産業競争力を強化する取組を進めていくことが求められています。
- 本市における脱炭素宣言や脱炭素戦略の策定、さらには JFE スチールの高炉休止(令和5(2023)年9月予定)など本市を取り巻く状況は大きく変化し続けており、状況を注視しつつ、脱炭素化に向けた資源循環等の取組を促進することが必要です。
- 脱炭素社会実現に向けて、エネルギー問題への関心は非常に高まっており、今後も社会動向を的確に捉えながら、新エネルギーや再生可能エネルギーをはじめとした環境関連産業の活性化に向けて取り組むことが必要です。
- 国内第1号のエコタウン地域の承認を受けた自治体として、川崎エコタウンでの取組成果の国内外への情報発信、資源循環の取組促進に貢献していくことが必要です。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベ
ション
の向上
誰もが
活躍
経済の
安定・
好循環
強靱な
企業

- ◇多様な主体の連携による成長産業分野での新技術・新製品の実証試験の支援等を通じた新技術・新製品の開発の促進
- ◆環境技術を有する企業などの多様な主体の連携による脱炭素等に向けたオープンイノベーション推進や ESG 投融資の促進
- ◆水素エネルギーの積極的な導入と利活用に向けた「川崎水素戦略」に基づく取組の実施
- ◇臨海部のカーボンニュートラル化実現に向けた取組の推進
- ◇次世代技術を活用した成長産業分野での最先端技術・サービスの創出

【第3期での主な取組内容】

- 「かわさきグリーンイノベーションクラスター」を通じて、市内企業の新たな技術シーズや事業ニーズの発掘を図るとともに、環境分野におけるイノベーションを促し、市内産業の脱炭素化と新たな環境ビジネスの創出を目指します。
- JCM(二国間クレジット)などの国補助事業等も活用しながら、環境分野におけるイノベーションに向けて、ビジネス機会の創出、技術開発力の向上、民による持続的な環境産業の発展、国際競争力の強化を図ります。
- 脱炭素社会の実現に向け、ESG 投融資の促進に取り組みます。
- 水素サプライチェーンの構築に向け、これまでの水素戦略に基づくリーディングプロジェクトの成果も活用しながら、大規模需要に繋がるなど、より社会実装に近いプロジェクトの創出を推進します。また、川崎カーボンニュートラルコンビナート構想により関係企業等と方向性を共有した上、構想を具現化する新規プロジェクトの創出を推進します。
- 環境技術を有する企業の集積や、臨海部のコンビナートエリアへの資源循環施設、エネルギー施設の集積など、本市の特徴を活かして、最先端の資源循環やエネルギー利用の研究開発、実証を支援するとともに、ビジネスレベルでの定着と普及を目指します。
- 脱炭素社会の実現に向けて、新エネルギーや再生可能エネルギーをはじめとした環境関連産業の活性化を推進します。
- 環境技術先進企業等が行う実証事業等の取組を促進するため、環境規制に係る相談窓口体制の整備などによる、イノベーションに取り組みやすい環境の構築を目指します。
- エコタウンにおける企業の資源循環への取組を支援するとともに、オンライン等の手法も取り入れつつ、視察等の受入を積極的に行い、本市エコタウンの取組成果の情報発信を推進します。

成果指標

指標	計画策定時	現 状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数	2件 (平成27(2015)年度)	8件 (令和3(2021)年度)	7件以上 (令和3(2021)年度)	10件以上 (令和7(2025)年度)

③ウェルフェアイノベーションの推進

産業と福祉の融合で、新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションの取組を推進します。

【第2期の主な取組状況】

平成28(2016)年度に「第2期川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画」を策定し、基本目標「産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションの推進」を目指して、取組を推進してきました。これまで、約300の企業・団体等が参画するフォーラムの運営のほか、フォーラムを基盤とした異業種間連携等により福祉課題を解決する新たな製品・サービスの「創出」や「活用」、新たな社会モデルの「創造・発信」に向けたプロジェクトを進めてきました。

また、自立支援を基本理念に本市独自の福祉製品のあり方を示した基準である「かわさき基準(KIS:Kawasaki Innovation Standard)」に基づき、福祉施設でのモニター評価の結果等を踏まえた製品認証(令和3(2021)年11月現在で268製品認証)を進めるとともに、こうしたモニター評価等の取組を通じ、多くの市内福祉施設との連携基盤を構築しました。

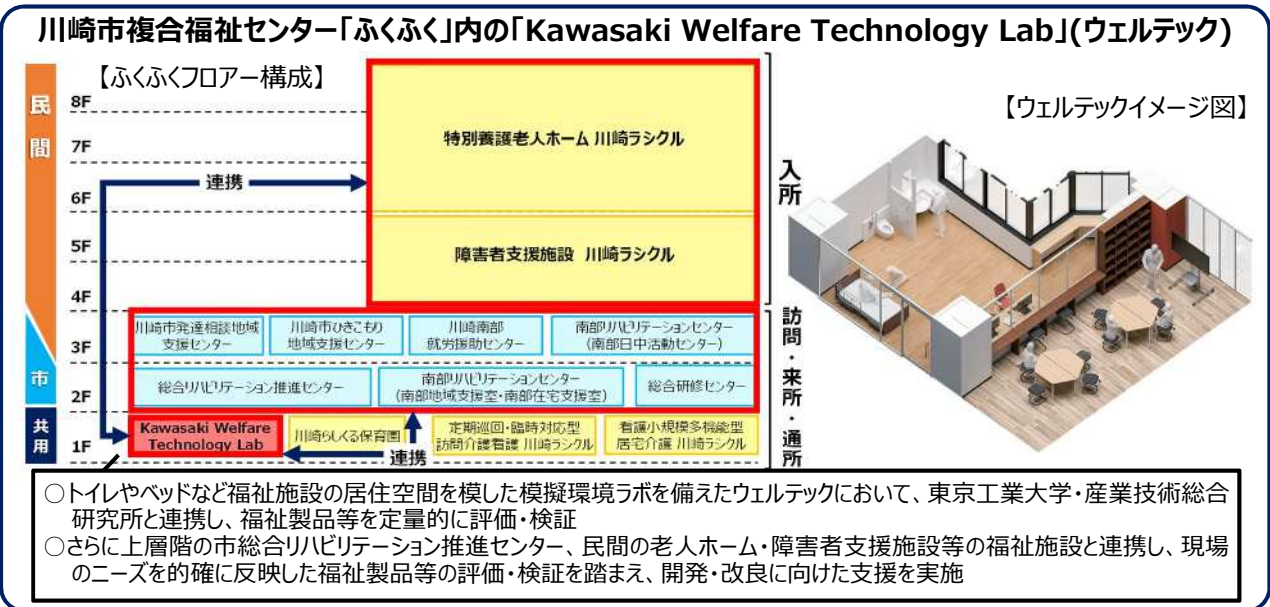
さらに、こうしたこれまでの取組を発展させ、科学的知見に基づく定量的評価の視点や、高齢者・障害者や介護者のニーズを的確に反映した福祉製品・サービスの開発・改良を支援するため、川崎市複合福祉センター「ふくふく」内に、福祉施設の居住スペースを再現した模擬環境ラボを備えた「Kawasaki Welfare Technology Lab(通称:ウェルテック)」を整備し、令和3(2021)年8月に運営を開始しました。

第2期におけるプロジェクトの事例

お掃除車いすの活用による 下肢障害者等の就労拡大プロジェクト	コロナ禍でのオンライン機能訓練プロジェクト
 <p>KIS 製品を活用した障害者の就労支援の拡大に向けて、下肢障害者の就労機会を広げる「おそうじ車いす」を開発者・ユーザー・雇用主の視点から議論し、PR</p>	 <p>地域包括支援センターと連携し、コロナ禍での外出等が制限される高齢者への KIS 認証製品を活用したオンライン機能訓練プロジェクトを実施</p>

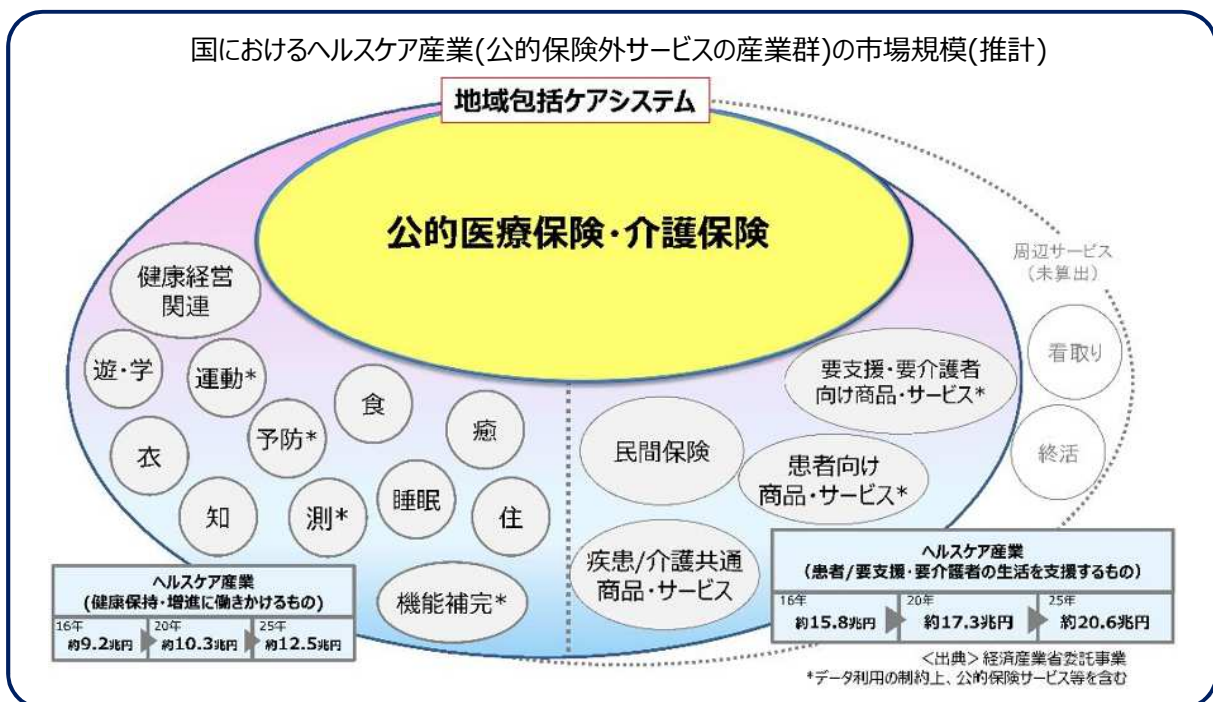
第2期におけるかわさき基準(KIS)認証福祉製品の事例

平成30年度(13製品認証)	平成31年度(23製品認証)	令和2年度(20製品認証)
 <p>DFree Personal トリプル・ダブルユー・ジャパン(株) 超音波技術で排尿タイミングを予測</p>	 <p>RETISSA ディスプレイ (株)QDレーザ 視覚の再現を実現する器具</p>	 <p>ATOUN MODEL Y (株)エス・イー・プロジェクト川崎事業所 腰痛不安のある介助・介護者向け器具</p>







【取組の主な課題】

- 国内の福祉用具の市場は平成 30(2018)年度で約 1 兆 5,000 億円(出所：日本福祉用具・生活支援用具協会調査)となっており、高齢者人口の増加に伴い平成 22(2010)年度以降拡大傾向となっています。市場の特徴として、福祉用具は多種多様で1つ1つの商品の市場はそれほど大きくないことから、小規模事業者が多く参入しています。また、福祉産業としての市場は、介護・福祉関連サービスを含めるとさらに大きな市場が見込まれます。こうした市場の構造や動向を踏まえた福祉産業分野の支援が求められています。
- 福祉産業は、介護保険の対象となる福祉製品・サービスのほか、公的医療保険、公的保険外の周辺サービスの産業群とも密接に関連しており、国の福祉・介護ロボットを振興する政策においては、こうした全体の産業群をヘルスケア産業として捉え、各分野の動向等を踏まえ施策を推進する動きもあります。本市においても、こうした動きも念頭に置いた支援対象企業の検討を行い、施策を展開することが必要です。



(資料：経済産業省資料)

- ウェルフェアイノベーションの取組をこれまで以上に市内産業の振興に繋げるため、市内企業に対して福祉産業分野への参入促進を図るための支援を行うことが求められています。
- また、市内の福祉産業基盤の充実を図るため、福祉産業分野のシーズやアイデアを有する市外企業と市内企業とのマッチングを促すとともに、市外企業が市内に立地するメリットを実感する仕組みを構築し、将来的な市内への立地誘導を図ることが必要です。
- 国においては、労働集約型の介護現場での人手不足の解消、業務効率化を図るとともに、「新しい生活様式」に対応した介護サービスを提供するため、介護ロボットの開発・導入を促進し、特に重点6分野の開発支援と介護現場での実証を推進しており、成長が期待される分野であることから、本市においてもこうした分野への参入促進を重点的に行うことが求められています。

(介護ロボット開発重点6分野) (資料：経済産業省・厚生労働省資料を基に作成)		
移乗支援 	移動支援 	排泄支援 
見守り・コミュニケーション 	入浴支援 	介護業務支援 

- フレイル予防や介護現場の事務作業の効率化など、福祉現場で特に大きな課題となっている分野でのウェルフェアイノベーションの推進にあたっては、地域包括ケアや働き方改革・生産性向上支援など、関連する施策との連携が求められています。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベ ションの向上 生産性 の向上 誰もが 活躍 経済の 安定・ 好循環 強靭な 企業

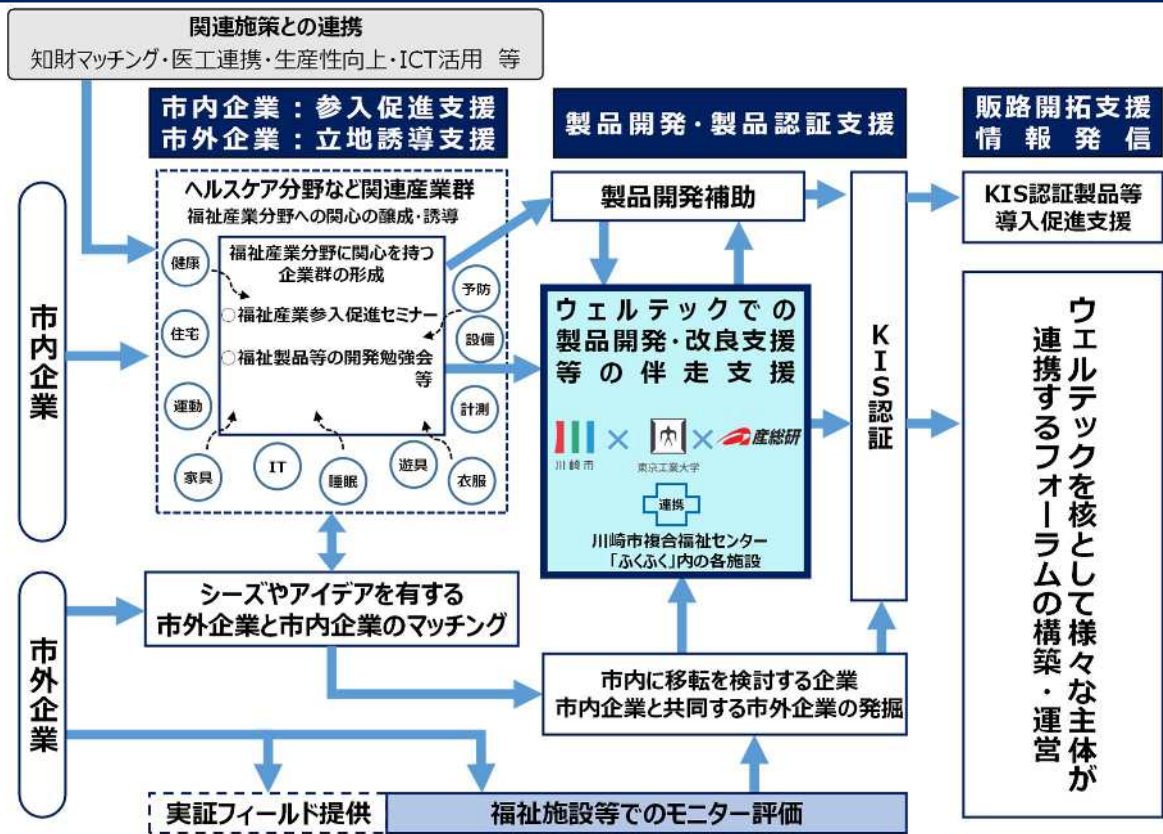
- ◆「Kawasaki Welfare Technology Lab」(ウエルテック)を拠点とした高齢者・障害者や介護者のニーズを的確に反映した優れた福祉製品・サービスの創出支援
- ◇介護ロボット開発重点6分野を中心とした福祉製品・サービスでの次世代技術を活用した製品等の創出・活用促進

【第3期での主な取組内容】

- ウエルテックを核とした福祉課題に対応する新たな製品・サービスの「創出」「活用」の支援を行い、市内企業の福祉産業への参入促進や市外企業の立地誘導、製品開発支援、販路開拓支援など、福祉産業の振興を推進します。
- 福祉産業に取り組む企業を掘り起こし、支援対象企業のすそ野を広げる観点から、福祉分野と親和性の高い産業群(ヘルスケア分野等)や、こうした分野に関心を持つ企業も視野に入れた支援事業に取り組むとともに、他の産業施策等との連携に取り組めます。
- 市内企業の福祉産業分野への参入を促進するため、市内福祉施設と連携し介護現場でのニーズを的確に情報提供するとともに、福祉産業分野のシーズやアイデアを有する市外企業と市内企業とのマッチングを促進します。

- 市内福祉施設とのネットワークを貴重な資源として活かし、実証フィールドとしての活用など、市内企業にとってメリットのある市外企業との連携プロジェクト(共同開発等)の組成に繋げるとともに、モニター評価事業のさらなる充実に努めます。
- ウェルテックを拠点とし、同一建物内の市総合リハビリテーション推進センターや民間の高齢者・障害者施設等の福祉施設と連携した現場ニーズの的確な反映や、東京工業大学・国立研究開発法人産業技術総合研究所と連携した科学的知見に基づく福祉製品・サービスの開発・改良支援に取り組み、介護ロボット開発重点6分野を中心に市内企業等の優れた福祉製品等の創出を促進することで、市内産業の振興に加え、利用者の自立支援等へ繋げていきます。
- KIS 認証事業について、これまでの福祉施設でのモニター評価による定性的評価に加え、ウェルテックでの定量的評価を組み合わせ、より多角的で質の高い製品認証に取り組むとともに、ウェルテックでの改良・開発製品を対象とした「KIS プレミアム」福祉製品の認証に取り組めます。

ウェルテックを核とした福祉産業振興の推進イメージ



成果指標

指標	計画策定時	現状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
福祉製品等開発・改良プロジェクト累計件数*	—	—	—	16件以上 (令和7(2025)年度)
福祉製品・サービスの市場化累計件数*	—	—	—	8件以上 (令和7(2025)年度)

* 第3期計画から新たに設定した成果指標です。

(2) 成長産業の拠点における連携の促進とブランドの向上

産学官の連携による新しい科学・技術や産業を創造する研究開発拠点として整備した「新川崎・創造のもり」について、成長が期待される分野の企業等の集積と支援を進めます。

また、令和3(2021)年度末に供用を開始した多摩川スカイブリッジ(羽田連絡道路)により羽田空港へのアクセスが格段に向上する「殿町国際戦略拠点キングスカイフロント」とともに、拠点に立地している企業等と市内企業等との連携・交流を促進することでさらなる成長に繋げ、拠点への訴求力を一層高めていきます。

① 産業集積の促進・維持

「殿町国際戦略拠点キングスカイフロント」や「新川崎・創造のもり」に立地している先端的な研究開発に取り組む企業及び大学と、市内企業等を中心に連携・交流を推進します。

マイコンシティ地区などへの進出企業の交流会開催等を通じて、研究開発型企業等の成長を支援し、工業集積地のさらなる活性化を目指します。

【第2期の主な取組状況】

「かわさき新産業創造センター(KBIC)」(P58)において、平成31(2019)年1月に産学交流・研究開発施設 AIRBIC を開設したことにより、平成12(2000)年の慶應義塾大学新川崎(K²)タウンキャンパスから始まった「新川崎・創造のもり」における施設整備が完了しました。

NANOBIICでは、「4大学(慶應義塾大学・早稲田大学・東京工業大学・東京大学)ナノ・マイクロファブ리케이션コンソーシアム」によるナノ・マイクロ機器の開放利用について、市内中小企業等の利用促進に取り組みました。

また、ナノ・マイクロ技術をテーマとしたナノ・マイクロ技術支援講座や技術講習会を開催しました。



ナノ・マイクロ技術支援講座



「NANOBIIC」内のナノ・マイクロ技術の研究開発機器の技術講習会・利用開放事業

新川崎地区に立地する企業・大学等からなる連携組織「新川崎地区ネットワーク協議会(令和3(2021)年8月時点で84社)」を運営し、立地企業の交流促進や防災研修会等を実施しました。

さらに、令和3(2021)年6月に日本IBM(株)、東京大学と量子コンピューティング技術の普及と発展に向けた三者協定を締結するとともに、同年7月にはIBM社が米国本国を除き、世界で2番目に商用量子コンピューティングシステムをかわさき新産業創造センター(KBIC)に設置しました。

マイコンシティ地区においては、立地する企業間の交流拠点「マイコンシティセンター」を運営し、立地企業間の情報交換、連携等を促進するとともに、コワーキングブースの設置やWi-Fi環境の構築など、施設の利便性向上に取り組みました。

【取組の主な課題】

- 新川崎地区は、企業が個々に進出している A 地区・E 地区、慶應義塾大学が運営する K² タウンキャンパス、指定管理者が運営するかわさき新産業創造センター(KBIC)など、様々な運営形態のもと企業や大学の進出が進んでいますが、企業や大学の成長支援を一層効果的に行うため、エリアを一体的に支援して発信することにより拠点としての訴求力を高める取組が必要となっています。
- マイコンシティ地区のさらなる活性化や企業の集積効果を発揮するため、立地企業間や市内企業との連携・協業を創出する取組が必要となっています。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベ ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業
------------	------------	-----------	-------------------	-----------

- ◇「殿町国際戦略拠点キングスカイフロント」や「新川崎・創造のもり」の先端産業分野の研究開発に
取り組む企業等と市内企業等との連携・交流の推進
- ◆量子コンピューティング技術等の先端的な研究開発機能の集積とエリアの一体的な支援・発信力の
強化による拠点としてのブランド価値の向上
- ◇首都圏屈指のイノベーション・ベンチャー集積拠点としての新川崎・創造のもりの認知度の向上
- ◇マイコンシティ立地企業間及び市内企業との連携・交流の推進

【第3期での主な取組内容】

- 「K²タウンキャンパス」における慶應義塾大学との連携プロジェクトは、拠点開設から
20年が経過し、これまでの研究をもとにしたベンチャー企業が創出されるなどの成果
が出始めており、引き続き、産学連携を促進するとともに、連携の強化に向けた取組を
進めます。
- NANOBIIC オープンラボ内のナノ・マイクロ機器等を企業の研究開発に効果的に活用す
るため、「4大学ナノ・マイクロファブリケーションコンソーシアム」や「地方独立行
政法人神奈川県立産業技術総合研究所(KISTEC)」等と連携し、技術指導体制の充実を
図ります。
- 「かわさき新産業創造センター(KBIC)」に日本初のゲート型商用量子コンピューティン
グシステムが令和3(2021)年7月に設置されたことを契機として、新川崎地区を中心
に、東京大学、日本IBM(株)との三者協定に基づき、量子関連の人材育成等に取り組む
とともに、様々な分野における量子技術の普及に向けて取り組み、企業や研究機関の参
画を促進します。
- 「殿町国際戦略拠点キングスカイフロント」に立地する機関等のニーズや強みを把握す
るコーディネーターを配置し、市内ものづくり企業やICT企業等へ情報を分かりやすく
整理・伝達することにより、マッチング効果を高め、連携事業のモデルとなる成功事例
の創出に取り組めます。
- マイコンシティ地区においては、「マイコンシティセンター」等を活用し、立地企業の
交流促進、成長支援に取り組めます。

新川崎地区の企業集積を基盤としたオープンイノベーションの推進



新川崎地区立地企業・大学等により「新川崎地区ネットワーク協議会」を組成し、産学連携、産産連携を推進(平成 24(2012)年度～)
企業 84 社等が参画(令和 3(2021)年度 8 月時点)



成果指標

指標	計画策定時	現 状	第 2 期計画期間 における目標値	第 3 期計画期間 における目標値
新川崎・創造のもり地区における 特許保有累計件数 ^{*1}	94 件 (平成 26(2014)年度)	156 件 (令和 2(2020)年度)	160 件以上 (令和 3(2021)年度)	180 件以上 (令和 7(2025)年度)
量子コンピューティング技術関連 イベント等への企業の参加数 ^{*2}	—	—	—	50 事業者以上 (令和 7(2025)年度)

* 1 平成 28(2016)年度の実績が第 3 期の当初の目標値を上回ったため、目標値の修正を行っています。

* 2 第 3 期計画から新たに設定した成果指標です。

(3) 臨海部の活性化

本市における「力強い産業都市づくり」の中心の役割を担う川崎臨海部について、30年後を見据えた臨海部の目指す将来像やその実現に向けた「臨海部ビジョン」に基づき、社会的課題を解決する最先端技術の実装の場となりながら新しい価値の創出を先導するとともに、産業の活性化や雇用の創出により市内経済、さらには周辺地域にも波及させる役割を担う地区として、活性化に向けた取組を推進します。

①臨海部ビジョンに基づく臨海部の活性化の推進

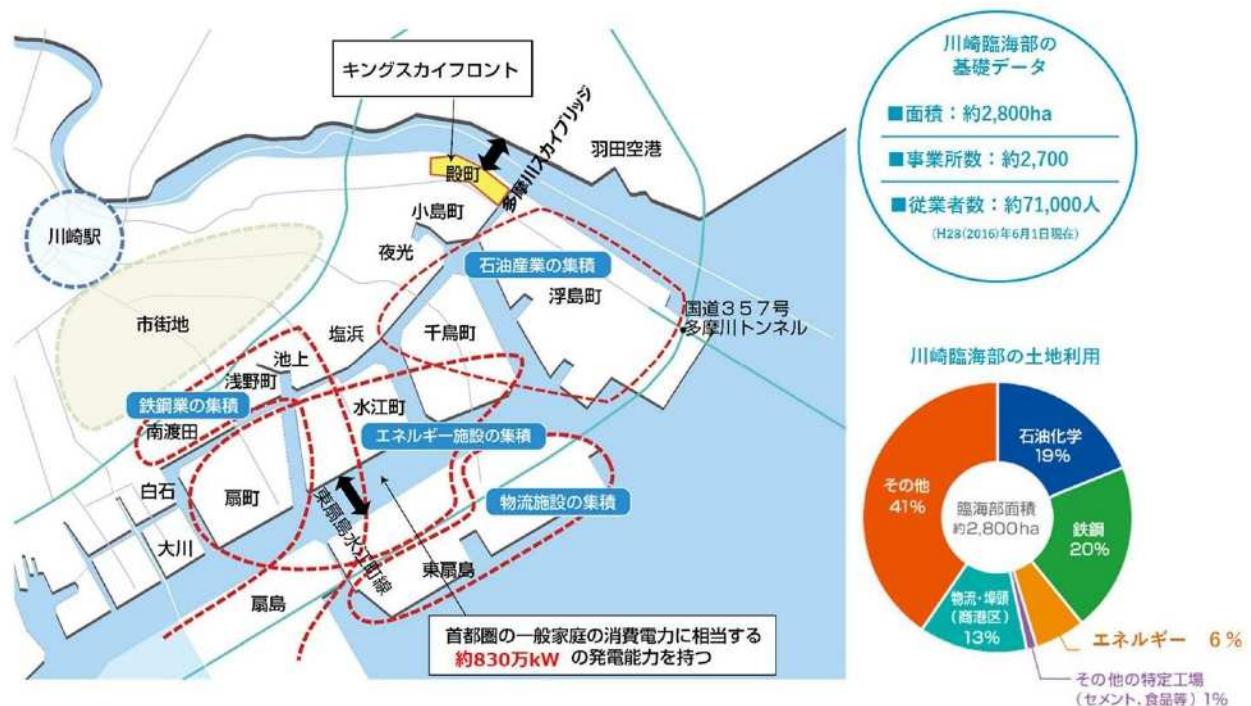
国際競争力を有し、日本経済の発展をけん引する高度な産業が集積する川崎臨海部の持続的発展を推進するため、臨海部地域の立地企業の動向を把握し、平成30(2018)年3月に策定した「臨海部ビジョン」に基づき、企業と協働し、戦略的マネジメントに取り組んでいます。

【第2期の主な取組状況】

川崎臨海部立地企業の企業間連携による機能強化を図り、国際競争力を向上させるため、神奈川県との連携により「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」や「分科会(WG)」を開催し、LNG等のエネルギー共同利用、企業主導型保育事業を活用した共同保育所設置、ドローン活用に関する飛行計画書等の検討を行いました。

また、「NPO法人産業・環境リエゾンセンター」と連携し、臨海部コンビナートの先進的な環境技術や環境への取組等の情報発信を行い、市民の臨海部の取組への理解の促進を図りました。また、「川崎国際環境技術展」等のイベントを活用し、臨海部のこうした取組について国内外の事業者等への情報発信を行いました。

川崎臨海部の状況



臨海部企業の設備の老朽化や土地の低未利用化の課題を解消し、新たな設備投資による事業所の高度化・高機能化を促進することを目的とした「川崎臨海部産業競争力強化促進補助

金」と、臨海部における土地利用転換に併せ、基幹産業との連携や望ましい土地利用への誘導を図ることで、地域全体の調和・価値向上につなげることを目的とした「川崎臨海部土地利用整序化奨励金」の2つの制度を創設しました。また、工場の操業環境向上と、憩い空間となる緑地創出の双方を実現するため、工場敷地内の緑地設置義務について、一定の要件のもとに敷地外設置を認める新たな制度を構築しました。

臨海部の交通ネットワークの構築や円滑化が必要であることから、令和3(2021)年3月に「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針」を策定しました。また、BRT導入に向け、連節バスの運行ルートや事業スキーム等について検討を行い、走行環境の確認を目的とした試走を実施しました。

【取組の主な課題】

- 脱炭素化の進展や産業構造の変化等により立地企業が転換期を迎える中、南渡田地区において、次世代の柱となる新産業の創出に向けた土地利用転換を促進する必要があります。
- 臨海部各地区へのアクセスは、JR川崎駅を起点とする長大バス路線に依存しており、移動方向・時間が効率的なものとなっていないため、臨海部の円滑な移動を実現する新たな交通ネットワークの形成に向けて、交通拠点と基幹的交通軸の整備及び端末交通の充実が必要です。また、臨海部の土地利用転換など社会経済環境の変化に柔軟に対応した交通ネットワークを形成する必要があります。
- 現在、「臨海部ビジョン」で示した13のリーディングプロジェクトを推進していますが、ビジョン策定時に想定していなかった大規模な土地利用転換も行われることから、臨海部の持続的発展に向けて時勢に即した対応が必要となります。このため、企業動向を注視しながら、新たな制度も活用した戦略的な取組を進める必要があります。
- キングスカイフロントをはじめ、臨海部における本市や立地企業等の取組について、市民の認知度及び理解度をより一層高める必要があります。

30年後の川崎臨海部のイメージ



取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベーションの向上 誰もが活躍 経済の安定・好循環 強靱な企業

- ◆ 臨海部の持続的発展に向けた臨海部ビジョンに基づく戦略的マネジメントの推進
- ◆ 臨海部の基幹産業の動向を踏まえた、新産業創出拠点の形成や大規模な土地利用転換の取組の推進
- ◇ 臨海部の交通機能強化を図る新たな基幹的交通軸及び交通拠点の整備やネットワークの強化に向けた取組の推進
- ◇ 川崎市民の臨海部に対する誇りや期待感の醸成に向けた取組の推進

【第3期での主な取組内容】

- 川崎臨海部の基幹産業を取り巻く環境が変化中、臨海部の強みや特性を生かして、世界をリードする人材・企業から選ばれる地域を形成するとともに、「臨海部ビジョン」に基づき、高水準な労働環境や操業環境、生活環境等の実現に向け、戦略的に取組を推進します。
- 「川崎臨海部産業競争力強化促進補助金」「川崎臨海部土地利用整序化奨励金」に基づき、川崎臨海部の基幹産業の高機能化や操業環境の向上を図るとともに、新たな立地誘導補助制度を創設し、臨海部の産業競争力強化に向けた取組を推進します。
- 臨海部の交通ネットワークについては、今後の土地利用等の環境変化や多様化するニーズを踏まえながら、各地域へのアクセス機能向上に資する交通基盤の整備などについて中長期的な視点で取組を推進します。
- 川崎臨海部の持続的な発展には、企業からは活動拠点として選ばれ続け、市民からは誇りに思われるエリアであることが重要であるため、戦略的なブランディングを進め、臨海部の強みや特徴を捉えたエリア像を広く浸透させるなど臨海部の認知度・理解度向上に向けた取組を推進します。
- 川崎臨海部の基幹産業を取り巻く環境の変化や事業再編の進展に対応するため、臨海部の持続的発展をけん引する新産業創出拠点の形成や、社会課題の解決に資するエリアづくりに向けて、土地利用転換に関する取組を推進します。

成果指標

指標	計画策定時	現状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
川崎区の従業者1人あたりの製造品出荷額	1億4,500万円 (平成25(2013)年)	1億2,192万円 (令和2(2020)年)	1億7,000万円以上 (令和3(2021)年)	1億8,400万円以上 (令和7(2025)年)
キングスカイフロント域内外の企業等マッチング件数	—	71件 (令和2(2020)年度)	35件以上 (令和3(2021)年度)	130件以上 (令和7(2025)年度)
キングスカイフロントにおける取組を知っていて、評価できると回答した人の割合	—	10.8% (令和3(2021)年度)	14%以上 (令和3(2021)年度)	18%以上 (令和7(2025)年度)

臨海部の30年後の将来像(エリア図)



臨海部ビジョンの将来像・基本戦略・リーディングプロジェクト

臨海部ビジョン

30年後の将来像

豊かさを実現する産業が躍動
多様な人材や文化が共鳴

基本戦略

「30年後の将来像」の実現に向け、川崎臨海部が持つ可能性を最大限発揮しながら価値の最大化を図るために、今後取り組むべき方向性を分野毎に示したもの

リーディングプロジェクト

「基本戦略」に基づき、直近10年以内に先導的・モデル的に取り組むプロジェクト

新産業拠点形成プロジェクト

資産活用・投資促進プロジェクト

水素エネルギー利用推進プロジェクト

低炭素型インフラ構築プロジェクト

港湾物流機能強化プロジェクト

臨海空間を活かした地域活性化プロジェクト

世界に誇れる人材育成プロジェクト

働きたい環境づくりプロジェクト

緑地創出プロジェクト

職住近接促進プロジェクト

企業活動見える化プロジェクト

災害対応力向上プロジェクト

交通機能強化プロジェクト

政策3 中小企業の活性化



(1) 中小企業の競争力の強化・生産性の向上

市内事業所数の約99%、従業者数の約77%を中小企業が占めており、中小企業は市内経済や市民生活の基盤であるとともに、地域の雇用を支える重要な存在です。

一方、人口構造や産業構造の変化、社会を変革するような様々な技術の進展のほか、中小企業を取り巻く社会経済環境は大きく変化しており、こうした変化に対応するため、様々な経営課題の迅速な解決に向けた中小企業の経営改善や基盤強化のほか、中小企業の技術力・製品開発力の向上、販路拡大、新たなサービスの創出等の新事業展開の促進を支援します。

① 中小企業の育成・経営力強化

中小企業を取り巻く社会経済環境が厳しさを増していることから、経営改善や基盤強化に取り組む中小企業を支援します。

特に、川崎市産業振興財団と連携し、自然災害、新型コロナウイルス感染症の影響等の対応に向けた経営課題や基盤強化に向けた支援のほか、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中小企業の成長産業分野への進出支援の充実を図ります。

【第2期の主な取組状況】

川崎市産業振興財団での窓口相談や無料訪問コンサルティング(ワンデイ・コンサルティング)及び専門家の派遣等を通じて、中小企業の抱える経営課題の解決を支援しました(令和2(2020)年度実績: 窓口相談 145件、ワンデイ・コンサルティング 233件)。

併せて、国、神奈川県や川崎市産業振興財団、金融機関等のチームによる企業訪問を通じ、各種支援施策の情報提供やビジネスパートナーの紹介など新たな事業展開を支援しました(令和2(2020)年度実績: 219社、延べ464回)。

新型コロナウイルス感染症への対応では、ワンストップ型臨時経営相談窓口を設置し、中小企業診断士等の専門家による様々な支援施策の活用に向けたアドバイスや申請支援、新しい生活様式に向けた経営相談等を実施しました(令和2(2020)年度実績: 679件)。

また、川崎市産業振興会館において、指定管理事業として会館の運営や中小企業支援に関する情報発信・人材育成・調査研究等を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の両立を図り、「新しい生活様式」に対応した働き方を促進する目的で、3階にテレワークやオンライン会議等を実施できる環境として「かわさき生産性向上支援スペース SAKURA LABO」を令和3(2021)年8月に開設しました。

中小建設業の振興を図るため、建設業者を対象に営業力や情報発信力の強化等を目的とした研修会を開催し、中小建設業者の経営基盤強化を図るとともに、フォーラムや住宅相談会を開催し、市民と中小建設業者のマッチングの場を創出しました。

産業振興事業の実施状況や本市の産業政策のあり方について協議するため、学識経験者及び経済団体等関係団体の役職員で組織する「川崎市産業振興協議会」に設置した「中小企業活性化専門部会」において、中小企業活性化条例に基づく施策の実施状況の検証を行うとともに、同協議会で内容を調査・審議し、施策への反映に取り組み、検証結果を公表しました。



中小企業活性化専門部会でのヒアリングや現場視察等を通じ、施策の実施状況を検証

【取組の主な課題】

- 市内中小企業は、人材不足や設備の老朽化、販路開拓、教育・人材開発などの課題のほか、風水害等の自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえた対応の必要性が生じており、厳しい経営環境が続く中で、経営改善、基盤強化に向けてきめ細やかな中小企業への支援体制を充実させる必要があります。
- ポストコロナを見据えた中小企業の技術力・製品開発力の向上、販路拡大、新たなサービスの創出等の新事業展開への支援体制の充実が必要です。
- 産業構造の変化の中で製造業や建設業の事業所数、従業者数が減少傾向にあり、経営環境が厳しさを増している中小製造業・建設業の経営改善や経営基盤強化が必要です。
- 引き続き、川崎市産業振興協議会における検証意見等を踏まえ、実行プログラムの進捗管理を適切に行い、中小企業活性化条例に基づく施策の見直し、改善等を行っていく必要があります。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベ ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業
------------	------------	-----------	-------------------	-----------

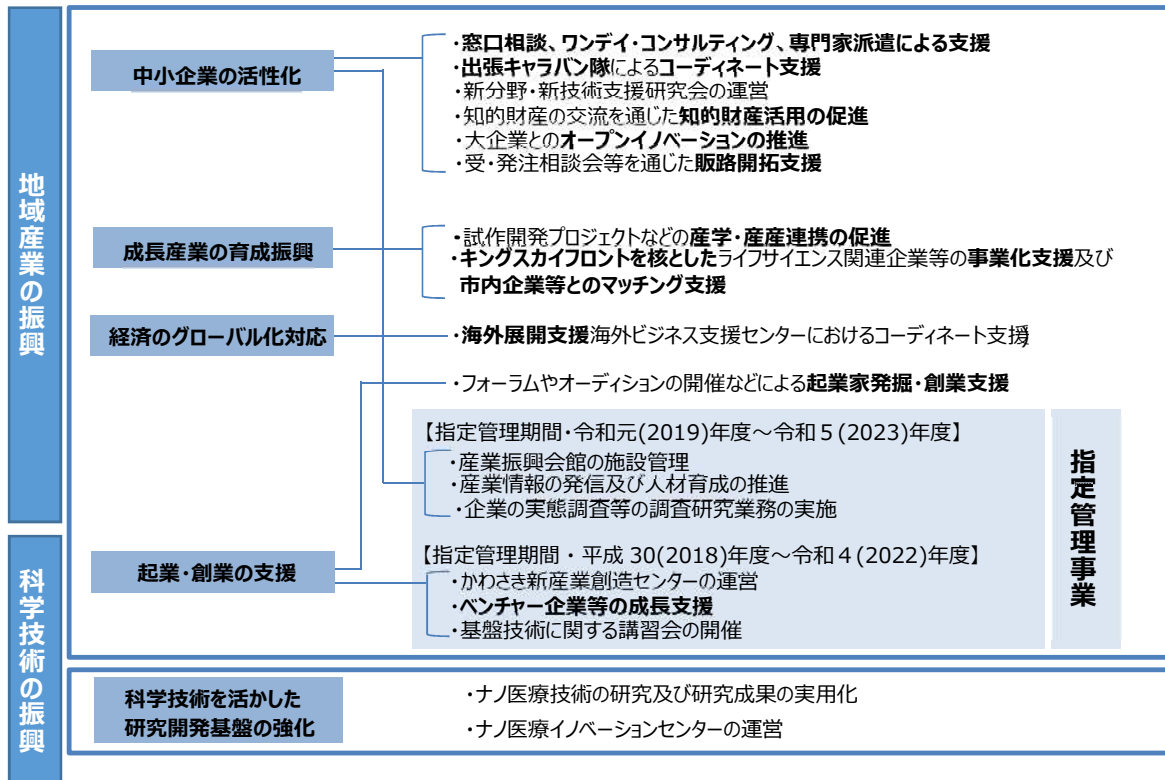
- ◇経営資源の確保・安定化などの持続可能な経営に向けたワンストップによる支援
- ◇産産連携、産学連携による新たな技術・サービス等の創出支援
- ◆社会経済環境の変化等の対応に向けた効果的な産業振興施策の検証

【第3期での主な取組内容】

- 中小企業の経営課題の解決を図るため、川崎市産業振興財団でのワンストップによる窓口相談の実施や短期の無料訪問コンサルティング(ワンデイ・コンサルティング)及び専門家の派遣等を通じて、中小企業の抱える経営課題の解決を図るとともに、国・県・市及び産業支援機関の支援施策等の企業への情報提供等を通じ、中小企業の経営改善・基盤の強化を図っていきます。
- 川崎市産業振興会館を拠点として市内中小企業に関する情報発信、人材育成等を支援します。
- ポストコロナを見据えた中小企業の技術力や製品開発力の向上、新事業の展開に向けて、川崎市産業振興財団による支援の充実を図ります。

- 中小建設業者を対象とした人材育成や経営支援に関する研修会を開催するとともに、市民との受注機会の場の提供を通じて、営業に関する技術や知見の習得、販路開拓を支援します。
- 川崎市産業振興協議会の開催を通じて、かわさき産業振興プラン第3期実行プログラムの進捗管理を適切に行い、中小企業活性化条例に基づく施策の検証を踏まえ、施策への反映を図ります。

川崎市産業振興財団の支援機能



力強い産業都市づくりの実現に向けた中小企業の経営改善や経営基盤強化、
「新しい生活様式」に向けた新事業展開に対する支援等の充実

成果指標

指標	計画策定時	現状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
専門家派遣等の経営支援件数*	—	842件 (令和2(2020)年度)	—	900件以上 (令和7(2025)年度)

* 第3期計画から新たに設定した成果指標です。

②中小企業の高度化・技術力強化

中小企業の競争力の強化を図るため、脱炭素やデジタル化などの社会経済環境の変化への対応や成長分野での新技術・新製品の開発、先端技術の習得の取組を支援します。また、市内中小企業の受注機会の拡大に向けた支援に取り組みます。

工業団体や経済団体等の活動を支援し、市内中小企業の発展や振興、育成を図ります。

【第2期の主な取組状況】

中小企業の活性化において、技術力・製品開発力の強化は重要な課題であることから、今後成長が期待される分野に関する新技術・新製品開発や大学等と共同で行う研究開発等を支援し、製品の高付加価値化や競争力強化、技術力や生産性の向上を図りました。

また、「がんばるものづくり企業応援補助金」により、中小企業の情報発信力の強化及び販路開拓に資する取組並びに小規模な事業者等の安定した経営活動の継続に資する取組に対する支援を行いました。

令和2(2020)年度 新技術・新製品開発等支援の実績

企業名	事業内容
(株)マイクロネット	音源可視化装置の開発
(株)プリス	粉体回収率を向上させた噴霧乾燥“コアンダ”ディスクの製品開発
リカザイ(株)	純マグネシウム箔の製造プロセス開発
(株)メトセラ	線維芽細胞を活用した間質性肺炎向けの再生医療製品の開発事業

32個のマイクとカメラを搭載したマイクアレイを音源に向け計測することで、カメラ画面上に音圧レベルを色により可視化する装置。騒音や異音の発生源が特定できます。



音圧マップ画面 音源可視化装置

令和2(2020)年度 産学共同研究開発プロジェクト支援の実績

企業名	事業内容	連携大学等
ヨダカ技研(株)	病原体及び急性疾患マーカーをマルチ検出するためのシステム開発	同志社大学
(株)メトセラ	治験実施に向けた投与カテーテルの安全性確認とVCFの製造体制構築	筑波大学
(株)ミートエポック	生鮮魚肉及び畜肉の保存性を高めるシートの開発	明治大学

令和2(2020)年度 がんばるものづくり企業応援補助金の実績

メニュー	対象事業	企業名	事業名
販路開拓	出展補助	(株)ユナイテッドエンタープライズ	MONTAGE EXPRESS 25TH
販路開拓	出展補助	市川工業(株)	フードテックジャパン
販路開拓	出展補助	(株)日本システム研究所	第11回化粧品開発展
販路開拓	出展補助	東北電子産業(株)	N PLUS

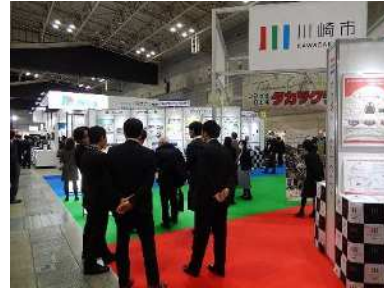
中小製造業等は、優れた技術力や製品開発力を持ちながら、営業や情報発信に十分な経営資源を投入できないことが多く、特に大規模な展示会への単独での出展による技術力のPRが困難な企業も多いことから、市内企業の展示会への出展を支援するとともに、複数企業での共同出展等を支援し、販路開拓を促進しました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインで開催する展示会增加する中、効果的な販路開拓を支援しました。



オンライン展示会への出展

(参考：第13回川崎国際環境技術展出展ブース)

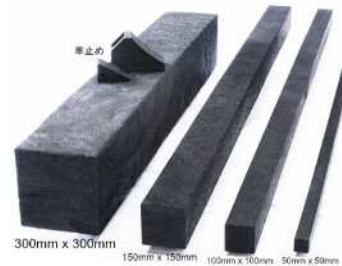


テクニカルショー横浜 2020 への共同出展

さらに、中小製造業等の製品・技術のうち、特に優れたものを認定し、その販路開拓・拡大を支援するとともに、「力強い産業都市」を国内外にアピールするため、川崎商工会議所と連携し、「川崎ものづくりブランド」の認定を行い、認定製品・技術の情報発信、販路拡大に取り組みました。令和3(2021)年度は5件の認定を行い、これまでに合計で106製品・技術が認定されています。



第18回認定式(令和3(2021)年度開催)



第18回認定製品(一例)

高機能再生プラスチック「ダイプラストウッド」

令和3(2021)年度においては、「川崎ものづくりブランド」認定製品・技術のPRとして、業界紙に新規認定の5製品・技術の広告掲載を行い、購読者である法人や事業主に対して広く周知することで、販路拡大を図りました。また、大規模展示会への出展支援や国内最大級の技術情報検索サイト「イプロス」と連携したPR支援を実施し、製品・技術の情報発信を行いました。ホームページには、日本語・英語・中国語の多言語で掲載し、海外に向けた情報発信の強化を図りました。

その他、工業団体や川崎商工会議所等による活動を支援するとともに、業績が優良な組合の役員として組合の発展に尽力した功労者と、市内事業所に永年にわたり勤務し功績顕著な従業員を表彰し、中小企業の発展や振興、育成を図りました。

【取組の主な課題】

○市内製造業は事業所数、従業者数がともに減少傾向にあり、安定した経営の継続や販路拡大等を図る必要があります。

- 中小企業を取り巻く社会経済環境の変化に対応するため、脱炭素やデジタル化等への取組の促進、工業団体や経済団体等を通じた中小企業の育成・振興等を図る必要があります。
- 中小企業における製品開発には、ノウハウや研究環境、開発費用等の多くの課題があるため、新技術・新製品開発等に向けた取組や大学等と共同での研究開発等に向けた取組が必要です。
- 中小企業において、営業や情報発信に十分な経営資源を投入できないなどの課題があるため、販路開拓や取引拡大に向けた対応が必要です。
- 市内製造業等の優れた技術・製品を認定する「川崎ものづくりブランド」事業において、ブランド価値の一層の向上と、認定製品の販路拡大につながる取組が必要です。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベ ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業
------------	------------	-----------	-------------------	-----------

- ◇企業の新事業創出や産学連携による研究開発力向上の支援
- ◇新たな製品・サービスの創出や販路拡大等、地域経済活性化に向けた取組の推進
- ◆脱炭素やSDGsなどに取り組む企業の包括的な支援

【第3期での主な取組内容】

- 中小企業の技術力・開発力の強化に向けて、今後の成長が期待される製造技術・情報通信・環境・福祉・ライフサイエンス等の分野や、脱炭素やデジタル化などの社会経済環境の変化に対応し、各社の研究開発や大学等との共同研究等での新技術・新製品開発等を支援します。
- 脱炭素やSDGsなどに取り組む企業を包括的に支援する仕組みの構築、支援の実施に取り組めます。
- 中小企業のプロモーション力の向上を図るため、セミナーの開催や、大型展示会の共同出展、展示会への出展支援等、販路拡大に向けた取組を実施します。
- 市内中小企業の受注機会の拡大に向けた支援に取り組めます。
- 中小企業の競争力向上に寄与するため、「川崎ものづくりブランド」の認定件数を確保しながら、ブランド価値の一層の向上に向けて、認定製品・技術の情報発信や販路開拓の充実を図ります。
- 工業団体、川崎商工会議所等の活動を支援するとともに、組合の発展に尽力した功労者や、永年にわたり勤務し、功績顕著な従業員を表彰することで、市内中小企業の発展や振興、育成を図ります。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
製造品出荷額等*	4兆2,968億円 (平成23(2011)年～ 平成25(2013)年平均)	4兆1,256億円 (平成29(2017)年～ 令和元(2019)年平均)	4兆2,968億円以上 (令和元(2019)年～ 令和3(2021)年平均)	4兆2,968億円以上 (令和5(2023)年～ 令和7(2025)年平均)

* 本市製造品出荷額等は、素材型の大企業の動向及び原油価格に左右される部分が多い状況にあることなどから、計画策定時における過去3年間の平均値(政令指定都市トップ)の水準の維持を目標としています。

③中小企業が創出する付加価値の向上

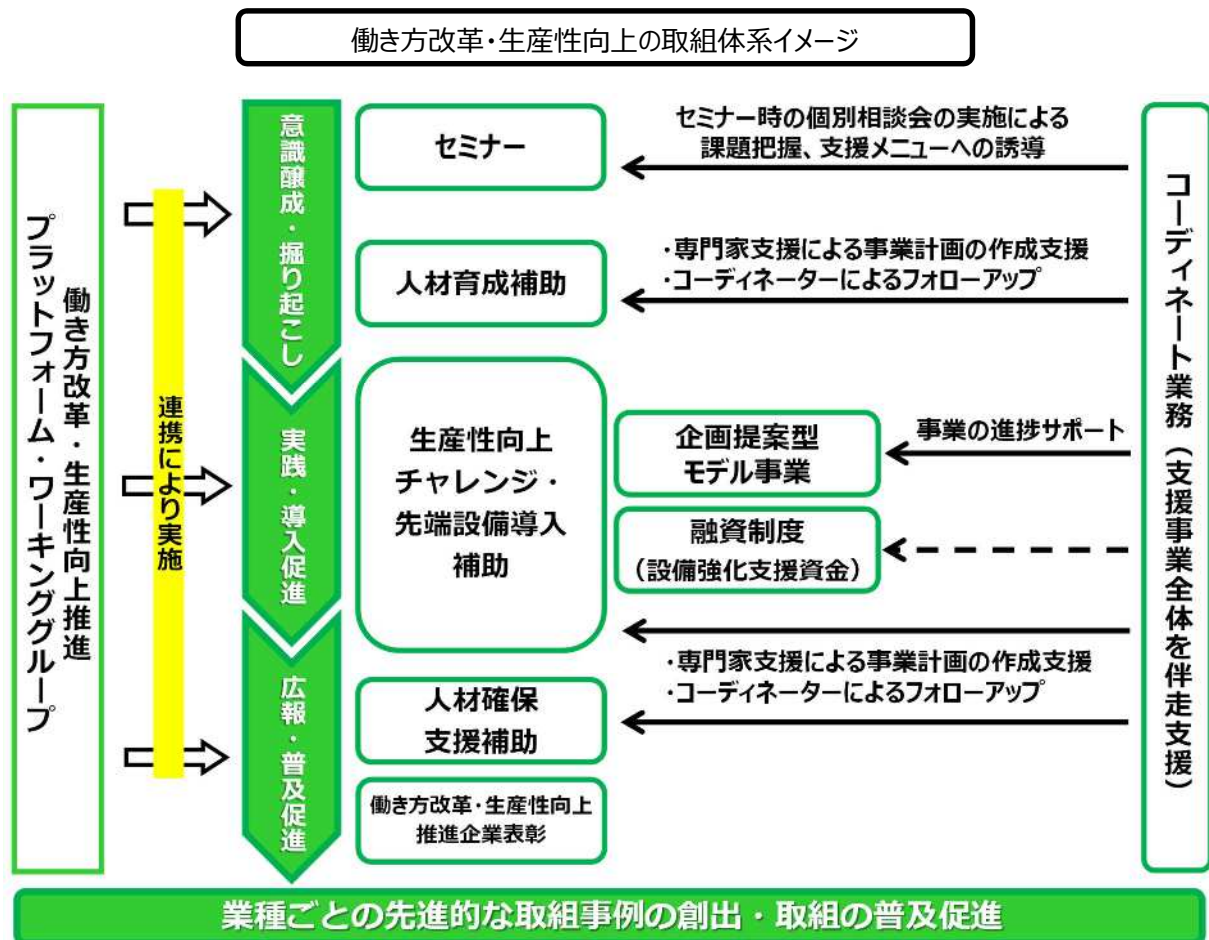
市内中小企業の生産性の向上や競争力の強化に向けて、関係団体等と一体となった中小企業支援の体制・基盤を構築し、幅広い業種に対して伴走支援や補助メニューなどを通じて支援を行います。

生産性向上に向けて、ICT活用や設備投資に取り組む中小企業を支援します。

【第2期の主な取組状況】

中小企業のICT活用や設備投資の促進を通じ、生産性を向上させることにより、国内外への競争力を強化し、人手不足等の諸課題に対応した事業基盤を構築するとともに、持続的発展を促すため、中小企業等経営強化法(旧生産性向上特別措置法)に基づく「川崎市導入促進基本計画」を策定した上で、中小企業による導入計画申請に対する認定を行い、税制支援や金融支援などの支援措置の活用につなげました。

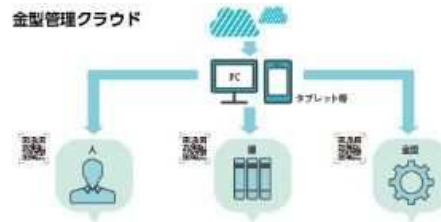
また、市内中小企業等の生産性向上の取組を推進するため、平成30(2018)年度に川崎商工会議所、神奈川県中小企業家同友会、一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会、神奈川県社会保険労務士会、川崎信用金庫、横浜銀行、川崎市産業振興財団及び本市を含めた8機関での連携組織「川崎市働き方改革・生産性向上推進プラットフォーム」を設置し、「意識醸成・掘り起こし」「実践・導入促進」「広報・普及促進」の3つの視点による伴走支援、補助メニュー、モデル事業等の支援施策を展開し、幅広い業種の市内中小企業においてICT等を有効に活用した生産性向上の取組を創出するとともに、その取組事例を発信しました(働き方改革の取組については、P123参照)。



生産性向上の取組事例



AI・IoTを使った施肥・灌水、温度調節の自動制御装置の導入



クラウドでの金型情報の一元管理

【取組の主な課題】

- 令和5(2023)年3月までとされている、中小企業等経営強化法の適用期限等に関する国の動向を注視しつつ、引き続き中小企業の先端設備等の導入を促進し、生産性向上を支援する必要があります。
- 全事業所の99%以上を占める市内中小企業の生産性向上・産業競争力の強化に向けて、引き続き、企業支援の体制・基盤を構築し、幅広い業種に対して伴走支援や補助メニューなどを通じて取組を支援する必要があります。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベ ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靭な 企業
------------	------------	-----------	-------------------	-----------

- ◇中小企業の設備投資の促進等を通じた生産性革命の実現に向けた取組の推進
- ◆デジタル技術等を活用した、業務の効率化等による生産性向上の推進

【第3期での主な取組内容】

- 中小企業の設備投資を通じた労働生産性の向上を図るため、「先端設備等導入計画」の認定による支援措置の周知に取り組みます。
- 市内中小企業のICT活用やデジタル技術の導入等による生産性向上の取組を推進するため、関係機関と連携し、「意識醸成・掘り起こし」「実践・導入促進」「広報・普及促進」の3つの視点から企業支援の体制・基盤を構築し、幅広い業種に対して伴走支援や補助などを通じて支援を行います。
- 第2期で創出した市内中小企業の生産性向上の取組事例を発展させ、他業種へも波及させることで、業種の垣根を超えた生産性向上の取組を支援します。

(2) 中小企業の安定化・強靱化

経営資源の確保が困難であることが多い中小企業への融資の実施や市域内における操業環境の保全、事業承継・事業継続力の強化に向けた取組等により、市内中小企業の経営の安定化・強靱化を支援します。

① 中小企業の経営安定

セーフティネットとしての公的融資制度のほか、社会経済環境の変化に応じたイノベーションの創出や生産性向上を促す公的融資制度を充実させることにより、市内中小企業者の安定的で健全な経営に向けた支援を推進します。

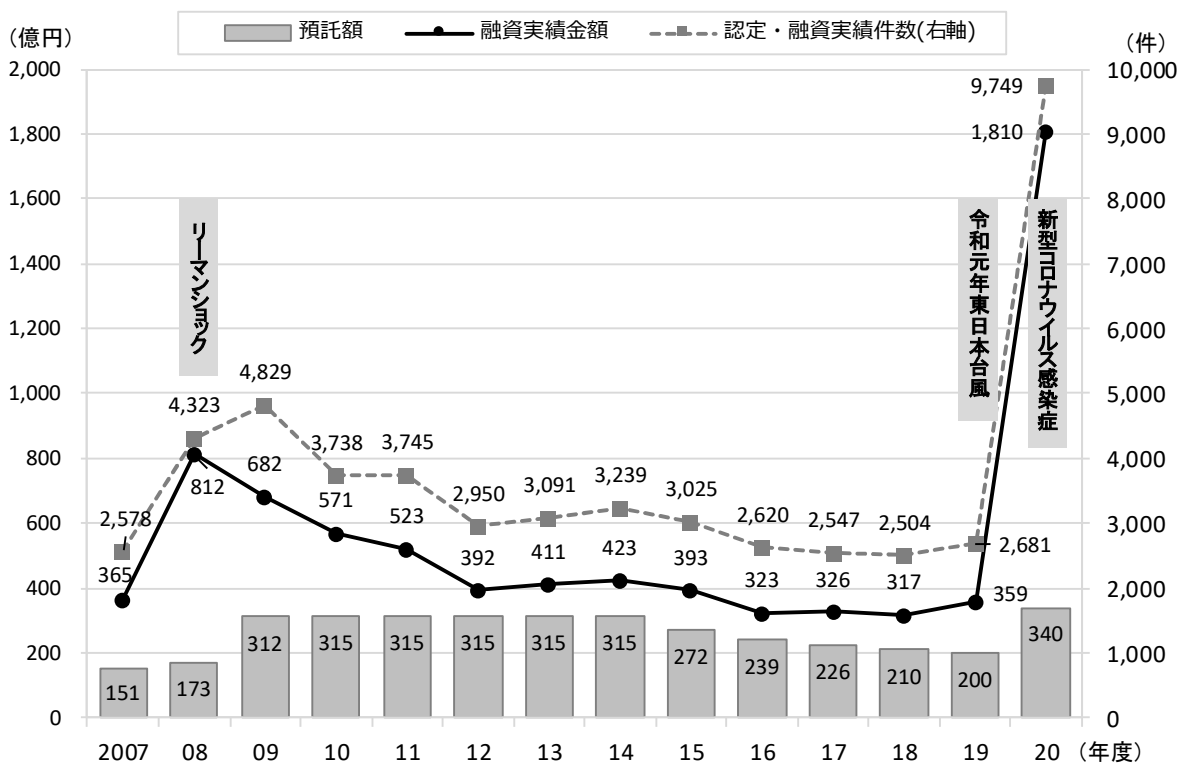
【第2期の主な取組状況】

市内中小企業の経営の安定化や成長を支援するため、川崎市信用保証協会や金融機関と連携し、間接融資制度に取り組みました。

融資制度の実施や金融相談を通じて、中小企業等に必要な資金の円滑な供給を推進し、市民にとって重要な生活の場、雇用の場である中小企業等の経営改善を支援しました。

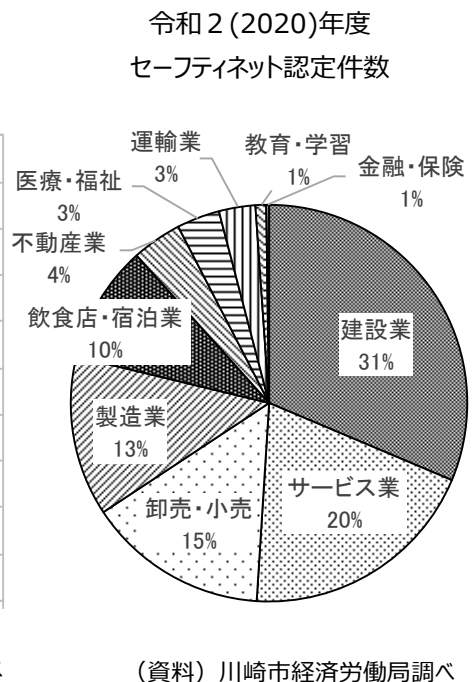
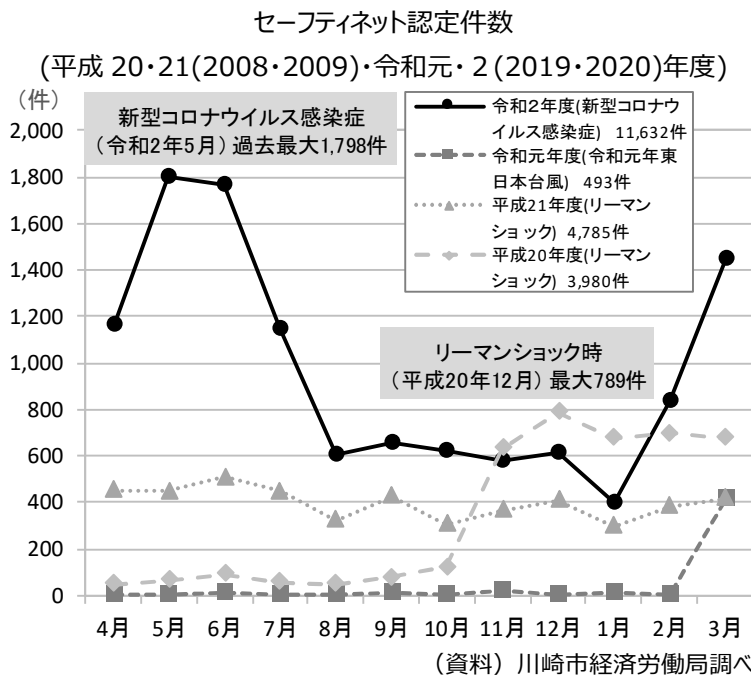
また、事業者の様々な資金需要に対応した「創業支援資金」、「設備強化支援資金」の拡充や、「事業承継特別保証資金」、「SDGs 取組支援融資」の創設など、時勢に応じた融資制度の見直しを図りました。

預託額・融資実績の推移(平成 19(2007)年度～令和 2(2020)年度)



(資料) 川崎市経済労働局調べ、川崎市信用保証協会資料より作成

さらに、令和元年東日本台風被災者の救済や新型コロナウイルス感染症対応のため、緊急相談窓口を設置し早急かつ円滑に金融相談や認定を行いました。また、預託金の増額による新たな融資制度の創設や、保証料補助・利子補給事業を実施しました。その結果、災害対応時における、全業種にまたがる中小企業向けセーフティネットとしての役割も果たしました。



【取組の主な課題】

- 市内中小企業の経営の安定化や成長を支援する間接融資制度を円滑に運用するため、川崎市信用保証協会や金融機関等とさらなる連携を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症による影響や脱炭素への取組など、今後の社会経済環境等に合わせ、柔軟な制度の見直しや運用が求められます。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベーションの向上 誰もが活躍 経済の安定・好循環 強靱な企業

- ◇経営資源の確保・安定化など、持続可能な経営を支えるための融資制度による支援
- ◆女性や若者、シニア等の創業に向けた取組や SDGs・脱炭素などの社会経済環境の変化に対応した取組を促進する融資制度による支援

【第3期での主な取組内容】

- 大規模な経済危機や災害等のリスクによる中小企業の経営悪化に対応した融資制度の見直し・運用を行います。
- SDGs や脱炭素などの社会経済環境の変化や、働き方改革等の社会経済情勢の動き、中小企業等の資金ニーズ等を把握しながら、時勢に対応した融資制度の見直しや臨時金融相談窓口等の設置を図ります。
- 女性や若者・シニア等の起業・創業の促進を図るため、川崎市信用保証協会や日本政策金融公庫をはじめとする関係機関との連携を強化するとともに、創業者向け融資制度の充実を図ります。

②中小企業の操業環境の保全

工業系用途地域における、住民の住環境と企業の操業環境の調和を図り、市内ものづくり企業が将来にわたり市内で事業継続できる環境づくりを促進し、市内におけるものづくり産業の集積維持・強化を図ります。

【第2期の主な取組状況】

中小企業の操業環境保全に向け、高津区久地、宇奈根、下野毛、中原区宮内地区において、中小製造業者を中心とした住工共生のまちづくりに向けた取組を支援し、事業者間の連携強化及び事業者と住民の相互理解の促進を図りました。

また、中小製造業者の工場等の新增設及び中小製造業者が近隣の住環境との調和を図るために行う、防音等の操業環境の改善に向けた取組に対し助成を行い、工業系用途地域内におけるものづくり企業の集積維持・強化を図りました。

工業用地等需給情報の収集と活用による積極的な産業立地の誘導を進めるため、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度にかけて、90件の工場等希望用地相談に対応しました。

がんばるものづくり企業応援補助金等の補助事業などに関する情報をメールマガジン「ビジネスサポートかわさき(通称: Biz(ビズ)かわ)」で随時配信し、周知を図りました。

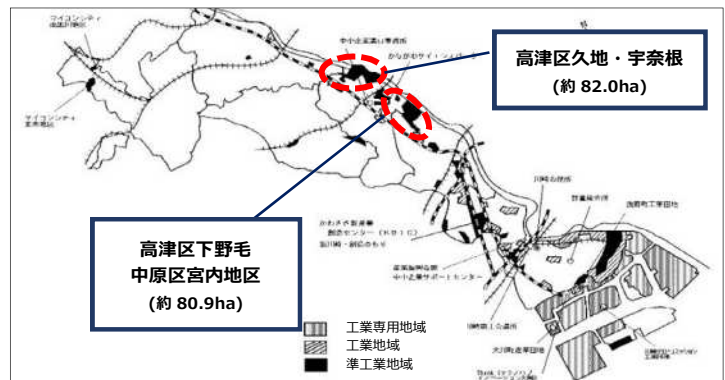


メールマガジン「ビジネスサポートかわさき」

【取組の主な課題】

○市内の多くの中小製造業者が、事業所の老朽化や狭あい化、近隣の住宅地化といった課題を抱えているほか、市内には中小製造業者が利用可能な用地が少ない中、工場跡地に住宅や物流施設が建設されるなど、工業系用途地域において非工業系の土地利用が進んでおり、工場を操業できる場所が減少しています。

住工混在が進展する中原区宮内・高津区久地・宇奈根・下野毛地区



内陸部の工業系用途地域では工場跡地が住宅化する傾向にあり、住工混在が進展

○廃業、移転等で空いた工場跡地に市内外の成長意欲の高い事業者を立地誘導するとともに、住宅と工場が混在する地域において、事業者が近隣の住環境との調和を図るために行う防音等の操業環境の改善への取組を支援することにより、企業間ネットワークの活性化を促進し、工業集積地としての機能や強みを向上させ、ものづくり企業の集積維持・強化を図

ることが必要です。

- 工場集積地である高津区久地、宇奈根、下野毛、中原区宮内地区においては令和元年東日本台風により浸水被害が生じており、これら地域は内水ハザードマップにおいても浸水が想定されることから、事業者における水害対策等、安心して操業を継続できる取組を支援していく必要があります。
- 道路整備等のまちの変化により移転が必要となる中小製造業者等の市内での操業継続を支援していく必要があります。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベーション	生産性の向上	誰もが活躍	経済の安定・好循環	強靱な企業
---------	--------	-------	-----------	-------

- ◇住工混在エリアを中心とした中小製造業者の操業環境の改善支援・工業集積地の保全
- ◆成長性の高い企業の立地促進や製造業の集積強化等に向けた工業系土地利用の高度化

【第3期での主な取組内容】

- 工業系用途地域における製造業等による土地利用を促進するとともに、本市への立地を希望する中小製造業者の情報収集と、不動産事業者等との連携による物件情報の入手体制を強化することで、中小製造業者の集積を維持・強化します。
- 中小製造業者の操業環境の改善(防音・防振・脱臭・浸水対策等)や、市内工場跡地等への市内外の成長意欲の高い中小製造業者の立地を促進します。
- 工業集積地に立地する企業の状況を把握し、課題やまちの変化に対応した支援に取り組みます。
- 企業の操業に対する理解の促進を図るとともに、子どもたちなど若い世代のものづくりへの関心を高めるため、地域の工業団体が主体となって実施する、中小製造業者と地域住民との交流イベント(オープンファクトリー等)の開催を支援します。



高津区久地・宇奈根地区の町工場でのオープンファクトリー

成果指標

指標	計画策定時	現 状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
中小製造業者と工業用物件とのマッチング件数*	—	0件 (令和2(2020)年度)	—	15件以上 (令和7(2025)年度)

* 第3期計画から新たに設定した成果指標です。

③中小企業の事業承継・事業継続力の強化

経営者の高齢化や災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、中小企業の経営環境は大きく変動していることから、事業承継や事業継続力強化支援や、事業転換に対する支援を推進します。

【第2期の主な取組状況】

川崎商工会議所、川崎信用金庫、川崎市産業振興財団、川崎市の4者で、地域経済の活性化や企業の持続的発展に向け、市内中小企業の事業承継支援に関する連携協定を平成29(2017)年に締結し、「KAWASAKI 事業承継市場」を立ち上げ、大規模セミナーや事業承継支援専門家向け研修会を開催しました。また、平成30(2018)年10月には、「KAWASAKI 事業承継市場」とアンドビズ(株)(現(株)バトンズ)で協定を締結し、第三者承継の支援を強化しました。

中小企業の事業承継・事業継続力強化事業として、支援が必要な企業の掘り起こしや実態把握を実施し、啓発セミナーや専門家派遣、後継者育成講座、事業継続計画(BCP)策定講座などに取り組むことで、企業の実情に応じた支援を実施しました。



津波や高潮が想定される臨海部の工業地域、台風等で被害を受けた多摩川沿いの地域をモデル地域として、地域内企業の災害発生時における事業継続や早期復旧に資するため、個別の企業では対応が難しい共助の部分を中心とした地域連携によるBCPの策定に向けて支援を実施しました。



後継者育成講座

地域連携 BCP 策定に向けたセミナー

【取組の主な課題】

- 自然災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症の影響等の社会経済環境の変化に伴い、企業活動の継続性に対するリスクが拡大しています。
- サプライチェーン全体での脱炭素化を目指す動きや企業価値向上に向けた SDGs の取組等が重要となっており、中小企業においても、競争力強化に向けた取組を行う必要があります。
- 中小企業の事業継続に対して支援が必要な企業の掘り起こしや実態把握を実施し、企業の実情に応じた支援策を講じることで、円滑な事業活動の継続を支援する必要があります。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベーション	生産性の向上	誰もが活躍	経済の安定・好循環	強靭な企業
---------	--------	-------	-----------	-------

◆経営者の高齢化や自然災害・感染症等のリスクに対応した事業承継・事業継続への支援

【第3期での主な取組内容】

- 中小企業の事業活動の継続に向け、高齢化が進む中小企業の円滑な事業承継を促進するため、セミナー等による啓発を行うとともに、講座等を通じて後継者の経営スキル取得を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症等による経営不振が長期化し、後継者不足がより一層深刻化する懸念があることから、第三者による承継や M&A について専門家派遣等による支援等を強化・実施します。
- 川崎商工会議所、川崎信用金庫、川崎市産業振興財団及び本市による中小企業者の事業承継支援に関する協定に基づき、中小企業者の実態を踏まえながら、事業承継支援に取り組めます。
- 風水害等の頻発化・激甚化により、中小企業の直面するリスクが増加していることから、個別企業の BCP 策定とともに、地域連携による BCP 策定に向けた支援を実施します。

成果指標

指標	計画策定時	現状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
事業承継の累計支援企業数*	—	30社 (令和2(2020)年度)	—	180社以上 (令和7(2025)年度)

* 第3期計画から新たに設定した成果指標です。

(3) 中小企業の成長促進

国際競争の中で厳しい事業環境に置かれている中小企業の活性化を図るため、大企業や大学・研究機関等の知的財産を活用するオープンイノベーションや、クリエイターやデザイナーなどの専門家の視点を取り入れた事業展開を促進します。

① 新分野への進出支援

大企業や大学、研究機関等が保有する知的財産の中小企業への移転を推進し、中小企業の新技術・新製品開発を支援します。

また、平成30(2018)年3月に改定した「川崎市知的財産戦略」に基づき、知的財産マッチングの支援事業を他の都市にも広げ、知的財産の全国ネットワークを構築、拡大し、マッチング成立、製品化の増加を図ります。

クリエイター・デザイナーの活用による事業者の課題解決を支援します。

【第2期の主な取組状況】

「知的財産スクール」を開催し、オープンイノベーションの推進の前提となる、知的財産に関する知識獲得の支援や意識啓発等を推進しました。

また、大企業や大学・研究機関が保有する知的財産と市内中小企業が持つ優れた技術をつなぐため「知的財産交流会」や「知的財産シンポジウム」を開催し、令和2(2020)年度は2件のマッチングが成立しました。さらに、知財コーディネーターを派遣し、マッチング成立後の事業化・市場化支援を行い、中小企業の新製品開発や新事業の創出を促進しました。

他都市との広域連携も進んでおり、全国各地の大企業、中小企業とのネットワークを拡大し、地域を越えたマッチング事例が生まれています。

平成19(2007)年度からこれまでに知的財産マッチングの支援事業に参加した大企業は44社、マッチング成立件数は39件に上り、うち27件が製品化されています(令和3(2021)年4月現在)。

【知的財産マッチング事業のイメージ】



体脂肪低減に関する特許を活用した
宇治抹茶チョコ餡大福「エンゼルのほっぺ」
(株)スエヒロ×森永製菓(株)

【マッチング事例】



抗菌・抗ウイルスで香りをつけられるマスククリップの開発
(株)松本製作所×富士通(株)

【広域連携によるマッチング事例】



椅子からの立ち上がりをアシストする
「起立補助椅子」(宮崎県延岡市の企業の例)

(株)イトーキが持つ起立時と着座時とで座面を押し上げる力が自動的に切り替わる技術を活用



抗菌・抗ウイルスの新素材
「ファイバー・タングルド」(福島県いわき市の企業の例)

自社独自の多機能クッション素材に、富士通(株)の光触媒材料「チタンパタイト」を配合し抗菌効果をプラス

【取組の主な課題】

- 大企業や大学、研究機関等が保有する知的財産と市内中小企業が持つ優れた技術をつなぐ知的財産マッチングの支援事業を通じ、企業間連携や産学連携による新事業の開発プロジェクト創出の継続した取組が必要です。
- 地元中小企業との顔の見える関係を活かした知的財産のマッチングの支援事業は、「川崎モデル」と呼ばれて他の都市からも注目を集め、ネットワークの拡大が進んでおり、引き続き、市域を越えた知的財産のマッチング事例の取組の促進が必要です。

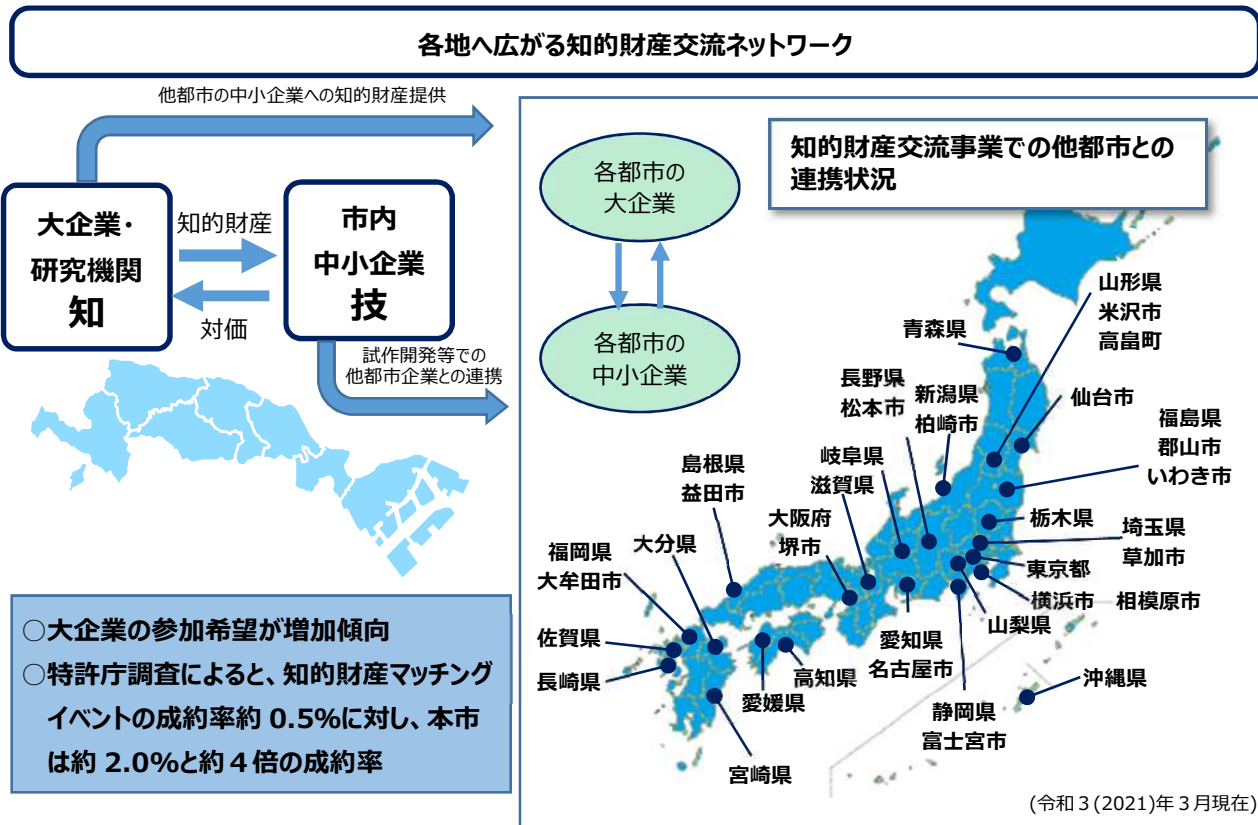
取組の方向性

イノベ ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業
------------	------------	-----------	-------------------	-----------

- ◇知的財産マッチングの大企業・中小企業連携、他都市連携の推進による、オープンイノベーションネットワークの拡大・充実
- ◇市内事業者とクリエイター・デザイナーとの連携の推進

【第3期での主な取組内容】

- 大企業や大学、研究機関等が保有する知的財産と市内中小企業が持つ優れた技術のマッチングを図り、企業間連携や産学連携による新事業の開発プロジェクトを推進します。また、マッチング成立後の事業化、市場化支援を行い、新技術・新製品の創出を推進します。
- 各地域の産業の強みを活かしたオープンイノベーションを促進するとともに、中小・ベンチャー企業が保有する知的財産を大企業と連携して事業化するなど、双方向のマッチングを推進します。
- マッチング成立、事業化の拡大を図るため、地方のコーディネーターや自治体・支援機関職員等の間接支援人材の人材力強化支援を行うとともに、中核となる各地域のプラットフォームの構築を推進します。
- 事業者のクリエイター・デザイナー活用に向けたきっかけづくりとなるセミナーの開催や事業者の課題解決に資するデザイン関係の相談対応やマッチング等を行います。



知的財産交流の今後の展開

大企業と市内中小企業との連携の発展

- 大企業の研究開発場面での試作開発と市内中小企業とのマッチングを行う試作開発型オープンイノベーションを推進
- 中小・ベンチャー企業が保有する知的財産を大企業と連携して事業化する双方向マッチングの推進
- ベンチャー企業のシーズと市内中小企業とのマッチングによる新ビジネス・サービスの創出

他都市との連携の拡大

- 地方のコーディネーターや自治体・支援機関職員等の間接支援人材の人材力強化支援
- 中核となる各地域のプラットフォームを構築
➔市内企業と各都市の企業とのマッチング成立件数、事業化件数を拡大

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
知的財産交流会におけるマッチングの年間成立件数	4件 (平成26(2014)年度)	2件 (令和2(2020)年度)	4件以上 (令和3(2021)年度)	4件以上 (令和7(2025)年度)

政策4 市民生活を支える産業の振興



(1) 魅力と活力のある商業地域の形成

魅力と活力のある商業地域の形成により地域価値を高めるほか、商業者が付加価値の高く競争力のある商品を供給できるよう支援します。

① 商業力の強化

魅力ある個店の集積に向けた取組や商業者のデジタル化の支援等により、まちの価値を高める商業地域の形成を促進し、商業の活性化を図ります。

【第2期の主な取組状況】

商業者の課題解決やモデルケースの展開などを促進するとともに、商業者同士の連携を生み出すことを目的に、商業振興に資するテーマでワークショップを行う商業者ネットワーク構築事業を実施しました。

「いまとミライをつなぐ 次世代の商店街を考える」(2019)



商店街の将来像について若手商業者が意見を出し合い、アイデアを考えるワークショップ等を実施

また、商業を取り巻く社会経済環境の変化に対応するため、商業集積エリアに情報提供や助言・指導を行う専門家「エリアプロデューサー」を派遣し、商店街が多様な団体と連携してエリアが抱える課題を解決する取組や地域特性を活かした取組を推進することで、商業集積エリアの活性化や商店街の組織力強化を推進しました。

エリアプロデュース事業の実施状況 (第2期)

エリア	実施内容
大師	地域で行われる多様なイベントとの連携推進(2018)
武蔵小杉	エリア全体の商店街組織の再編について(2019)
武蔵新城	商店街の組織力強化など(2020)
登戸	区画整理地を活用したイベントと地域人材の育成(2018)



「Buy かわさきフェスティバル」
名産品等を販売する市内店舗をまわるスタンプラリー

また、川崎商工会議所と連携し、市内製品の販売促進・消費拡大に取り組む「Buy かわさきキャンペーン」の一環として、市内の優れた名産品等を掘り起こし、広く市内外に紹介、PRしました。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している販売会形式ではなく、11月～1月の期間、名産品等を販売する市内33店舗をまわるスタンプラリーを実施しました。

【取組の主な課題】

- 商業者の高齢化や後継者不足等により、市内商店街数は減少傾向にあります。商業の活性化に向けては、地域商業の新たな担い手を生み出すための施策が求められており、開業希望者への積極的な支援が必要です。
- 将来にわたり持続的に活力ある商業地域を形成していくため、地域のまちづくりの視点か

- ら様々な取組を実践している事業者等と、密接な連携強化を図っていく必要があります。
- 電子商取引の増加やキャッシュレス決済の拡大、スマートフォンの普及など、消費者のデジタル利用が拡大しており、商店街・個店ともに、デジタル化への対応を進めていく必要があります。
 - コロナ禍の影響から脱却し、商業地域のさらなる活性化を図るためには、意欲ある事業者の新事業展開や事業再構築の推進が必要です。また、魅力あふれる店舗を発掘し、地域メディア等と連携した効果的なPRを展開していく必要があります。
 - 事業者の課題解決やモデルケースの展開などを促進するため、事業者同士のネットワークづくりを支援していく必要があります。
 - 公衆浴場は、市民の公衆衛生上不可欠であり、地域におけるコミュニティ機能等の役割を有していますが、光熱費の上昇や施設の老朽化等により、その経営は大変厳しい状況にあることから、継続した支援が必要です。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベーション	生産性の向上	誰もが活躍	経済の安定・好循環	強靱な企業
---------	--------	-------	-----------	-------

- ◆川崎に愛着を持ちエリアをけん引する事業者が、多様な主体を巻き込み、自主的・自立的に再活性化を図る仕組みの構築
- ◇活力ある商業地域の形成に向けた魅力ある個店の集積
- ◆消費者のデジタル利用の拡大やウィズコロナ・ポストコロナを見据えた事業者の商業力強化
- ◇新たな価値づくりに挑戦する意欲ある事業者等への支援を通じた商業の活性化

【第3期での主な取組内容】

- 開業を希望する事業者を支援するため、地域の中核的な担い手等と連携し、新しい創業者育成プログラムを実施し、魅力ある個店の集積を図ります。
- デジタルツールの使い方を伝える講習会や、デジタル技術を活用した非接触型サービスの導入、新たな販路開拓等の事業展開を支援するなど、事業者のデジタル化を推進します。
- 意欲ある事業者による新商品開発、業態転換などを支援し、地域価値を高める商業地域の形成を推進し、商業の活性化を図ります。
- 市内の魅力ある店舗や優れた名産品を掘り起こし、地域メディア等と連携した市民参加型での効果的なPRを実施するとともに、名産品フェア「Buyかわさきフェスティバル」を開催します。
- 事業者を対象としたワークショップ等により、事業者の課題解決やモデルケースの展開などを促進するとともに、事業者同士のネットワークの構築を図ります。
- 市民の公衆衛生に不可欠な公衆浴場への支援を通じて、公衆浴場の活性化や地域におけるコミュニティ機能の向上を図ります。

成果指標

指標	計画策定時	現状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
市の支援を受けて市内で開業した事業者累計数*	—	—	—	30件以上 (令和7(2025)年度)

* 第3期計画から新たに設定した成果指標です。

②商店街の活性化・まちづくりとの連動

商店街の課題解決やさらなる機能向上を支援し、商業課題への対応を図るとともに、商店街や地域が主体となって取り組むイベント等の支援により、まちづくりと連動しながら、魅力ある商業地域の形成を図ります。

【第2期の主な取組状況】

街路灯のLED化等のエコ化を支援するとともに、防犯カメラ・AEDの設置など、安全安心な商店街づくりの取組を支援しました。

また、商店街の空き店舗を活用し開店した、優れた店舗を表彰する「空き店舗活用アワード」を実施するなど、個店への支援を行ったほか、商店街での創業希望者を対象とした講座を開催しました。

さらに、川崎駅周辺における集客や回遊性の向上、賑わいの創出のため、「カワサキ・ハロウィン」や「はいさいFESTA」等、川崎駅周辺における地元主体のイベント事業等に対して重点的に支援を行うことで、中心市街地としての魅力を市内外に広くPRしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促し、市内循環を図ることで、早期の経済回復を目的として、プレミアム付き商品券である「川崎じもと応援券」を発行しました。



空き店舗活用アワード
令和2年度大賞受賞店舗
(麵匠 藩次郎)



はいさい FESTA

<p>○第1弾(利用期間令和2(2020)年7月20日～令和3(2021)年5月31日) 1冊1,000円×13枚の応援券を10,000円で販売 発行総額約113億円(87万冊) 利用店舗(中小企業・小規模事業者及び個人事業主)5,454店舗(令和3(2021)年5月31日現在)</p>
<p>○第2弾(利用期間令和3(2021)年7月16日～令和4(2022)年3月31日) 1冊1,000円×12枚の応援券を10,000円で販売 発行総額60億円(50万冊) 利用店舗(中小企業・小規模事業者及び個人事業主)5,779店(令和4(2022)年2月28日現在)</p>



【取組の主な課題】

- 市内大規模小売店の増加、電子商取引の増大、新型コロナウイルス感染症による社会変動などにより、中小商業者を取り巻く社会経済環境が急速に変化していることから、機動的かつ実効力の高い施策を構築する必要があります。
- 社会経済環境の変化を踏まえ、デジタル化の推進やSDGsの発信、地域の安心・安全の確保等、地域課題への対応を行うとともに、子育てや健康等の顧客ニーズなどにも対応した取組を進めることで、商店街の魅力を向上させる必要があります。
- コロナ禍の影響を受け、延期や中止となるイベント等も多くあることから、ウィズコロナ・ポストコロナに対応したイベントの開催等、商店街の活動の見直しが必要となっています。

- 会員数の減少や担い手の高齢化等により、商店街の解散や活動低下が課題となっており、商店街が保有している施設の維持管理が困難な状況もみられることから、施設の撤去や長寿命化等を見据えた取組が必要となっています。
- 川崎駅周辺におけるさらなる回遊性の向上や賑わい創出のため、中心市街地としての魅力を市内外に広くPRしていく必要があります。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベーション	生産性の向上	誰もが活躍	経済の安定・好循環	強靱な企業
---------	--------	-------	-----------	-------

- ◆ 事業者のデジタル化など社会経済環境の変化を踏まえた地域課題への対応による活力ある商業地域の形成
- ◇ 地域の住民特性に応じた子育て・健康等を目的に来街する顧客ニーズへの対応
- ◇ ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた商業エリアの魅力を高めるイベント開催等への支援によるまちづくりの推進
- ◇ 商店街が保有する施設の老朽化等や適正な管理に向けた課題への対応

【第3期での主な取組内容】

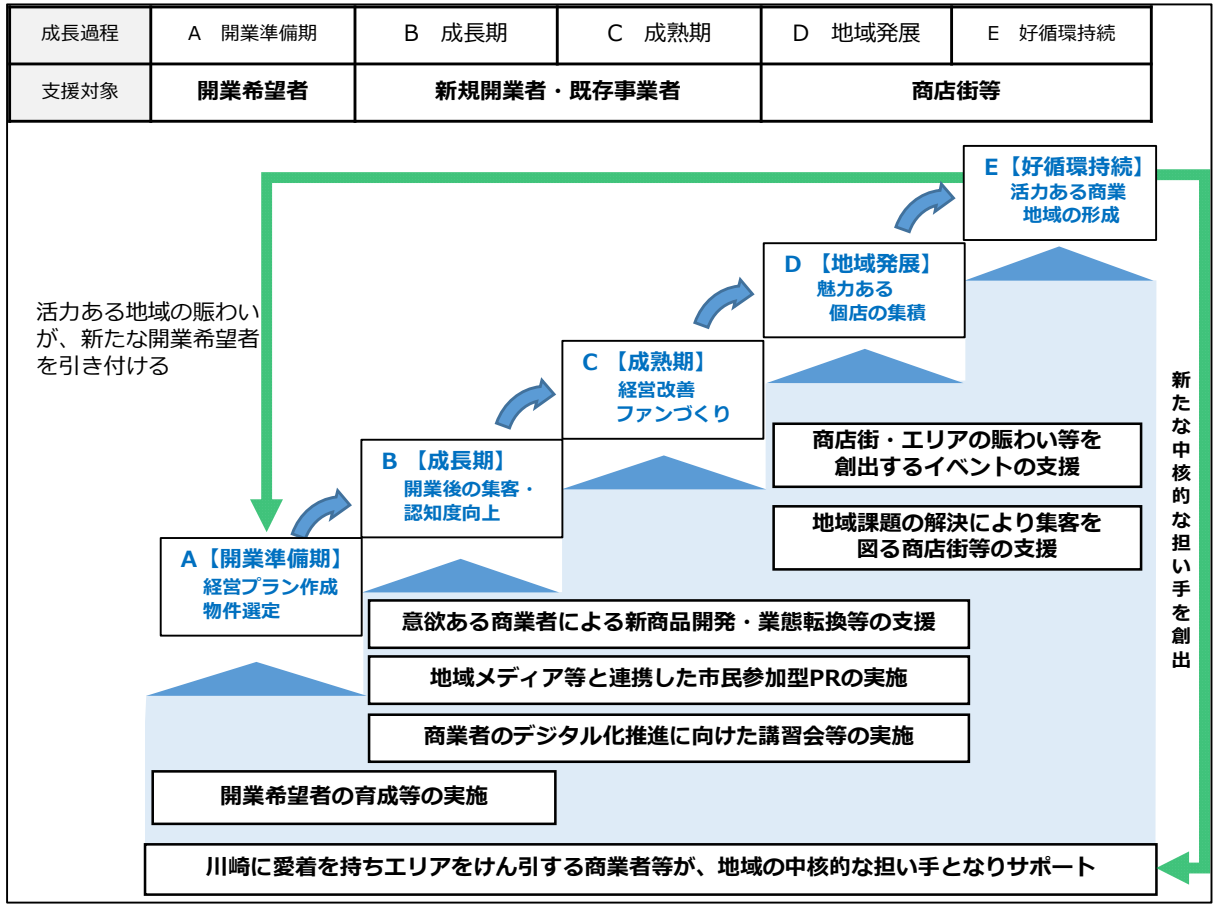
- 事業者のデジタル推進など社会経済環境の変化を踏まえた地域課題解決等に資する事業への支援や、商店街等が実施するウィズコロナ・ポストコロナを踏まえたイベントへの支援を行うことで、商店街等を活性化し、地域におけるコミュニティ機能の向上を図ります。
- 商店街や事業者グループ等が抱える様々な課題に対して、各分野の専門家を派遣し、研究会・講習会の開催を通じて、課題解決に向けた助言等を行います。
- 街路灯のLED化等による機能向上や老朽化した街路灯の撤去等、商店街の施設整備への支援を実施します。
- まちの魅力を市内外に広くPRするため、川崎駅周辺地区において、多様な主体と連携を図りながら、地元事業者等が主体となって開催するイベント等を支援します。

成果指標

指標	計画策定時	現状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
経済構造実態調査による小売業年間商品販売額*	—	12,233億円 (令和元(2019)年度)	—	12,233億円以上 (令和7(2025)年度)
市内商店街で行われる新たな顧客の創出や商店街の回遊性を高めるイベントの開催数	—	3回 (令和2(2020)年度)	22回以上 (令和3(2021)年度)	25回以上 (令和7(2025)年度)

* 第3期計画から新たに設定した成果指標です。

商業振興施策のイメージ



(2) 都市農業の活性化と都市農地の活用

平成 28(2016)年 5月に国が策定した「都市農業振興基本計画」において、都市農地は、「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」とされており、その後、様々な法の整備や改正が行われ、都市部の農業振興を図る上で大きな追い風になっています。

こうした都市農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、川崎の農業を次世代に引き継ぐための取組を行います。

①多面的な機能を有する農地の保全と活用

新鮮な農産物の供給だけでなく、防災空間の確保や良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供など、多面的な機能を発揮してきた市内農地を保全・活用していきます。

【第2期の主な取組状況】

市内農地が減少を続ける中、農業生産だけでなく、教育、防災など多面的機能を有する農地の保全・活用の重要性は高まっており、良好な都市環境をつくるため、生産緑地地区の指定を推進するとともに、生産緑地の税制優遇等を延長する特定生産緑地の指定を行いました。

また、大地震による災害時の市民の安全確保等のため、関係局及び JA セレサ川崎と連携し、市民防災農地の登録や周知を図りました。

農作物の大型直売所「セレサモス」を活用した「農」に関するイベントの開催など、地域特産物の販売や農業情報の発信を JA セレサ川崎と協働して行うとともに、観光農業の推進や里山の活用等の実践活動を行い、農業者と協働でグリーン・ツーリズム推進に取り組みました。

早野地区においては、地区の活性化の方向性を定めた「早野里地里山づくり推進計画」に基づき、地区内で活動している農業者団体、福祉団体、教育機関等で構成する「早野地区活性化懇談会」等を通じて情報交換を行い、多様な主体との連携による協働事業等を実施しました。



ファーマーズクラブの農体験の様子



グリーン・ツーリズム(収穫体験等)

【取組の主な課題】

○都市農地は、平成 28(2016)年に国が策定した「都市農業振興基本計画」により、「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと位置づけが大きく変化しました。市内農地は、減少傾向にありますが、農業生産機能だけでなく、景観機能、防災機能、レクリエーション機能など、多面的な機能を有しており、市内農地の保全・活用の重要性は高まっています。



農業生産



防災農地



景観形成



環境保全

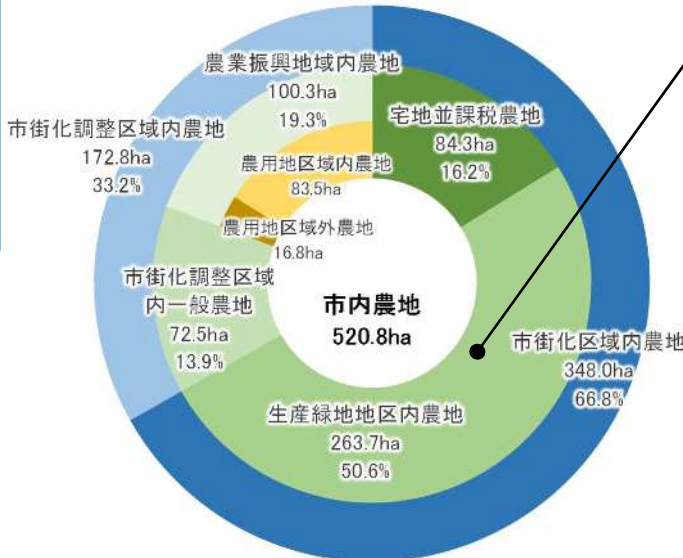


農作業体験



農地への理解醸成

市内の農地面積(令和3(2021)年12月)



生産緑地の2022年問題
平成4(1992)年の指定から30年が経過すると、市に対して生産緑地の買取りを申し出ることが可能となり、買い取られなかった場合等は、生産緑地が解除され、生産緑地が宅地化等される恐れもある

生産緑地法改正と生産緑地保全への対応

【主な改正内容(平成29(2017)年改正)】
 ・条例による生産緑地下限面積の引下げが可能
→従来の500㎡から300㎡まで可能
 ・特定生産緑地指定制度創設
→指定により買い取り時期を10年延長可能
 ・生産緑地地区内の行為制限緩和
→生産に必要な施設のみから、直売所や農家レストラン等の設置も可能

(資料) 固定資産概要調査(令和3(2021)年1月1日時点)
 川崎農業振興地域整備計画(令和3(2021)年5月改定)
 川崎都市計画生産緑地地区の変更(令和3(2021)年12月告示)

- 市内の農地面積の約5割を生産緑地が占めていますが、生産緑地指定から営農継続義務期間の30年が経過する令和4(2022)年以降も都市農地を保全する観点から、「特定生産緑地」制度が創設されており、特定生産緑地の指定は、生産緑地の告示から30年経過後は特定生産緑地として指定できないことから、制度を十分に理解し、適切に判断できるよう、農業者への周知が必要です。
- 今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地は、農業振興地域内農用地区域に指定されており、指定用途以外の利用は認められないという制限があります。そのため、農用地区域内農地等における指定用途以外の不適切な利用の是正を指導する必要があります。
- 農業者の高齢化や減少が進むなか、人的、面的に耕作困難な状況にある農地は遊休農地化しやすく、このような農地を経営意欲の高い農業者や新規就農者等、新たな担い手へ良好な農地を利用権設定などの制度活用により、集積・集約化することが求められています。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベーション	生産性の向上	誰もが活躍	経済の安定・好循環	強靱な企業
---------	--------	-------	-----------	-------

- ◇市民・企業・大学・福祉団体等の多様な主体との連携による都市農地の有効活用
- ◇多面的機能を有する都市農地の保全・活用
- ◇地域と連携した農業振興地域等の活性化の推進
- ◆農地の利用意向を踏まえた農地の集積・集約化に向けた貸借等の推進

【第3期での主な取組内容】

- 「特定生産緑地」について、JA セレサ川崎と連携し、制度説明会等を開催するとともに戸別訪問による特定生産緑地指定に係る意向の確認をするなど、農家が制度を十分に理解し、適切に判断できるよう周知を図ります。
- 都市農地の保全を図るため、生産緑地地区の指定事務を行うとともに、制度を周知し、指定の促進を図ります。
- 震災時における市民の安全確保等を図るため、市民防災農地の募集・登録、及び市民への普及啓発を図ります。
- 農業振興地域内農用地区域における農地の不適切な利用については、県・県警察・市関係部局での情報交換、連携等を図りながら是正に向けた指導を行います。
- 農業振興地域は3地区あり、岡上地区においては、グリーン・ツーリズムの推進による観光農業等の普及啓発に取り組み、早野地区においては、農地の有効利用と農産物の販売促進に取り組むとともに、引き続き地域と連携した協働事業を推進し、黒川地区においては、新規農産物などの栽培推進、農産加工品の開発検討、商品化等の地域と連携した取組を引き続き実施するとともに、農と環境を活かしたまちづくりを推進します。



岡上地区のブルーベリー観光農園



早野地区の野菜マーケット



黒川地区のサツマイモ畑を活用した収穫体験

- 遊休農地を解消し、認定農業者等の農業経営改善等を図るため、遊休農地所有者へ利用意向調査を実施し、貸付希望のある農地を認定農業者等とマッチングするなど、農地の利用集積、貸借を推進します。
- 都市農地の保全を図るため、農業委員会制度の下で活動を開始した農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化(農地貸借の促進、遊休農地の発生防止等)の取組を推進します。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
生産緑地の年間新規指定面積	12,000 m ² (平成 26(2014)年度)	14,260 m ² (令和 3(2021)年度)	12,000 m ² 以上 (令和 3(2021)年度)	12,000 m ² 以上 (令和 7(2025)年度)
防災農地の年間新規登録数*1	7 か所 (平成 26(2014)年度)	17 か所 (令和 3(2021)年度)	8 か所以上 (令和 3(2021)年度)	8 か所以上 (令和 7(2025)年度)
利用権設定等の集積面積*2	—	8.7ha (令和 3(2021)年度)	—	10.0ha 以上 (令和 7(2025)年度)

* 1 市内農地面積の減少傾向が続く中、防災農地の減少を抑えるため、新規登録数が平成 26(2014)年度実績を上回る水準を維持していくことを目標としています。

* 2 第3期計画から新たに設定した成果指標です。

②持続的な農業経営の推進と創造

消費者が身近にいる都市的立地を活かし、農業経営の安定化や高度化・高収益化に向け、市内農家を支援します。また、経営改善に向けた認定農業者を育成・確保するほか、新規就農者の発掘や就農間もない新規就農者等への技術支援や、円滑な農地貸借などのための農業者同士のネットワーク作りへの支援を行います。

その他、JA セレサ川崎、企業、大学等の多様な主体を抱える川崎で、農業者が多様な主体と出会い、連携することによって、それぞれの強みを発揮し、川崎らしい都市農業が生まれ、展開、発展していくことを推進します。

【第2期の主な取組状況】

農業者と多様な主体との連携を図る場として「都市農業活性化連携フォーラム」を開催するとともに、具体的な連携を先導するモデル事業を実施し、市内産農産物の付加価値の向上・高収益化や農作業の効率化・省力化、地域の活性化等を推進しました。

事業名	実施主体	事業内容
(令和2(2020)年度モデル事業) 動画を活用した都市農業のPR	一二三	「かわさき野菜」の付加価値向上の取組や農業の魅力、YouTubeを活用して発信
(令和元(2019)年度モデル事業) 多摩川梨ブランディング事業	松屋梨園	川崎市市内のお店での梨の商品販売や広報活動を通じたブランディング
(平成29(2017)年モデル事業) アスパラガスの新たな栽培方法 「採りつきり栽培®」の取組	明治大学農学部	農業系大学と地域が連携した農業振興地域の活性化



動画を活用した都市農業のPR



多摩川梨ブランディングのモデル事業



アスパラガスの新たな栽培方法

高齢化で労働力が不足している農業の担い手確保のために市民から応募者を募り、農業者の労働力を補完する援農ボランティアとして育成する「かわさきそだち栽培支援講座」を実施するとともに、農業者に対するボランティアの協力を推進しました。令和2(2020)年度は11回の講座に17名が参加するとともに、延べ992名の援農ボランティアが活動に参加しました。



援農ボランティアの実習



農業担い手経営高度化
支援事業補助金を活用した事業



農業用施設のストックマネジメント

また、農産物の生産技術向上のため農業生産者向けの講習会を開催するとともに、認定農業者等の新技術、生産性向上、6次産業化等に資する設備投資に対する補助「農業担い手経営高度化支援事業」の実施や、女性農業者や農業後継者の活動支援等を行いました。さらに、農業振興地域における農業用施設の保守管理や長寿命化(ストックマネジメント)を推進しました。

【取組の主な課題】

- 本市の基幹的農業従事者の平均年齢は65.5歳となっており、都市化の影響による営農環境の変化や生産者の高齢化、労働力不足、後継者育成等の課題に対し、生産力の維持・向上のための技術的支援や担い手確保の支援等、産業としての農業経営の強化を重点とした支援策が求められます。
- 市内産農産物の付加価値や生産性の向上等のため、企業や大学等の多様な主体との連携やAI・ICT等の活用を推進する必要があります。また、活用の推進に向けて、研究環境や技術指導の充実及び技術普及の促進に取り組むことが必要です。
- さらなる環境保全型農業への支援を推進するとともに、農業者への環境保全意識の普及啓発を図る必要があります。
- 市内の年間600万円超の農業収入を得ている世帯は全体の約8%程度となっており、市内農家の経営力・収益力を向上させるためのけん引役である認定農業者の経営において、生産・作業効率の向上だけでなく、所得の向上に向けた販売促進等の経営支援が必要です。
- 農業の担い手を確保・育成するため、技術的な支援だけではなく、青年農業者団体や女性農業者団体などの活動、ネットワークづくりを支援していくことも重要です。
- 農業の担い手の高齢化や減少に対応し、農業経営を安定的に継続するため、援農ボランティアの育成や、ボランティア団体間の連携を支援するなど、ボランティアの活用の促進に向けた支援が必要です。
- 国では、関係法令等に定められた点検項目に沿って、各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行う「農業生産工程管理(GAP: Good Agricultural Practice)」の普及、拡大を推進しています。評価に基づいて農作業等の改善を行うことで、コスト低減や品質向上など経営改善に貢献し、生産性向上や農業所得増大に繋がるとともに、生産過程を可視化することにより食品安全の観点からも消費者の安心に寄与することも期待されます。
- 農業振興地域の農業生産基盤について、昭和40～50年代に整備した農業用施設等の経年劣化に対応する整備が必要です。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベ ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業
------------	------------	-----------	-------------------	-----------

- ◇まちの変化に対応した持続的・自立的な都市農業経営の確立
- ◆市民・企業・大学・福祉団体等の多様な主体との連携による、AI・ICTなどを活用した新たな農業価値の創造
- ◆都市農業の振興に向けた新規就農の促進

【第3期での主な取組内容】

- 後継者育成を促進するとともに、都市農業に関心の高い市民等を新規就農等につなげるよう支援します。

- 農業者に対して、認定農業者制度のPRと農業経営改善計画の策定支援を行い、認定農業者の増加を図ります。さらに、認定農業者に対しては、経営改善の取組に対する相談や、農業経営の高度化に資する農業用施設への補助の実施など、重点的な支援を推進します。
- 多様な企業・機関・団体等が集積する川崎の強みを活かし、企業・大学・地域・福祉団体等との連携推進や「都市農業活性化連携フォーラム」を開催・運営するとともに、農業者と他分野のマッチングを支援します。
- 農業者によるAI・ICTなどを活用した農業用機器等の導入や販売促進の取組を支援することで、生産性を向上させ、農業経営の安定化・高度化を推進します。
- 食品安全や環境保全、労働安全等への理解を深めるため、農業者に対する普及啓発を図ります。
- 生産性や安全性の高い生産技術の習得を目指す農業者を支援するため、農業技術支援センターを中心に、研究環境の整備や技術指導体制の確保に取り組みます。
- 農業担い手の高齢化や減少に対応するため、援農ボランティアの育成・支援を行います。
- 農業振興地域内の老朽化した農業用施設等について、ストックマネジメントの手法を取り入れ、計画的な調査・補修や長寿命化を図ります。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
認定農業者(経営体)累計数*1	25人 (平成26(2014)年度)	54人 (令和2(2020)年度)	40人以上 (令和3(2021)年度)	62人以上 (令和7(2025)年度)
援農ボランティアの年間延べ活動日数*1	400日 (平成26(2014)年度)	992日 (令和2(2020)年度)	520日以上 (令和3(2021)年度)	1,000日以上 (令和7(2025)年度)
新規就農者数*2	—	6人 (令和2(2020)年度)	—	6人以上 (令和7(2025)年度)
都市農業活性化連携フォーラムの参加者数*2	—	40人 (令和3(2021)年度)	—	45人以上 (令和7(2025)年度)

*1 令和2(2020)年度の実績が第3期の当初の目標値を上回ったため、目標値の修正を行っています。

*2 第3期計画から新たに設定した成果指標です。

③農業への理解促進

地域にとって有益な農地の多面的機能について、地域全体で都市部の農地を支え、地域と共存共栄できるように、市民が農業に触れる機会の充実や地産地消の推進を図ります。

【第2期の主な取組状況】

「農」にふれあいたいと考えている市民のニーズに応えるとともに、市民の都市農業への理解促進を目的として、かわさき地産地消推進協議会を主体とした各種「農」イベントや「花と緑の市民フェア」の開催等を通じ、市民が「農」を知る機会を提供しました。

また、市民自らが「農」を体験したいというニーズに応えるため、1日農業体験「ファーマーズクラブ」を開催するとともに、「川崎市市民農園(市開設・管理型)」の管理運営と地域交流農園(市開設・利用者組合管理型)、市民ファーム農園(農地所有者開設・管理型)及び体験型農園(農園利用方式、農家管理型)の新設に向けて、農地所有者へ制度の普及・啓発を行い、中原区井田中ノ町で新たに福祉交流農園を開園し、収穫体験イベントを開催しました。

また、市内中学校では平成29(2017)年度から全校で完全給食が開始され、キャベツやにんじんなどの市内産農産物「かわさきそだち」を月に1回程度食材として使うなど、「かわさきそだち」の野菜に親しみ、大人になってからも手に取っていただけるよう、地産地消の取組を進めました。



「かわさきそだち」を使った野菜スープが提供された中学校給食

【取組の主な課題】

- ウィズコロナ・ポストコロナ時代における人々のライフスタイルの変化に伴い、都市農業の価値が見直されるなか、地場農産物のニーズや「農」にふれあいたいとする市民ニーズは高く、市内農業への関心が高まっています。
- 市民の都市農業に対する理解の促進に向け、学校給食や食農教育を通じた「かわさきそだち」などの効果的なPRが必要です。
- 多くの市民ニーズに対して、「農」にふれあう機会を創出することが必要です。
- 市内産農産物の認知度を高めるため、各地で市内産農産物の販売やPRを行い、市民が市内産農産物に触れる機会を増やしていくことが必要です。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

- ◇多面的機能を有する都市農地への市民理解の促進
- ◆直売イベント等を通じた地産地消の推進
- ◇ウイズコロナ・ポストコロナを見据えた「農」にふれあう機会の提供

【第3期での主な取組内容】

- 多様な媒体や農業イベント等を通じ、農地の多面的機能のPRを推進します。
- 小・中学校給食への食材供給やJAセレサ川崎等と連携した食農教育等を通じ、「かわさきそだち」を周知し次世代を担う子どもたちの農業に対する理解を促進します。
- 農業者等との連携により、体験型農園をはじめとした市民農園等、農業体験の機会提供や、農業イベントの開催など、市民が「農」にふれる場づくりを推進します。
- 登戸駅マルシェの開催や各種イベントでの農産物の直売やPRを実施し、地産地消の推進を図ります。



地域交流農園での収穫祭



ファーマーズクラブの農体験



登戸駅マルシェ

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
市民農園等の累計面積*1	73,790 m ² (平成 26(2014)年度)	85,786 m ² (令和 2 (2020)年度)	105,000 m ² 以上 (令和 3 (2021)年度)	111,000 m ² 以上 (令和 7 (2025)年度)
都市農業に対する関心度*2	—	54.8% (令和 3 (2021)年度)	—	59%以上 (令和 7 (2025)年度)

* 1 平成 28(2016)年度の実績が第3期の当初の目標値を上回ったため、目標値の修正を行っています。

* 2 第3期計画から新たに設定した成果指標です。

(3) 市民への安定的な食料品等の供給

卸売市場の開設により、野菜や果物、魚介類などの生鮮食料品等を、安全・安心、適正な価格で安定的に供給します。

また、計量の安全・安心を確保するため、はかりや計量器の定期検査を行うとともに、商品量目や有効期間のある特定計量器の立入検査を行います。

① 安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給と市場の機能更新

市場を取り巻く環境が厳しさを増す中で、国の法改正後の動向を注視しつつ、平成26(2014)年度から指定管理者制度を導入した南部市場を含めた本市卸売市場において、社会経済環境の変化に対応して市民に生鮮食料品等を安定的に供給するという機能を持続させるための検討を進めます。

【第2期の主な取組状況】

市民に安定的かつ効率的に生鮮食料品等を供給するという公共的・社会的な役割・機能を果たすため、平成28(2016)年2月に策定した「川崎市卸売市場経営プラン」に基づき取組を進めてきましたが、平成30(2018)年6月に大幅な規制緩和を伴う改正卸売市場法が成立したため、改正卸売市場法の趣旨・目的等を踏まえた、「川崎市卸売市場経営プラン改訂版」を令和元(2019)年6月に策定し、今後の市場運営のあり方を明らかにするとともに、令和2(2020)年6月に取引ルール原則自由化も含めた改正条例を施行し、市場関係者とも連携を図りながら、南北市場それぞれの特徴を生かした市場活性化に向けた取組を進めました。

また、北部市場においては、最小限の公の経費負担の下、老朽化及び消費者ニーズ等の変化に対応するため、民間活力の導入による全体的な機能更新について検討を進めました。

【取組の主な課題】

- 消費者ニーズの変化や市場外流通の増加などに伴い、卸売市場の取扱高は減少傾向にありますが、卸売市場は、生鮮食料品等の流通を担う基幹的な社会インフラとして、市民に生鮮食料品等を安定的かつ効率的に供給するなど、重要な社会的役割を果たしていることから、このような社会インフラとしての機能を維持・強化していく必要があります。
- 改正卸売市場法が令和2(2020)6月に施行され、大幅な規制緩和が進むなど、卸売市場を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした状況の変化を注視し、今後も市場活性化に向けた取組を進めていく必要があります。
- 北部市場の機能更新については、民間活力導入に向けた検討の結果に基づき、取組を着実に進める必要があります。
- 卸売市場は、災害時において、市民への生鮮食料品等の安定的な供給の維持とともに、市地域防災計画における救援物資等の集積場所、及び神奈川県災害時広域受援計画における広域物資輸送拠点としての役割が求められています。
- 現市場の施設・機能の維持について、老朽箇所の補修・改修を計画的に進めていく必要があります。
- 北部市場においては、機能更新との整合を図りながら進めていく必要があります。
- 南部市場の運営については、指定管理者による安定的かつ効率的な市場運営に取り組んでいく必要があります。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

- ◇卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者と一体となり、卸売市場を運営
- ◆社会経済環境の変化に対応した卸売市場の実現

【第3期での主な取組内容】

- 改正卸売市場法が与える影響を注視しながら、消費者のニーズに合った商品を安定的に供給する卸売市場の社会インフラとしての基本機能を強化するほか、持続可能な経営の確保に向けた取組を進めます。
- 食の安全・安心と食文化に関する取組を強化するほか、今後の機能強化を見据えながら、引き続き、省エネルギー・省資源対策及びごみの発生量の抑制などの取組を推進し、環境保全型・循環型の食品流通拠点を目指します。
- 卸売市場は、市民への生鮮食料品等の安定的な供給を担う重要な役割を有していることから、災害時等の緊急事態においても、その機能を維持するとともに、救援物資や被災者の食料の集積など、災害時の災害対応拠点としての機能を発揮していくよう取組を進めます。
- 「川崎市卸売市場経営プラン改訂版」に基づき、最大限民間活力の導入を図りながら、最小限の公の経費負担による安心安全な生鮮食料品の供給に向けて、市場機能更新の検討・取組を推進します。

卸売市場の将来ビジョン

北部市場「首都圏における広域的食品流通の拠点」

広い敷地と充実した交通網を有するという首都圏における立地優位性を活かし、食品流通ネットワークの一翼を担う

南部市場「地域密着型食品流通の拠点」

川崎市の中心市街地に近い立地特性を活かし、市民の食生活を支えるとともに、食文化等の発信を担う



北部市場 せりの様子



北部市場 関連朝市の様子

成果指標

指標	計画策定時	現状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
市場の年間卸売取扱量	151,433t (平成26(2014)年)	135,996t (令和3(2021)年)	151,433t以上 (令和3(2021)年)	151,433t以上 (令和7(2025)年)

②適正な計量の確保

産業活動や社会生活に大きな関わりを持ち、生産から物流、消費に至るあらゆる分野で大切な役割を果たす計量の安全・安心を確保するため、はかりや計量器の検査を行います。

また、計量器使用事業所の自主計量管理の推進や計量知識の普及啓発に取り組みます。

【第2期の主な取組状況】

市民生活の安全安心や地域経済の発展等に寄与するため、計量検査所において、特定計量器の定期検査、質量標準管理、各種立入検査の実施等、適正な計量の実施の確保に取り組みました。

計量行政の推進にあたっては、計量知識の普及啓発も重要であることから、市内の小学生とその保護者を対象に、川崎市計量協会等と連携し、適正計量の重要性を学ぶ計量教室を開催しました。

【取組の主な課題】

- 電力量計でのスマートメーター化の進展をはじめ技術革新により高精度化した特定計量器の検査に対応するにあたり、指定定期検査機関や他都市との連携を密にして、適切な計量管理を推進することが必要です。
- 計量器の次世代技術に対応するための JIS 化された新技術の知識習得や質量校正等の技術レベルの向上に向けた研修を実施するなど職員のスキルアップが必要です。

取組の方向性

イノベ ション	生産性 向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業・ 地域
------------	-----------	-----------	-------------------	------------------

◇計量制度における IoT 等の技術革新への対応

【第3期での主な取組内容】

- 計量法に基づき、取引や証明に使用している「はかり」の正確さを保つための定期検査や、商品量目立入検査、有効期間のある特定計量器の立入検査を行います。
- デジタル化の推進等、社会経済環境の変化に対応し、適正な計量の実施が確保できるような事業者への指導等に取り組みます。
- 適正計量管理事業所の指定に向けた計量器使用事業所への指導や、講習会の開催等を通じ、事業所等における適切な計量管理を推進します。
- 小学生と保護者を対象とした計量教室の開催等により、市民に向けた計量知識の普及啓発を図ります。



立入検査(商品量目立入検査)



計量の普及・啓発(夏休み親子計量教室)

(4)市民の安全安心な消費生活の確保

近年、消費者を取り巻く社会情勢は、高齢化の進行、成年年齢の引下げ、外国人増加等脆弱な消費者の増加・多様化や、電子商取引・越境取引の拡大、自然災害の激甚化や新型コロナウイルス感染症の影響等によって大きく変化しており、本市の消費生活相談件数は増加傾向にあります。

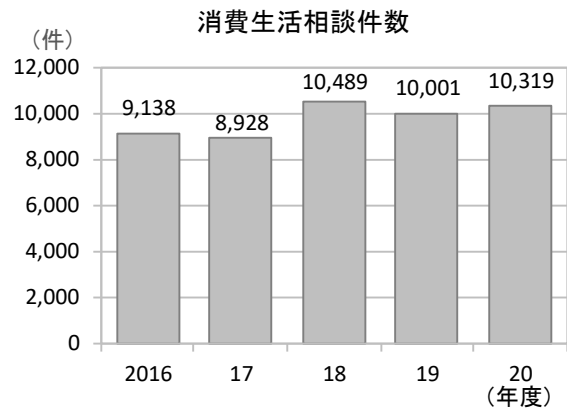
消費者トラブルから市民の消費生活の安全を守るため、消費生活相談体制を適切に確保するとともに、消費者の自立に向けた効果的・効率的な啓発活動を実施します。

①消費者被害の救済

相談窓口の設置により、複雑化・多様化する消費者問題に適切に対応します。

【第2期の主な取組状況】

相談員の研修等の充実や広域的事案に対する関係機関との連携を推進するとともに、平成28(2016)年度から土曜日の電話相談を開始するなど、増加傾向にある消費者相談に対応するため体制の充実・強化を図り、新たに発生する高度化・複雑化した消費者トラブルへの対応に取り組みました。



(資料)川崎市経済労働局調べ

【取組の主な課題】

- 社会のデジタル化の進展等に伴い、商品、サービスの形態や販売方法などが複雑かつ多様化していることから、消費生活相談件数は増加傾向にあり、充実した消費生活相談窓口体制を確保するために、様々な関係機関と連携しながら、適切な助言・指導やあっせん等により迅速かつ的確に対応していく必要があります。
- 質の高い消費生活相談を実施するためには、専門的知識と経験を持つ消費生活相談員を確保するとともに、社会情勢の変化へ対応するため、相談員のスキルアップが必要となります。
- 多重債務等に関する相談については、適切な窓口へつなげられるよう、庁内関係部署や弁護士会等関係機関と連携していく必要があります。

令和2(2020)年度 商品・役務別相談件数
(上位5品目)

順位	商品・サービス	相談件数
1	デジタルコンテンツ	928
2	商品一般	726
3	不動産貸借	527
4	他の健康食品	460
5	役務その他サービス	348
上位5品目 合計		2,989
相談全体の件数		10,319



消費者行政センターでの電話相談対応の状況

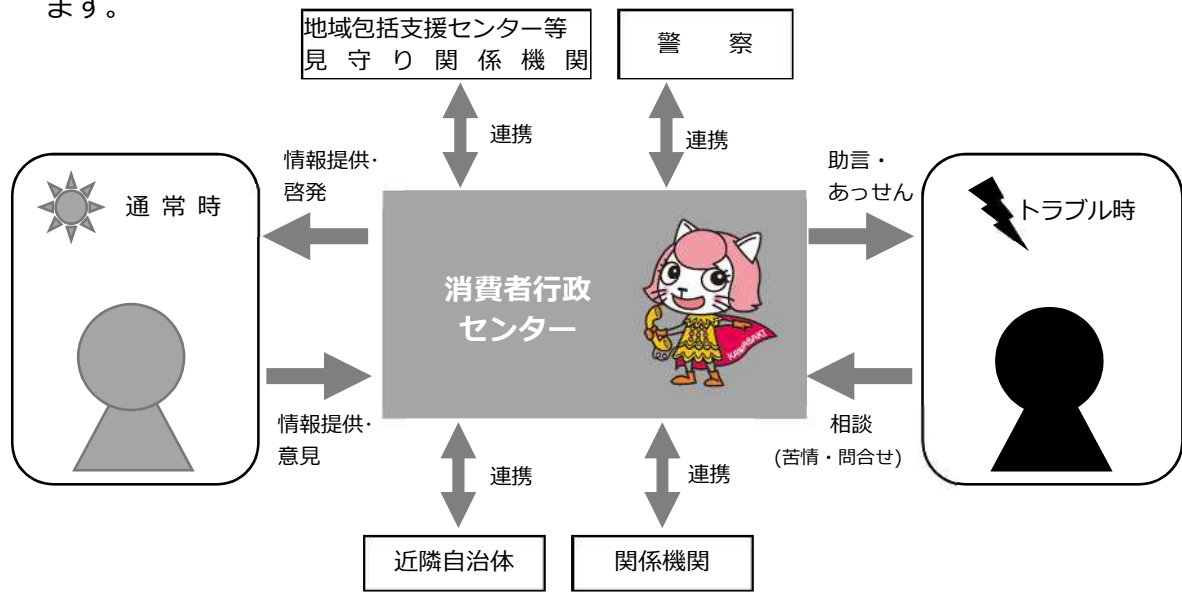
取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベーションの向上 生産性の向上 誰もが活躍 経済の安定・好循環 強靱な企業

- ◇消費者団体、警察、介護・福祉関係者、金融機関等様々な主体との連携による安全な消費生活の確保
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害の発生等の社会経済環境の変化、成年年齢引下げ等の法改正に伴う消費者トラブルの増加等に対応した消費者相談の推進

【第3期での主な取組内容】

- 複雑かつ多様な消費生活相談内容に的確に対応するため、持続的で安定的な相談窓口体制を確保します。また、様々な媒体や公共施設を活用した広報による相談窓口の周知に取り組みます。
- 消費者を取り巻く社会経済環境の変化や法改正等に対応するため、消費生活相談員等に対する研修機会を確保します。
- 多重債務等に関する相談に対応するための確かな助言等を行うとともに、必要な機関を紹介し、適切な窓口につなげられるよう、関係機関との連携を強化します。
- 高齢者等と接点がある見守り関係団体から寄せられる相談に、福祉関連機関等と連携して対応し、高齢者等の消費者トラブルの防止を推進します。
- 警察署との連絡会議等により消費者被害の情報共有等の連携による消費者被害防止に取り組みます。
- 消費生活相談におけるデジタル技術を活用した効率的・効果的な運営体制の検討を図ります。



成果指標

指標	計画策定時	現状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
消費生活相談の年度内完了率	98.2% (平成26(2014)年度)	99.7% (令和2(2020)年度)	99.0%以上 (令和3(2021)年度)	99.0%以上 (令和7(2025)年度)

②消費者教育の推進

スマートフォンの普及等、社会のデジタル化の進展に伴い、消費者トラブルが複雑・多様化していることから、消費者自らが合理的な意思決定を行い、被害に遭った場合には適切に対処することができるよう自立した消費者の育成がこれまで以上に必要になっています。

また、「消費者市民社会」の形成に向けて、市民の関心・理解を深め、参画を促すため、総合的な消費者教育・啓発活動を推進します。

【第2期の主な取組状況】

情報誌の発行、講演会や町内会等地域の団体における出前講座の開催、ホームページ・メールマガジンによる最新の消費者トラブル事例や消費生活情報等の発信に加え、消費者が多く集まるイベントや商店街等での街頭キャンペーンによる注意喚起などを行いました。この他、学校や地域包括支援センター等との連携により若者や高齢者に対する消費者教育を実施し、「消費者行政推進計画」に基づき、消費者である市民の自立を支援する施策の展開を図りました。

また、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」に基づき、令和2(2020)年度からの消費者行政の方針を明確にした3か年の総合的な計画として、「消費者行政推進計画(令和2(2020)～令和4(2022)年度)」を策定しました。この計画は、「消費者教育の推進に関する法律」に基づく「消費者教育推進計画」としての位置付けもなされており、消費者が自らの消費行動を通じて公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」の形成に向けた消費者教育を進めています。

【取組の主な課題】

- 超高齢社会の到来に伴う高齢者世帯の増加等により、高齢者を狙った悪質商法によるトラブルが年々増加しており、令和2(2020)年度に本市で受けた相談件数(10,319件)のうち、市内在住・在勤の高齢者(65歳以上)が契約当事者になった相談は2,488件で、約24%を占めています。
- 令和4(2022)4月1日の改正民法施行により、「成年年齢引下げ」に伴う若年者の消費者被害の増加等が懸念されることから、高校生をはじめとした若年者への集中的な消費者啓発が必要です。また、特にスマートフォンの普及等を背景とした消費者トラブルの複雑・多様化もあることから、引き続き、講座等を通じて消費者問題について考える機会を作り、さらなる消費者教育を進めていくことが必要です。
- 消費行動が環境・社会等に与える影響は大きく、消費者自らがそれを自覚し、環境・社会等に配慮した商品の選択等を通じ、持続可能な社会の実現を目指す「消費者市民社会」の形成に向けて、小中学生や若年層をはじめとし、様々な世代に対応した総合的な消費者教育を推進することが必要です。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

- ◇消費者団体、警察、介護・福祉関係者、金融機関等様々な主体との連携による消費者教育の推進
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害の発生等の社会経済環境の変化、成年年齢引下げ等の法改正に伴う消費者トラブルの増加等に対応した消費者教育の推進

【第3期での主な取組内容】

- ホームページ、メールマガジン等による情報発信や講座等の開催により、消費者教育・啓発を行います。
- 学校や地域社会、職域など様々な場やライフステージに応じた消費者教育・啓発を推進します。
- 地域での消費者教育の担い手を発掘し、育成するための講座を実施します。
- 高齢者等を見守る方々の知識の向上やさらなる連携強化を図るため、福祉関係者、民生委員や町内会等地域団体への情報提供や消費者トラブルの気づきのポイントを伝える講座等に取り組みます。
- 「消費者市民社会」の普及・啓発に向けた消費者教育を推進するため、市内の主要施設やWeb等の媒体を活用し、啓発動画の配信や広告掲出等を実施します。



消費生活展



かしこい消費者講座

政策5 産業人材の確保と雇用への対応



(1) 産業構造の変化や多様な就業形態に応じた就業の支援

新卒予定者や若年無業者、出産・育児等により離職した女性、中高年齢者や就職氷河期世代など、求職者の様々な特性やニーズに応えるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等により変化する社会情勢や産業構造の変化、雇用状況等を踏まえ、多様な就業支援事業を実施します。

①求職者の特性に合わせた就業機会の提供

様々な求職者のそれぞれのライフスタイルやライフプランによる個々のニーズに応じた就業や、雇用のミスマッチの解消を図るため、相談窓口の設置、啓発・情報提供、就業マッチング等により丁寧な就業支援を行います。

【第2期の主な取組状況】

就職に関する総合相談窓口「キャリアサポートかわさき」においては、個別相談、求人紹介、就職準備セミナー等を実施したほか、女性カウンセラーによる託児付き女性相談窓口や就職氷河期世代等相談窓口の設置により、多様な求職者のニーズに応じた丁寧な就業支援を行いました。また、求人開拓体制の強化やオンライン相談窓口の設置等、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用状況の変化に応じた就業支援を行いました。

「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」においては、個別カウンセリングの実施や職業・職場体験の機会の提供などを通じ、若年無業者等の職業的自立支援を行いました。なお、令和2(2020)年度から利用対象者の上限年齢を引き上げ、支援の拡充を図りました。

その他、合同企業就職説明会や求職者と企業とのマッチングイベントの開催、就職氷河期世代への就業支援、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を対象とした短期求人紹介支援事業の実施など、関係機関や産業団体等と連携しながら、対象者に応じた就業支援の充実に取り組みました。

また、勤労者が直面する労働問題の解決に向けて、常設窓口での面接・電話による労働相談のほか、市内主要駅近隣を会場とした街頭労働相談会等を実施しました。

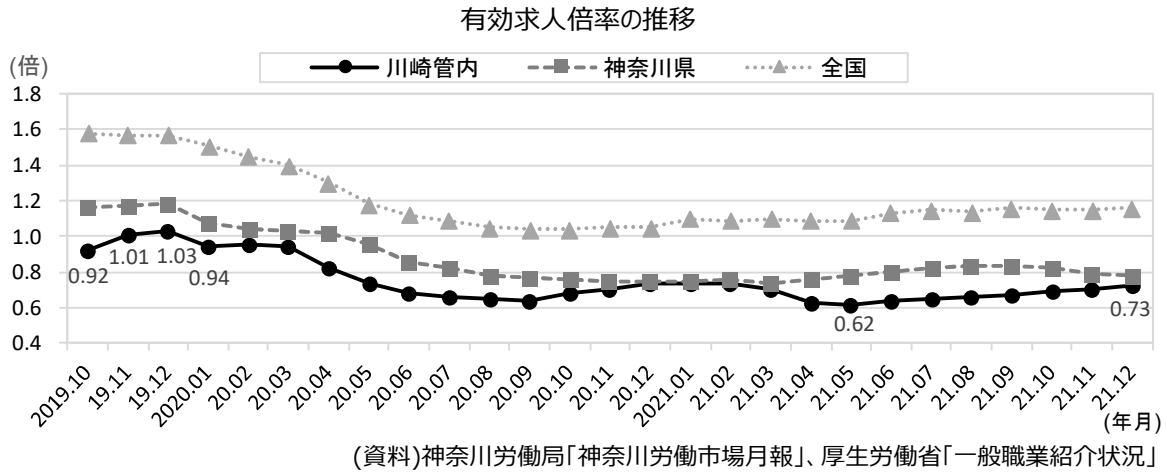
令和2(2020)年度の各所での相談件数等

キャリアサポートかわさき	相談件数延2,527件、登録者数807人、就職者数412人	
コネクションズかわさき	利用者数延2,184人、登録者数160人、進路決定者数115人(うち就職決定者数106人)	
労働相談	常設労働相談	相談件数877件
	街頭労働相談	相談件数266件
	弁護士労働相談	相談件数108件

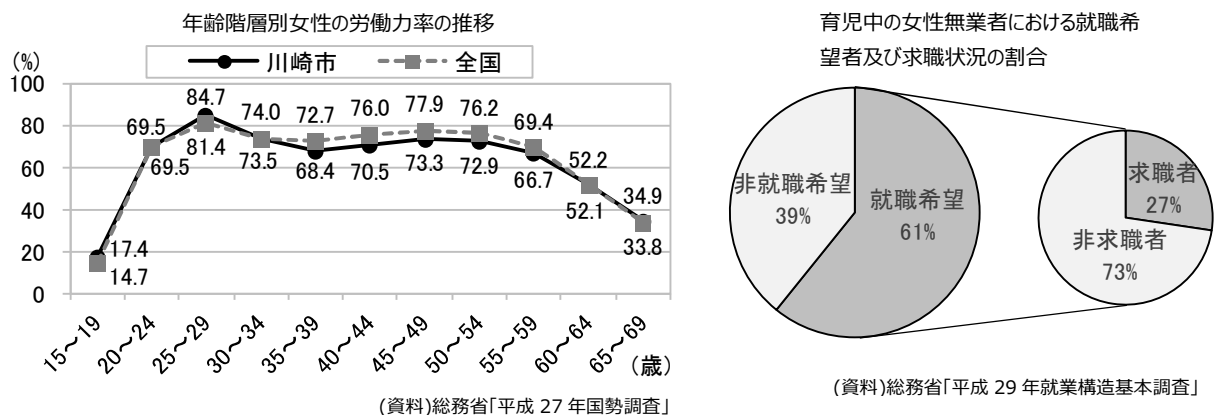


【取組の主な課題】

○有効求人倍率は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2(2020)年1月以降、川崎管内(川崎市全区及び横浜市鶴見区)、神奈川県、全国の全てにおいて下降線を辿り、特に川崎管内では令和2(2020)年1月から令和3(2021)年12月にかけて1.0倍を下回るなど、雇用状況の悪化が見られ、ポストコロナを見据えた就業支援の取組が必要です。



○国勢調査によると、女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、結婚・出産期に当たる年代に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いていますが、本市においては、学校卒業後の20代の労働力率は全国より高い一方で、M字の底は全国平均よりも深くなっています。また、平成29(2017)年就業構造基本調査によると、無業者で育児中の女性の6割が就業を希望していますが、そのうち7割以上が非求職者となっており、女性への就業支援が求められています。



○国においては、就職氷河期世代で正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く者や長期無業者等を全国で概ね100万人と見込んでおり、同世代の正規雇用を30万人増やすことを目指し、就職氷河期世代支援プログラムを取りまとめ、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までの3年間の集中的な支援に取り組む方針を打ち出しており、本市においても、就職氷河期世代の対象者の正規雇用に向けた支援が求められています。

○労働力調査によると、全国の15歳から34歳の若年無業者数は、令和2(2020)年平均で69万人と前年に比べ13万人の増加となりました。35歳から44歳の無業者数は、39万人で前年と同数でしたが、同年代の人口に占める無業者数の割合は2.5%で前年より0.1ポイント上昇しており、無業者への就業や職業的自立に向けた支援が求められています。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

- ◇企業、経済団体、学校、ハローワーク等とのさらなる連携による産業構造や就業形態等の様々なニーズの変化に応じた就業の支援
- ◆新卒予定者、若年無業者、育児等で離職した女性、中高年齢者、就職氷河期世代など多様な人材に対する就業形態等の様々なニーズに応じた就業の支援

【第3期での主な取組内容】

- 「キャリアサポートかわさき」を中心に、専門相談員による個別相談や職業紹介、利用者の希望に合わせた求人開拓、就職準備やパソコンスキル等の就職に役立つセミナー開催等、産業構造の変化や求職者の個々のニーズに応じた丁寧な就業支援を行います。
- 「キャリアサポートかわさき」における女性カウンセラーの配置や託児付き女性就職相談の実施など女性が利用しやすい環境づくりや、就職氷河期世代等相談窓口の設置による求職者の特性に応じた相談対応のほか、若者・女性・中高年齢者等の対象区分ごとのマッチング機会を創出し、求職者の各層に応じた就職支援に取り組みます。
- 新卒予定等の若年者に対しては、ハローワーク等の関係機関のほか、学校や経済団体等と連携しながら、市内中小企業との就業マッチング事業や合同企業就職説明会を実施し、正規雇用を基本とした就業促進を図ります。また、関係機関や関係局と連携して障害者の就業に向けた取組を支援します。
- 「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」において、個別カウンセリングのほか、就労体験、定着支援、学校連携事業、保護者セミナー等を実施し、若年無業者の就業意識の向上や職業的自立支援を行います。
- 労働相談の実施、支援機関の案内、労働情報誌の発行など、労働者の課題解決に役立つ支援を行います。



キャリアサポートかわさき



マッチングイベント

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
就業支援事業による就職決定者数 ^{*1}	465人 (平成26(2014)年度)	412人 (令和2(2020)年度)	490人以上 (令和3(2021)年度)	495人以上 (令和7(2025)年度)
就業マッチングイベント等参加企業数 [*]	—	198社 (令和2(2020)年度)	—	200社以上 (令和7(2025)年度)
就職氷河期世代の就職決定者数 ^{*2}	—	225人 (令和2(2020)年度)	—	235人以上 (令和7(2025)年度)

*1 成果指標の算出方法の見直しに伴い、目標値の修正を行っています。

*2 第3期計画から新たに設定した成果指標です。

(2) 多様な人材の育成・確保・活用

市内中小企業の人手不足や雇用のミスマッチ解消を図るため、産業界や学校等との連携により、企業の多様な人材の育成・活躍・確保支援と求職者の就業支援を一体的に推進します。

市内の産業を支える優れたものづくり技術・技能の承継を図るため、次世代の技術・技能を担う人材の育成を図ります。

①産業界との連携による人材の育成・確保

市内中小企業の人手不足や雇用のミスマッチ解消に向けて、産業界や学校等と連携し、多様な求職者に市内中小企業の魅力を伝え、求職者と市内中小企業のマッチングを図るなど、人材育成・確保支援と就業支援に一体的に取り組みます。

【第2期の主な取組状況】

市内中小企業等の魅力発信、大学等と連携した交流機会の創出、求職者を対象としたインターンシップ推進、市内高校での校内企業説明会の開催等により、多様な人材の確保・活躍を支援しました。

ものづくりを中心とした市内中小企業の経営者から実務・経験を活かした実践的な話を、次世代を担う若年層が直接聞くことで、市内事業者の魅力、企業の成長のメカニズム、多種多様な産業への知識を深め、新たな地域の産業人材の創出・育成につなげるため、専修大学と連携して全6回の寄附講座を学生向けに実施しました。

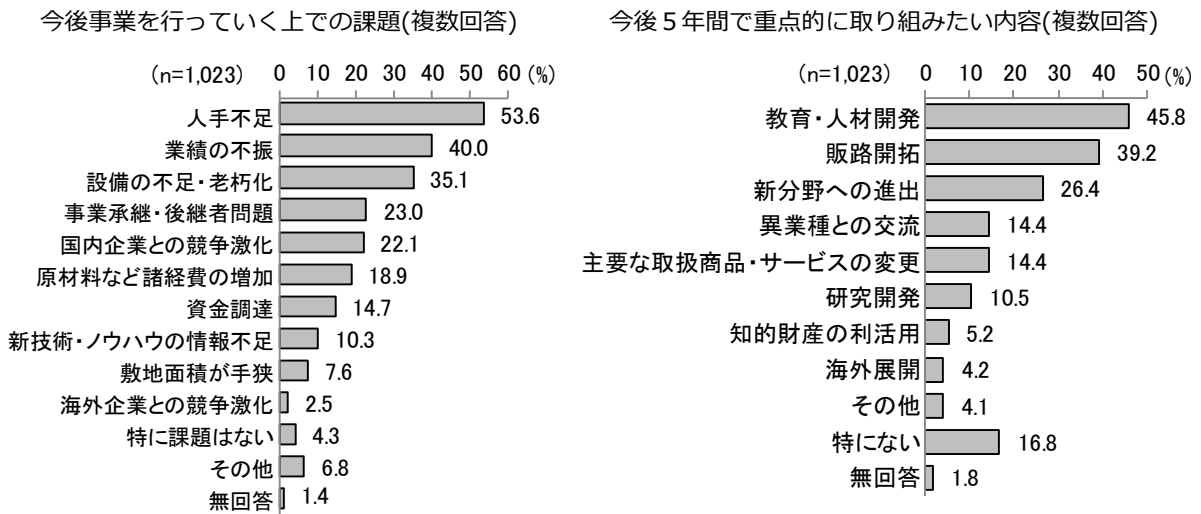


専修大学寄附講座

【取組の主な課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用状況の悪化がみられるものの、市内中小企業においては、慢性的な人手不足や求める人材の採用が困難な状況がみられており、多様な求職者の働き方やニーズ等に応じた人材確保が課題となっています。
- 大企業に比して、中小企業には人材採用の手段・知見や情報発信等が限られている企業も多く、人材確保に向けた手法や知見の取得等への支援、求職者への情報・魅力発信、求める人材とのマッチング機会の創出が求められています。
- 多様な人材への市内中小企業の魅力発信やマッチングに加え、採用した人材の定着を支援し、雇用のミスマッチ解消を図るため、経済団体や学校等との連携を強化し、人材確保と就業支援の一体的支援が必要です。
- 中学生に対する科学技術教育の充実を目的として、平成16(2004)年度から市内の先端的な企業や研究機関が有する技術や製品開発の逸話を分かりやすく紹介した副読本「川崎サイエンスワールド」を配布してきましたが、GIGAスクール構想に対応したタブレット端末等による授業で活用しやすいよう内容を見直すとともに、電子化に取り組んでいます。

○市内企業へのアンケート結果においては、事業を行っていく上での課題点に人手不足を掲げている事業者が約 54%おり、また、今後5年間で重点的に取り組みたい内容について、教育・人材開発という回答が約 46%と最も多くなっています。



(出所)川崎市「令和2年度市内事業所経営実態把握調査」

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベーション	生産性の向上	誰もが活躍	経済の安定・好循環	強靱な企業
---------	--------	-------	-----------	-------

- ◆ 産業界、学校等との連携による人材育成・確保、求職者支援の一体的な推進
- ◇ 若者への経営者の実務・経験等を学ぶ機会の提供

【第3期での主な取組内容】

- 市内中小企業の魅力発信や採用の手法・知見の支援の他、若者・女性・シニア等多様な人材とのマッチング機会を創出するなど、市内中小企業の人手不足解消に向けた取組を推進します。
- 市内関係団体や学校、企業等と連携し、市内中小企業でのインターンシップや市内高校での企業説明会を実施するなど、産業人材の確保・育成に向けた取組を推進します。
- 革新的な経営を行っている市内中小ベンチャー企業等の経営者から実務・経験を活かした実践的な話を、次世代を担う若年層が直接聞くことで、市内事業者の魅力、企業の成長のメカニズム、多種多様な産業への知識を深め、新たな地域の産業人材の創出・育成を行います。
- 企業を対象とした人材確保に向けた手法や知見の取得等への支援を実施します。
- 先端科学技術副読本「川崎サイエンスワールド」について、GIGAスクール構想に対応した紙面の電子化に加え、より理解を深めるために新たに動画も活用して、次世代を担う子どもたちに科学の楽しさを学ぶ機会を提供します。

②ものづくり都市を担う次世代人材の育成

川崎が将来にわたって発展を続けるには、市内に集積する高度な技術を若者に継承することが必要です。

ものづくり都市を支える優れた技術・技能に対する、市民や若者の理解を醸成し、技術・技能を承継する次世代の人材を育成します。

【第2期の主な取組状況】

かわさきマイスター事業では、市内最高峰の匠である「かわさきマイスター」の募集・選考を行いました。令和3(2021)年度は5名を認定し、これまでに工業や衣・食・住など生活にかかわる76職種・114名のマイスターを認定しました。

また、「かわさきマイスターまつり」等のイベントの開催や、マイスターによる市民向け講習会、小・中学校等での技能体験・講義の実施等を通じ、市民への情報発信、技能奨励・後継者育成に取り組みました。

技能奨励事業では、川崎市技能職団体連絡協議会との連携により、中学生・高校生を中心とした後継者育成事業を実施するとともに、技術・技能が体験できる技能職の祭典「技能フェスティバル」を開催しました。

また、技能振興に貢献した技能職者に対し、令和3(2021)年度は133名を表彰しました。



学校での技能指導



かわさきマイスターまつり

令和3(2021)年度認定 かわさきマイスター

- ・綾部 淳 氏 塗装
- ・安藤 健 氏 タイル・煉瓦工事
- ・坪井 幸子 氏 写真師
- ・野々川 晶三 氏 金型製作
- ・渡部 玲 氏 製缶・溶接・組立



【取組の主な課題】

- 優れた技術・技能は、産業の発展や市民生活の向上に不可欠であり、市民の技能職に対する理解をさらに促進し、技能を尊重する機運を高めるとともに、技能職者の安定的な事業継続につながる取組が必要です。
- 技能職者を目指す若者が減り後継者が不足するなど、技術・技能の継承が課題となっていることから、継続的な技能振興の取組が求められています。
- 特に優れた技術・技能を持つ技能職者を認定する「かわさきマイスター」制度等を通じて、技能職者の社会的、経済的な地位向上を図るとともに、イベントや講習会、技能体験を通じた情報発信により市民理解の醸成を図るなど、技能奨励の取組が必要です。

取組の方向性

- ◇技能職団体との取組強化による技能職者の技術・技能の向上や後継者の育成
- ◇市内の優れた技術・技能職者の情報の発信

【第3期での主な取組内容】

- 技能職団体の活動を支援し、技能職者の技術・技能の向上や後継者の育成等を推進します。
- 特に優れた技術や卓越した技能を有する技能職者を「かわさきマイスター」に認定し、優れた技術・技能を奨励するとともに、「かわさきマイスター」と連携した実演イベントの開催等を通じ、技術・技能の普及や振興、後継者の育成に取り組みます。



- 生活文化会館(てくのかわさき)を拠点とし、技能職者の技術・技能水準の向上に資する取組を推進します。また、様々な技術・技能を学ぶ講座の開催等を通じ、市民生活の向上に寄与するとともに、技術・技能への理解の醸成を図ります。

成果指標

指標	計画策定時	現 状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
かわさきマイスターのイベント 出展等の活動回数	—	38回 (令和2(2020)年度)	102回以上 (令和3(2021)年度)	106回以上 (令和7(2025)年度)

(3) 誰もが働きやすい環境づくりの推進

市内中小企業の人手不足の深刻化による生産性や競争力の低下が懸念されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による市内中小企業の経営環境や雇用・労働環境への影響は甚大であり、生活様式や働き方にも大きな変化が求められる状況である。働きやすい環境の整備や生産性革命の推進を通じ、市内中小企業等の生産性の向上・競争力の強化を図るとともに、勤労者施策を充実し、勤労者福祉の向上に取り組めます。

①新しい働き方に対応した働き方改革の推進

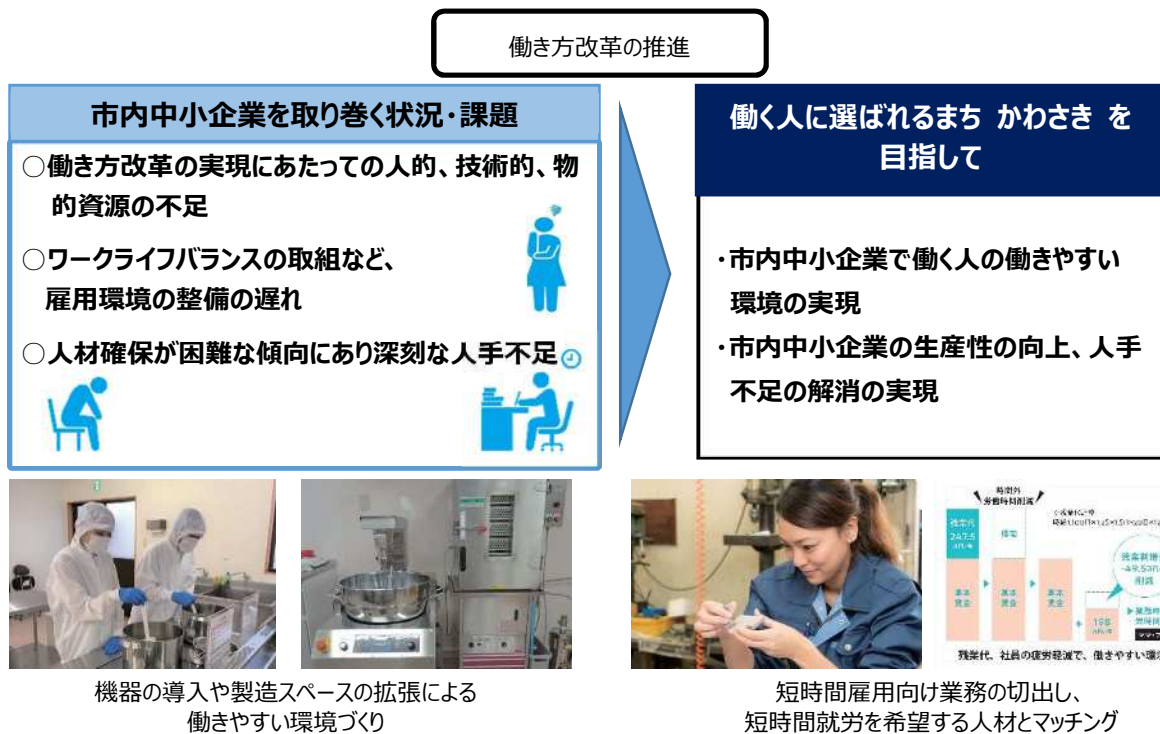
市内中小企業の働き方改革の取組、新型コロナウイルス感染症対策による職場の環境改善の取組等を支援し、働く人の働きやすい環境づくりと市内中小企業の人手不足の解消を図ります。

【第2期の主な取組状況】

市内中小企業等の働き方改革の取組を推進するため、「働き方改革による中小企業活性化プロジェクト」として、モデル事業や個別相談会等を実施しましたが、平成30(2018)年度に市内の関係機関との連携組織「川崎市働き方改革・生産性向上推進プラットフォーム」を設置し、補助事業と伴走型支援を一体的に実施することで、幅広い業種の中小企業の働き方改革を推進するとともに、その取組事例を発信しました（生産性向上の取組についてはP85参照）。

「働き方改革」支援相談窓口を設置し、市内中小企業における雇用環境の改善や人材確保に向けた就業規則・労働環境の整備等の「働き方改革」への取組を支援しました。

新型コロナウイルス感染症対策として行う、職場環境改善のための設備等の導入の支援を実施し、市内中小企業等の事業継続及び経営基盤の確保を図りました。



【取組の主な課題】

- 国を挙げた働き方改革の機運が高まっている中、働く人一人ひとりが年齢や性別、雇用形態、勤務体系にかかわらず、能力を十分に発揮できる働きやすく魅力ある環境づくりを推進し、市内中小企業の人材確保を図ることが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの導入など新しいワークスタイルへの対応が求められており、働き方改革・生産性向上の視点での取組を推進し、従業員の働きやすい環境と企業の収益性の向上の両立を図る必要があります。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベ ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業
------------	------------	-----------	-------------------	-----------

◆ICT やデジタル技術等を活用した、働きやすい環境改善支援及び働き方改革の推進

【第3期での主な取組内容】

- 市内中小企業の ICT やデジタル技術の活用等による中小企業の働き方改革や人材確保を推進するため、関係機関と連携し、「意識醸成・掘り起こし」「実践・導入促進」「広報・普及促進」の3つの視点から企業支援の体制・基盤を構築し、幅広い業種に対して相談や補助などを通じて支援を行います。
- 市内中小企業の働きやすい環境づくりを支援する相談窓口を設置するとともに、専門アドバイザーを派遣し、課題の解決等の支援に取り組みます。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
中小企業における常用労働者1人あたり平均の年次有給休暇消化率80%以上の事業者割合*	—	15.7% (令和2(2020)年度)	—	20%以上 (令和7(2025)年)

* 第3期計画から新たに設定した成果指標です。

②勤労者福祉の向上

市内中小企業の勤労者がより豊かで充実した生活を送れるよう、勤労者の福利厚生の実施を図ります。

【第2期の主な取組状況】

金融機関に貸付原資を預託し、生活、教育、能力開発、医療費等の資金を勤労者に低利で融資する「勤労者生活資金貸付制度」の運営を行うことで、勤労者の生活の安定と向上を図りました。

川崎市勤労者福祉共済「かわさきハッピーライフ」を運営し、個々の事業所では行いにくい福利厚生事業、給付事業等を実施することで、市内中小企業の福利厚生の実施を図るとともに、制度の安定運営を図るため会員増加に取り組み、令和2(2020)年度末における会員数は11,893人、事業所数は1,424事業所となりました。



「かわさきハッピーライフ」
ガイドブック
(年1回発行)



「かわさきハッピーライフ」
会報誌
(年6回発行)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、川崎市立労働会館(サンピアン川崎)の利用休止、利用人数及び利用時間の制限などが生じましたが、「労働学校」や「資格取得準備セミナー」など勤労者のためのセミナーを開催することで勤労意欲の向上を図りました。

【取組の主な課題】

- 中小企業を取り巻く環境は、依然厳しい状況が続いていることから、中小企業で働く勤労者の福利厚生の実施を図り、働きやすい環境を整えるため、福利厚生施策を推進していく必要があります。また、勤労者福祉共済の会員数は、事業所・従業員ともに減少傾向であり、安定的な事業運営に向けた会員の確保や事業内容の見直しが必要です。
- 川崎市教育文化会館の市民館機能を川崎市立労働会館に移転する再編整備について、整備後の施設が「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点」となるように、適切な施設・設備の改修を行うとともに、「富士見周辺地区整備推進計画」に基づく取組等の関連施策と連携しながら、事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供方法等の検討が必要です。
- 勤労者生活資金については、新型コロナウイルス感染症の影響等により減少傾向であることから、預託金融機関と連携し、制度の活用メリットの情報発信などにより活用促進を図る必要があります。

取組の方向性

- ◇市内中小企業に従事する勤労者の福祉の増進による勤労意欲の向上
- ◇勤労者の健全な発達による働きやすい職場づくりの支援

【第3期での主な取組内容】

- 勤労者福祉共済事業について、市内の飲食店や商業施設等と連携したサービス内容の充実に取り組み、市内中小企業等の勤労者の福利厚生サービスの向上を推進するとともに、市内金融機関や関係団体と連携し、会員数の増加を図ります。また、勤労者福祉共済の安定的な運営に向けた事業の効率化等を推進します。
- 川崎市立労働会館の管理運営を行う指定管理者と連携し、施設周辺の町内会、企業、団体等への広報を強化し、会館の認知度を高め、施設の利用率向上を図ります。また、再編整備基本計画を推進し、本市の資産マネジメントの考え方に基づく大規模施設の複合化・長寿命化モデル事業として、大規模改修や予防保全等による施設・整備の改修を計画的に実施します。
- 預託金融機関と連携し、勤労者生活資金貸付制度の運用推進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた効果的な福祉セミナーを開催することで、中小企業の働き方改革に係る取組を支援します。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間における目標値	第3期計画期間における目標値
ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合	67% (平成26(2014)年度)	76.8% (令和2(2020)年度)	75%以上 (令和3(2021)年度)	80%以上 (令和7(2025)年度)
勤労者福祉共済の新規加入者数	—	231人 (令和2(2020)年度)	420人以上 (令和3(2021)年度)	440人以上 (令和7(2025)年度)
勤労者福祉共済の新規加入事業者数*	—	31者 (令和2(2020)年度)	—	42者以上 (令和7(2025)年度)

* 第3期計画から新たに設定した成果指標です。

(1) 市内企業の国際化支援

国内外の社会経済環境の変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、コロナ禍で普及拡大したオンラインを活用した販路開拓等新たなビジネス様式にも対応し、海外展開を目指す市内事業者を支援します。

また、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)や独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)等、関係機関との連携を促進します。

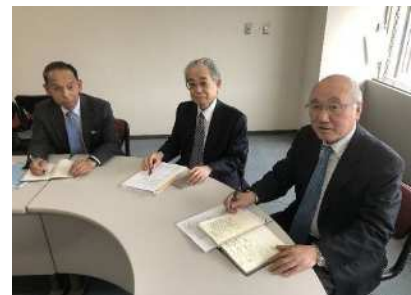
①市内中小企業の海外展開支援

拡大するASEAN等多様な地域や、製造業以外も含めた様々な業種の市内事業者の海外展開を支援します。また、海外展開の目的は、販路拡大以外のほか、代理店及び製造委託先の開拓、業務提携等、多様なニーズがあることから、これらに幅広く対応していきます。

市内事業者のニーズ等に応じて情報を提供するほか、市内事業者が参加しやすい国内での商談機会を創出します。また、JETROや中小機構等の関係機関と連携しながら、総合的な支援体制により海外展開支援を実施していきます。

【第2期の主な取組状況】

平成25(2013)年に開設した「川崎市海外ビジネス支援センター(KOBS:Kawasaki Overseas Business Support Center)」では、JETROや中小機構等関係機関や専門コンサルタント等と連携し、専門コーディネーター3名による市内事業者の海外展開に係るステージに合わせたワンストップサービスを提供しました。



KOBS コーディネーター

また、市内企業の関心が高いASEAN等の地域を中心に、海外での展示会や商談会への出展・参加等を通じ、市内事業者の海外への販路開拓等海外展開支援を進めました。

平成30(2018)年度に実施した「川崎市内企業の海外展開に関するアンケート調査」(回答数1,338社)で、市に求める施策として「現地情報の入手」「現地のパートナーの発掘」などの回答が多く、海外展開を希望する企業は製造業以外にも多岐に渡ること、また展開希望国も多様であることから、令和元(2019)年度にこれらの結果を踏まえた、海外現地の事前調査や展示会出展等への助成を行う海外展開支援事業補助金の創設や実施対象地域を拡大した海外ビジネスマッチング等、新たな施策を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により海外渡航も困難となったことから、海外展開に求められる手段も大きく変化したことに合わせ、オンラインでの商談会、国際的な電子商取引(越境EC)等に関する支援など、新たなビジネス様式に対応した施策を進めました。

【取組の主な課題】

- 海外販路の開拓等海外展開に向けた機会の創出や情報の提供に向け、「川崎市海外ビジネス支援センター(KOBS)」では、関係機関や専門コンサルタント等と連携を図るとともに、専門コーディネーターを配置し、市内事業者の海外展開に係るステージに合わせたサービスをワンストップで提供しています。引き続き、より専門性の高い内容に関する支援等について、JETRO等の関係機関と連携して総合的な支援を行っていくことが求められています。
- 商談会等による支援企業の業種やその海外展開に関する目的も販路開拓だけではなく、製造委託先や現地代理店の開拓、その他提携先等様々であり、個々の企業の多様なニーズに対応した支援を継続していく必要があります。
- コロナ禍を機に拡大したオンラインによる商談会や展示会、市場自体が拡大している越境ECの手法は、国内にいながら海外企業とのビジネスマッチングを可能とし、費用面や人的にも比較的負担が少ないことから、新型コロナウイルス感染症が収束した後も、有効な海外展開の手法として継続していくと想定されるため、引き続き、オンライン等を活用したウィズコロナ・ポストコロナを見据えた海外展開支援を実施していくことが求められています。
- 一方、より密度の高い情報収集が行える現地調査やサンプル等を用いた対面での商談等従来の手法も効果的であるため、新型コロナウイルス感染症の動向や世界情勢、市内事業者のニーズ等を見極めながら、オンラインと両面で継続した支援を行っていく必要があります。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベ ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業
------------	------------	-----------	-------------------	-----------

- ◇JETRO、中小機構等の関係機関や海外経済機関、商社、金融機関等、多様な主体との連携による海外展開の支援
- ◇多様な業種や企業ニーズに対応した海外展開支援の実施
- ◆オンラインによる海外現地企業との商談等、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた海外展開支援の実施
- ◇世界情勢等に応じた従来型手法による効果的な海外展開支援の実施

【第3期での主な取組内容】

- 海外販路の開拓等海外展開に向けた機会の創出や情報の提供に向け、「川崎市海外ビジネス支援センター(KOBS)」において、関係機関や専門コンサルタント等と連携を図るとともに、専門コーディネーターを配置し、市内事業者の海外展開に係るステージに合わせたサービスを提供し伴走支援を行います。より専門性の高い内容に関する支援等について、JETROや中小機構の関係機関や海外経済関連機関、商社、金融機関等、多様な主体との連携による総合的な支援を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、海外現地の状況も変化し多様化していることから、これらに関する情報提供も進めていきます。

- 製造業以外も含めた多様な業種への支援や、海外展開に関する目的も販路開拓だけではなく、製造委託先や現地代理店の開拓、その他提携先等様々であることから、これら個々の企業の様々なニーズに対応した支援を継続します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により増加したオンラインによる商談や展示会、市場自体が拡大している越境 EC の手法は今後も有効な海外展開の手法として見込まれるため、引き続き、これらオンライン等の活用によるウィズコロナ・ポストコロナを見据えた海外展開支援を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の動向や世界情勢を見極めながら、より密度の高い情報収集が行える現地での調査やサンプル等を用いた対面での商談等の手法も効果的であるため、オンラインと並行して現地での支援を実施します。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数*	581 件 (平成 26(2014)年度)	371 件 (令和 2(2020)年度)	800 件以上 (令和 3(2021)年度)	800 件以上 (令和 7(2025)年度)

* 件数には「川崎国際環境技術展」等におけるビジネスマッチング数を含みます。平成 28(2016)年度の実績が第3期の当初の目標値を上回ったため、目標値の修正を行っています。

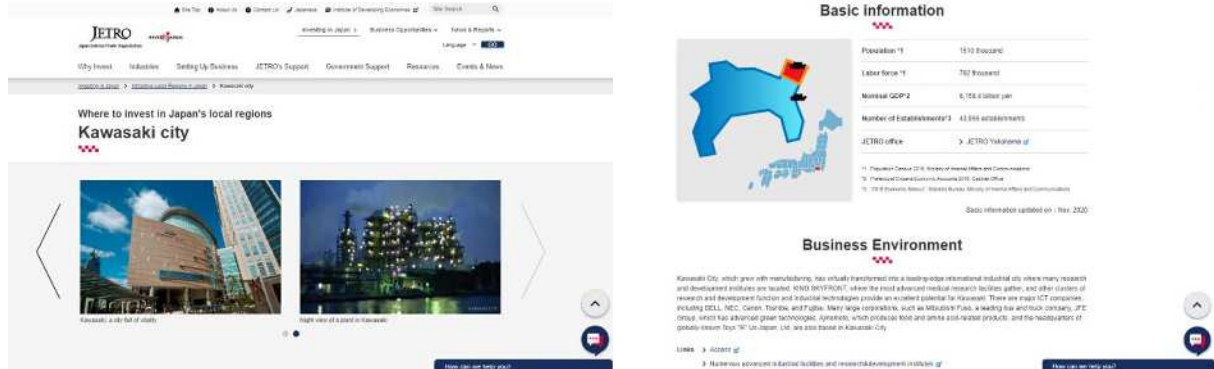
②外資系企業への本市関連情報の提供

JETRO 等の関係機関との連携による機会や、海外商談会や海外からの来訪時等の機会を捉え、地理的な優位性を有する本市のビジネス環境等の情報発信を行います。

【第2期の主な取組状況】

海外から本市への投資を呼び込むため、首都圏の中央部に位置する地理的優位性や羽田空港への近接性、国際戦略港湾としての川崎港等の強み、さらに製造業や研究開発機関等の産業集積等について、海外からの来訪者へのプレゼンテーションや海外での展示会出展を通じ、効果的な情報発信を行いました。

JETRO 等の関係機関や神奈川県、横浜市等の関係自治体との定期的な連絡会を開催するなど連携を促進し、外資系企業に対して市内インキュベーション施設等に関する情報提供等を行いました。



JETRO 地域進出支援ナビ

【取組の主な課題】

- 海外から本市への投資を呼び込むには、首都圏の中央部に位置する本市の地理的優位性や羽田空港・川崎港等の交通アクセスの利便性、企業・研究開発機関等の産業集積等について、効果的な情報発信を行い、国際的知名度を高める必要があります。
- 外資系企業等に対し、JETRO 等との関係機関や神奈川県等の関係自治体との連携により、本市のビジネス環境等についてプロモーションを実施していく必要があります。

取組の方向性

イノベーション	生産性の向上	誰もが活躍	経済の安定・好循環	強靭な企業
---------	--------	-------	-----------	-------

◇ウイズコロナ・ポストコロナを見据えた外資系企業等への本市のビジネス環境の情報発信

【第3期での主な取組内容】

- JETRO 等の支援機関や神奈川県等の関係自治体など、多様な主体とのさらなる連携を促進します。
- 外資系企業等の本市来訪や本市の外国訪問の機会を捉え、本市の優れたビジネス環境をPRし、外資系企業等の投資を促進します。

(2) 環境ビジネスの海外展開の支援

本市に蓄積する優れた環境技術や製品を広く情報発信するとともに、国際的なビジネスマッチングの機会を提供することにより、海外への環境技術の移転を促進します。

① 環境技術の移転による環境産業の振興

本市には、環境問題の克服に取り組むこれまでの過程で培われてきた、優れた環境技術が集積しています。その本市の特徴・強みである環境産業を振興するとともに、環境技術を活かして海外の環境問題の解決を目指す市内事業者を支援します。

【第2期の主な取組状況】

本市に蓄積する優れた環境技術を展示し、国際的な商談会を行う「川崎国際環境技術展」を開催するなど、ビジネスマッチングの機会を創出するとともに、そこから生まれた成果のフォローアップを強化し、海外への環境技術の移転促進に取り組みました。海外関係者と参加企業を繋ぐマッチング施策として、国際連合工業開発機関(UNIDO)と連携し、誘致した各国大使館関係者に向けた場内視察ツアーを実施しました。効果的な開催のため、平成30(2018)年度には会場をとどろきアリーナからカルッツかわさきへと変更し、令和元(2019)年度には開催時期を例年の2月から11月に変更して実施しました。



技術展会場の様子



UNIDO ツアー

また、令和2(2020)年度については、上記従来の目的を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症によって失われた営業機会や需要回復を図り、グリーン・リカバリーへの意識醸成や新たなビジネスモデル(デジタル化等)への意識転換を促進するため、「川崎国際環境技術展」を初のオンライン展示会として開催しました。時間や場所の制約がなくなるため、国内外からのアクセスが容易になるオンラインの特性を活かし、出展者・来場者の情報収集の効率化を図りました。Web 会議サービスを活用した商談ルームを設置し、ビジネスマッチングの促進を図るとともに、従来の視察ツアーの代わりに「バーチャル UNIDO ツアー」を実施し、令和元(2019)年度以上の大使館関係者に参加いただき、出展企業の紹介等を行いました。

令和3(2021)年度については、引き続きオンラインで開催し、令和2(2020)年度の開催結果を踏まえ、出展者と来場者のコミュニケーション不足等の課題を解消すべく、オンライン展示会の参加者等を対象に、リアルでの商談会も開催し、ビジネスマッチング創出拡大に努めました。



オンライン展示エントランス



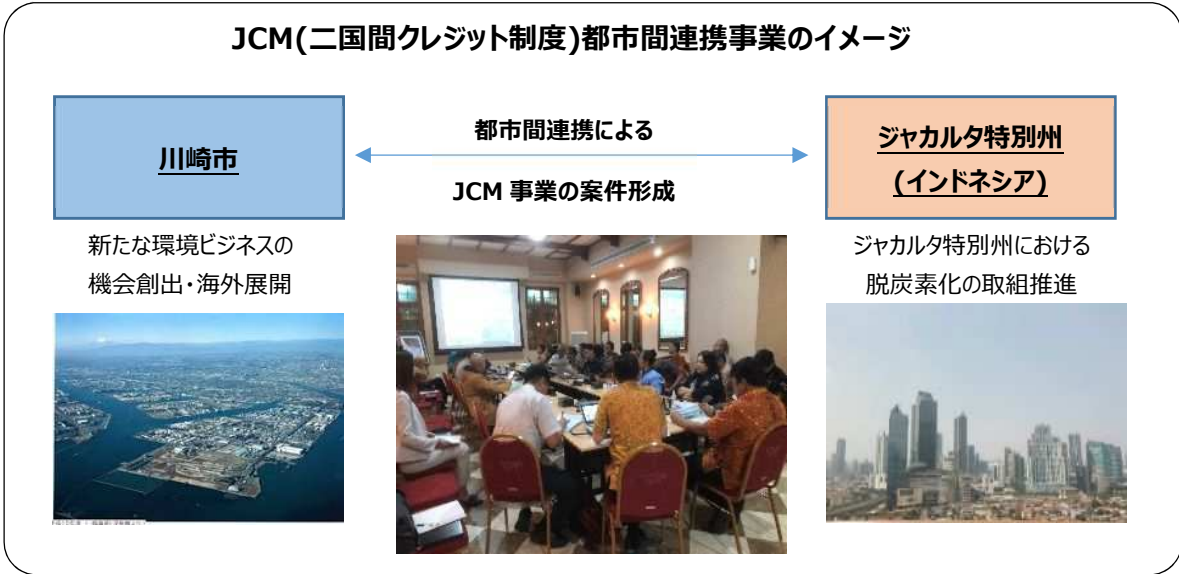
オンライン展示 展示ブース



バーチャル UNIDO ツアーの様子

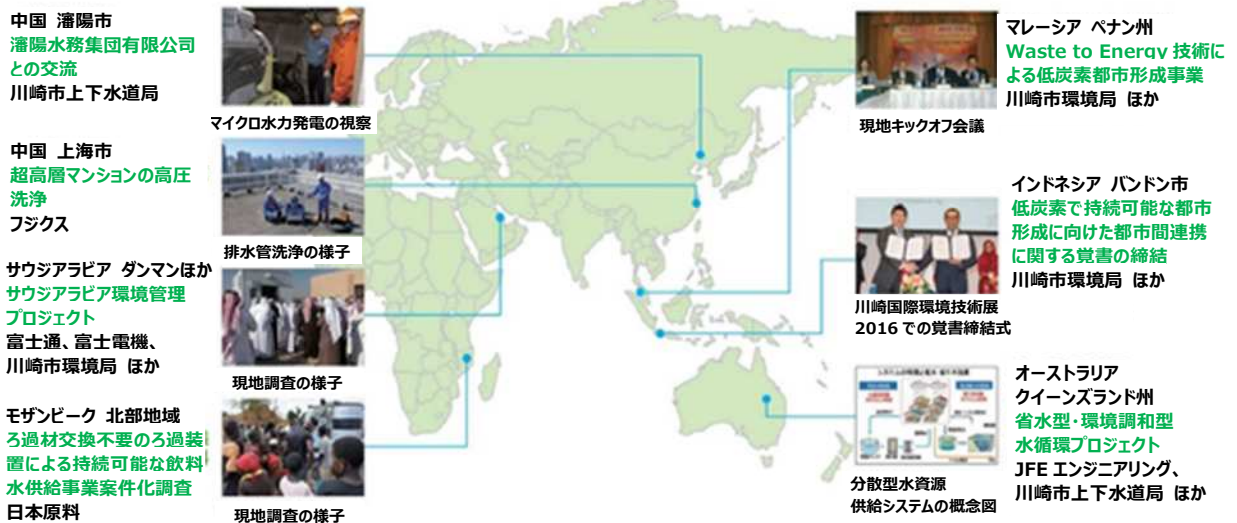
また、グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトとして、環境省の補助事業等を活用し都市間連携事業に取り組みました。一例として、インドネシア国ジャカルタ特別州に対し、本市脱炭素・循環型社会構築に係る経験やノウハウの共有等を通じ、脱炭素社会実現に向けた施策への支援及び JCM 事業(二国間クレジット)のプロジェクト形成に取り組みました。

JCM(二国間クレジット制度)都市間連携事業のイメージ



世界に広がる川崎の環境技術

市内企業を持つ優れた環境技術や川崎市の行政ノウハウを活用して、世界の環境問題解決に貢献する取組を展開しています。



【取組の主な課題】

- 脱炭素化やSDGs等、世界的な環境意識の高まりから、環境技術を活用した海外展開への重要性がますます高まっており、こうした動きを市内事業者のビジネスチャンスと捉え、本市に蓄積した環境製品・技術等を広く国内外に情報発信するとともに、市内環境産業の活性化に繋げていくことが必要です。
- 市内環境産業の競争力強化と脱炭素化の両立に向けた、新たな技術や設備投資等を呼び込むオープンイノベーションの実現が求められています。
- 川崎国際環境技術展については、状況やニーズに応じて、開催手法の検討が必要です。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベ ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業
------------	------------	-----------	-------------------	-----------

- ◆「川崎国際環境技術展」等での脱炭素やSDGs等の情報発信やビジネスマッチングの推進
- ◇次世代技術を活用した成長産業分野での最先端技術・サービスの創出

【第3期での主な取組内容】

- 「かわさきグリーンイノベーションクラスター」を通じて、JCMなど国補助事業も活用しながら、都市間連携事業として本市の脱炭素・循環型社会構築に係る経験やノウハウの共有等を図るとともに、市内事業者の海外ビジネス機会の創出と、市内環境産業の活性化に繋げていきます。
- かわさきグリーンイノベーションクラスター、川崎国際環境技術展、及び中小企業への意識醸成事業等の環境産業に関する施策を一体的に取り組むことで、市内事業者全体の脱炭素化への取組拡大を図ります。
- 川崎国際環境技術展等の実施により、幅広くビジネスマッチングを創出し、そこから生まれた脱炭素化実現などに資するプロジェクトの芽を軌道に乗せ、事業化に向けた取組支援を進めます。また、川崎国際環境技術展等を通じてその成果を発信していくことで、市内事業者への環境ビジネスへの参入促進を図ります。
- 川崎国際環境技術展については、一層有意義なマッチングや環境啓発のイベントとするため、開催毎に時流を踏まえたテーマ設定をするとともに、オンライン活用等も取り入れた効果的な開催手法を検討します。

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数*	581件 (平成26(2014)年度)	371件 (令和2(2020)年度)	800件以上 (令和3(2021)年度)	800件以上 (令和7(2025)年度)

* 上記件数には「川崎市海外ビジネス支援センター(KOBS)」等におけるビジネスマッチング数を含みます。

* 平成28(2016)年度の実績が令和3(2021)年度の当初の目標値を上回ったため、目標値の修正を行っています。

政策7 都市拠点・観光資源を活かした交流人口の拡大



(1) 川崎の特性を活かした観光の振興

全国的な人口減少や少子高齢化が課題となっている中、交流人口の増加は市内消費やビジネスチャンスの拡大につながることから、地域経済の活性化を目指すとともに、令和6(2024)年度に市制100周年を迎えるため、本市のさらなる魅力向上に向け、川崎の特性を活かした観光の振興に取り組みます。

また、競輪・競馬事業について、効率的な事業運営により、一般会計への繰出金をさらに確保するため、一層の収益拡大に取り組みます。

①観光・集客型産業の振興

平成28(2016)年2月に策定した「新・かわさき観光振興プラン」に基づき、集客力のある観光資源の発掘・創出に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた国内外の観光客の誘客を推進するため、市内の観光資源の積極的なプロモーションに取り組みます。

【第2期の主な取組状況】

平成28(2016)年2月に策定した「新・かわさき観光振興プラン」に基づき、インバウンド施策を効果的に推進するため、近隣自治体等との連携により外国人観光客の誘客を促進するとともに、外国人観光客の動態分析や、外国人観光客向けツアー、観光ボランティアの検討、SNSなどによる定期的な情報発信などに取り組みました。

JR川崎駅北口通路に開設されている「川崎駅北口行政サービス施設(かわさききたテラス)」では、本市の多彩な観光資源の魅力を発信するための大型ディスプレイでの表示や、かわさき名産品のPRを行った他、英語・中国語にも対応するコンシェルジュが常駐し、日本政府観光局より令和元(2019)年度の「ステキな施設の認定案内所」に選ばれました。

またオンラインでの取組として、令和元(2019)年度にはフォロワー数約33万人のフランス人インフルエンサーを招聘し、令和2(2020)年度にはコロナ禍で海外旅行の行き来が止まる中でも、中国、香港、台湾、タイの在日インフルエンサー等を活用し、生田緑地や工場夜景等の本市の魅力をもPRすることで観光需要の繋ぎ止めに取り組みました。



フランス人インフルエンサーを活用した
市内観光スポットの情報発信

観光施設等がこれまで効果的に活用していなかった夜の時間帯に集客や消費を取り込むことで市内の経済活動を活性化させるナイトタイムエコノミーの事業については、新型コロナウイルス感染症の状況により、デジタルマーケティングや受入環境の整備など実施可能な事業を見極めた上で取り組み、将来的な外国人観光客の誘客に向けた下地作りを進めました。

【取組の主な課題】

- 羽田空港の外国人入国者数は、平成30(2018)年には400万人を超えるなど、訪日外国人は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の一環として、国境を跨ぐ往來が停止されたことにより、令和2(2020)年は4万人に留まりました。特に観光目的の国際的な移動に制約が続いており、感染状況の変化とともに各国の出入国規制や市場動向を引き続き注視していく必要があります。
- 訪日外国人の入国が停止されている一方で、コロナ禍においても外国人向け SNS のフォロワー数は増加しており、観光需要そのものが減少したものではないと考えられることから、SNS や動画配信等を活用した海外向けの情報発信を継続していき、インバウンド復興期に向けた下地作りが必要になっています。
- 外国人の中でも日本に住んでいる在留外国人に着目し、動態分析をして実態を適切に把握した上で、今後のプロモーションを検討する必要があるとともに、在留外国人自らが情報発信することで、自国のネットワークへの波及効果を期待できるような流れを作る必要があります。
- 平成30(2018)年2月に供用を開始した「川崎駅北口行政サービス施設(かわさき きたテラス)」等をさらに効果的に活用することにより、本市の多彩な観光資源の魅力を発信し、本市への観光客の増加や観光消費の拡大につなげることが必要です。
- 外国人を含む誰もが安心して旅行を楽しむことができる環境を整備するため、幅広い関係者と連携して地域の受入態勢を強化する必要があります。



Facebook や YouTube での
情報発信

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベ ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業
------------	------------	-----------	-------------------	-----------

- ◆ SNS 等を活用した本市の多彩な観光資源の魅力発信
- ◇ 将来的な訪日外国人観光客の誘客に向けた中長期的な取組の推進
- ◆ ナイトタイムエコノミーの推進による経済活動の喚起
- ◇ 誰もが観光できる環境づくりの促進
- ◇ 観光関連団体、事業者、市民活動グループ等とのさらなる連携による観光振興の推進

【第3期での主な取組内容】

- ホームページやパンフレット、SNS の活用などによる情報の発信や「川崎駅北口行政サービス施設(かわさき きたテラス)」における観光案内の提供等、多様な広報を実施します。



川崎駅北口行政サービス施設
(かわさき きたテラス)

- 近隣自治体等との連携により、外国人観光客の誘客を促進するとともに、外国人観光客の動態を分析し、その結果を踏まえた施策を展開します。
- 市民文化の創造と地域経済の活性化を推進するため、市民・事業者・行政が一体となつてかわさき市民祭りを開催するほか、「はいさいフェスタ」や「水曜ナイトライブ in LAZONA」など、民間事業者が主体となるイベント等と連携した取組を推進します。
- UD タクシー等を活用し、誰もが安心して旅行を楽しむことができる、市内周遊観光の取組を促進します。
- 新型コロナウイルス感染症の状況に応じたナイトタイムエコノミーを推進し、夜間の訪日外国人の消費も引き込むことで、市内経済の活性化に繋がります。
- 訪日外国人をはじめ、市内を訪れる旅行者等が快適に観光できる環境の整備に向けて、庁内関係局や関係機関と連携した取組を推進します。



UD タクシー

成果指標

指 標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
主要観光施設の年間観光客数	1,504 万人 (平成 26(2014)年)	1,276 万人 (令和 2(2020)年)	1,856 万人以上 (令和 3(2021)年)	2,100 万人以上 (令和 7(2025)年)
宿泊施設の年間宿泊客数	178 万人 (平成 26(2014)年)	140 万人 (令和 2(2020)年)	198 万人以上 (令和 3(2021)年)	210 万人以上 (令和 7(2025)年)
宿泊施設の年間宿泊客数 (外国人)*	15 万人 (平成 26(2014)年)	6 万人 (令和 2(2020)年)	23 万人以上 (令和 3(2021)年)	25 万人以上 (令和 7(2025)年)

* 年間宿泊客数(外国人)の平成 28(2016)年度の実績値が、第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更しています。

②観光資源の魅力向上

本市には、産業観光や生田緑地等、多彩な地域資源が数多く点在しており、これらの特色ある集客資源をネットワーク化することで、新たな観光資源を生み出し、周遊性を高めます。

また、本市は、令和6(2024)年度に市制100周年を迎えるため、それを契機とし、さらなる魅力向上に向けた取組を推進します。

また、観光資源の1つである競輪・競馬事業のイメージアップや集客力の向上、大規模イベント等を通じた市内産業の活性化を図ります。

【第2期の主な取組状況】

市内の産業観光施設や工場夜景と、ミュージア川崎シンフォニーホールやかわさきジャズ、カワサキ・ハロウィン、フォトウェディングなど、異なる分野と連携したツアー等の取組を実施しました。

本市の特性である産業観光を活かして、教育旅行の誘致活動を実施しました。

また、三重県四日市市、福岡県北九州市など他自治体と連携して、「全国工場夜景カード」の発行や、「全国12大工場夜景パンフレット」を制作し、全国へ工場夜景の魅力を発信しました。

令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するため、オンラインにより、10年ぶりに本市において「全国工場夜景サミット」を開催しました。



ジャズクルーズ



第11回全国工場夜景サミット

競輪事業については、平成22(2010)年に策定した「川崎競輪場再整備基本計画」に基づき、「富士見公園との一体感を感じられる空間づくり」や、「持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくり」をメインコンセプトとした施設の再整備事業を推進しました。また、民間ノウハウを活用して、安定的な競輪事業の確立や市民に親しまれる競輪場づくりを推進するため、競輪開催業務をはじめ日常業務の補助なども含めた、複数の業務を一括して民間事業者に委託する包括的な業務委託を平成29(2017)年度から導入しました。また、新たなファン開拓事業として、競輪初心者教室やガールズケイリン、バックヤードツアー、企業協賛冠レース等を実施し、競輪の魅力をアピールしました。

競輪・競馬事業の収益については、令和2(2020)年度は、一般会計へ21億5千万円の繰り出しを行い、義務教育施設整備事業等に活用しました。

【取組の主な課題】

○新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外国人観光客の激減、広域の国内旅行が減

少し、近隣への観光、いわゆるマイクロツーリズムの機運が高まっていることから、市民や近隣住民をターゲットとして、産業観光や生田緑地など、本市の特性を活かした観光振興を図るとともに、市内南北の周遊を高める必要があります。

- 本市の特性である産業観光を活かした教育旅行の誘致活動やプロモーションを推進し、観光客の誘客につなげる必要があります。
- 全国の工場夜景都市を推進する都市と連携して、工場夜景の魅力を世界へ発信する必要があります。
- 本市では、川崎を拠点に活躍しているトップチームを「かわさきスポーツパートナー」として認定しており、スポーツイベントを通じた賑わいやまちの活性化による市内産業の振興も期待されます。
- 競輪事業は、ミッドナイト競輪の開催やインターネット発売の売上増加により車券売上額はやや回復傾向にあり、収益向上を目指してさらなる施策を展開していく必要があります。
- 競輪は、サイクルスポーツとしての認知度が上がっており、女性や若者、訪日外国人旅行者等、新たなファン層の拡大に向け、イメージアップを図っていく必要があります。
- 平成22(2010)年に策定した「川崎競輪場再整備基本計画」に基づき、富士見公園との一体感を感じられる空間づくりや持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくりをメインコンセプトとして、施設の再整備に取り組んでおり、今後も既存施設の維持修繕工事を計画的に実施する必要があります。
- 競馬事業について、平成27(2015)年度以降、収益配分金を繰出しており今後も引き続き神奈川県と連携し、競馬事業の経営の安定化を支援する必要があります。

取組の方向性 [◆は第3期のポイント]

イノベ ション	生産性 の向上	誰もが 活躍	経済の 安定・ 好循環	強靱な 企業
------------	------------	-----------	-------------------	-----------

- ◇ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた安全安心な観光機会の創出
- ◆本市の産業の強みを活かしたマイクロツーリズム及びプロモーションの推進
- ◇「かわさきスポーツパートナー」と連携した取組の推進
- ◇競輪事業等の持続可能な運営に向けた取組の推進

【第3期での主な取組内容】

- ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、市制記念花火大会などのイベントの取組や、産業観光等の本市の強みを活かした川崎市民や近隣住民をターゲットとしたマイクロツーリズムを推進します。
- 産業観光ツアー、工場夜景ツアーを引き続き推進するとともに、全国各地への教育旅行誘致活動を実施します。
- 国内外から観光客を誘客できるよう、全国の工場夜景を推進する都市と連携した取組を推進します。
- SNS等を活用して、市内各所の多彩な観光資源を効果的に発信することにより、観光客の市内回遊性の向上や滞在時間の延長を促し、商品・サービス等の購買につなげます。
- 川崎を拠点としているスポーツチームと連携したツアーやイベント等の取組を推進し、観光客の誘客やまちの賑わいにつなげます。

(2)川崎の特性を活かしたビジネス交流の促進

川崎市コンベンションホールを拠点とし、先端分野の企業や研究機関の集積が進む本市の特性を活かした研究者、技術者等の交流機会となる国際会議や学術会議等の MICE の受入を推進するなど、ビジネス交流を促進します。

①MICE 受入の推進

川崎市コンベンションホールを拠点とし、施設周辺に集積する大手企業や、今後さらなる集積が見込まれる先端分野の企業・大学等の研究者・技術者等の交流を促進し、イノベーションの創出を図ります。

【第2期の主な取組状況】

中原区の武蔵小杉駅の近隣に、オープンイノベーション等を促進する交流拠点の形成を目指し、魅力あるコンベンション施設として川崎市コンベンションホールが、平成 30(2018)年4月に開館しました。

川崎市コンベンションホールは、産業交流施設の管理運営に関する実績・ノウハウを活かした、効率性、収益性の高い運営等を行うとともに、全国規模の企業や団体等とのネットワークと優れた営業力を活かした、施設利用者の効果的な誘致とリピート利用者の獲得を期待して指定管理者制度を導入し、開館後、施設周辺の大手企業や多様な企業、団体の利用が着実に根付きつつあり、リピーターになる企業も出てきています。

また、先端科学技術分野の研究機関が集積する本市の特性を活かし、市内の企業・研究機関の連携促進や同じ地域内で活躍する研究者・技術者の交流促進を図るため、科学技術分野の第一線で活躍する著名人を講師に迎えた「かわさき科学技術サロン」を開催しました。

「新川崎・創造のもり」においては、大学・企業の研究者が多数活動する特徴を活かし、ナノ・マイクロ技術やロボット、ライフサイエンス分野など先端科学技術をテーマに中小企業等を対象としたセミナーやビジネス交流会を開催しました。



川崎市コンベンションホール(外観)



川崎市コンベンションホール(内部)

【取組の主な課題】

○企業、研究機関、市民その他の多様な主体が交流する機会を創出することにより、連携を促進し、地域経済の活性化その他の地域の活力向上に寄与することを目的として「川崎市コンベンションホール」を平成 30(2018)年4月に開館後、当初稼働率は低かったものの

着実に稼働率を上げてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、再び、稼働率が下がっており、利用者への再周知や新たな顧客開拓に向けた取組が必要です。

- 本ホールの設置を契機に、本市でも MICE を都市競争力向上のツールとして認識し、活用を進めるため、国際会議・学術会議・講演会・式典から展示会・イベント・パーティなど、利用者の多様なニーズに応じた柔軟な対応が必要となります。
- 東京、品川、新宿、渋谷、横浜などの主要ターミナル駅や羽田空港からの高い交通利便性を誇る武蔵小杉駅から徒歩4分に立地することから、国内外からのコンベンションの誘致が可能であり、積極的な誘致を進め、地域の活性化につなげる事が求められています。
- かわさき科学技術サロンは、年3回(令和2(2020)年度はコロナの影響で2回)開催しているが、参加者の一部が固定化し、特に若手の参加者が少なく、先端的な分野の講演のみとなることが多いことから、具体の交流や連携を促進するため、幅広い技術者等の参加を促し、シーズとニーズの出会いの場となるよう、取り組む必要があります。



かわさき科学技術サロン

取組の方向性

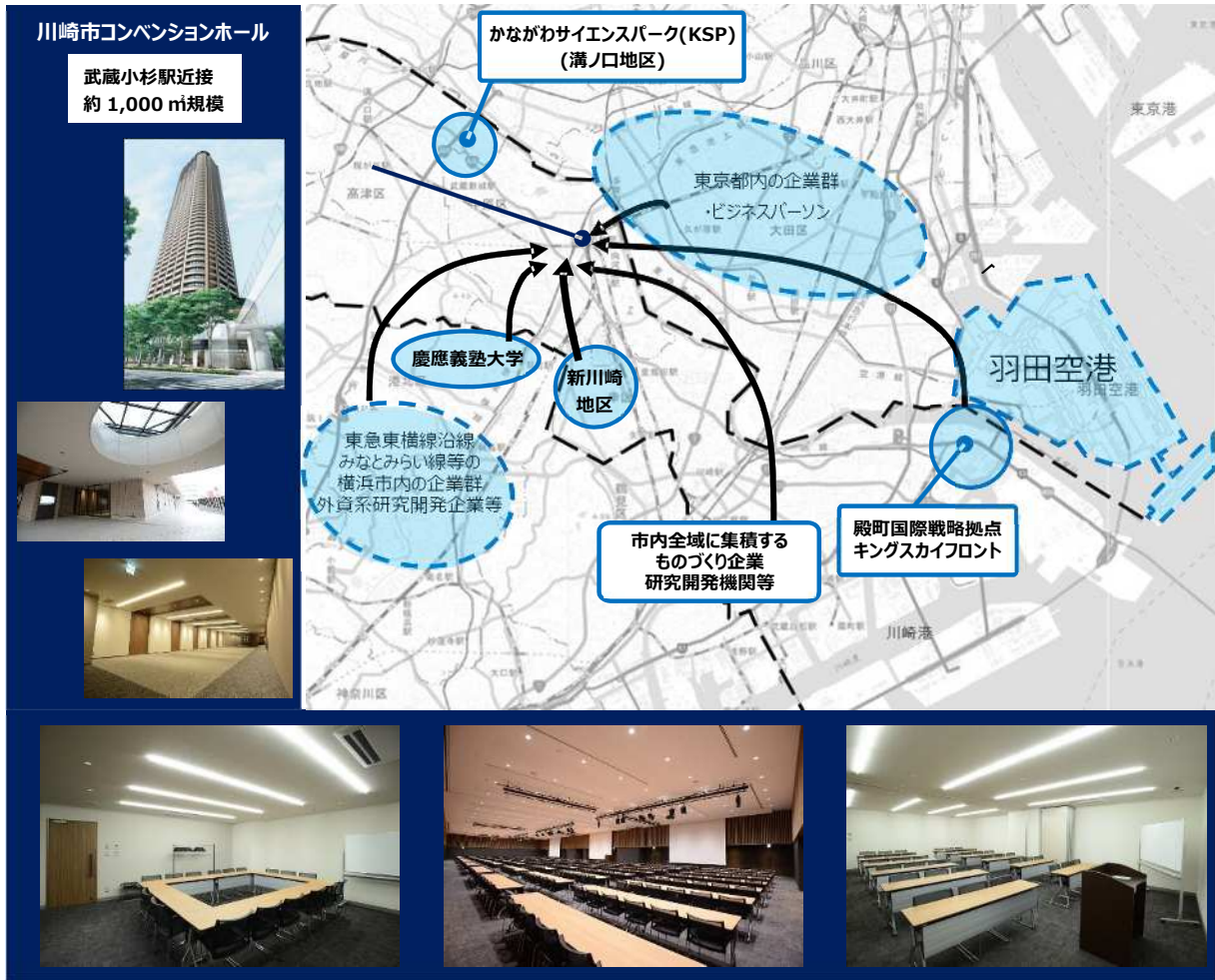
イノベーション	生産性の向上	誰もが活躍	経済の安定・好循環	強靱な企業
---------	--------	-------	-----------	-------

- ◇産官学、宿泊・観光施設、近隣自治体等との連携による MICE 受入の推進
- ◇外国人、高齢者、障害者等、多様な利用者を想定したコンベンション・コンサルティング・サービスの提供
- ◇世界情勢等に対応した外国人ビジネス客へのプロモーションの促進
- ◇川崎市コンベンションホールを拠点とした産業交流の促進に向けたコンベンション誘致の推進

【第3期での主な取組内容】

- 川崎市コンベンションホールは、指定管理者による管理運営により、ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、利用者の多様なニーズに即した民間ならではの専門的かつ柔軟なサービスを提供します。
- 川崎市コンベンションホールは、交通利便性の高い立地を活かし、コロナ禍で離れた顧客が戻り、より多くの企業、研究機関、市民等が利用し地域の活性化につながるよう積極的な誘致を進めます。
- 川崎市コンベンションホールは、災害時等における帰宅困難者一時滞在施設として指定されており、大規模災害の発生時における帰宅困難者一時滞在施設として役割を果たすため、平時から災害発生時を見据えた取組を進めます。
- 知の交流を図り、川崎発のイノベーション創出を目指す「かわさき科学技術サロン」は、研究者同士のネットワーク形成にも寄与していることから、多様な参加者を集めるため、関係団体への周知に加え、幅広い方々への情報発信等により、認知度向上を図ります。

交通の結節点である武蔵小杉駅に近接し、周辺に企業・研究開発機関等が集積するポテンシャルを活かした、川崎市コンベンションホールを拠点としたイノベーション交流の推進



成果指標

指標	計画策定時	現 状	第2期計画期間 における目標値	第3期計画期間 における目標値
川崎市コンベンションホールの稼働率	—*	21% (令和2(2020)年度)	55%以上 (令和3(2021)年度)	60%以上 (令和7(2025)年度)

* 平成30(2018)年4月供用開始

第5章 第3期実行プログラムの進行管理の考え方

1 総合計画における進行管理

「かわさき産業振興プラン」は、本市の「川崎市総合計画」（平成28(2016)年3月策定）における産業振興分野を担う「分野別計画」として、総合計画の産業振興分野の各事業・施策の進行管理を通じて、プランの進行管理を実施しています。

「第3期実行プログラム」についても、「川崎市総合計画 第3期実施計画」との整合を図り、新たな「成果指標」を追加・活用し、進行管理を実施していきます。

2 中小企業活性化条例の実施計画としての進行管理

本プランは、総合計画における産業振興分野の「分野別計画」という位置付けの他、平成28(2016)年4月に施行した中小企業活性化条例における中小企業活性化施策に関する「実施計画」としても位置づけられています。

条例で規定する中小企業活性化施策と第3期実行プログラムでの取組項目との対応を示す体系は次表のとおりです。

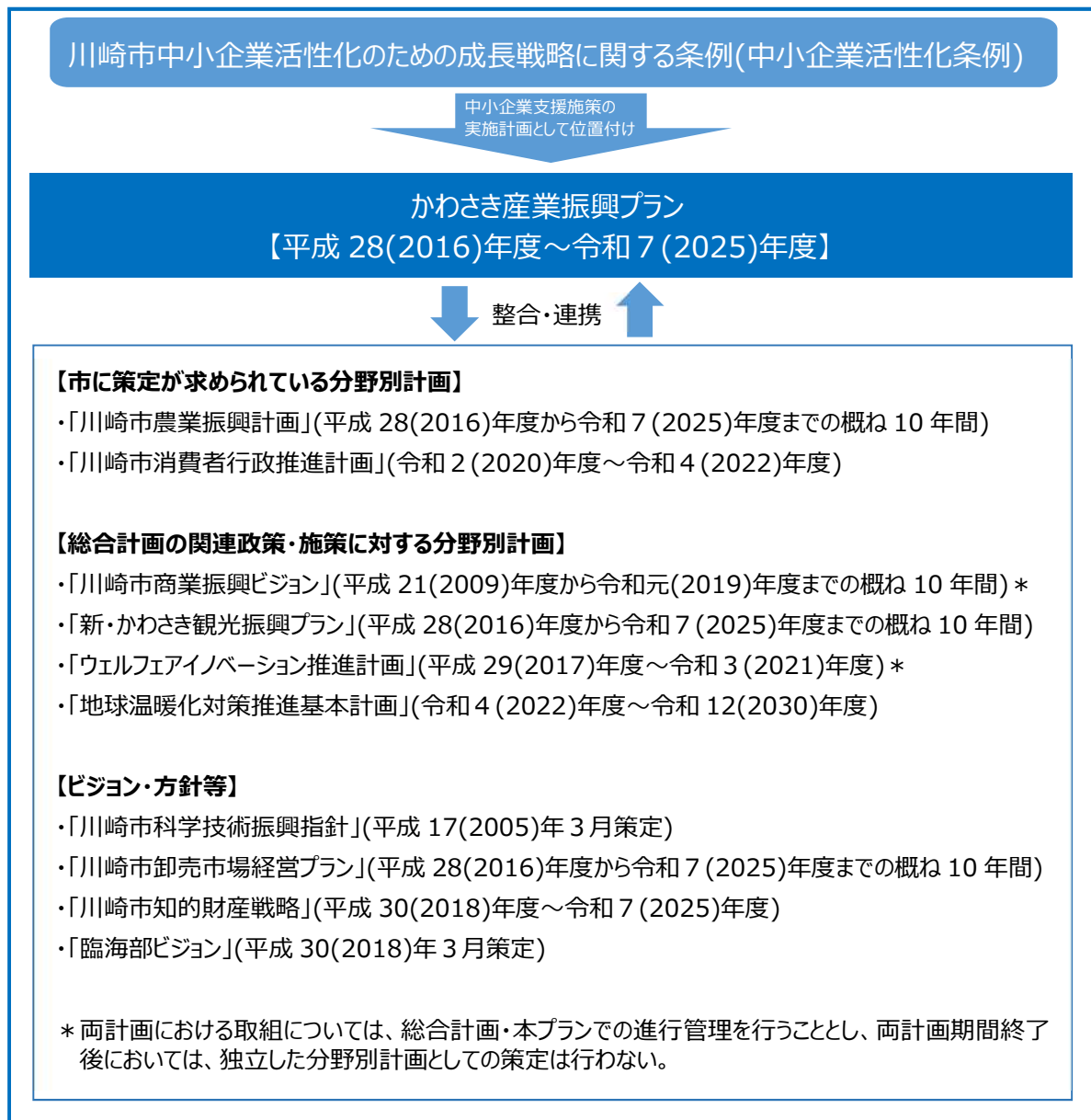
中小企業活性化条例に基づく 中小企業活性化施策	第3期実行プログラムでの取組項目
第12条 創業、経営の革新等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○起業の促進 ○インキュベーション機能の充実 ○ソーシャルビジネスの振興 ○ライフイノベーションの推進 ○グリーンイノベーションの推進 ○ウェルフェアイノベーションの推進
第13条 連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○新分野への進出支援
第14条 研究及び開発の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○産業集積の促進・維持 ○中小企業の高度化・技術力強化
第15条 経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業の育成・経営力強化 ○中小企業が創出する付加価値の向上 ○中小企業の経営安定 ○中小企業の操業環境の保全 ○中小企業の事業承継・事業継続力の強化 ○持続的な農業経営の推進と創造
第16条 地域の活性化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○商業力の強化 ○商店街の活性化・まちづくりとの連動 ○多面的な機能を有する農地の保全と活用 ○持続的な農業経営の推進と創造 ○農業への理解促進 ○観光・集客型産業の振興 ○観光資源の魅力向上 ○MICE受入の推進
第17条 人材の確保及び育成	<ul style="list-style-type: none"> ○求職者の特性に合わせた就業機会の提供 ○産業界との連携による人材の育成・確保 ○ものづくり都市を担う次世代人材の育成 ○新しい働き方に対応した働き方改革の推進 ○勤労者福祉の向上
第18条 海外市場の開拓等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市内中小企業の海外展開支援 ○外資系企業への本市関連情報の提供 ○環境技術の移転による環境産業の振興
第19条 受注機会の増大等	<ul style="list-style-type: none"> ※個別の取組項目が該当するものではなく、本市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等が該当

中小企業活性化条例に基づく中小企業活性化施策は、本市の附属機関である「川崎市産業振興協議会」の意見を聴いて検証するとともに、その検証結果を当該施策に適切に反映させるよう努める旨が条例の第22条に規定されています。

このため、平成28(2016)年度から、「川崎市産業振興協議会」の中に施策検証を専門に行う「中小企業活性化専門部会」を設置し、部会での施策検証意見を「川崎市産業振興協議会」に報告するとともに、施策への反映に向けた意見集約等を行っています。

「第3期実行プログラム」においても、中小企業活性化条例に規定する中小企業活性化施策に対応する各取組項目について、「中小企業活性化専門部会」等での毎年度の施策の実施状況の検証等を通じて進行管理を行い、取組の実効性を高めていきます。

3 「かわさき産業振興プラン」と他の産業振興施策に関連する分野別計画等



1 第3期実行プログラム(令和4(2022)～令和7(2025)年度) 施策体系

政策	基本戦略	取組項目	事務事業※□は経済労働局以外の事業	
政策1 起業・創業の 支援	市内産業を活性化 するベンチャー企業 の創出・育成・定着	起業の促進	起業化総合支援事業	
		インキュベーション機能の充実	新産業創造支援事業	
	様々な主体、手法に よる創業の促進	ソーシャルビジネスの振興	ソーシャルビジネス振興事業	
政策2 成長産業の 育成振興	成長産業分野での イノベーションの 創出	ライフイノベーションの 推進	医工連携等推進事業	
			国際戦略拠点活性化推進事業[臨海部]	
			ナノ医療イノベーション推進事業[臨海部]	
		グリーンイノベーションの 推進	環境調和型産業振興事業	
			グリーンイノベーション推進事業	
			水素戦略・カーボンニュートラル産業推進 事業[臨海部]	
	成長産業の拠点に おける連携の促進と ブランド力の向上	産業集積の促進・維持	グリーンイノベーション・国際環境施策推 進事業[環境局]	
			ウェルフェアイノベーションの推進	ウェルフェアイノベーション推進事業
	成長産業の拠点に おける連携の促進と ブランド力の向上	臨海部の活性化	臨海部ビジョンに基づく 臨海部の活性化の推進	産業立地地区活性化推進事業
				新川崎・創造のもり推進事業
戦略拠点形成推進事業[臨海部]				
臨海部大規模土地利用推進事業[臨海部]				
政策3 中小企業の活 性化	中小企業の競争力の 強化・生産性の向上	中小企業の育成・経営力 強化	臨海部交通ネットワーク形成推進事業[臨海部]	
			臨海部活性化推進事業[臨海部]	
			川崎市産業振興財団運営支援事業	
			中小企業経営支援事業	
			産業振興協議会等推進事業	
	中小企業の安定化・ 強靱化	中小企業の高度化・技術力強化	中小企業が創出する付加 価値の向上	建設業振興事業
				住宅相談事業
				中小企業経営支援事業
				生産性向上推進事業
				中小企業融資制度事業
中小企業の成長促進	新分野への進出支援		金融相談・指導事業	
			中小企業の操業環境の保全	操業環境保全対策事業
			中小企業の事業承継・事業 継続力の強化	中小企業経営支援事業
中小企業の成長促進	新分野への進出支援		知的財産戦略推進事業	
			クリエイティブ産業活用促進事業	

政策4 市民生活を支える産業の振興	魅力と活力のある商業地域の形成	商業力の強化	商業力強化事業
		商店街の活性化・まちづくりとの連動	商店街活性化・まちづくり連動事業
	都市農業の活性化と都市農地の活用	多面的な機能を有する農地の保全と活用	農環境保全・活用事業
		持続的な農業経営の推進と創造	担い手育成・多様な連携推進事業
			農業経営支援・研究事業
			農業生産基盤維持・管理事業
		援農ボランティア育成・活用事業	
	農業への理解促進	市民・「農」交流機会推進事業	
	市民への安定的な食料品等の供給	安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給と市場の機能更新	卸売市場の管理運営事業
			卸売市場施設整備事業
			卸売市場関係事業者に関する許可・指導監督業務
		適正な計量の確保	計量検査・管理指導事業
	市民の安全安心な消費生活の確保	消費者被害の救済	消費生活相談事業
消費者教育の推進		消費者啓発育成事業	
		消費者自立支援推進事業	
政策5 産業人材の確保と雇用への対応	産業構造の変化や多様な就業形態に応じた就業の支援	求職者の特性に合わせた就業機会の提供	雇用労働対策・就業支援事業
	多様な人材の育成・確保・活用	産業界との連携による人材の育成・確保	雇用労働対策・就業支援事業
		ものづくり都市を担う次世代人材の育成	科学技術基盤の強化・連携事業
			技能奨励事業
	誰もが働きやすい環境づくりの推進	新しい働き方に対応した働き方改革の推進	生産性向上推進事業
			勤労者福祉共済事業
		勤労者福祉の向上	勤労者福祉対策事業
労働会館の管理運営事業			
政策6 経済の国際化への対応	市内企業の国際化支援	市内中小企業の海外展開支援	海外展開支援事業
		外資系企業への本市関連情報の提供	対内投資促進事業
	環境ビジネスの海外展開の支援	環境技術の移転による環境産業の振興	グリーンイノベーション推進事業
政策7 都市拠点・観光資源を活かした交流人口の拡大	川崎の特性を活かした観光の振興	観光・集客型産業の振興	観光振興事業
		観光資源の魅力向上	産業観光推進事業
			市制記念花火大会事業
			競輪場整備事業
	競輪等開催・運営事業		
	川崎の特性を活かしたビジネス交流の促進	MICE 受入の推進	科学技術基盤の強化・連携事業
川崎市コンベンションホール管理運営事業			

2 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例

<p>前文</p>	<p>川崎市は、首都圏の中央部に位置するという地理的条件を生かしながら、ものづくりを中心に多様で幅広い産業が集積するとともに、日本を代表する数々の企業が成長することで、国際的な産業都市として発展してきた。</p> <p>また、かつて高度経済成長をけん引した京浜工業地帯では、深刻な公害など環境問題に直面したこともあったが、その克服に取り組む過程で培われた優れた環境技術の集積がなされてきた。</p> <p>このような川崎市の産業の発展や優れた環境技術の集積を促してきた推進力が、各企業における新たな製品及びサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出していることとするイノベーションの創出の取組であり、近代産業の歴史において、このイノベーションを創出する企業家精神がこの地で発揮され、その成果が現在に至るまで脈々と受け継がれてきた。</p> <p>そして、川崎市のイノベーションの創出を支えてきた重要な存在が、市内企業の多数を占める中小企業であり、時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、社会経済環境の変化に対応し、商業、工業、サービス業等の様々な分野において、地域経済を支える努力を重ねることで、市民生活を豊かにし、川崎市の発展に大きく貢献してきた。</p> <p>一方で、中小企業を取り巻く環境は、経済の国際化の進展に伴う企業間競争の激化、人口減少や少子高齢化の進展に伴う国内需要の低迷等により厳しさを増している。このような状況においては、直面する危機を改革への機会と捉え、厳しい環境を果敢に乗り越えようとする中小企業者の自主的な取組、そして、その取組を促進するための市、中小企業者、関係団体等の連携による環境づくりが重要である。さらには、国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発化し、多くの中小企業が生まれ、また、今ある中小企業が成長することで、経済全体が活性化するという好循環を本格的に創出することが求められているのである。</p> <p>国においても、中小企業憲章において、中小企業が経済をけん引する力であり、社会の主役であるとされているところである。また、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法は、中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力を基本としつつ、その多様で活力ある成長発展や事業の持続的発展を促すために、地方公共団体がその区域の特性に応じた施策を実施する責務を有することを規定している。</p> <p>さらに、川崎市では、地域の経済界の主体的な取組により、広範な関係者による中小企業の活性化のための成長戦略についての議論が重ねられてきた。</p> <p>これらを受け、中小企業がその活力を最大限に発揮するための環境づくりと好循環の創出を推進し、もって川崎市の持続的な発展に寄与するため、この条例を制定する。</p>	<p>規定する大学その他の研究機関で、市内に施設を有するものをいう。</p> <p>(4) 金融機関 銀行その他の金融機関で、市内に営業所又は事務所を有するものをいう。</p> <p>(5) 関係団体等 中小企業に関する団体及び前3号に掲げるものをいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業の活性化は、次の基本理念ののっとり、その推進が図られなければならない。</p> <p>(1) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。</p> <p>(2) 国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発に行われることにより、地域の活性化が促進されること。</p> <p>(3) 市、国、関係地方公共団体、中小企業者、関係団体等及び市民の相互の連携が促進されること。</p> <p>各主体の責務・役割</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、中小企業の活性化に関する施策を、関係する部局の有機的な連携の下に、総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 市は、国、関係地方公共団体、中小企業者及び関係団体等との緊密な連携を図り、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するものとする。</p> <p>3 市は、中小企業の活性化に関する施策について、中小企業者、関係団体等及び市民からの理解と協力を得るため、広報活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>(中小企業者の役割)</p> <p>第5条 中小企業者は、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 中小企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努めるものとする。</p> <p>3 中小企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(中小企業に関する団体の役割)</p> <p>第6条 中小企業に関する団体は、中小企業者の経営の改善及び向上の支援に積極的に取り組むものとする。</p> <p>2 中小企業に関する団体は、自らその運営の状況を明らかにして中小企業者及び大企業者が加入しやすい状況をつくること等により、これらの者との連携に努めるものとする。</p> <p>3 中小企業に関する団体は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>目的、定義、基本理念</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに中小企業者、関係団体等及び市民の役割を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。</p> <p>(2) 大企業者 中小企業者以外の事業者(会社又は個人に限る。)で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。</p> <p>(3) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に</p>	<p>(大企業者の役割)</p> <p>第7条 大企業者は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 大企業者は、中小企業に関する団体に加入すること等により、中小企業に関する団体との連携に努めるものとする。</p> <p>(大学等の役割)</p> <p>第8条 大学等は、人材の育成並びに研究及びその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(金融機関の役割)</p> <p>第9条 金融機関は、中小企業者が経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、中小企業者の事業内容に応じた資金の貸付並びに経営に関する相談及び助言を通じて、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>

	<p>(市民の役割)</p> <p>第10条 市民は、中小企業の活性化が市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の活性化に協力するよう努めるものとする。</p>		<p>(人材の確保及び育成)</p> <p>第17条 市は、事業の展開に必要な人材の確保が困難であることが多い中小企業者の事情を踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。</p> <p>(1) 若者、女性、高齢者等の就業を希望する者に応じた就業の支援</p> <p>(2) 青少年の職業についての基礎的な知識及び勤労を重んずる態度を養うことに資する職業を体験する機会の提供</p>
<p>計画</p>	<p>(産業の振興に関する計画)</p> <p>第11条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長が策定する産業の振興に関する計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 中小企業の活性化に関する基本方針及び総合的かつ長期的な目標</p> <p>(2) 中小企業の活性化に関する基本的施策</p> <p>(3) その他中小企業の活性化に関する施策を推進するために必要な事項</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を定めるにあたっては、地域の特性を考慮するものとする。</p> <p>3 第1項各号に掲げる事項を定めるにあたっては、中小企業者、中小企業に関する団体その他の関係者の意見を聴くための必要な措置を講ずるものとする。</p>		<p>(海外市場の開拓等の促進)</p> <p>第18条 市は、中小企業者が行う海外市場の開拓等を促進するため、当該開拓等に資する情報の提供及び相談その他の必要な施策の推進を図らなければならない。</p>
<p>中小企業活性化施策の8つの柱と施策における考慮</p>	<p>(創業、経営の革新等の促進)</p> <p>第12条 市は、創業及び中小企業者の経営の革新(中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)その他経営の向上への意欲的な取組を促進するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。</p> <p>(1) 創業しやすい環境の整備</p> <p>(2) 中小企業者の経営の革新に関する情報の提供</p> <p>(3) 中小企業者の技術の向上に関する支援</p> <p>(4) 中小企業者が新たに開発した製品及び技術の販路の拡大に関する支援</p> <p>(連携の促進)</p> <p>第13条 市は、中小企業者と大企業者との知的財産その他の経営資源(中小企業基本法第2条第4項に規定する経営資源をいう。以下同じ。)に係る連携を促進するため、当該連携の機会の提供その他の必要な施策の推進を図らなければならない。</p>	<p>(受注機会の増大等)</p> <p>第19条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等(以下「工事の発注等」という。)にあたっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、工事の発注等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、中小企業者(市内に主たる事務所又は事業所を有するものに限る。以下この条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、工事の発注等にあたっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の社会貢献の取組の状況についてしん酌するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定にあたっては、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、中小企業者の参入の機会の増大を図るよう努めるものとする。</p>	
	<p>(研究及び開発の支援)</p> <p>第14条 市は、大企業者及び大学等における専門的知識を有する人材及び高度な技術を中小企業者が活用することを促進するため、中小企業者と大企業者又は大学等との連携による研究及び製品開発の取組の支援その他の必要な施策の推進を図らなければならない。</p>	<p>(調査及び研究)</p>	<p>第20条 市は、市が行う他の施策の推進においても、当該施策が中小企業の活性化に及ぼす影響について考慮するよう努めるものとする。</p>
	<p>(経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮)</p> <p>第15条 市は、中小企業者の経営基盤の強化に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。</p> <p>(1) 経営資源の確保に関する相談</p> <p>(2) 中小企業者に対する資金の円滑な供給の促進</p> <p>2 市は、前項の施策の推進にあたっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者(中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。)の事情を考慮するものとする。</p>	<p>調査研究、施策検証、公表、財政措置</p>	<p>第21条 市は、中小企業の活性化に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。</p>
	<p>(地域の活性化の促進)</p> <p>第16条 市は、地域の活性化が中小企業の活性化に資することを踏まえ、次に掲げる施策その他の必要な施策の推進を図らなければならない。</p> <p>(1) 地域の特性を生かした新たな事業の創出の支援</p> <p>(2) 地域における経済活動の拠点の形成の促進</p>	<p>(施策の検証等)</p>	<p>第22条 市長は、中小企業の活性化に関する施策の実施状況について、川崎市産業振興協議会の意見を聴いて検証するとともに、その検証の結果を当該施策に適切に反映させるよう努めるものとする。</p>
		<p>(実施状況の公表)</p>	<p>第23条 市長は、毎年度、中小企業の活性化に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。</p>
		<p>(財政上の措置)</p>	<p>第24条 市は、中小企業の活性化を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
		<p>附則</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	

3 第3期実行プログラム策定にあたっての「研究開発に関する調査」の概要

1 調査結果

(1) アンケート調査(民間企業が対象)				(2) データ比較調査			研究開発機関数 (機関数) 【①+②+③+④】
調査対象 (企業数)	回収数 (企業数)	研究開発「有」と 回答した企業数 (企業数)	市内立地の研究 開発機関数 (機関数)①	追加で研究開発機関 として認定した民間 企業(機関数)②	公的機関 (機関数) ③	大学等 (機関数) ④	
1,117	456	221	247	288	18	9	562

2 調査の概要

(1) アンケート調査

- ・ 前回実施したアンケート調査(平成27年度実施)時の調査対象企業(約400者)を基に、インキュベーション施設や、殿町・新川崎地区等に新たに入居・立地する市内企業、研究開発に関する本市施策を活用した市内企業等を対象として1,117者を抽出し、研究開発に関するアンケート調査を実施
調査方法：調査依頼状を郵送し、Webまたは紙の調査票によるアンケート調査
調査対象：市内企業1,117者(民間企業)
調査期間：令和3(2021)年7月1日から8月10日まで
回答状況：有効回答456件(回答率40.8%)

(2) データ比較調査

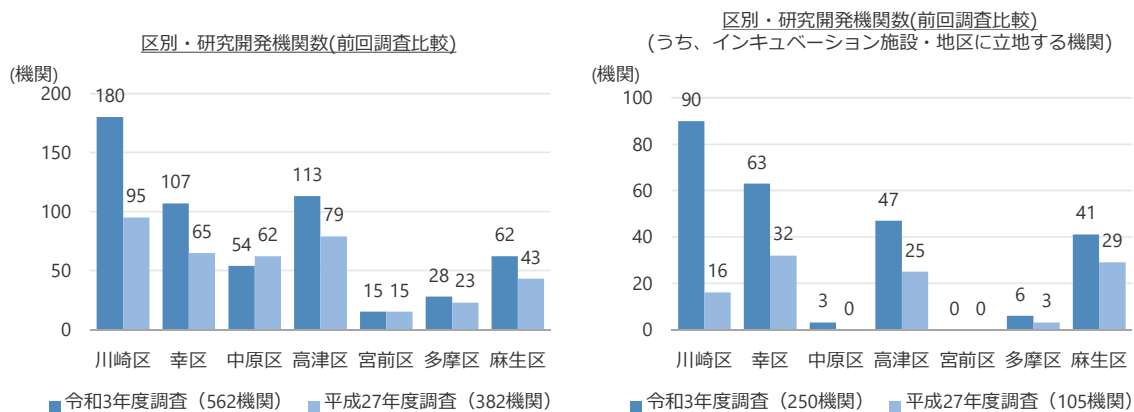
- ・ アンケート調査未回答の民間企業の内、以下に該当する市内企業を研究開発機関として算定した。
 - ① インキュベーション施設・地区に入居・立地する企業
 - ② 研究開発に関する本市施策を活用した企業
 - ③ 前回調査時に研究開発機関と認定された企業のうち、事業継続している企業
- ・ 公的機関、大学等は、前回調査の結果やホームページ等の情報を基に、研究開発機関数を算定した。

本調査における「研究開発業務」の定義

- ・ 自然科学などに関する研究開発の業務を指し、製品や試作品の開発、システム開発、基礎研究などの業務を含む。具体的には以下に該当する業務を指す。
 - ① 事業所全体として、研究・開発を専門に行っている。
 - ② 研究・開発を専門の研究部門で行っている。
 - ③ 専門の研究部門はないが、研究や開発を行う社員がいる。
 - ④ 研究・開発を委託により行っている。

3 研究開発機関数(562機関)に関する分析結果

- ・ 区別の研究開発機関数を前回調査と比較すると、中原区以外の各区において、令和3年度調査の研究開発機関数が平成27年度を上回る。
- ・ インキュベーション施設・地区に入居・立地する機関(AIRBICやKSP、キングスカイフロント等に入居・立地する機関)に限定して比較すると、全ての区において令和3年度調査が平成27年度調査を上回り、特に川崎区の研究機関数が大きく増加している。



* 令和3年度調査では、住所無回答の3機関を含む。

4 アンケート調査の回答に関する分析

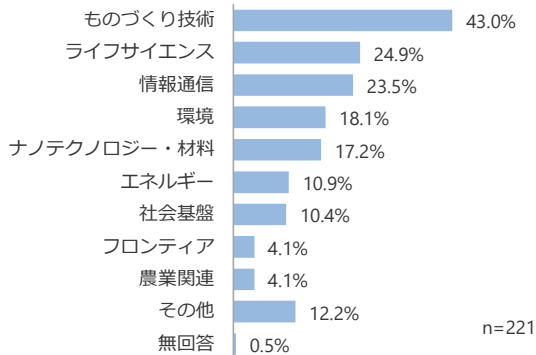
(回答数456者(内、研究開発「有」と回答した企業：221者 「無」と回答した企業：235者))

研究開発「有」と回答した企業の業種

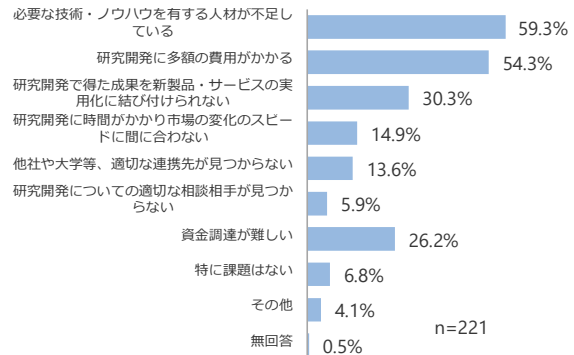
製造	学術研究	情報通信	卸売・小売	建設	その他	無回答	合計(者)
142	27	21	13	3	13	2	221

- 研究開発の種類は、「ものづくり技術」が43%で最も多く、「ライフサイエンス」、「情報通信」が続く。
- 研究開発を行っているうえでの課題は、人材不足、資金関係、研究開発の実用化が上位に並ぶ。

行っている研究開発の種類(複数回答)

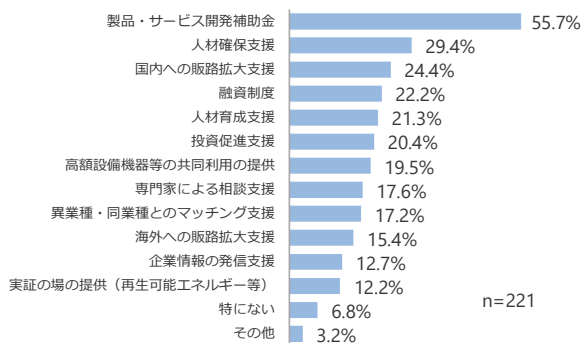


研究開発を行っているうえでの課題(複数回答)

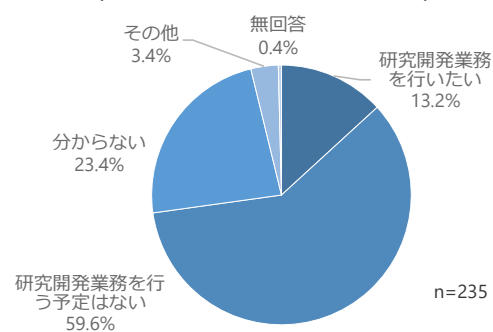


- 研究開発を行う上で求める支援策は、資金(補助金・融資)、人材(確保・育成)、国内販路拡大が上位に並ぶ。
- 研究開発「無」と回答した企業を対象とした質問で、今後の研究開発業務の取組については、「研究開発業務を行いたい」が約13%の一方、「研究開発業務を行う予定はない」は約60%となっている。

研究開発を行ううえで求める行政機関等の支援策(複数回答)

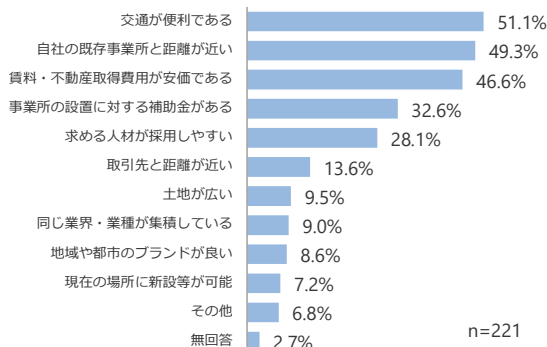


今後の研究開発業務の取組
(研究開発「無」と回答した企業を対象)

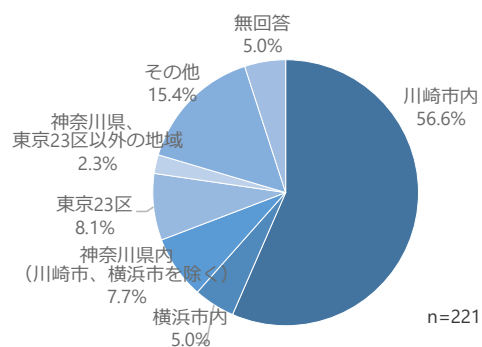


- 立地場所の考慮するポイントは、「交通が便利である」、「自社の既存事業所と距離が近い」、「賃料・不動産取得費用が安価である」が上位に並ぶ。
- 新たな事業所を設けたい場所は、「川崎市内」が約57%と最も多い。

別の事業所を設ける場合に、立地場所の考慮するポイント(複数回答)



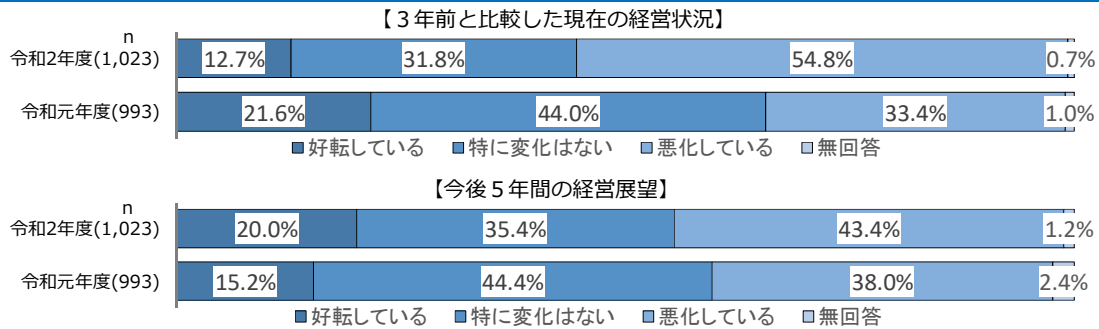
別の事業所を設ける場合に、新たな事業所を設けたい場所



4 「令和2年度 市内事業所経営実態把握調査」の概要

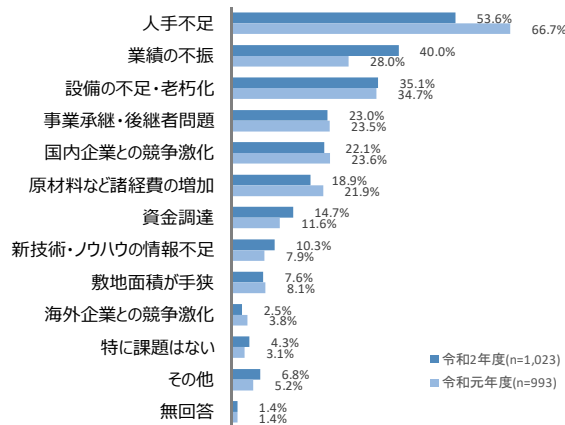
- 「事業所母集団データベース(平成30年次フレーム)」を基に全産業分野の市内全事業所(約47,000事業所)から無作為に3,500社を抽出し、経営状況や事業展望等を調査するアンケート調査を実施
- 調査方法：調査依頼状を郵送し、Webまたは紙の調査票によるアンケート調査
- 調査対象：市内の事業所3,500件(無作為抽出)
- 調査期間：令和2(2020)年11月13日から12月28日まで
- 回答状況：有効回答1,023件(回答率29.2%)

- ・3年前と比較した経営状況は、「好転」「特に変化なし」が減少した一方、「悪化」が増加した。
- ・今後5年間の経営展望は、「好転」「悪化」が共に増加した一方、「特に変化なし」が減少した。

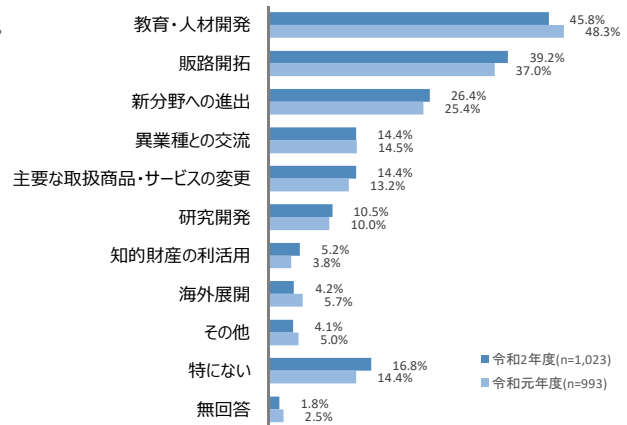


- ・今後事業を行っていくうえでの課題は、「人手不足」が減少しているものの令和元年度に引き続き最も高く、一方で「業績の不振」が大きく増加している。
- ・今後5年間で重点的に取り組みたい内容は、令和元年度に引き続き「教育・人材開発」「販路開拓」が上位となっている。

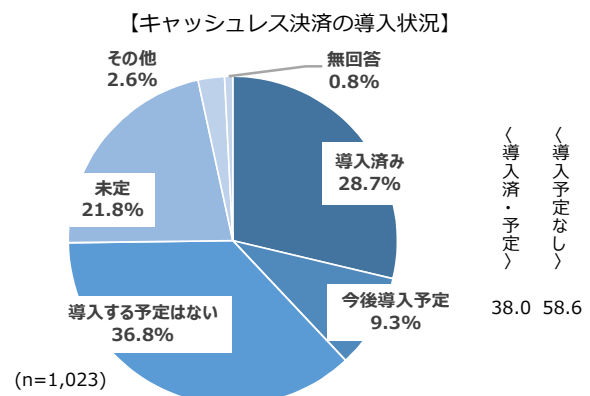
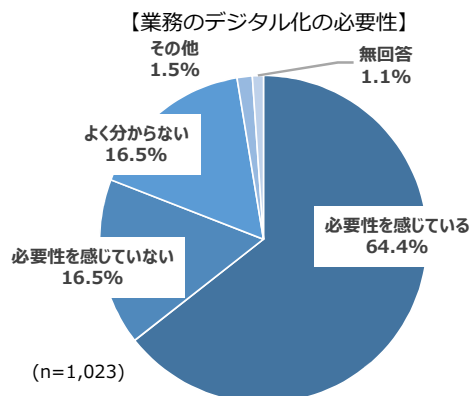
【今後事業を行っていくうえでの課題(複数回答)】



【今後5年間で重点的に取り組みたい内容(複数回答)】

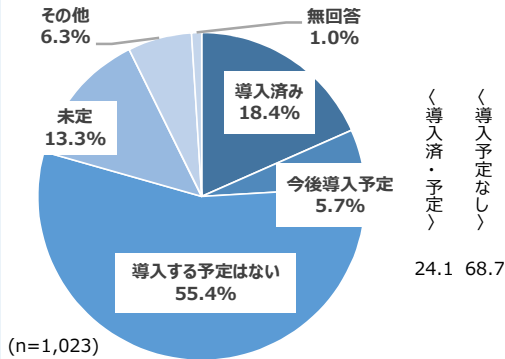


- ・業務のデジタル化の必要性は、「必要性を感じている」が約65%に対し、「必要性を感じていない」は16.5%となっている。
- ・キャッシュレス決済の導入状況は、〈導入済・予定〉が38%に対し、〈導入予定なし〉が約59%となっている。

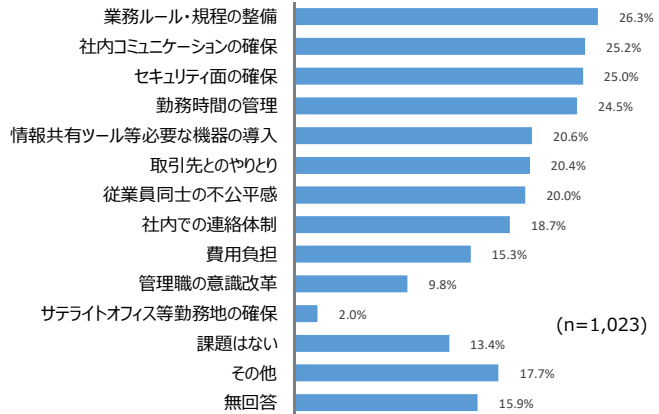


- ・テレワークの導入状況は、〈導入済・予定〉が約24%に対し、〈導入予定なし〉は約69%となっている。
- ・テレワークの導入にあたっての課題は、「業務ルール・規程の整備」が最も高く、「社内コミュニケーションの確保」「セキュリティ面の確保」が上位となっている。

【テレワークの導入状況】

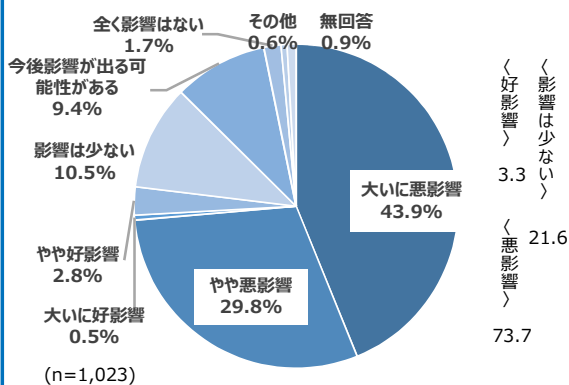


【テレワークの導入にあたっての課題(複数回答)】

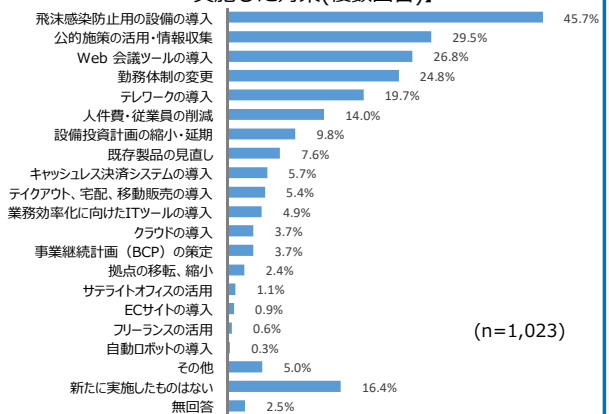


- ・新型コロナウイルス感染症による影響は、〈好影響〉約3%、〈影響は少ない〉が約22%に対し、〈悪影響〉が約74%となっている。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って実施した対策は、「飛沫感染防止用の設備の導入」が最も高く、「公的施策の活用・情報収集」「Web会議ツールの導入」が上位となっている。

【新型コロナウイルス感染症による影響】

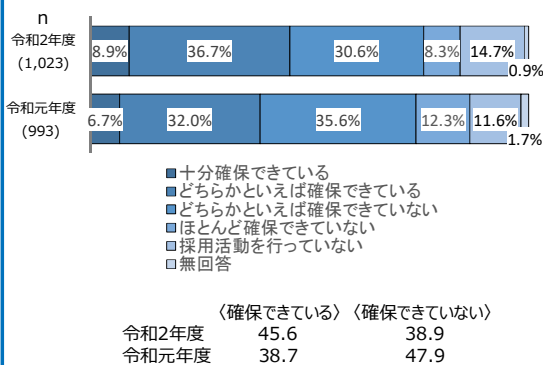


【新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴って実施した対策(複数回答)】

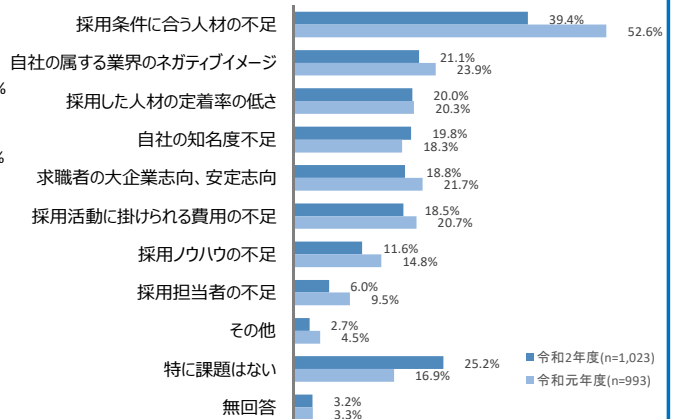


- ・人材確保(採用)状況は、〈確保できている〉が増加している一方、〈確保できていない〉が減少している。
- ・人材確保(採用)上の課題は、「採用条件に合う人材の不足」が10%以上減少しているものの令和元年度に引き続き最も高く、「自社の属する業界のネガティブイメージ」「採用した人材の定着率の低さ」が上位となっている。

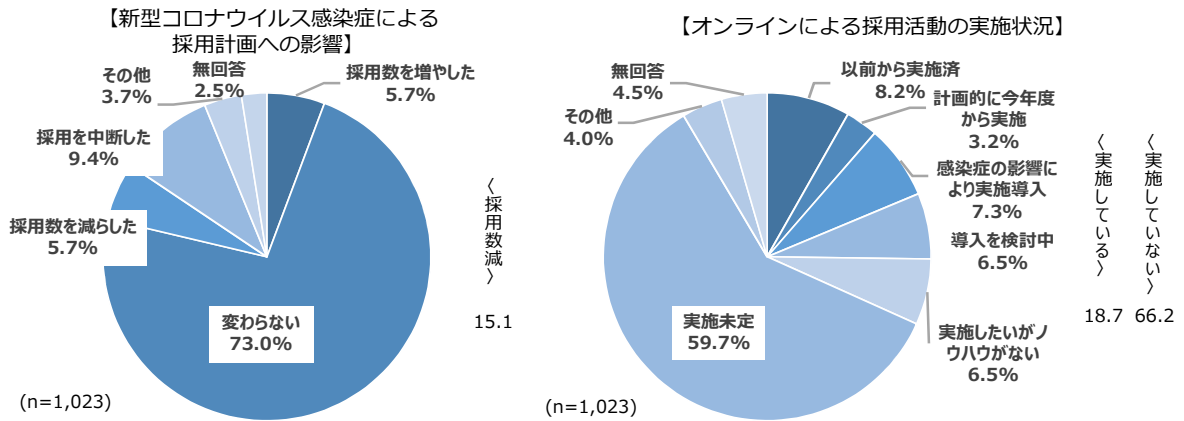
【人材確保(採用)状況】



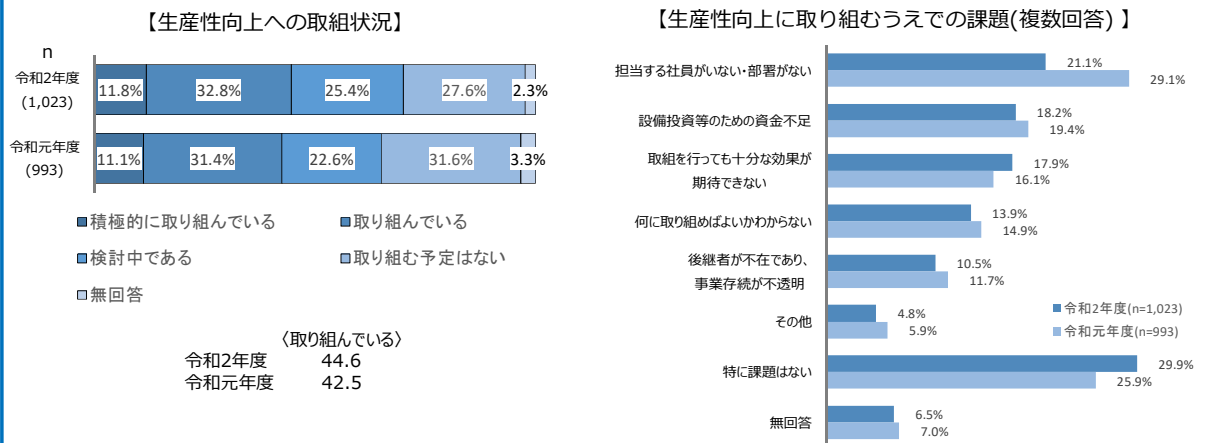
【人材確保(採用)上の課題(複数回答)】



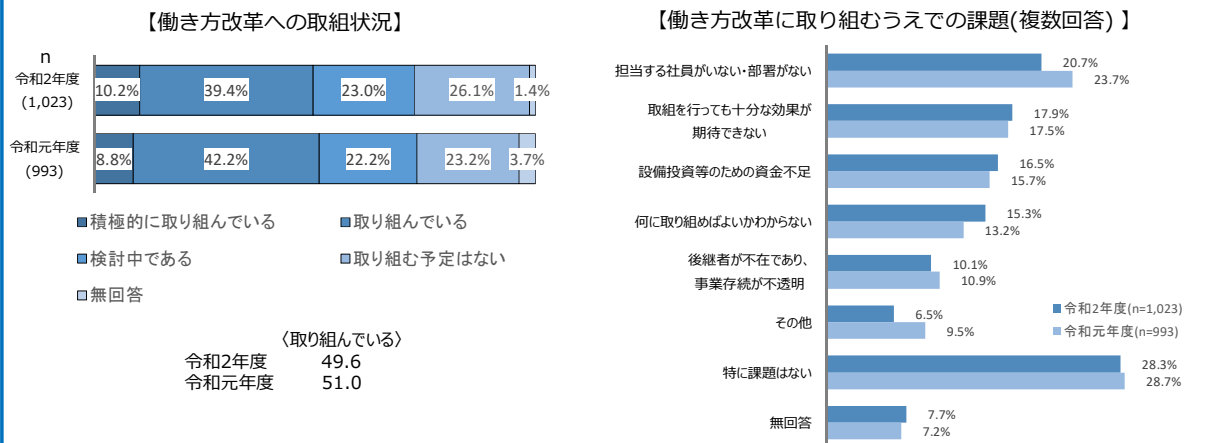
- ・新型コロナウイルス感染症による採用計画への影響は、「変わらない」が73%で最も高く、「採用数を増やした」が約6%、〈採用数減〉が約15%となっている。
- ・オンラインによる採用活動の実施状況は、〈実施している〉が約19%に対し、〈実施していない〉が約66%となっている。



- ・生産性向上への取組状況は、〈取り組んでいる〉が約45%であり、前回調査から約2%増加している。
- ・生産性向上に取り組むうえでの課題は、「担当する社員がない・部署がない」「設備投資等のための資金不足」「取組を行っても十分な効果が期待できない」が上位である一方、「特に課題はない」が約30%で最も高い。

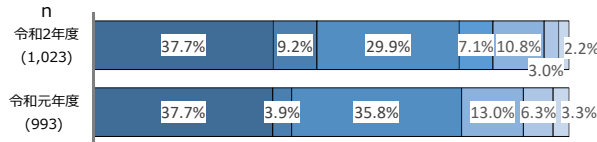


- ・働き方改革への取組状況は、〈取り組んでいる〉が約50%であり、前回調査から約1%減少している。
- ・働き方改革に取り組むうえでの課題は、「担当する社員がない・部署がない」「取組を行っても十分な効果が期待できない」「設備投資等のための資金不足」が上位である一方、「特に課題はない」が約28%で最も高い。



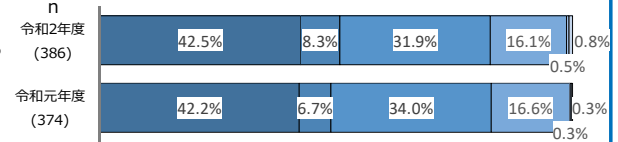
- ・自社の将来(事業承継)は、「誰かに引き継ぎたい(親族、従業員、第三者など)」が約38%で最も高く、「まだ分からない」が約30%で続くと共に、「自分の代で廃業を検討している」は約9%と前回調査から約5%増加している。
- ・後継者の状況は、〈後継者が決まっている〉が約51%であり、前回調査から約2%増加している。
- ・事業承継に取り組むうえでの課題は、「将来の経営に関する不安」が約6%減少したものの令和元年度に引き続き最も高く、「株式や資産に関する相続税・贈与税の負担」「借入金、債務保証の引継ぎ」が上位にある一方、「特に課題はない」が約23%となっている。

【自社の将来(事業承継)】



- 誰かに引き継ぎたい(親族、従業員、第三者など)
- 自分の代で廃業を検討している
- まだ分からない
- 起業したばかり又は事業を引き継いだばかりであり、当分事業引き継ぎの予定はない
- 支社等のため該当しない
- その他
- 無回答

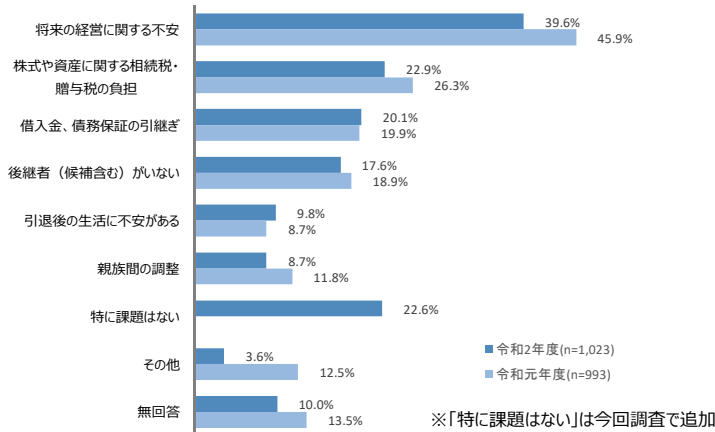
【後継者の状況】



- 後継者が決まっている(親族)
- 後継者が決まっている(従業員等の社内人材)
- 後継者は決まっていないが、候補者はいる
- 後継者は決まっておらず、候補者もない
- その他
- 無回答

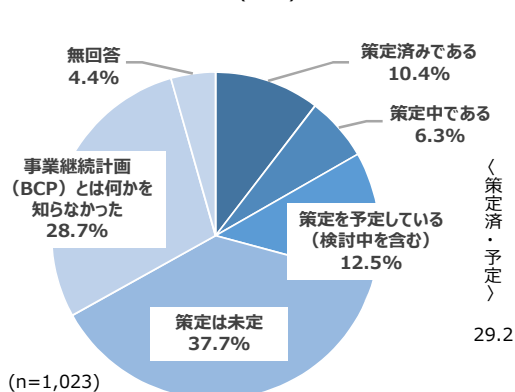
〈後継者が決まっている〉
 令和2年度 50.8
 令和元年度 48.9

【事業承継に取り組むうえでの課題(複数回答)】

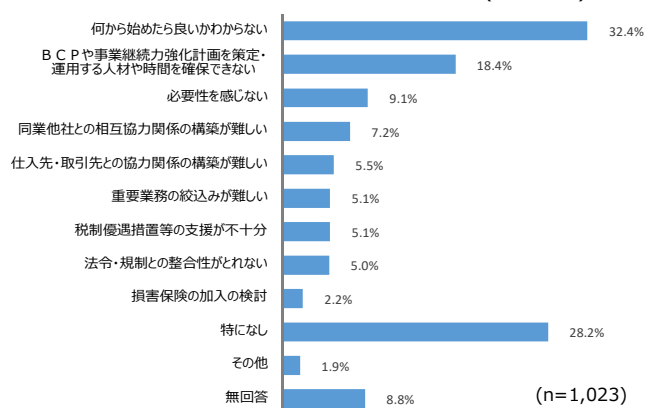


- ・事業継続計画(BCP)は、〈策定済・予定〉が約30%である一方、「策定は未定」が約38%、「事業継続計画(BCP)とは何かを知らなかった」が約29%となっている。
- ・事業継続力強化にあたっての問題点や課題は、「何から始めたら良いかわからない」が約32%で最も高い一方で、「特になし」も約28%と上位となっている。

【事業継続計画(BCP)の策定状況】



【事業継続力強化にあたっての問題点や課題(複数回答)】



かわさき産業振興プラン 第3期実行プログラム

令和4(2022)年3月発行

編集・発行 川崎市経済労働局産業政策部企画課

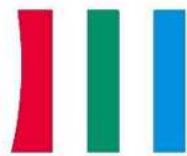
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2

川崎フロンティアビル 10階

電話 044-200-2332 FAX 044-200-3920

E-mail 28kikaku@city.kawasaki.jp

Kawasaki Industry Promotion Plan
The 3rd Phase of Implementation Program



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市